

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月30日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
（UBS Asset Management（Europe）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラヘイ（Geoffrey Lahaye）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
オリヴァー・アンペール（Olivier Humbert）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
（UBS（Lux）Equity Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
エマージング・マーケット・ 5億アメリカ合衆国ドル
サステナブル・リーダーズ（米ドル）（約748億円）
クラスP受益証券
ヨーロッパ・オポチュニティ 8億ユーロ
（ユーロ）（約1,245億円）
クラスP受益証券
グレーター・チャイナ（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券（約1,347億円）
USサステナブル（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券（約1,347億円）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注１）ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2025年２月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝155.60円、１米ドル＝149.67円）による。

（注２）2025年５月20日付で、U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）の名称は、U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）に変更された。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド（UBS（Lux）Equity Fund）

（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。2025年5月20日現在、ファンドは15のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

ファンドのサブ・ファンドのうち、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）およびUBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）（以下それぞれ「サブ・ファンド」という。）のクラスP - a c c（以下日本においては「クラスP」と呼ぶ。）受益証券が本書に基づき日本で募集される（以下「ファンド証券」または「受益証券」という。）。

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（UBS Asset Management（Europe）S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

（注１）名称の一部に「P」を含むクラスの受益証券は、全ての投資家に提供される。

（注２）2025年5月20日付で、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）の名称は、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）に変更された。

（３）【発行（売出）価額の総額】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

エマージング・マーケット・

5億アメリカ合衆国ドル

サステナブル・リーダーズ（米ドル）クラスP受益証券

（約748億円）

ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

8億ユーロ

クラスP受益証券

（約1,245億円）

グレーター・チャイナ（米ドル）クラスP受益証券

9億アメリカ合衆国ドル

（約1,347億円）

USサステナブル（米ドル）クラスP受益証券

9億アメリカ合衆国ドル

（約1,347億円）

（注１）ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円、1米ドル＝149.67円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券はユーロ建または米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨または米ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

購入の申込みが営業日（以下に定義する。）の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（以下「締切時間」という。）までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE（Northern Trust Global Services SE）（以下「管理事務代行会社」という。）に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格（以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。）

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

（注）「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）については、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。

後記（８）に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

日本国内におけるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込手数料は申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする。

（６）【申込単位】

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（８）申込取扱場所」に照会のこと。

（７）【申込期間】

2025年5月31日（土曜日）から2026年5月29日（金曜日）まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）でかつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込の取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）については、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（９）払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（後記「（８）申込取扱場所」を参照）において申込を受付けられない場合がある。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（ 9 ）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価格の総額は、UBS SuMi TRUSTによって、申込日から起算して4営業日目（以下「払込日」という。）に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払込まれる。

（ 10 ）【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

該当なし。

（ 12 ）【その他】

（ 1 ）申込証拠金はない。

（ 2 ）引受け等の概要

- a 日本における販売会社は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売に関して2004年8月13日付、2006年10月27日付および2008年3月12日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

なお、上記契約には払込期日現在において、日本における販売会社の判断において異常な経済、通貨情勢の変更等があった場合、日本における販売会社は募集の取扱いを行わないことができる旨の規定がある。

- b 本書に記載されるとおり、日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および／または取次登録金融機関をいう。

- c 管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS SuMi TRUSTをファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（ 3 ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提

出する。申込金額は、円貨で支払われる場合、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨との換算は、裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

（４）日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対してファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの形態

UBS（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款」という。）^{（注）}によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・サステナブル・リーダーズ（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）およびUBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）（以下それぞれ「サブ・ファンド」という。）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で約款に従い買い戻される仕組みとなっている。

（注）約款は、受益証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

ファンドは不可分の法主体を構成する。受益者との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務はクラス間受益証券で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他のクラス受益証券の純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。2025年5月20日現在のファンドは15のサブ・ファンドで構成されている。

b．ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、ファンドの資産の安全性および流動性を適正に考慮しつつ、適当な水準の収益と共に高い成長を達成することである。

ファンド証券の発行限度額の制限はない。

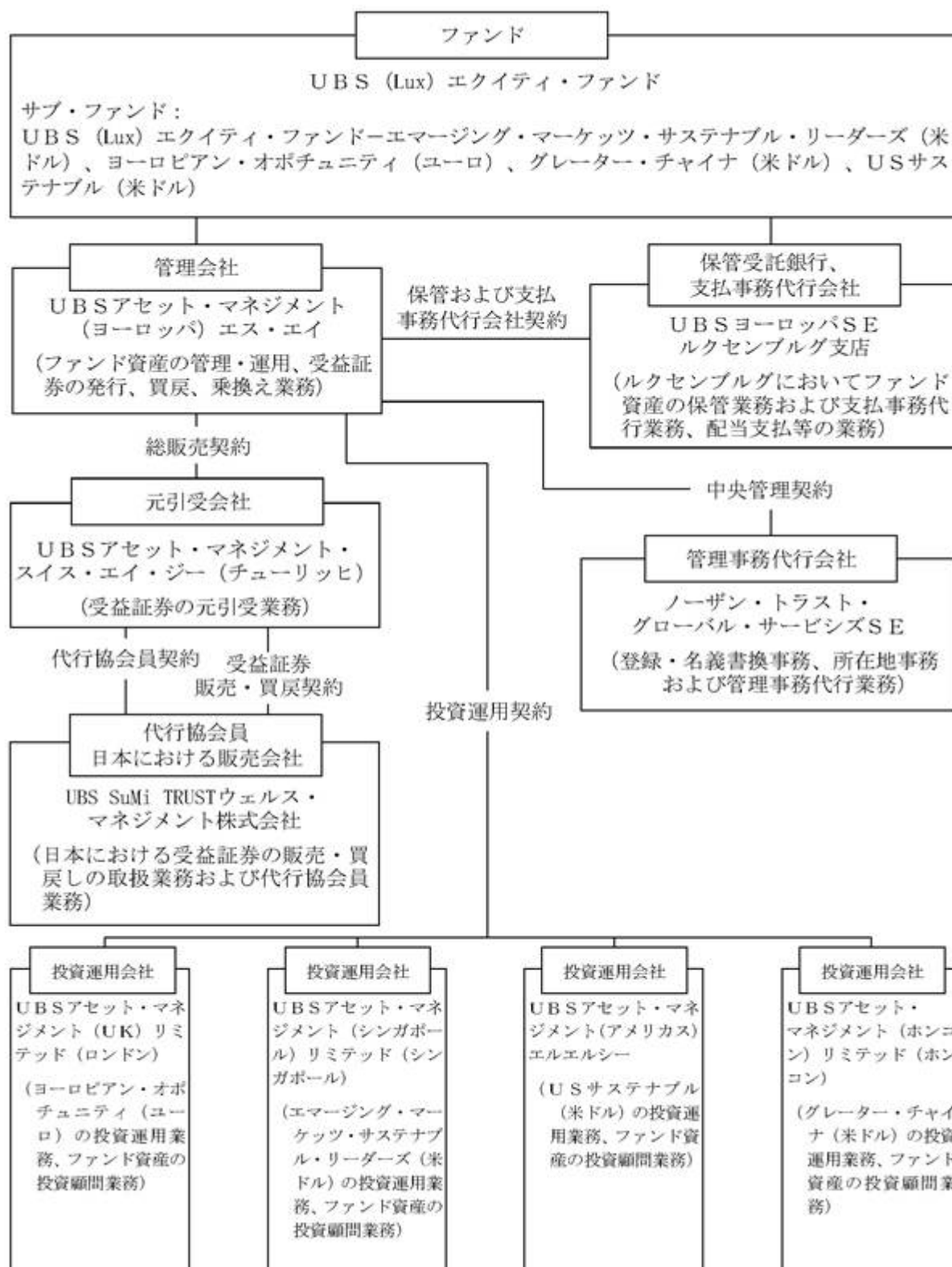
（2）【ファンドの沿革】

1989年10月18日	UBSエクイティ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（「旧管理会社」）の設立
1989年10月26日	ファンドの約款締結
1989年12月1日	ファンドの運用開始
1998年11月27日	改正ファンド約款締結（1998年12月効力発生）
1999年11月24日	改正ファンド約款締結（1999年12月効力発生）
2000年12月4日	改正ファンド約款締結（2000年12月効力発生）
2003年3月24日	改正ファンド約款締結（2003年5月効力発生）
2004年8月5日	改正ファンド約款締結（2004年10月効力発生）
2006年6月30日	改正ファンド約款効力発生
2007年12月14日	改正ファンド約款効力発生
2008年5月30日	改正ファンド約款効力発生

2010年10月15日	旧管理会社からUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへファンドの管理会社としての機能の承継 ファンド約款変更
2011年7月1日	改正ファンド約款効力発生
2012年8月27日	改正ファンド約款効力発生
2014年8月4日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット（米ドル）の解散
2014年8月29日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー（米ドル）の解散
2014年9月19日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスト（ユーロ）の解散
2015年4月30日	改正ファンド約款効力発生
2015年9月22日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン（日本円）の解散
2015年10月29日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - 台湾（米ドル）の解散
2015年11月12日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - フィナンシャル（ユーロ）の解散
2016年9月23日	改正ファンド約款効力発生
2016年12月6日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ（ユーロ）の解散
2017年4月7日	改正ファンド約款効力発生
2018年8月3日	改正ファンド約款効力発生
2019年4月8日	UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）の解散
2022年5月20日	改正ファンド約款効力発生

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
UBSアセット・マネジメント （ヨーロッパ）エス・エイ （UBS Asset Management（Europe） S.A.）	管理会社	2022年5月12日付（2022年5月20日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 （UBS Europe SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行、 支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE （Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約（2017年10月1日効力発生）（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （UK）リミテッド（ロンドン） （UBS Asset Management（UK） Ltd., London）	投資運用会社	2004年10月7日効力発生の投資運用契約（改訂済）（注3）を旧管理会社との間で締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （シンガポール）リミテッド （シンガポール） （UBS Asset Management （Singapore） Ltd., Singapore）	投資運用会社	2014年9月12日付で投資運用契約（随時改訂）（注3）を管理会社との間で締結。エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （アメリカス）エルエルシー （UBS Asset Management （Americas）LLC）	投資運用会社	2013年2月15日付で投資運用契約（改訂済）（注3）を管理会社との間で締結。USサステナブル（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント （ホンコン）リミテッド（ホンコン） （UBS Asset Management (Hong Kong) Limited, Hong Kong）	投資運用会社	2013年11月1日付で投資運用契約（改訂済）（注3）を管理会社との間で締結。グレーター・チャイナ（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	元引受会社	2014年8月22日付で管理会社との間で総販売契約（随時改訂）（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2004年8月13日付、2006年10月27日付および2008年3月12日付で元引受会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2004年8月13日付（改訂済）、2006年10月27日付および2008年3月12日付で元引受会社との間で受益証券販売買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売と買戻しについて規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、投資信託に関するルクセンブルグ法の規定に従い当該資格において行為することを約する契約である。主支払事務代行会社として、ファンドの受益者への分配金の支払いやその他の未払利益の支払いについての責任を負う。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、元引受会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売買戻契約とは、元引受会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

（a）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年7月1日に設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（b）事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

(c) 資本金の額

株式資本の13,742,000ユーロ（約21億3,826万円）は、1株2,000ユーロ（31万1,200円）の株式6,871株によって表章される。2025年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みである。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円）による。

(d) 会社の沿革

2010年7月1日に設立。

2024年10月1日にUBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイに名称変更。

(e) 大株主の状況

（2025年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー	バーンホーフシュトラッセ 45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,871株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルクの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、規則、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

(b) 準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

2010年法

(イ) 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパート が適用される「その他の投資信託」（UCI）を区分して取り扱っている。

(ロ) 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(ハ) 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

(二) 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

c) 約款または設立文書に基づき、EUの加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS

d) 2010年法第5章によりパート のUCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

(ホ) 上記d) の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって予め以下のとおり定義されている。

a) 2002年法第41条第1項(現在は2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。

c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)

d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート (現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

(ヘ) 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

税法上の多くの規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、CSSFが行っている。

(5) 【開示制度の概要】

(a) ルクセンブルグにおける開示

金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要（ｄ）財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べたように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、ＣＳＳＦにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）、ルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、1991年１月21日付通達 I M L 91 / 75（1997年６月13日付通達 I M L 97 / 136に改正済。）に基づき、金融庁（現ＣＳＳＦ）の1997年６月13日付通達97 / 136に基づき、ＣＳＳＦに対して月次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次財務報告書および半期財務報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれ入手することができる。約款の全文は、ルクセンブルグの商業および法人登録機関に預託され、閲覧することができる。

受益者への通知は、ウェブサイト（www.ubs.com/ame-investornotifications）上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した受益者には、電子メールで送付できる。受益者が電子メールアドレスを提供していない場合、受益者への通知は、受益者名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、受益者への通知は郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

（ｂ）日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書は電磁的方法によりファンドの代行協会員のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

（ａ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）で、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付通達（2009/65/EC）の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、地元当局よりＣＳＳＦに事前に通知され、所定の書類が提出され、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行が任命され、かつＣＳＳＦが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に意義を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要する。

ファンドは、2010年法パート に従い設定されている。

（ｂ）登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびＣＳＳＦに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、ＣＳＳＦの要求される専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

（ｃ）目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは書類が適用ある法律、勅令、規則、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ｄ）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針において異なる比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示されるセクターやテーマに関連することのある企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国、地域または経済セクターに所在するもしくは主な活動を行っている企業の発行する参加証書（持分証書および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。

サブ・ファンドの投資方針に別段の定めがない限りすべてのサブ・ファンドは、その資産の30%を上限に、地域または経済地域に関する上記の制限または時価総額に関する要件に合致しない組合出資持分、参加証書（持分証券および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等の株式ならびにその他の株式関連証券の他、国内または海外の借り手が発行する各種通貨建ての債券およびその他の債務証券および請求権に投資することができる。

下記「投資制限」の1.1g）および5に記載されるように、各サブ・ファンドの投資方針を達成するという主たる原則のために、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を対象資産とする特別な技法および手段が、法定制限の範囲内で使用されることがある。

ワラント、オプション、先物およびスワップは変動的であり、利益を達成する機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資の場合よりも高い。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針と一致し、これらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ用いられる。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産を保有することができる。20%の上限は一時的に超えることができるが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が受益者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られる。かかる制約は、デリバティブ金融商品のエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41（１）条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41（２）b）条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しない。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金（経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等）または2010年法第41（１）条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければならない。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできない。

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユ

ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

投資運用会社は、根底となる戦略（対象投資信託を含む。）における配分時にESGインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する根底となる戦略の場合、投資運用会社は、ESGインテグレーションに関する上記リサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部により運用される戦略の場合、ESG統合資産は、第三者提供会社によるリサーチの過程で特定される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け/選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかる

エンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行われ、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。
2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

アクティブに運用されるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場に所在するか、または同市場で主に活動を行う企業の株式またはその他持分に投資する。

本サブ・ファンドは、消費、都市化、デジタル化、金融包摂、ヘルスケア、新技術等の長期的なトレンドおよびテーマから利益を享受することができるセクターの主要企業の株式に投資する。

本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分に限定されるものでもない。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI エマージング・マーケット（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのグローバル志

向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

本サブ・ファンドは、地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、関連する為替リスクを低減するために、ポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする場合がある。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。

こうした理由により、本サブ・ファンドは上記のリスクを認識している投資家に適している。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、新興国市場にあるまたは同地域で主に活動を行う企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および／または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、SFD R第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFD Rの細則（RTS）第14条（2））。

アクティブに運用されるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他持分に投資する。かかる投資対象は、ヨーロッパ以外に所在し、またはヨーロッパ以外で主な活動を行っている企業の株式および株式持分により補完されることがある。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドはヨーロッパ・スモールおよび／またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的（すなわち、本サブ・ファンドの純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託）に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。

サブ・ファンドの投資ユニバースは、（ ）ヨーロッパ以外に所在し、またはヨーロッパ以外で主な活動を行っている企業の株式により補完される（ ）ヨーロッパに所在し、またはヨーロッパで主な活動を行っている企業の株式で主に構成される。投資ユニバースのこの2つの部分は分離されており、それぞれ少なくとも20%減少させることにより、UBSブレンデッドESGスコアが最も低い発行体が除外される。

サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBSブレンデッドESGスコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを維持する。サブ・ファンドはまた、参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または絶対値の低い炭素プロファイルも有する。算定には現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。よって、サブ・ファンドは、環境的、社会的特性およびガバナンス特性を促進させる。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのヨーロッパ重視のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオに組み入れられている有価証券（現金、現金等価物およびヘッジ目的のデリバティブを除く。）の少なくとも90%についてUBSブレンデッドESGスコア評価を適用するものとする。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、ヨーロッパの企業のアクティブに運用される株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

本サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および/または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。本サブ・ファンドは、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他持分に主に投資する。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのA

プローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。

サブ・ファンドは、以下のESGを促進する特性を有する。

- 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

算定には現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、ESG測定の監視、投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるUBSグレート・チャイナ・インデックス（50%のMSCI中国、10%のMSCI中国Aオンショア、25%のMSCI香港および15%のMSCI台湾（すべて正味配当金再投資）の合成）を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネージャーは、少なくとも（ ）「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および（ ）（ベンチマークを参照することにより）「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮すべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。

このような理由から、このサブ・ファンドは、これらのリスクを認識している投資家向けである。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、中国の企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、SFDR第8条を遵守する。環境的および/または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびE S G プロファイルの監視、ならびにE S G および投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるS&P 500（正味配当金再投資）を用いる。ベンチマークは、E S G 特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

リスクの注記

新興国への投資

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことはできない。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さ

らに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

上記のリスクは、特に中国への投資にも該当する。

上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクト（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて取引される投資に関するリスクの情報

ストック・コネクトを通じて中国本土で取引する証券に関するリスク

サブ・ファンドの中国本土への投資がストック・コネクトを通じて取引される場合、かかる取引に関する追加のリスク要因がある。投資家は特に、ストック・コネクトが新しい取引制度であることに留意するべきである。現在、経験的データは存在しない。更に、対応する規定は将来変更される可能性がある。ストック・コネクトは、サブ・ファンドがストック・コネクトを通じて適時に取引を行う能力を制限する可能性のあるクオータ制限に従う。これは、サブ・ファンドが投資戦略を効果的に実施する能力を害する可能性がある。ストック・コネクトの範囲は、当初、SSE 180インデックスおよびSSE 380インデックスに含まれるすべての証券ならびに上海証券取引所（以下「SSE」という。）に上場されるすべての中国A株を含む。またその範囲は、深圳成分指標および深圳中小型イノベーション指数に含まれ最低60億人民元の時価総額を持つすべての証券ならびに深圳証券取引所（以下「SZSE」という。）に上場されたすべての中国A株に及ぶ。受益者は、適用される規則に基づき、証券がストック・コネクト制度から除外される可能性があることに留意するべきである。これは、例えば、ポートフォリオ・マネジャーがストック・コネクト制度から除外された証券を取得することを希望する場合など、サブ・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

SSE株式/SZSE株式の実質的所有者

ストック・コネクトは、サブ・ファンド等の香港および海外の投資家がSSEに上場される中国A株（以下「SSE株式」という。）および/またはSZSEに上場される中国A株（以下「SZSE株式」という。）を取得し、かつ、保有することのできる「ノースバウンド」リンクおよび中国本土の投資家が香港証券取引所（以下「SEHK」という。）に上場される株式を取得し、かつ、保有することのできる「サウスバウンド」リンクから構成される。サブ・ファンドは、ファンドの副保管銀行と関係があり、SEHKにおいて認められるそのブローカーを通じてSSE株式および/またはSZSE株式を取引する。ブローカーまたは保管銀行（清算代理人）が清算を行った後、これらのSSE株式またはSZSE株式は、香港の中央証券保管機関兼名義人である香港中央結算有限公司（以下「HKSCC」という。）により維持される香港中央清算決済システム（以下「CCASS」という。）の口座において保有されるものとする。次に、HKSCCは、中国本土の中央証券保管機関である中国証券預託振替機構にその名義で登録される「単独名義人総合証券勘定」において参加者全員のSSE株式および/またはSZSE株式を保有する。

HKSCCが単なる名義人であり、SSE株式および/またはSZSE株式の実質的所有者ではないため、HKSCCが香港で清算された場合、SSE株式および/またはSZSE株式は、中国法上でも、債権者に分配可能なHKSCCの一般資産の一部とみなされない。ただし、HKSCCは、中国本

士でSSE株式および/またはSZSE株式の投資家を代理して権利を行使するために、法的措置を講じるかまたは訴訟を開始する義務を負わない。ストック・コネクトを通じて投資を行い、HKSCCを通じてSSE株式および/またはSZSE株式を保有する海外投資家（当該本サブ・ファンドなど）は、資産の実質的所有者であるため、名義人を通じて、排他的にその権利を行使する権利を有する。

投資家補償基金

ストック・コネクトを通じた投資はブローカーを利用して行われ、かかるブローカーの債務弁済不履行のリスクにさらされる。2020年1月1日以降に生じる不履行については、香港の投資家補償基金が、SSEまたはSZSEによって運営される株式市場で取引され、その売買注文が、ストック・コネクト契約のノースバウンド・リンクを通じて出されることのある有価証券に関して投資家の損失を補填する。ただし、関連するサブ・ファンドは、中国本土の証券ブローカーではなく香港の証券ブローカーを通じてノースバウンド取引を行うため、当該サブ・ファンドは、中国本土の中国証券投資家保護基金によって保護されない。

クォータがすべて使用されるリスク

ノースバウンド取引およびサウスバウンド取引の1日のクォータがすべて利用された場合、相当する買い注文の受付は直ちに停止され、その日が終わるまで、追加の買い注文は受け付けられない。受付済の買い注文は1日のクォータがすべて利用されたことによる影響を受けない。売り注文は、引き続き受け付けられる。

中国証券預託振替機構における支払不履行のリスク

中国証券預託振替機構は、リスク管理システムを構築し、中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」という。）により承認された措置を講じており、CSRCの監督下にある。CCASSの一般規則に基づき、中国証券預託振替機構（主要な取引相手方として）がその義務を履行しない場合、HKSCCは、場合に応じて、利用可能な法的手段により、中国証券監督管理委員会の清算中に、ストック・コネクトの発行済証券および中国証券預託振替機構の資金を請求するよう誠実に努力するものとする。次に、HKSCCは、管轄権を有するストック・コネクトの機関の規則に従い、再請求されうるストック・コネクトの証券および/または資金を、資格を有する参加者に対して按分して分配するものとする。投資家は、サブ・ファンドに投資し、ノースバウンド取引に参加する前に、かかる規則および中国証券預託振替機構による支払不履行の潜在的なリスクを認識するべきである。

HKSCCにおける支払不履行のリスク

HKSCCがその義務の履行を遅滞することにより、またはその義務の履行を怠ることでも、支払不履行または関連するストック・コネクトの証券および/または資金の損失を生じさせる可能性がある。その結果、サブ・ファンドおよびその投資家は、損失を被る可能性がある。サブ・ファンドおよびポートフォリオ・マネジャーは、かかる損失について責任または債務を負わない。

ストック・コネクトの証券の所有権

ストック・コネクトの証券は証券化されず、HKSCCにより、それらの保有者を代理して保有される。ノースバウンド取引の対象であるサブ・ファンドは、ストック・コネクトの証券の物理的な預託および払戻を行うことはできない。

サブ・ファンドの所有および所有権ならびにストック・コネクトの証券の権利（その法的性質、エクイティ上その他にかかわらない。）は、適用される要件（外国株式の所有に関する権利および制限の開示に関する法律を含む。）に従う。紛争の場合には、中国の裁判所が投資家を正当と認め、中国企業に

対して法的手段を開始する資格を投資家に付与するか否かは不明である。これは複雑な法的分野であり、投資家は、独立専門家の助言を求めるべきである。

UCIおよびUCITSへの投資

その純資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、ファンドへの直接投資に比べて、より幅広い分散投資またはリスクの分散である。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑える。多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、ファンドの投資方針にできる限り従わなければならない。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の証券へ間接投資を行う。

既存のファンドに投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央行政機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資が行われるUCIおよび／またはUCITSの発行／償還手数料）が何度も発生する。かかる手数料および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

また、サブ・ファンドは、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイまたは同社と共同経営もしくは管理を通じまたは相当程度の直接もしくは間接保有により関係する会社が運営するUCIおよび／またはUCITSに投資することができる。この場合、発行または償還手数料は、当該受益証券の買付または償還について請求されない。もっとも、UCIおよびUCITSに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生する。

既存のファンドに投資する際に発生する一般費用および経費については、「４ 手数料等及び税金、（３）管理報酬等」ならびに「（４）その他の手数料等」に記載される。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、管理会社は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能と

いうわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、ファンドに損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、必ずしもファンドの投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、希望した時期および価格で投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一

定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは監督機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたはされ得ないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、証券の不正確な価格設定、市況の不利な動き、証券発行体の信用度の低下、証券が取引される市場の流動性の欠如、証券を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または（例えば支払不能による）法的契約の解除によるかを問わず、受け取った証券が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不

履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レボ契約、リバースレボ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約／リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約／リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）	0% - 10%	50%	0%	25%	0% - 40%	50%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法（リスク総量を把握するリスク管理手法）により行われる。（上場投資信託（ETF）およびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、遅くともかかる指令に規定される経過措置期間の満了後に、リスク管理手続は、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（後記「（5）投資制限 5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項参照のこと。）の範囲内でも、適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「額面総額」として確定され

る。受益者は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを反映していないことに留意するべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、額面総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

V a R アプローチを用いる U C I T S の経済的リスクには、U C I T S のリスク管理手法が適用される。かかる手法は、とりわけ、V a R の制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。V a R は、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

V a R アプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、額面総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照 ポートフォリオ
エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル)	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
ヨーロッパ・オポチュニティ (ユーロ)	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
グレート・チャイナ (米ドル)	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
U S サステナブル (米ドル)	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドが店頭（O T C）取引を実行する場合、ファンドはO T C取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約またはオプションを行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドはO T C取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。管理会社は、認められる担保の種類、各担保に対して加算または控除される金額に加え、担保として預託される流動性資金に関する投資方針を中心に、上記の要件および価値の詳細を定めた内部規則を設ける。かかる枠組に関する取決めは、管理会社により定期的に検証され、必要に応じて採用される。

管理会社は、O T C 派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 （時価に対する 控除率（％））
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（償還残存期間1年以内）	1 %
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が中期（1年から5年）の商品	3 %
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が長期（5年から10年）の商品	4 %
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が超長期（10年超）の商品	5 %
償還残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7 %
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債（償還残存期間を問わない）	8 %
償還残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

証券貸付からの担保につき利用されるヘアカットについては、該当する場合、「5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」に記載される。

担保として預託された証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。こうした理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託された証券は、ファンドに代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のE T Fおよびその他のU C I T S 銘柄に関するE S M A ガイドライン（E S M A / 2014 / 937）の改正後の第43条（e）に従い、ファンドは、E U 加盟国、その一もしくは複数の現地当局、E U 非加盟国または一もしくは複数のE U 加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、ファンドが投資することができる。投資対象は、後記「（5）投資制限 1．投資商品 第1.1 f）項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻契約（当該取引の相手方が、「1．投資商品 第1.1 f）項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条

件とする。）、ならびにCESRガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

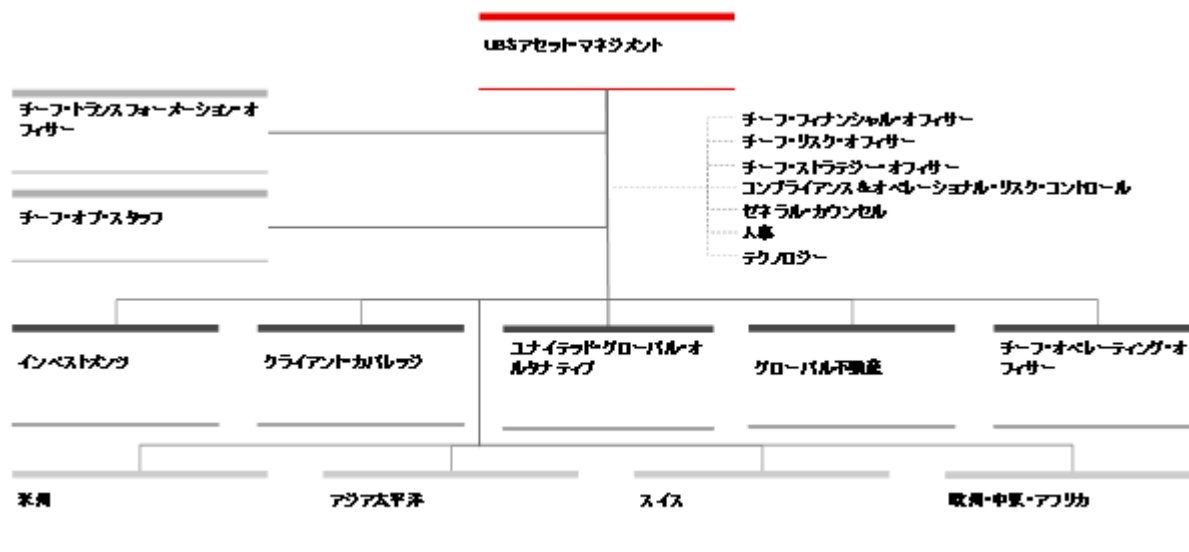
保管受託銀行またはその副保管受託銀行／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連するファンドの権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。ファンドが該当契約に基づきOTC取引相手に担保を提供している場合、当該担保はファンドとOTC取引相手との合意によりOTC取引相手に移転されることになる。OTC取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用破綻事由の結果、担保に関連するファンドの権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、ファンドはOTC取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなる。

（２）【投資対象】

上記「投資方針」記載のとおり。

（３）【運用体制】

（ ）投資運用体制



2025年1月現在

2024年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約730名の運用プロフェッショナルを配している。

（ ）投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのリターンを上げること为目标として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、２段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- **ファンダメンタルなリサーチ** 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより、より多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- **業界リサーチ** 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界にリサーチ結果に関する論文を数多く寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重き

を置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチ努力は投資アプローチと結びついており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

（a）エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

- 1）ポートフォリオの構築は、チーム長、3名のポートフォリオ・マネジャーおよび1名のシニア・エクイティ・スペシャリストからなるエマージング・マーケット・エクイティ戦略チームが責任を負う。このチームはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定に責任を負う。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用するリサーチと銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーはポートフォリオに関する主な問題点と顧客の取引について協議するために毎週ミーティングを行う。銘柄選択に関して、このチームは、長期的な評価に重点を置きつつ、産業構造および競争上の地位、利益の持続可能性ならびにESG（社内および外部両方の評価を組み入れたもの）の観点から、被投資会社の質を考慮する。

2）リスク管理

個々の銘柄、国およびセクターへの投資について制限幅があり、ポートフォリオ・マネジャーは、POP（ポートフォリオ最適化のための社内ツール）、BarraおよびUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどの様々なシステムの助けを借りて、これらの制限幅を監視している。さらに、Sentinelというツールが、すべてのサブ・ファンドの投資ガイドラインを日々監視している（取引前後の監視を含む。）。

（b）ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

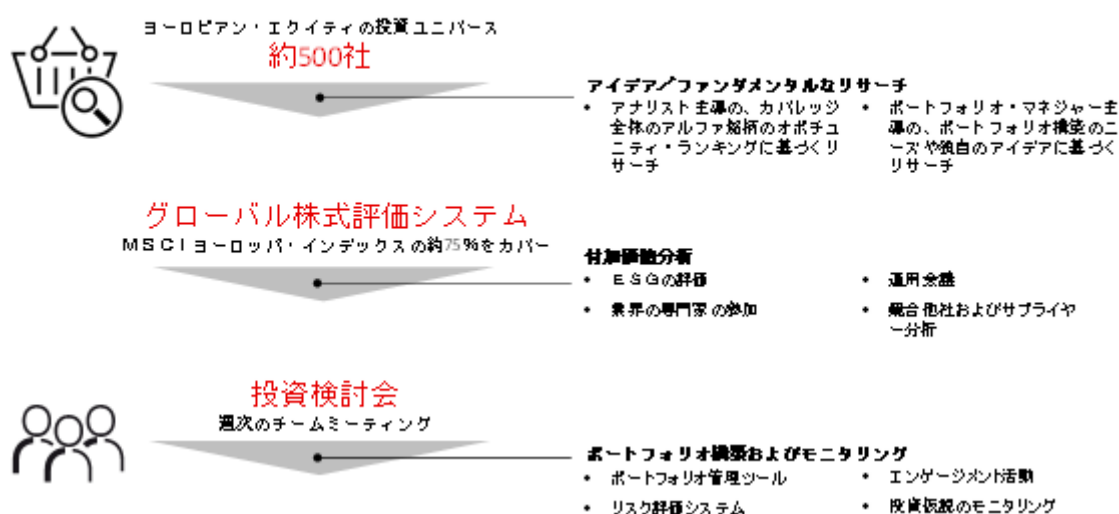
ヨーロッパ株式チームは、UBSアセット・マネジメント内のより広域をカバーしているグローバル株式チームに統合されている。グローバル株式チームは、UBSアセット・マネジメントのコアとなるチーム（会社のリサーチ結果、専属のESGチーム、集中トレードチーム、独自のリスク監視チーム、法務/コンプライアンス、顧客サポート機能等）のすべての情報資源を活用するものの、別個の投資決定プロセスを備えている。説明責任と好調なパフォーマンス創出への注力の両面において、顧客の利益に明確に合致する。

ヨーロッパ株式ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ヨーロッパ株式部門の部門長兼リサーチ部の副ディレクターであるリード・ポートフォリオ・マネジャーにより率いられる。リード・ポートフォリオ・マネジャーは、リサーチ部の副ディレクターでもあることから、リサーチ水準をより高いレベルに押し上げ、アナリストとポートフォリオ・マネジャーのグローバル・ネットワークから質の高い知見を引き出すことを可能とする。また、ジェネラリストな投資アナリストである副ポートフォリオ・マネジャーのサポートのもと、欧州の株式全般について単一銘柄リサーチを行っている。最終的な投資決定はリード・ポートフォリオ・マネジャーが行うものの、リードと副の二人のポートフォリオ・マネジャーが投資機会の評価、ポートフォリオ構築、モニタリングにおいて協働している。副ポートフォリオ・マネジャーも顧客への戦略の伝達およびESGについて責任を負っている。

ヨーロッパ株式部門の投資プロセスは、ボトムアップ型の銘柄選定プロセスであり、時間をかけて検証されたDCF法に基づく本源的価値フレームワークのもとで行われる。その特徴は、「適正価格でのクオリティ」ということである。投資運用会社は、卓越した経営陣、ユニークな事業特性、強固なバランスシートといった点において他より際立つ40～60社からなる非常に分散されたポートフォリオの構築を目指す。当該ポートフォリオの最適化を通じて、多様で、企業固有の、特異なアルファ銘柄への幅広いエクスポージャーを得られるよう努める。投資運用会社の定性基準を満たし、現在の株価が本源的価値に対して十分な上昇余地を提供している銘柄を購入する。これは概して、他の市場参加者が十分に反映していない、投資運用会社独自の洞察力によるものである。投資運用会社の洞察力は、ある企業の経営陣の陣容や競争上の優位性、当該企業が事業展開する各最終市場の性質といったものに対する深い理解から培われる。

投資プロセスの概要

グローバル人材を擁するアナリストやポートフォリオ・マネジャーの強力な協働によるボトムアップ型



ヨーロッパ株式チームは、アナリストやポートフォリオ・マネジャーのグローバル・ネットワークの専門知識に加え、投資運用会社独自の情報源や現地ネットワークを活用して投資アイデアを発掘している。アイデアが特定されると、投資運用会社のグローバル投資チームの厳格な投資プロセスおよび投資哲学をもって正式に開発される。この分析を経て特に魅力的と判断された投資案件については、既存の保有銘柄と比較検討の上で、ポートフォリオに組み入れるかが決定される。この決定は一般的に、投資仮説の堅固さや公正価値に対する上昇余地の水準、分散効果の観点における適合性の判断をもって行われる。投資運用会社は、その定性基準を満たしつつも本源的価値に対する上昇余地をまだ十分に提供していない各事業について資本を再循環させるため、「新規購入銘柄」のウォッチリストを維持している。

ポートフォリオ上のある銘柄への投資比率は、投資仮説に対する確信の強さ、本源的価値に対する上昇余地の水準、および銘柄の分散効果の観点から判断される。投資運用会社は、本源的価値に対して上昇余地を十分に提供する確信度の高いアイデアを集中的に組み入れたポートフォリオを構築する。投資運用会社は、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ（正味配当金再投資）に連動する、高アクティブシェアを求める。投資運用会社の本質はリスク管理者であり、そのことは投資プロセスにも組み込まれている。投資運用会社は、銘柄選定プロセスにおけるソーシング、リサーチ、およびアイデアの吟味に至るまでのあらゆる段階でリスク評価を行う。投資運用会社の究極の目標は、分散した各企業固有のアルファ銘柄の源泉を幅広く追求することで、リスク調整後リターンを最適化することである。

投資運用会社は、各銘柄の保有理由を定期的に見直す。投資運用会社は、独立した情報源からの裏付けが減ってきた場合やESGに関するものを含みリスクリワードが下降トレンドになってきた場合、投資比率を減らすか、または保有銘柄を売却することがある。あるいは、投資運用会社は、類似の特徴を持つ他の投資対象が保有銘柄より魅力的となった場合には、当該保有銘柄を売却することがある。統制されたプロセスの一環として、投資運用会社は、各保有銘柄を正式に見直し、当該企業の経営陣と年に1回以上会合することを目標とする。

（c）グレーター・チャイナ（米ドル）

1）ポートフォリオの構築はアジア株式の担当チームに支援される中国株式の責任者とそのチームが責任を負う。このグループはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定に責任を負う。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、中国株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、中国株式のポートフォリオに適用するリサーチと銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーはポートフォリオに関する主な問題点と顧客の取引について協議するために毎週ミーティングを行う。銘柄選択に関して、このチームは、長期的な評価に重点を置きつつ、産業構造および競争上の地位、利益の持続可能性ならびにESG（社内および外部両方の評価を組み入れたもの）の観点から、被投資会社の質を考慮する。

2）リスク管理

ポートフォリオ・マネジャーは、POP（ポートフォリオ最適化のための社内ツール）、BarraおよびUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどの様々なシステムの助けを借りて、ポートフォリオ・リスクを監視している。さらに、Sentinelというツールが、すべてのサブ・ファンドの投資ガイドラインを日々監視している（取引前後の監視を含む。）。

（d）USサステナブル（米ドル）

投資運用会社の投資哲学および投資プロセスは、ボトムアップのファンダメンタルなリサーチと綿密なサステナビリティ分析を組み合わせたものである。投資運用会社は、魅力的な評価とサステナビリティ面で高格付の両方を有する企業を積極的に探している。

UBS独自のサステナビリティ・データベースおよびスコアリング手法を継続してアップデートしている。各業種のビジネス・モデルに適合したKPI（重要業績評価指標）を設定し、業界セクターに対する各KPIの重要性に基づいてウェイト付けを行う。このように独自にデータ収集することにより、企業のサステナビリティへの取り組みについて、より適時かつ正確に把握することができると考えている。

ポートフォリオ構築プロセスは、ポートフォリオ構築チームおよび複数のアナリストによる一連の総合的な意思決定から構成されている。ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ポートフォリオのポジショニングの見直しおよび変更候補の検証を定期的に行う。さらに、ポートフォリオ・マネジメント・チームは、投資モデルに対するアップデートおよび直近の調査出張の成果等について意見交換をするために、複数のアナリストを交えたグループ・ミーティングを行っている。この他、具体的なトレードに関するアイデアを検討するために個別のミーティングを行っている。この個別のミーティングでは通常、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストとの間で、前述した評価を得るために必要な投資テーマ、評価モデルおよびカタリストについての全面的な検証を含む徹底的な話し合いが行われる。各アナリストが自身でリサーチを行い各々の対象地域分野における投資機会を特定する中で、チーム内では定例会議外での議論も頻繁に交わされている。

投資運用会社のポートフォリオ構築手法は、独自の「ポートフォリオ・オプティマイゼーション・プラットフォーム」により強化されている。これは、アルファ、リスクおよび取引コストを単一のプラットフォームに統合した双方向の意思決定支援ツールであり、ポートフォリオ構築チームはこれにより、シナリオ分析を行い、トレード候補のポジションがポートフォリオのリスク特性に与える影響をリアルタイムで評価することが可能となる。

() 会合、委員会またはその他の社内組織

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループは、ポートフォリオ・マネジャーが全社にわたりリスクを調整した最大のリターンを上げるのを補助することを主な目的としている。

リスク・モデルおよびリスク・システムはすべて、投資プロセスにわたり開発される。投資運用会社の目的のために設計されるリスク管理ツールの要件は、「レディーメイド」のリスク管理プロダクトへの依存から踏み出す助けとなっている。投資運用会社は、すべての資産クラスの投資決定プロセスと連携する最先端の独自モデルを開発するために多くの資源を注いできた。

投資運用会社の独自のリスク管理システムは、株式、債券および資産分散型ポートフォリオをカバーしている。毎営業日の終了時にファンドの会計システムからポジションがダウンロードされ夜のうちに処理が行われる。その結果は、イントラネットを通してポートフォリオ・マネジャーに配信される。このように、ポートフォリオ・マネジャーは、正確かつ最新のリスク情報を入手することができる。

グローバル株式リスク管理システムは、UBS独自の株式のリスク・モデルを提供している。これらは、リスクの長期的および短期的な展望を提供する。リスク・モデル要因は、業種別、国別および規模別に分類され、投資プロセスとの調和を図る。また、グローバル株式リスク管理システム内にBarraリスク・モデルを設けて、ポートフォリオ・マネジャーにリスクの選択的および補足的な視点も提供している。

リスク統制は、特に責任や評判に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとっては重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクの動きに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、適切な職務分掌を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、グループ最高リスク管理責任者と緊密に連携している運用グループ内の権限を付与されたリスク統制部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守に関するポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

管理会社の管理体制

管理会社

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

管理会社は、2018年7月2日付（2018年8月3日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

ポートフォリオ・マネジャーは、2004年10月7日効力発生の投資運用契約（改訂済）を旧管理会社との間で締結。同契約は、ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。旧管理会社および管理会社は2010年9月15日付で地位譲渡契約を締結した。

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

ポートフォリオ・マネジャーは、2014年9月12日付で投資運用契約（随時改訂）を管理会社との間で締結。同契約は、エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー

ポートフォリオ・マネジャーは、2013年2月15日付で投資運用契約（改訂済）を管理会社との間で締結。同契約は、USサステナブル（米ドル）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

ポートフォリオ・マネジャーは、2013年11月1日付で投資運用契約（改訂済）を管理会社との間で締結。同契約は、グレーター・チャイナ（米ドル）に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

（４）【分配方針】

約款第10条に従い、年次決算の終了後、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うか否かおよび分配額を決定する。分配は、収益（配当収益および利息収益）または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券（- d i s t クラス受益証券）より成長型クラス受益証券（- a c c クラス受益証券）の申込みを、選好する場合がある。成長型クラス受益証券（- a c c クラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（- d i s t クラス受益証券）の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、各自の状況に関して有資格の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。分配金の支払が、ファンドの純資産が2010年法が定めるファンド資産の最低額を下回る結果となることはない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了の4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

支払日から5年以内に請求されない分配金および割当の請求権は、失効し、関連するサブ・ファンドまたはその受益証券クラスに払い戻される。当該サブ・ファンドまたは受益証券クラスが既に清算されている場合、分配金および割当は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残存する受益証券クラスの権利に帰属する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

「 - a c c 」を名称に含むクラス受益証券については、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行わない。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

原則として、分配金が支払われる予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（注）日本においては、クラスP - a c c 受益証券が有価証券届出書に基づき募集される。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．投資商品

1.1 サブ・ファンドの投資対象は、以下のものに限られるものとする。

- a) 欧州議会と2014年5月15日会議の金融商品市場に関する指令2014 / 65 / E Uに定義される、規制ある市場に上場されまたはかかる市場で取引される証券および短期金融商品。
- b) E U加盟国の、公認の、規制され、定期的に取りが行われている公開の他の市場で取引される証券および短期金融商品。「E U加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるがE U加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内においてE U加盟国と同一であるものとする。
- c) E U非加盟国の証券取引所の市場に公式上場が認められている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラレイシア諸国（以下「承認国」という。）の定期的に取りが行われ公認かつ公開の他の市場で取引される証券および短期金融商品。
- d) 新規発行された証券および短期金融商品。ただし、発行要項において、本項a) からc) に記載された証券取引所または規制ある市場の一つへ公式上場の認可申請を行う必要があり、当該認可を証券の当初発行から1年以内に受けなければならない旨規定されているもの。
- e) 指令2009 / 65 / E Cに基づき認可されるU C I T Sの受益証券および / または2010年法に定義されるE U加盟国、またはE U非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009 / 65 / E C第1条（2）a) およびb) に規定されるその他のU C I。ただし、
 - 当該その他のU C Iは、C S S Fの見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の健全性監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること
 - その他のU C Iの受益者に提供される保護水準が、ファンドの受益者に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに証券および短期金融商品の空売りについて、理事会指令2009 / 65 / E Cに規定される要件と同等の規則が適用されること
 - その他のU C Iの運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること
 - 受益証券を取得する予定のU C I T Sまたはその他のU C Iは、その約款または設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に投資することができること

を条件とする。

サブ・ファンドの投資方針と異なる場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のU C I T SもしくはU C Iの資産に投資することができる。

- f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はE U加盟国に登録上の事務所を置くものでなければならず、またはその登記上の事務所がE U非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとする。

g) 現金決済商品を含む金融派生商品(「派生商品」)で上記a)、b)およびc)に掲げる規制ある市場で取引されるもの、および/または証券取引所もしくは規制ある市場で取引されない派生商品(「OTC派生商品」)。ただし、

- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
- 対象は2010年法第41条(1)に規定する商品、またはサブ・ファンドの投資方針により直接的または他の既存のUCI/UCITSを通じて間接的に、投資を行うことが許可されているマクロ経済指数、金利、為替レートなどの金融指数であること
- サブ・ファンドが、対象資産の適切な分散を通じて、後記「リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
- OTC派生商品に関する取引において、相手方当事者が健全性監督に服しておりかつCSFにより承認された範疇に属する機関であり、かつファンドにより明示的に承認されていること。取締役会による承認手続が、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくもので、取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること、
- OTC派生商品は、毎日、信頼できる検証可能な評価が行われ、ファンドの主導により適切な公正価格でバック・ツー・バック取引によりいつでも売却、清算または決済を行うことができること、および
- 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄(トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合)、またはOTC派生商品の対象資産の構成につき裁量権を付与されていないこと

を条件とする。

h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に基づき定義される短期金融商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とする。

- 中央、地域もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または最低一加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されていること。
- 本項a)、b)およびc)に記載された規制ある市場で取引される企業により発行されていること。
- 欧州共同体の法律が規定する基準に従った健全性監督に服する機関もしくは欧州共同体の法律による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSFが判断する監督に服しかつこれを遵守する機関により発行または保証されていること、または
- CSFにより承認された範疇に属するその他の発行体により発行されていること。ただし、当該商品への投資に対し、上記に挙げた3点のものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株式資本を有し第4回理事会指令78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成し、開示する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に専従するグループ内の法主体、または銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化の資金調達を行う予定の法主体であるものとする。

1.2 1.1項に記載された投資制限に反して、各サブ・ファンドはその純資産額の10%を上限として1.1項で指定されていない証券および短期金融商品に投資することができる。

1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的リスクがファンドの組入資産の純資産総額を超えないことを確保する。投資戦略の一環として、2.2項および2.3項に規定する限度において、各サブ・ファン

ドは派生商品に投資することができる。ただし、対象資産の全般的リスクにつき以下の2項において規定される投資制限を超えないことを条件とする。

1.4 各サブ・ファンドは付随的流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の10%を超えて単一機関の証券もしくは短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の20%を超えて単一機関の預金に投資することができない。一つのサブ・ファンドによるOTC派生商品の取引の際、取引相手方が1.1項f)で定義される金融機関である場合、取引相手方リスクは当該サブ・ファンドの資産額の10%を超えてはならない。最大限許容可能な取引相手方リスクは他の相手方との取引において5%まで減じられる。一つのサブ・ファンドの純資産額の5%超を占める上記機関の証券および短期金融商品の全ポジションの総額は、各サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性監督に従うべき金融機関に係る預金およびOTC派生商品の取引には適用されない。

2.2 2.1項に規定された上限に関わらず、各サブ・ファンドはその純資産額の20%を超えて以下を組み合わせる投資を行うことができない。

- かかる機関が発行した証券または短期金融商品
- かかる機関への預金、ならびに / または
- かかる機関とのOTC派生商品契約

2.3 上記に反し、以下が適用される。

a) 2.1項に定める最大10%の制限は、欧州議会 / 理事会指令（EU）2019 / 2162の第3条（1）に定義されるカバードボンドおよびEU加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行した債券については、25%まで引き上げられる。特に、かかる2022年7月8日より前に発行された債券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中に生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資される。一つのサブ・ファンドが、単一発行体が発行する債券にその純資産額の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えることができない。

b) この10%の制限は、EU加盟国またはその地方機関、別の承認国または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が発行または保証する証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。

2.3項a)およびb)で定められる特別規則に該当する証券および短期金融商品は、上記の40%のリスク分散の上限の算定の際には計上されない。

c) 2.1項、2.2項、2.3項a)およびb)に規定された制限は累積することができない。そのため、単一発行体の証券もしくは短期金融商品または上記機関への預金またはその派生商品に対する上記の各項に挙げた投資は、当該サブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。

d) 理事会指令83 / 349 / EECまたは公認の国際的会計規則に定義される連結決算書の目的において同一のグループ会社に属する会社は、本条に規定される投資制限の計算において単一発行体とみなされなければならない。

ただし、単一のグループ会社の証券および短期金融商品に対するサブ・ファンドの投資は、合計で当該サブ・ファンドの資産額の20%まで認められる。

e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、その他の公認のOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際

機関が保証または発行する様々な募集形態による証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該証券および短期金融商品は少なくとも6銘柄に分散されていなければならない、単一銘柄の証券および短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIへの投資は、以下の条件に従う。

- a) 管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の20%を上限として、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の解釈において、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、第三者に対し個別に責任を負うことを条件に、独立した発行体とみなされる。
- b) UCITSを除くUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。UCITSまたはその他のUCIに投資された資産は、2.1項、2.2項および2.3項に規定される上限の計算には含まれないものとする。
- c) 投資方針に従いその資産の相当部分をその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資するその他のUCITSおよび/またはUCIが請求し得る上限報酬額は、「4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」ならびに「(4) その他の手数料等」に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの受益証券を買付、取得および/または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資できる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または定款に従いその資産額の10%を超えてはならないこと。
- 財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、当該証券に付随する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中停止されていること。
- いずれの場合にも、サブ・ファンドがこれらの証券を保有する限り、その価値が2010年法下における最低純資産の検証を目的とした2010年法に基づく純資産価格の計算において考慮されないこと。
- 対象サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルにおいても運用/申込みまたは買戻しに対し手数料が重複して請求されることはないこと。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がCSFの承認する株式または債券指数に追随すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および/または債券に投資することができる。ただし、

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

かかる上限は35%だが、特に特定の証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況に基づいて正当化される。かかる上限までの投資は、単一発行体にのみ許可される。

1項および2項の制限を故意にではなく、または引受権の行使により超過した場合、管理会社は、証券の売却に際してかかる状況を是正することを最優先させるが、同時に受益者の最大の利益に留意しなければならない。

新規に設定されるサブ・ファンドは、リスク分散原則の遵守を継続することを条件に、関係当局から承認された後6か月間は、2.1項から2.4項までに規定された特定の制限を免除されることができる。

3．投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券をファンドのために取得すること。
- 3.2 管理会社が、場合により管理会社の監督下にある他の投資信託と共同して、当該発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を超えて取得すること。

- 単一発行体の議決権のない株式の10%
- 単一発行体の債券の10%
- 単一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
- 単一発行体の短期金融商品の10%

最後の3つの場合において、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

以下の場合、上記の3.2項および3.3項の適用から除外される。

- EU加盟国またはその地方政府機関または別の承認国が発行または保証する証券および短期金融商品。
- EU非加盟国が発行または保証する証券および短期金融商品。
- 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する証券または短期金融商品。
- EU非加盟国の法律に基づき当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、かつ住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の資本として保有される株式。かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
- 子会社が所在する国において専らファンドを代理して、受益者の請求による受益証券の買戻しに関して、一定の管理、助言、もしくは販売等の業務を行う子会社の株式。

- 3.4 1.1項 f) および g) に列挙された証券、短期金融商品またはその他の商品の空売りを行うこと。

- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。

- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。

- 3.7 借入れを行うこと。ただし、

- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
- 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ

を除く。

- 3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない、1.1項 e)、g) および h) に列挙された証券、短期金融商品またはその他の商品の購入には適用されない。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守するため必要である場合には、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有する。

4．資産のプーリング

取締役会は効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産は一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、正式なファンドではなく、受益者が直接プールを利用することはできない。

プーリング

管理会社は2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で設定し、運用することができる。こうした資産プールは特定のサブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合は）関係する資産

プールに移し替えることによって設定される。それ以降、管理会社は、当該資産プールに移し替えを行うことができる。同様に、資産プール内における参加額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する有価証券は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして評価される。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を定め(取締役会が適当と判断する通貨で)、参加サブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)の合計額に相当する参加サブ・ファンドに受益証券を割り当てる。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が決定される。

追加の現金または資産が資産プールに移され、または資産プールから引き出された場合、資産プールに移され、または引き出された現金の額または資産をプールの参加サブ・ファンドの口数の現在価値で除して計算した数だけ、関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数を増減させる。現金を資産プールに投資する場合、計算上、かかる現金投資に関連する税務費用、償還費用および取得費用を考慮して取締役会が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息およびその他の所得は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになる。ファンドが清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、取締役会は1つ以上のサブ・ファンドの資産をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは共同管理の契約が存在する可能性のあるファンド、その各サブ・ファンドおよびあらゆる法的主体をいい、「共同管理資産」とは前述の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、ファンドおよびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下す権利を有する。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の合計評価額に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有(以下「参加比率」という。)は共同管理下で保有または取得したすべての投資クラスに適用される。投資および/または資産の売却に関する決定は上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ比率で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産より比例して差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを修正する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

取締役会のメンバーまたは管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係するイベントに影響される点に投資家の注意を喚起する。つまり、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・

ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、ファンドと受益者の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはそのポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の発生によって、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じポートフォリオ・マネジャーが投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が受託機関を務め、ファンドおよびそのサブ・ファンドに適用される2010年法および適用のあるの法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行はいつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないため、個別のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

取締役会はいつでも予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

受益者はいつでも共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登録上の事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）共同管理下の各ファンドがルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者および破産管財人も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

５．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を対象資産とするその他の技法および手段（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限は2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。このような技法および手段の利用は、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、もしくはかかる取引を専門とする一流金融機関を通じて、かつかかる機関の指定する条件で行う場合にのみ、証券貸付を行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、当該取引が貸付証券価額を返済することをファンドに保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内でファンドに提供された担保の運用に従い適用される。

証券貸付の分野でファンドに業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで見直され、採用される。

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収入の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収入の30%は、継続的な証券貸付業務および担保の運用について責任を負う、証券貸付業務提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによって費用として保持され、総収入の10%は、取引管理、継続的な運用活動および担保の保管について責任を負う、証券貸付代行会社たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店によって費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべての費用は、総収益に占める証券貸付代行会社の部分から支払われる。これには、証券貸付業務を通じて生じたすべての直接および間接のコストが含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一員である。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する社内規則を作成している。これらの枠組みに関する取決めに、関連する定義、証券貸付取引契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済み取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬およびファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸借取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 （時価に対する 控除率（％））
固定および変動利付き商品	
G 10に属する国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州を含む。）を除く。）が発行し、かつ格付がA格*以上の商品	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州**を含む。）が発行する商品	0 %
格付がA格以上の債券	2 %
公的国際機関が発行する商品	2 %
事業体が発行し、かつ格付がA以上の商品	4 %
各地の当局が発行する、A以上の格付の債券	4 %
株式	8 %
以下のインデックスに上場されている株式は、許容される担保として認められる。	ブルームバーグのID
オーストラリア（S & P / A S X 50インデックス）	A S 31
オーストリア（オーストリアTRADED ATX インデックス）	A T X
ベルギー（BEL 20インデックス）	B E L 20
デンマーク（OMXコペンハーゲン20インデックス）	K F X

欧州（欧州Stoxx50 Pr）	S X 5 E
フィンランド（OMXヘルシンキ25インデックス）	H E X 25
フランス（CAC 40インデックス）	C A C
ドイツ（DAXインデックス）	D A X
香港（ハンセン・インデックス）	H S I
日本（日経225）	N K Y
オランダ（AEXインデックス）	A E X
ニュージーランド（ニュージーランド TOP10インデックス）	N Z S E 10
ノルウェー（OBX STOCKインデックス）	O B X
シンガポール（Straits Times インデックスSTI）	F S S T I
スウェーデン（OMX スtockホルム30インデックス）	O M X
スイス（スイス・マーケット・インデックス）	S M I
スイス（SPIスイス・パフォーマンス・インデックス）	S P I
英国（FTSE100インデックス）	U K X
米国（ダウ・ジョーンズ工業株平均）	I N D U
米国（NASDAQ100ストック・インデックス）	N D X
米国（S & P500インデックス）	S P X
米国（Russell 1000インデックス）	R I Y

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）も、これに相当するそれぞれの基準を利用している。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の債券も、認められる。これらの債券に対しては、ヘアカットも適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- （ ）レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。
- （ ）管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- （ ）管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までには発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- （ ）管理会社がレポ契約を締結する場合、管理会社は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。

- () レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益(直接および間接の運営コスト/費用控除後)は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。
- 一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。
- () トータル・リターン・スワップからの総リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに送金される。
- () トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。
- () トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(すなわち、これらの技法を利用しない場合)から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および手段を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因として、主に以下のものがあるが、リスク要因はこれらに限られるものではない。リスクについては本書「2 投資方針、(1)投資方針」および「(5)投資制限」も参照のこと。

1) 有価証券(株式等)の価格変動リスク

ファンドは、各種通貨建て有価証券(株式等)への投資を行う。また、一部のファンドについては、スワップ等金融派生商品によりファンドの金利リスク感応度等の調整を行う。したがって、ファンドに組入れられた株式等や金融派生商品等(以下併せて「組入資産」という。)の値動きによりファンドの純資産価格は変動し、これにより投資元本に損失が生じることがある。ファンドの資産価値は、株価の動きを反映して変動する。株価は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済状況の影響を受け、大きく変動することがある。

2) 為替リスク

ファンドは、世界各国の各種通貨建て有価証券(株式等)に投資する各表示通貨建ての外国投資信託であり、その円換算資産価値は、為替レートの動向により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの円換算価値も大きく変動する場合がある。為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

3) 信用リスク

ファンドの純資産価格は、組入資産の発行者や契約相手方の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価または市場の変化等により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。

4) 金融派生商品を用いた投資手法のリスク

一部のファンドについては、運用の効率を高め、金利リスク等から基準価格を守る目的で、スワップ等金融派生商品による投資手法が用いられることがある。一方、このような投資手法は、コストや別の金利リスク・信用リスク等のリスクを伴い、その結果投資元本に損失を生じることがある。

5) エマージング・マーケット・リスク

各国の金融・証券市場に投資を行う場合、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、ファンドの資産価値に大きな変動をもたらす可能性がある。また、投資対象先がエマージング・マーケット(新興国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システムなど市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等)が想定される。

6) 買戻しによる資金流出に伴うファンド資産価値の変動リスク

買戻資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがある。その際には、市況動向や取引量等の状況によってファンドの資産価値が大きく変動する可能性がある。

リスクに対する管理体制

（３）運用体制、「リスク管理／リスク統制」参照。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

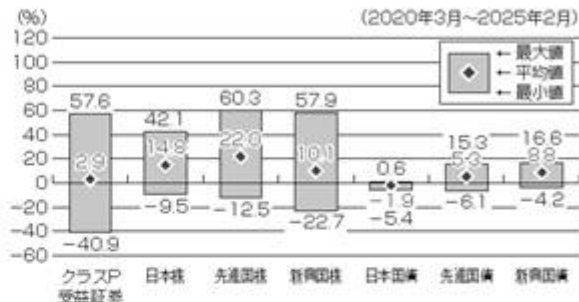
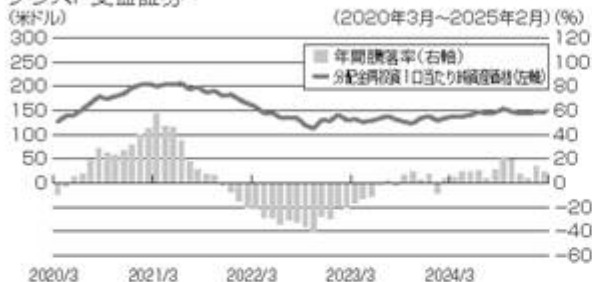
2020年3月～2025年2月の5年間に於ける各サブ・ファンドの受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2020年3月～2025年2月の5年間に於ける年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、各サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、各サブ・ファンドの受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

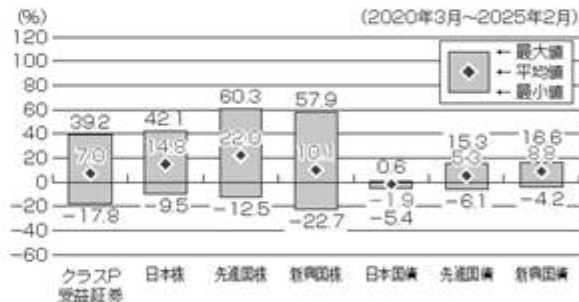
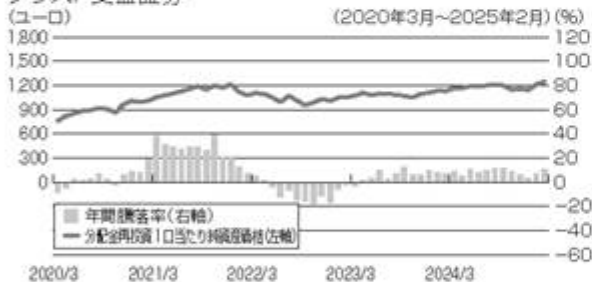
1.UBS(Lux)エクイティ・ファンドーエマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)

クラスP受益証券



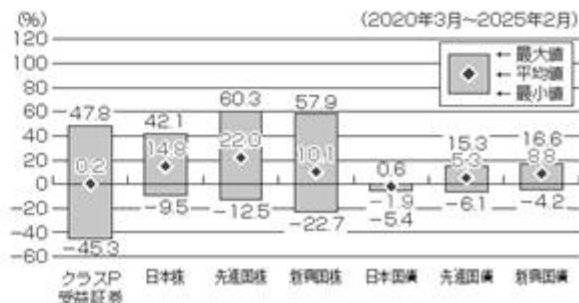
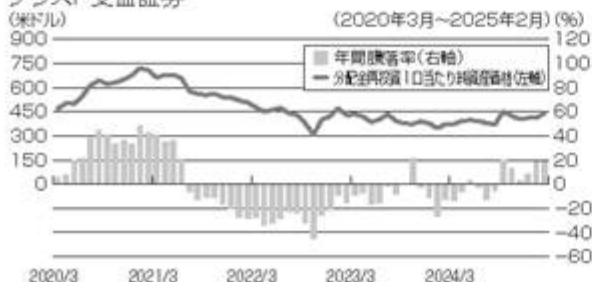
2.UBS(Lux)エクイティ・ファンドーヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)

クラスP受益証券



3.UBS(Lux)エクイティ・ファンドーグレーター・チャイナ(米ドル)

クラスP受益証券

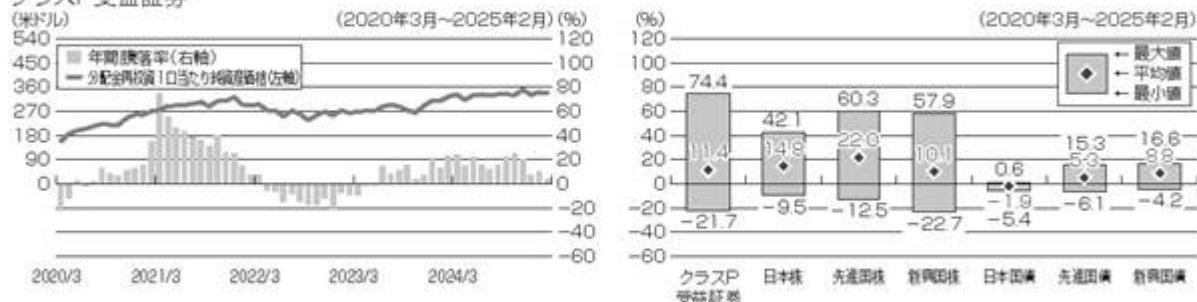


ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

4.UBS(Lux) エクイティ・ファンドーUSサステナブル(米ドル)

クラスP受益証券



出所 Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・田中法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドの受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。なお、各サブ・ファンドについて、日本においてはP-accクラスのみが販売され、当該クラスでは分配金の支払いが行われていません。
- 各サブ・ファンドの受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 各サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、別段の記載のない限り、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- 各サブ・ファンドの受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株… TOPIX(配当込み)

先進国株… FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株… S&P新興国総合指数

日本国債… ブルームバークE1年超日本国債指数

先進国債… FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．海外における申込手数料

申込手数料は、受益証券一口当たり純資産価格の最大５％とする。

b．日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の上限3.30％（税抜3.00％）である。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b．日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、クラスP受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル)	年率1.920% (年率1.540%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ (ユーロ)	年率1.780% (年率1.420%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ (米ドル)	年率2.340% (年率1.870%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - USサステナブル (米ドル)	年率1.650% (年率1.320%)

当該報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従いファンドの資産からファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬率が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。関連する上限定率報酬は対応する受益証券のクラスが設定されるまで請求されない。

実際に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2024年11月30日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下の報酬を支払った。

サブ・ファンド	報酬
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル)	1,283,872.63米ドル
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ (ユーロ)	5,148,320.60ユーロ
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ (米ドル)	13,852,409.14米ドル

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）	1,078,010.48米ドル
---	-----------------

（注）上記報酬にルクセンブルグの年次税は含まれていない。

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬は、ファンド資産から差し引かれる以下の報酬および追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースの仲介手数料、手数料および報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 年次監査およびファンドの設立、変更、清算および合併に関連する認可に関する監査人の報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供される、法律によって許可されているサービスに関して監査法人に支払われる一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、重要情報文書（以下「K I D」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録（該当する場合）に関するコスト（外国の監督官庁への手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（TER）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売のためにトレーラー報酬を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合

- ・ リポートにより、リポート付与の対象となるサービスの質が向上し（例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および／またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など）、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リポート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・ リポートの対象となるサブ・ファンドの受益証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・ 投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および／または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリポートの金額を無償で開示するものとする。

ファンドはまた、ファンドの資産および収益に対し課せられる一切の税金、特に、ルクセンブルグの年次税を負担する。

定率報酬を採用しない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

特定のサブ・ファンドに割り当てられる一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

受益証券のクラスに計上される費用は当該受益証券のクラスに請求される。

複数またはすべてのサブ・ファンド／受益証券のクラスに関係する費用は、関係するサブ・ファンド／受益証券のクラスの純資産額に比例して当該関係するサブ・ファンド／受益証券のクラスに請求される。

投資方針の規定により、他のUCIsまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除く。）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

ファンドの運営費用（または運営手数料）の詳細はKIDに記載されている。

2024年11月30日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下のその他費用を支払った。

サブ・ファンド	その他の費用
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	173,721.67米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	265,098.06ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	572,076.89米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）	57,210.90米ドル

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限等を表示することができない。

管理会社の報酬方針

取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（改正済）をもってルクセンブルグ大公国において国内法化された。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針のガイドラインを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組みの形成を促し、受益者の利益を守り、かつ本UCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、利益相反を防止する措置を含む管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守ること確保する。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける受益者の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、ファンドの長期的なパフォーマンスおよび投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり実際に支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分を組み合わせたバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連するすべての情報は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において開示されるものとする。受益者は、直近の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をwww.ubs.com/ame-regulatorydisclosures で閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

2025年5月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受

益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%の年次税を各四半期末にルクセンブルグに支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、 - A 1、 - A 2、 - A 3、

- A 4、 - B、 - XおよびU - X 受益証券（注）に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、クラスF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、 - A 4、I - B、I - XおよびU - Xのすべての受益証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%（年率）の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは受益者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または常用の住居を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前居住しており、ファンドの受益証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要であり、完全であると断言するものではない。受益権の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

情報自動交換 - F A T C A および共通報告基準

ルクセンブルグ籍のファンドは、その受益者および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に依りて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「F A T C A」と総称する。）に基づき、ファンドは、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「I G A」とい

う。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。ファンドは、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。IGAに従い、ファンドは「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルクの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルクの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域に設立された金融機関（ファンド等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、ファンドがFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しなかった場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者のファンドにおける持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ ）米国の裁判所が適用法に基づき信託の運営の何らかの面に関して命令または判決を下すことを認められている場合、または（ ）一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日および2016年12月2日に、中国当局は、ストック・コネクトに関する中国の税制についての疑問を明確にするため、財税通達（2014年）第81号（以下「通達第81号」という。）および財税通達（2016年）第127号（以下「通達第127号」という。）を発表した。通達第81号および通達第127号に従い、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインは、中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払わ

れる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

管理会社は、以下のサブ・ファンドを運用する際、サブ・ファンドの特別な投資方針に示される投資制限に加え、2018年ドイツ投資税法（InvStG）第20条第（1）項および第（2）項に基づき部分的課税免除に関する条項も考慮する。

投資対象ファンドに投資している場合、サブ・ファンドは、自己のエクイティ参加比率を計算する際に当該対象投資ファンドを考慮に入れる。エクイティ参加比率が少なくとも毎週計算・公表される対象投資ファンドは、そのデータが利用可能な範囲において、同法第2条第（6）項および第（7）項に従い当該エクイティ参加比率が計算に加えられる。

これに基づき、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第（1）項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第（6）項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象（同法第2条第（8）項および関連ガイドラインに定義される。）に継続的に投資する。

- ・UBS（Lux）エクイティ・ファンド - U.S.サステナブル（米ドル）
- ・UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）
- ・UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第（2）項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第（7）項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象（同法第2条（8）項および関連ガイドラインに定義される。）に継続的に投資する。

- ・UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

DAC6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（EU）2018/822（以下「DAC6」という。）が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6により課される要請は2020年7月1日までは適用されず、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントを報告しなければならない。同通達はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドは報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関して所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。これらの法規定は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）) (2025年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	中国	69,821,129.59	23.48
	台湾	56,293,699.09	18.93
	インド	37,806,182.02	12.71
	南アフリカ	24,119,020.17	8.11
	香港	19,924,731.29	6.70
	韓国	14,169,682.82	4.76
	シンガポール	12,285,936.75	4.13
	バミューダ	8,360,101.97	2.81
	ウルグアイ	7,271,137.20	2.45
	タイ	6,244,163.00	2.10
	メキシコ	6,103,577.78	2.05
	マレーシア	5,678,329.41	1.91
	ハンガリー	5,024,589.20	1.69
	ポーランド	4,793,112.30	1.61
	ギリシャ	4,399,147.44	1.48
	アラブ首長国連邦	4,363,564.61	1.47
	ルクセンブルグ	2,562,476.00	0.86
	ブラジル	2,348,091.88	0.79
合計		291,568,672.52	98.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,815,360.27	1.96
総計（純資産総額）		297,384,032.79 (約44,509百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）)

(2025年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
株式	スイス	62,974,557.01	17.84
	フランス	62,133,191.13	17.60
	イギリス	60,394,286.86	17.11
	ドイツ	47,540,958.13	13.47
	オランダ	37,075,555.26	10.50
	スペイン	23,320,727.58	6.61
	デンマーク	15,095,048.88	4.28
	アイルランド	8,211,362.04	2.33
	スウェーデン	6,652,984.80	1.88
	オーストリア	6,092,190.72	1.73
	フィンランド	4,244,404.64	1.20
	ノルウェー	3,988,484.46	1.13
	イタリア	3,410,293.04	0.97

	ポルトガル	3,361,236.18	0.95
合計		344,495,280.73	97.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		8,484,206.33	2.40
総計（純資産総額）		352,979,487.06 （約54,924百万円）	100.00

（グレーター・チャイナ（米ドル））

（2025年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	中国	424,374,312.08	67.42
	香港	136,582,145.00	21.70
	台湾	54,594,191.89	8.67
合計		615,550,648.97	97.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		13,932,657.79	2.21
総計（純資産総額）		629,483,306.76 （約94,215百万円）	100.00

（USサステナブル（米ドル））

（2025年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	アメリカ合衆国	62,234,483.73	97.10
	ジャージー	931,281.12	1.45
合計		63,165,764.85	98.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		925,355.12	1.44
総計（純資産総額）		64,091,119.97 （約9,593百万円）	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））（2025年２月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 （１,000）	米ドル				投資 比率 （％）
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	TAIWAN SEMICON MAN TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	867.500	20.82	18,058,176.27	31.70	27,495,619.07	9.25
2	HDFC BANK INR1	インド	株式	銀行・金融機関	832.921	18.23	15,182,264.93	19.80	16,490,177.24	5.55
3	ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ＩＴサービス	115.853	100.77	11,674,075.76	136.55	15,819,727.15	5.32
4	NETEASE INC USD0.0001	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ＩＴサービス	731.400	19.10	13,969,858.22	19.90	14,556,533.81	4.89
5	NASPERS NPV (POST REV SPLIT)	南アフリカ	株式	グラフィック デザイン・ 出版・メディア	54.524	171.09	9,328,626.23	242.23	13,207,495.55	4.44
6	MEDIATEK INC TWD10	台湾	株式	電子部品・ デバイス	285.000	30.60	8,719,614.98	46.17	13,158,857.15	4.42
7	SINGAPORE TELECOMM NPV	シンガポール	株式	電気通信	4,873.000	2.09	10,189,464.65	2.52	12,285,936.75	4.13
8	CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	香港	株式	食品・清涼飲料	4,644.000	3.01	13,962,755.07	2.28	10,591,997.94	3.56
9	DELTA ELECTRONIC TWD10	台湾	株式	電子部品・ デバイス	852.000	10.49	8,940,548.87	12.25	10,438,217.15	3.51
10	PING AN INSURANCE 'H'CNY1	中国	株式	保険	1,604.000	6.11	9,798,467.71	5.91	9,475,932.12	3.19
11	CHINA MERCHANTS BK 'H'CNY1	中国	株式	銀行・金融機関	1,606.500	5.09	8,184,211.18	5.85	9,397,756.49	3.16
12	HONG KONG EXCHANGE HKD1	香港	株式	銀行・金融機関	207.400	37.50	7,778,055.48	45.00	9,332,733.35	3.14
13	CONTEMPORARY AMPER A CNY1	中国	株式	機械工学・ 産業機器	244.380	28.65	7,000,421.60	36.29	8,868,304.32	2.98
14	CREDICORP COM USD5	バミューダ	株式	銀行・金融機関	46.013	150.70	6,934,252.09	181.69	8,360,101.97	2.81
15	MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	ウルグアイ	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ＩＴサービス	3.414	1,320.53	4,508,295.17	2,129.80	7,271,137.20	2.45
16	KB FINANCIAL GROUP KRW5000	韓国	株式	金融・持株会社	134.715	56.98	7,676,002.60	53.52	7,210,461.51	2.42
17	MTN GROUP LTD ZARO.0001	南アフリカ	株式	電気通信	1,111.772	7.29	8,106,752.68	6.41	7,126,031.36	2.40
18	SK HYNIX INC KRW5000	韓国	株式	電子機器・半導体	53.526	95.19	5,094,888.88	130.02	6,959,221.31	2.34
19	BANGKOK DUSIT MED1 THB0.1 (NVDR)	台湾	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	8,817.300	0.81	7,162,403.68	0.71	6,244,163.00	2.10
20	SHENZHEN INOVANCE 'A'CNY1	中国	株式	機械工学・ 産業機器	620.800	8.48	5,267,160.22	9.91	6,149,868.19	2.07
21	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV COM SER'O'NPV	メキシコ	株式	銀行・金融機関	847.132	8.46	7,164,316.87	7.20	6,103,577.78	2.05
22	EICHER MOTORS INR1	インド	株式	自動車	111.076	39.59	4,397,982.76	54.55	6,059,539.11	2.04
23	CIMB GROUP HOLDINGS BHD MYR1	マレーシア	株式	金融・持株会社	3,244.500	1.37	4,460,954.54	1.75	5,678,329.41	1.91
24	LENOVO GROUP LTD HKD0.025	中国	株式	コンピュータ ハードウェア・ ネットワーク 装置供給業	3,729.818	1.21	4,497,243.65	1.49	5,553,007.51	1.87
25	ASE TECHNOLOGY HOL TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	998.000	4.40	4,393,661.17	5.21	5,201,005.72	1.75
26	OTP BANK HUF100	ハンガリー	株式	銀行・金融機関	80.327	48.43	3,889,945.80	62.55	5,024,589.20	1.69
27	POWSZECHNA KASA OS PLN1	ポーランド	株式	銀行・金融機関	276.850	13.11	3,629,152.46	17.31	4,793,112.30	1.61
28	DLF LIMITED INR2	インド	株式	不動産	656.161	8.90	5,838,388.32	7.26	4,765,774.33	1.60
29	PIRAEUS FINANCIAL EUR1.00 (POST CONS & WTOF)	ギリシャ	株式	金融・持株会社	941.487	4.06	3,824,196.47	4.67	4,399,147.44	1.48
30	ALDAR PROPERTIES AED1	アラブ首長国 連邦	株式	不動産	1,794.632	2.25	4,036,885.45	2.43	4,363,564.61	1.47

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

（2025年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	ユーロ				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	NESTLE SA CHF0.10 (REGD)	スイス	株式	食品・清涼飲料	191.427	87.71	16,790,655.45	92.84	17,773,003.64	5.04
2	ASML HOLDING NV EURO.09	オランダ	株式	電子機器・半導体	23.275	539.37	12,553,786.04	678.60	15,794,415.00	4.47
3	HSBC HLDGS ORD USD0.50 (UK REG)	イギリス	株式	銀行・金融機関	1,286.074	7.80	10,036,776.09	11.30	14,536,870.84	4.12
4	ASTRAZENECA ORD USD0.25	イギリス	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	90.065	123.59	11,131,395.94	144.90	13,050,338.13	3.70
5	LVMH MOET HENNESSY EURO.30	フランス	株式	その他のサービス業	18.031	674.10	12,154,645.37	694.90	12,529,741.90	3.55
6	NOVARTIS AG CHF0.49 (REGD)	スイス	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	116.249	92.80	10,787,918.39	104.08	12,098,895.22	3.43
7	NOVO NORDISK A/S DKK0.1 B	デンマーク	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	126.539	59.71	7,556,260.56	86.42	10,935,542.03	3.10
8	SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	フランス	株式	電子部品・デバイス	43.167	201.84	8,712,966.75	233.95	10,098,919.65	2.86
9	SHELL PLC ORD EURO.07	イギリス	株式	石油	311.900	33.00	10,292,815.16	31.91	9,954,166.74	2.82
10	HANNOVER RUECKVERS ORD NPV (REGD)	ドイツ	株式	保険	35.232	250.07	8,810,613.72	256.30	9,029,961.60	2.56
11	SAP AG ORD NPV	ドイツ	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	33.564	237.37	7,967,159.34	265.30	8,904,529.20	2.52
12	RICHEMONT (CIE FIN) CHF1.00 (REG) SER 'A'	スイス	株式	時計・宝石	45.279	144.62	6,548,335.82	195.56	8,854,675.81	2.51
13	DANONE EURO.25	フランス	株式	食品・清涼飲料	123.246	60.77	7,490,117.40	68.86	8,486,719.56	2.40
14	ASSTEAD GROUP ORD GBP0.10	イギリス	株式	機械工学・産業機器	145.175	61.78	8,969,122.31	58.18	8,445,577.61	2.39
15	BBVA (BILB-VIZ-ARG) EURO.49	スペイン	株式	銀行・金融機関	658.315	9.34	6,148,585.25	12.83	8,442,889.88	2.39
16	BANK OF IRELAND GR EUR1	アイルランド	株式	銀行・金融機関	724.106	9.31	6,740,770.94	11.34	8,211,362.04	2.33
17	KNORR BREMSE AG NPV	ドイツ	株式	機械工学・産業機器	96.516	74.67	7,206,694.58	83.50	8,059,086.00	2.28
18	IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	スペイン	株式	エネルギー・水道	570.126	9.70	5,528,085.28	13.95	7,953,257.70	2.25
19	DEUTSCHE TELEKOM NPV (REGD)	ドイツ	株式	電気通信	225.421	29.09	6,557,074.38	34.75	7,833,379.75	2.22
20	L'OREAL EURO.20	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	22.056	357.83	7,892,339.54	353.00	7,785,768.00	2.21
21	LEGAL & GENERAL GP ORD GBP0.025	イギリス	株式	保険	2,592.461	2.71	7,033,863.05	2.96	7,680,514.83	2.18
22	SANOFI EUR2	フランス	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	72.685	91.59	6,657,025.79	104.36	7,585,406.60	2.15
23	DEUTSCHE BOERSE AG NPV (REGD)	ドイツ	株式	金融・持株会社	28.072	189.28	5,313,540.91	251.20	7,051,686.40	2.00
24	INDITEX EURO.03 (POST SUBD)	スペイン	株式	小売り・百貨店	133.165	44.58	5,936,017.58	52.00	6,924,580.00	1.96
25	ALCON AG CHF0.04	スイス	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	76.172	86.61	6,597,372.08	88.88	6,770,195.03	1.92
26	INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	ドイツ	株式	電子機器・半導体	187.618	31.59	5,927,568.86	35.51	6,662,315.18	1.89
27	ATLAS COPCO AB SER 'A' NPV (POST SPLIT)	スウェーデン	株式	機械工学・産業機器	406.442	14.84	6,029,647.64	16.37	6,652,984.80	1.88
28	LEGRAND SA EUR4	フランス	株式	電子部品・デバイス	59.524	96.91	5,768,486.01	105.55	6,282,758.20	1.78
29	ERSTE GROUP BK AG NPV	オーストリア	株式	銀行・金融機関	94.248	58.94	5,555,094.59	64.64	6,092,190.72	1.73
30	AALBERTS NV EURO.25	オランダ	株式	機械工学・産業機器	187.685	34.28	6,433,106.11	32.18	6,039,703.30	1.71

（グレーター・チャイナ（米ドル））

（2025年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	TENCENT HLDGS LIM1 HKD0.00002	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	970.800	44.11	42,819,416.73	61.53	59,735,777.83	9.49
2	KWEICHOW MOUTAI 'A'CNY1	中国	株式	たばこ・ アルコール	271.607	177.50	48,210,803.06	206.06	55,967,853.35	8.89
3	TAIWAN SEMICON MAN TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	1,722.473	10.69	18,410,660.10	31.70	54,594,191.89	8.67
4	NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	427.151	64.61	27,597,538.85	100.45	42,907,317.95	6.82
5	ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	251.863	159.38	40,141,681.65	136.55	34,391,892.65	5.46
6	CHINA MERCHANTS BK 'H'CNY1	中国	株式	銀行・金融機関	5,351.080	4.17	22,334,453.16	5.85	31,302,923.63	4.97
7	ANHUI GUJING DISTL 'B'CNY1	中国	株式	たばこ・ アルコール	1,961.012	1.24	2,436,261.72	14.92	29,253,821.34	4.65
8	FAR EAST HORIZON L HKD0.01	香港	株式	金融・持株会社	33,929.000	0.87	29,515,780.92	0.76	25,693,212.91	4.08
9	MEITUAN USD0.00001(A & B CLASS)	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	1,137.350	36.44	41,442,706.86	20.83	23,688,698.89	3.76
10	PING AN INSURANCE 'H'CNY1	中国	株式	保険	3,665.300	9.66	35,424,173.28	5.91	21,653,450.11	3.44
11	SHN INTL HLDGS HKD1	香港	株式	金融・持株会社	20,311.909	1.31	26,616,761.76	0.92	18,593,570.59	2.95
12	CSPC PHARMACEUTICA HKD0.10	香港	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	30,627.760	1.00	30,525,709.56	0.61	18,546,766.47	2.95
13	PDD HOLDINGS INC	中国	株式	その他の サービス業	156.219	110.31	17,232,250.47	118.68	18,540,070.92	2.95
14	CHINA RES LAND HKD0.10	香港	株式	不動産	5,135.500	3.31	16,980,299.17	3.34	17,166,752.38	2.73
15	MIDEA GROUP CO LTD CNY1 H	中国	株式	電子部品・ デバイス	1,744.500	7.10	12,382,216.05	9.53	16,619,625.87	2.64
16	AIA GROUP LTD NPV	香港	株式	保険	1,838.400	10.52	19,336,319.73	7.64	14,039,722.29	2.23
17	CHINA MOBILE LTD NPV	香港	株式	電気通信	1,349.500	8.73	11,777,261.89	10.16	13,706,672.67	2.18
18	NETEASE INC USD0.0001	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	687.800	18.88	12,985,027.71	19.90	13,688,794.03	2.17
19	TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	中国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	996.334	16.04	15,977,949.98	13.26	13,211,388.84	2.10
20	SSY GROUP LIMITED HKD0.02	香港	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	25,361.066	0.43	10,794,845.74	0.41	10,303,544.43	1.64
21	CHINASOFT INTL LTD HKD0.05(POST B/L CHANGE)	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	12,124.000	0.46	5,567,865.64	0.73	8,806,968.37	1.40
22	CHINA JINMAO HOLD1 NPV	香港	株式	不動産	51,462.000	0.51	26,289,877.87	0.14	7,344,152.74	1.17
23	CHINA O/SEAS LAND HKD0.10	香港	株式	不動産	3,770.438	2.25	8,493,375.61	1.85	6,980,497.20	1.11
24	CHINA RESOURCE BEV NPV	中国	株式	食品・清涼飲料	3,801.800	1.88	7,164,672.91	1.68	6,373,807.15	1.01
25	KANZHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I T サービス	404.248	16.33	6,601,222.80	15.72	6,354,778.56	1.01
26	TRIP COM GRP LTD SPON ADS EACH REP 0.125 ORD	中国	株式	宿泊・仕出し・ レジャー	91.200	54.24	4,947,105.94	57.20	5,216,640.00	0.83
27	YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	中国	株式	宿泊・仕出し・ レジャー	2,836.000	3.33	9,454,835.92	1.82	5,170,285.42	0.82
28	NEW ORIENTAL EDUCA ADR EACH REPR 10 ORD SHS SP	中国	株式	その他の サービス業	106.336	73.87	7,855,177.62	46.77	4,973,334.72	0.79
29	YIBIN WULIANGYE 'A'CNY1	中国	株式	たばこ・ アルコール	265.566	27.08	7,191,090.28	18.07	4,797,777.66	0.76
30	FUTU HOLDINGS LIM1 SPON ADS EA REP 8 ORD SHS	中国	株式	金融・持株会社	40.000	115.92	4,636,947.40	111.43	4,457,200.00	0.71

（ U Sサステナブル（米ドル） ）

（ 2025年 2 月末日現在 ）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	11.329	237.32	2,688,644.91	396.99	4,497,499.71	7.02
2	NVIDIA CORP COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	29.476	115.48	3,404,017.90	124.92	3,682,141.92	5.75
3	VISA INC COM STK USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	金融・持株会社	8.590	153.81	1,321,248.68	362.71	3,115,678.90	4.86
4	COSTCO WHSL CORP NEW COM	アメリカ合衆国	株式	小売り・百貨店	2.870	317.46	911,106.08	1,048.61	3,009,510.70	4.70
5	TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	13.040	127.53	1,663,055.22	211.98	2,764,219.20	4.31
6	ELI LILLY AND CO COM NPV	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロジー	2.524	316.87	799,777.19	920.63	2,323,670.12	3.63
7	UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	4.729	273.36	1,292,709.52	474.96	2,246,085.84	3.50
8	MARSH & MCLENNAN COM USD1	アメリカ合衆国	株式	保険	9.168	110.15	1,009,815.25	237.84	2,180,517.12	3.40
9	AMERIPRISE FINL INC COM	アメリカ合衆国	株式	モーゲージ・ 資金調達機関	3.866	143.05	553,032.06	537.30	2,077,201.80	3.24
10	SPROUTS FMRS MKT I COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	小売り・百貨店	11.236	26.52	298,005.30	148.40	1,667,422.40	2.60
11	TJX COS INC COM USD1	アメリカ合衆国	株式	小売り・百貨店	12.981	67.39	874,797.59	124.76	1,619,509.56	2.53
12	SERVICENOW INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	1.625	640.77	1,041,255.98	929.76	1,510,860.00	2.36
13	BROADCOM CORP COM USD1.00	アメリカ合衆国	株式	コンピュータ ハードウェア・ ネットワーク 装置供給業	7.336	91.71	672,761.36	199.43	1,463,018.48	2.28
14	CADENCE DESIGN SYS COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	5.804	159.35	924,874.09	250.50	1,453,902.00	2.27
15	CMS ENERGY CORP COM	アメリカ合衆国	株式	エネルギー・水道	18.255	64.88	1,184,462.57	73.05	1,333,527.75	2.08
16	ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	12.877	75.52	972,527.35	99.86	1,285,897.22	2.01
17	THE AZEK COMPANY I COM USD0.001 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	建築業・資材	26.860	33.21	891,989.79	46.85	1,258,391.00	1.96
18	ZSCALER INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ I Tサービス	5.980	213.89	1,279,055.09	196.23	1,173,455.40	1.83
19	PROLOGIS INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	不動産	8.793	90.31	794,058.46	123.92	1,089,628.56	1.70
20	WALMART INC COM USD0.10	アメリカ合衆国	株式	小売り・百貨店	10.997	84.40	928,097.31	98.61	1,084,414.17	1.69
21	INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	12.959	96.82	1,254,651.32	81.81	1,060,175.79	1.65
22	MSA SAFETY INC COM NPV	アメリカ合衆国	株式	電子部品・デバイス	6.434	103.21	664,025.55	163.70	1,053,245.80	1.64
23	GE VERNOVA LLC COM USD0.01 WI	アメリカ合衆国	株式	電子部品・デバイス	3.119	198.09	617,855.88	335.18	1,045,426.42	1.63
24	STARBUCKS CORP COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	宿泊・仕出し・ レジャー	8.474	82.43	698,521.75	115.81	981,373.94	1.53
25	BIO RAD LABS INC CL A	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療品	3.683	378.64	1,394,521.82	265.16	976,584.28	1.52
26	EMERSON ELEC CO COM	アメリカ合衆国	株式	電子部品・デバイス	7.809	97.33	760,049.71	121.61	949,652.49	1.48
27	VERTEX PHARMACEUTI COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロジー	1.967	201.87	397,078.47	479.79	943,746.93	1.47
28	APTIV PLC ORD USD0.01	ジャージー	株式	自動車	14.301	86.73	1,240,337.86	65.12	931,281.12	1.45
29	MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	9.621	70.24	675,762.82	93.63	900,814.23	1.41
30	AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	アメリカ合衆国	株式	エネルギー・水道	6.244	143.54	896,265.97	135.97	848,996.68	1.32

【投資不動産物件】

該当事項なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年２月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））

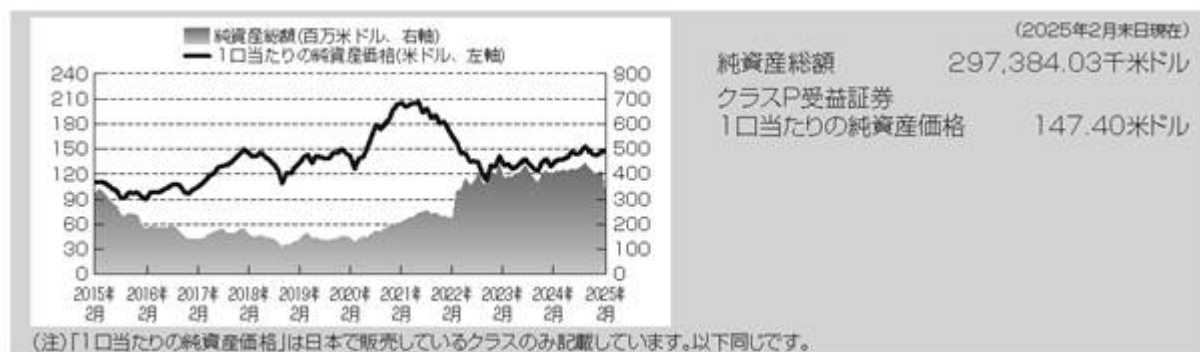
		純資産総額		１口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第26会計年度末 （2015年11月30日）		238,731.56	35,731	P	97.23	14,552
第27会計年度末 （2016年11月30日）		146,170.80	21,877	P	98.47	14,738
第28会計年度末 （2017年11月30日）		159,570.12	23,883	P	138.68	20,756
第29会計年度末 （2018年11月30日）		118,341.18	17,712	P	121.15	18,133
第30会計年度末 （2019年11月30日）		141,655.79	21,202	P	144.98	21,699
第31会計年度末 （2020年11月30日）		188,219.46	28,171	P	184.38	27,596
第32会計年度末 （2021年11月30日）		229,872.60	34,405	P	180.57	27,026
第33会計年度末 （2022年11月30日）		409,087.18	61,228	P	130.63	19,551
第34会計年度末 （2023年11月30日）		396,953.76	59,412	P	134.18	20,083
第35会計年度末 （2024年11月30日）		404,549.32	60,549	P	143.41	21,464
2024年	３月末日	410,319.86	61,413	P	137.42	20,568
	４月末日	414,002.94	61,964	P	137.62	20,598
	５月末日	411,653.26	61,612	P	140.32	21,002
	６月末日	417,664.28	62,512	P	146.87	21,982
	７月末日	415,578.88	62,200	P	143.82	21,526
	８月末日	425,494.23	63,684	P	145.48	21,774
	９月末日	442,523.68	66,233	P	153.25	22,937
	10月末日	421,913.59	63,148	P	147.47	22,072
	11月末日	404,549.32	60,549	P	143.41	21,464
	12月末日	400,260.33	59,907	P	143.12	21,421
2025年	１月末日	410,179.55	61,392	P	146.74	21,963
	２月末日	297,384.03	44,509	P	147.40	22,061

（注１）2008年12月８日付でクラスＢ受益証券はクラスＰ受益証券に名称が変更された。以下同じ。

（注２）2008年４月以降の各取引に使用された１口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある（財務書類に対する注記１参照）。以下同じ。

（注３）「１口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

< 参考情報 >

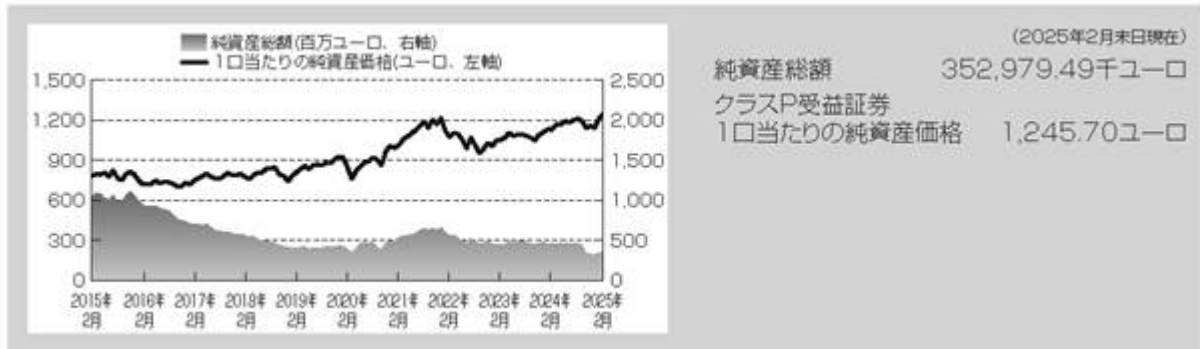


ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。
データは、2025年2月末日現在のものである。以下同じ。

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千ユーロ	百万円		ユーロ	円
第26会計年度末 （2015年11月30日）		1,105,120.30	171,957	P	818.58	127,371
第27会計年度末 （2016年11月30日）		745,976.87	116,074	P	701.10	109,091
第28会計年度末 （2017年11月30日）		578,752.41	90,054	P	787.54	122,541
第29会計年度末 （2018年11月30日）		428,307.99	66,645	P	782.87	121,815
第30会計年度末 （2019年11月30日）		424,756.63	66,092	P	908.31	141,333
第31会計年度末 （2020年11月30日）		465,448.85	72,424	P	967.05	150,473
第32会計年度末 （2021年11月30日）		632,550.98	98,425	P	1,170.15	182,075
第33会計年度末 （2022年11月30日）		487,277.27	75,820	P	1,032.41	160,643
第34会計年度末 （2023年11月30日）		469,120.39	72,995	P	1,093.95	170,219
第35会計年度末 （2024年11月30日）		332,692.33	51,767	P	1,158.69	180,292
2024年	3月末日	468,301.17	72,868	P	1,166.37	181,487
	4月末日	463,285.33	72,087	P	1,165.04	181,280
	5月末日	467,433.87	72,733	P	1,193.74	185,746
	6月末日	457,412.53	71,173	P	1,184.92	184,374
	7月末日	459,244.06	71,458	P	1,199.59	186,656
	8月末日	459,179.33	71,448	P	1,211.33	188,483
	9月末日	442,364.62	68,832	P	1,197.63	186,351
	10月末日	342,030.35	53,220	P	1,142.80	177,820
	11月末日	332,692.33	51,767	P	1,158.69	180,292
	12月末日	322,540.29	50,187	P	1,141.53	177,622
2025年	1月末日	344,003.27	53,527	P	1,211.71	188,542
	2月末日	352,979.49	54,924	P	1,245.70	193,831

< 参考情報 >



（グレーター・チャイナ（米ドル））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第26会計年度末 （2015年11月30日）		427,903.99	64,044	P	259.14	38,785
第27会計年度末 （2016年11月30日）		388,149.11	58,094	P	279.54	41,839
第28会計年度末 （2017年11月30日）		819,464.44	122,649	P	402.52	60,245
第29会計年度末 （2018年11月30日）		872,831.52	130,637	P	376.03	56,280
第30会計年度末 （2019年11月30日）		1,294,085.22	193,686	P	477.25	71,430
第31会計年度末 （2020年11月30日）		1,804,959.24	270,148	P	649.67	97,236
第32会計年度末 （2021年11月30日）		1,380,690.34	206,648	P	540.78	80,939
第33会計年度末 （2022年11月30日）		915,163.52	136,973	P	400.55	59,950
第34会計年度末 （2023年11月30日）		781,948.76	117,034	P	389.81	58,343
第35会計年度末 （2024年11月30日）		599,708.66	89,758	P	402.93	60,307
2024年	3月末日	683,295.34	102,269	P	373.21	55,858
	4月末日	679,886.21	101,759	P	392.90	58,805
	5月末日	671,893.02	100,562	P	397.53	59,498
	6月末日	636,555.60	95,273	P	391.59	58,609
	7月末日	609,306.59	91,195	P	378.08	56,587
	8月末日	599,852.65	89,780	P	371.98	55,674
	9月末日	711,451.34	106,483	P	451.74	67,612
	10月末日	648,522.82	97,064	P	424.44	63,526
	11月末日	599,708.66	89,758	P	402.93	60,307
	12月末日	592,594.95	88,694	P	411.32	61,562
2025年	1月末日	591,028.07	88,459	P	412.53	61,743
	2月末日	629,483.31	94,215	P	440.58	65,942

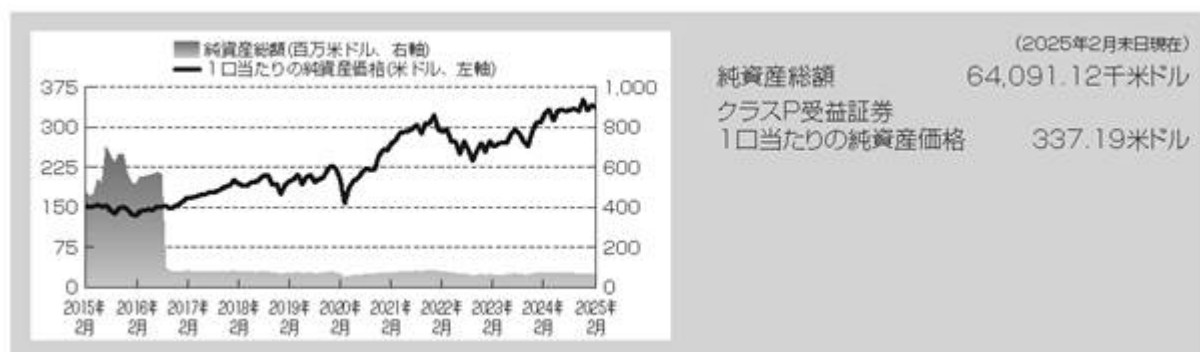
< 参考情報 >



（ U S サステナブル（米ドル） ）

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第26会計年度末 （ 2015年11月30日 ）		666,447.95	99,747	P	150.70	22,555
第27会計年度末 （ 2016年11月30日 ）		76,070.31	11,385	P	151.39	22,659
第28会計年度末 （ 2017年11月30日 ）		80,303.87	12,019	P	189.37	28,343
第29会計年度末 （ 2018年11月30日 ）		72,042.33	10,783	P	194.18	29,063
第30会計年度末 （ 2019年11月30日 ）		75,881.67	11,357	P	221.10	33,092
第31会計年度末 （ 2020年11月30日 ）		71,830.02	10,751	P	245.41	36,731
第32会計年度末 （ 2021年11月30日 ）		83,407.90	12,484	P	308.08	46,110
第33会計年度末 （ 2022年11月30日 ）		65,393.69	9,787	P	270.13	40,430
第34会計年度末 （ 2023年11月30日 ）		68,450.05	10,245	P	290.84	43,530
第35会計年度末 （ 2024年11月30日 ）		70,668.80	10,577	P	350.93	52,524
2024年	3月末日	74,505.62	11,151	P	332.91	49,827
	4月末日	69,791.72	10,446	P	312.67	46,797
	5月末日	73,376.79	10,982	P	330.66	49,490
	6月末日	73,664.11	11,025	P	332.85	49,818
	7月末日	72,925.61	10,915	P	329.81	49,363
	8月末日	73,113.48	10,943	P	333.17	49,866
	9月末日	67,963.34	10,172	P	334.05	49,997
	10月末日	66,697.25	9,983	P	330.24	49,427
	11月末日	70,668.80	10,577	P	350.93	52,524
	12月末日	64,899.92	9,714	P	331.18	49,568
2025年	1月末日	66,558.81	9,962	P	341.61	51,129
	2月末日	64,091.12	9,593	P	337.19	50,467

< 参考情報 >



【分配の推移】

該当事項なし

【収益率の推移】

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第26会計年度	P	- 11.96%
第27会計年度	P	1.28%
第28会計年度	P	40.83%
第29会計年度	P	- 12.64%
第30会計年度	P	19.67%
第31会計年度	P	27.18%
第32会計年度	P	- 2.07%
第33会計年度	P	- 27.66%
第34会計年度	P	2.72%
第35会計年度	P	6.88%

（注）「収益率の推移」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

会計年度	収益率（注）	
第26会計年度	P	18.40%
第27会計年度	P	- 14.35%
第28会計年度	P	12.33%
第29会計年度	P	- 0.59%
第30会計年度	P	16.02%
第31会計年度	P	6.47%
第32会計年度	P	21.00%
第33会計年度	P	- 11.77%
第34会計年度	P	5.96%
第35会計年度	P	5.92%

（グレーター・チャイナ（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第26会計年度	P	5.97%
第27会計年度	P	7.87%
第28会計年度	P	43.99%
第29会計年度	P	- 6.58%
第30会計年度	P	26.92%
第31会計年度	P	36.13%
第32会計年度	P	- 16.76%
第33会計年度	P	- 25.93%
第34会計年度	P	- 2.68%
第35会計年度	P	3.37%

（USサステナブル（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第26会計年度	P	0.53%
第27会計年度	P	0.46%
第28会計年度	P	25.09%
第29会計年度	P	2.54%
第30会計年度	P	13.86%
第31会計年度	P	11.00%
第32会計年度	P	25.54%
第33会計年度	P	- 12.32%
第34会計年度	P	7.67%
第35会計年度	P	20.66%

（注）収益率（％）＝100×（a - b）／b

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

または運用開始時の発行価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第26会計年度 （2015年11月30日）	P	111,595.487 （8,700.000）	662,278.946 （40,025.000）	1,288,108.232 （78,528.000）
第27会計年度 （2016年11月30日）	P	94,630.478 （0.000）	601,702.235 （15,700.000）	781,036.475 （62,828.000）
第28会計年度 （2017年11月30日）	P	347,033.225 （4,397.785）	549,809.551 （37,097.785）	578,260.149 （22,928.000）
第29会計年度 （2018年11月30日）	P	379,048.345 （0.000）	473,068.349 （3,885.000）	484,240.145 （19,043.000）
第30会計年度 （2019年11月30日）	P	329,690.032 （0.000）	353,542.808 （0.000）	460,387.369 （19,043.000）
第31会計年度 （2020年11月30日）	P	406,813.595 （0.000）	386,590.791 （1,023.000）	480,610.173 （18,020.000）
第32会計年度 （2021年11月30日）	P	184,399.012 （0.000）	262,817.573 （0.000）	402,191.612 （18,020.000）
第33会計年度 （2022年11月30日）	P	500,015.018 （0.000）	485,346.336 （3,950.000）	416,860.294 （14,070.000）
第34会計年度 （2023年11月30日）	P	592,698.055 （0.000）	650,864.361 （1,100.000）	358,693.988 （13,490.000）
第35会計年度 （2024年11月30日）	P	679,193.344 （0.000）	770,163.410 （3,900.000）	267,723.922 （9,590.000）

（注１）上記は日本で販売しているクラスの販売・買戻しおよび発行済口数である。なお、（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数であり、受渡日を基準として算出しているが、本邦内において販売会社に外国証券取引口座約款に基づき保管を委託しているファンド証券以外の口数は含まれていない。一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下同じ。

（注２）2023年11末日に終了する会計年度中に、クラスP受益証券の本邦内における発行済口数のうち520.000口が海外の口座から移管された。

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第26会計年度 （2015年11月30日）	P	123,660.293 （377.000）	121,064.885 （1,250.000）	488,523.931 （1,750.000）
第27会計年度 （2016年11月30日）	P	45,197.979 （0.000）	143,909.452 （365.000）	389,812.458 （1,385.000）
第28会計年度 （2017年11月30日）	P	35,629.432 （0.000）	73,538.740 （0.000）	351,903.150 （1,385.000）
第29会計年度 （2018年11月30日）	P	17,879.313 （0.000）	82,010.034 （0.000）	287,772.429 （1,385.000）
第30会計年度 （2019年11月30日）	P	5,259.936 （2,278.708）	77,364.745 （83.000）	215,667.620 （3,580.708）
第31会計年度 （2020年11月30日）	P	33,326.460 （556.847）	38,372.249 （2,278.708）	210,621.831 （1,858.847）
第32会計年度 （2021年11月30日）	P	77,808.045 （1,131.081）	30,371.417 （186.254）	258,058.459 （2,803.674）
第33会計年度 （2022年11月30日）	P	13,165.401 （0.000）	36,307.801 （598.593）	234,916.059 （2,205.081）
第34会計年度 （2023年11月30日）	P	6,739.827 （471.129）	35,781.058 （426.417）	205,874.828 （2,249.793）
第35会計年度 （2024年11月30日）	P	3,393.167 （0.000）	34,486.137 （471.129）	174,781.858 （1,778.664）

（グレーター・チャイナ（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第26会計年度 （2015年11月30日）	P	407,052.379 （27.000）	996,843.278 （5,270.000）	1,399,930.784 （2,817.000）
第27会計年度 （2016年11月30日）	P	110,150.609 （0.000）	444,285.262 （1,300.000）	1,065,796.131 （1,517.000）
第28会計年度 （2017年11月30日）	P	967,280.804 （0.000）	425,528.388 （517.000）	1,607,548.547 （1,000.000）
第29会計年度 （2018年11月30日）	P	1,245,157.927 （1,239.836）	1,252,316.055 （0.000）	1,600,390.419 （2,239.836）
第30会計年度 （2019年11月30日）	P	1,069,859.566 （154.629）	902,775.934 （488.483）	1,767,474.051 （1,905.982）
第31会計年度 （2020年11月30日）	P	845,312.761 （4,034.401）	1,558,336.745 （80.000）	1,054,450.067 （5,860.383）
第32会計年度 （2021年11月30日）	P	414,243.796 （25,130.876）	485,777.544 （4,632.759）	982,916.319 （26,358.500）
第33会計年度 （2022年11月30日）	P	303,638.347 （89.272）	365,867.388 （6,599.200）	920,687.278 （19,848.572）
第34会計年度 （2023年11月30日）	P	380,837.989 （881.528）	501,330.693 （9,550.082）	800,194.574 （11,180.018）
第35会計年度 （2024年11月30日）	P	364,459.797 （0.000）	475,984.983 （5,360.621）	688,669.388 （5,819.397）

（ U S サステナブル（米ドル） ）

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第26会計年度 （ 2015年11月30日 ）	P	200,408.155 （ 1,000.000 ）	467,714.388 （ 16,452.000 ）	678,051.358 （ 45,411.000 ）
第27会計年度 （ 2016年11月30日 ）	P	16,536.860 （ 1,720.000 ）	207,810.059 （ 14,634.000 ）	486,778.159 （ 32,497.000 ）
第28会計年度 （ 2017年11月30日 ）	P	87,396.089 （ 20,918.277 ）	162,285.076 （ 27,721.413 ）	411,889.172 （ 25,693.864 ）
第29会計年度 （ 2018年11月30日 ）	P	11,948.125 （ 0.000 ）	86,311.159 （ 3,181.823 ）	337,526.138 （ 22,512.041 ）
第30会計年度 （ 2019年11月30日 ）	P	9,842.738 （ 0.000 ）	37,769.702 （ 572.000 ）	309,599.174 （ 21,940.041 ）
第31会計年度 （ 2020年11月30日 ）	P	12,100.042 （ 0.000 ）	62,629.855 （ 11,500.000 ）	259,069.361 （ 10,440.041 ）
第32会計年度 （ 2021年11月30日 ）	P	8,239.549 （ 0.000 ）	30,991.811 （ 622.666 ）	236,317.099 （ 9,817.375 ）
第33会計年度 （ 2022年11月30日 ）	P	2,307.133 （ 0.000 ）	30,376.191 （ 0.000 ）	208,248.041 （ 9,817.375 ）
第34会計年度 （ 2023年11月30日 ）	P	918.886 （ 0.000 ）	24,619.387 （ 703.702 ）	184,547.540 （ 10,098.673 ）
第35会計年度 （ 2024年11月30日 ）	P	1,197.063 （ 0.000 ）	17,608.023 （ 707.000 ）	168,136.580 （ 9,391.673 ）

（注）2023年11末日に終了する会計年度中に、クラス P 受益証券の本邦内における発行済口数のうち985.000口が海外の口座から移管された。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（a）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価」における記載にしたがって決定される。

別途規定されない限り、各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、5%を上限とする購入時手数料が投資額から控除（もしくは追加で徴収）または純資産価格に上乘せられ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および／または金融仲介機関に支払われることがある。

ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。追加情報は適用される現地の販売資料を参照されたい。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用は、投資家に課することができる。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社に要求できる。

以下のサブ・ファンドについて、サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の翌日から起算して3営業日後（「決済日」）までに保管受託銀行に開設した関連するサブ・ファンドの口座に払い込む。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ
（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

以下のサブ・ファンドについて、サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の翌日から起算して2営業日後（「決済日」）までに保管受託銀行に開設した関連するサブ・ファンドの口座に払い込む。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

管理会社は、その裁量により、全部または一部の現物による受益証券の購入申込を受諾することができる。この場合、現物で申込みを受けた資産は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に従わなければならない。また、かかる現物での支払いは、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿におけるかかる投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を請求することはできない。受益者は、また、

記名式受益証券が、クリアストリームといった公認の外部決済機関を通じて決済される場合があることを考慮すべきである。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内に特別の内容を持つ様々な受益証券クラスを発行することができると規定している。さらに、すべてのサブ・ファンドまたは受益証券クラスに関し、端数の受益証券の発行も可能である。かかる端数の受益証券は、小数点第3位まで表示される。関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラスが清算される場合、端数の受益証券の保有者は、収益の分配または清算による受取金の比例配分を受領する権利が認められる。

（b）日本における申込（販売）手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される募集期間中の各日に同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。ファンド証券の申込みは、原則として、営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に取扱いが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）については、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、有価証券届出書「第一部 証券情報、（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照）において申込を受け付けられない場合がある。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」に照会のこと。

注文は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS SuMi TRUSTの場合、申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする。

販売会社は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、円貨で支払われる場合、各サブ・ファンドの表示通貨と円貨との換算は、裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる
等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券
が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における申込（販売）手続等にも適
用されることがある。

2【買戻し手続等】

（a）海外における買戻し手続等

買戻請求には、管理会社、管理事務代行会社もしくは保管受託銀行または他の授権された販売会社もしくは支払代行会社がこれを受諾する。

以下のサブ・ファンドについて、資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の買戻代金は、遅くとも注文日の翌日から起算して3営業日後（「決済日」）に支払われる。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

以下のサブ・ファンドについて、資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の買戻代金は、遅くとも注文日の翌日から起算して2営業日後（「決済日」）に支払われる。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス/サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またはその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「5 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるスイング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨の複数の受益証券クラスを有するサブ・ファンドについては、原則として、買戻された受益証券の価額は当該受益証券クラスの通貨で支払われる。適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの手数料と、これらの手数料と、各販売国で発生しうる、例えばコルレス銀行により課されるいずれかの公租公課、手数料またはその他の費用は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料またはその他の報酬（コルレス銀行により課されるものも含む。）も請求される。

追加の買戻手数料が販売会社により課されることはない。

純資産価格の推移が、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高くなるかまたは低くなるかを決定する。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する（買戻しゲート）。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行

されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、不必要に遅滞することなく、相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の実行延期を決定することができる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用およびコルレス銀行の手数料は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、受益証券の現物による全部または一部の買戻しを投資家に提供することができる。その場合、現物により元本が買い戻された後も、残りのポートフォリオは当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限を引き続き遵守していなければならない。サブ・ファンドの残存投資家が現物による買戻しにより不利益を被ることがないようにしなければならない。また、かかる支払は、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）については、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社（「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照）において買戻請求を受付けられない場合がある。

注文は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、各サブ・ファンドの表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

（a）海外における乗換え

あるサブ・ファンドの受益者は、適宜自己の受益証券を同じサブ・ファンド内の他の受益証券クラスおよび／または別のサブ・ファンドの受益証券に乘換えることができる。乗換請求の提出には、受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が適用される。

受益者が既存の受益証券の乗換の結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が投資額から控除（もしくは追加で徴収）または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および／または金融仲介機関へ支払われる場合がある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等（イ）海外における買戻し手続等」の規定により、買戻し手数料は課されない。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および／または乗換え予定の受益証券クラスに関連する通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生する手数料、公租公課および印紙税は、受益者に対し請求される。

（b）日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【その他】

受益証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの受益証券は各営業日に発行され、買い戻される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の証券取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。なお、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）において、中華人民共和国または香港の証券取引所が休業している日は、このサブ・ファンドの営業日とはみなされない。管理会社が後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行または買戻しは行われない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込を拒絶する権限を授与されている。

管理会社は、「マーケット・タイミング取引」または「時間外取引」を含む受益者の利益に悪影響を及ぼしうると判断されるすべての取引を禁止する。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込を拒絶する権利を有する。さらに管理会社は、当該行為から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行することができる。

注文は、ある注文日の締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される（以下、当該計算を行った日を「評価日」という。）。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、下記の締切時間が適用される。

サブ・ファンド	締切時間
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	中央ヨーロッパ標準時間 13時
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	

ファクシミリにより送付されるすべての注文は、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への注文を期限どおり確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関は、各顧客に対し上記より早い締切時間を適用することができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関連する販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された注文の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS（Lux）エクイティ・ファンドの異なるサブ・ファンドの受益証券に転換する場合にも適用される。つまり、清算のための純資産価格は、注文が行われた時点では分かっていない（将来価格）。かかる価格は、最新の知れている市場価格（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「5 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令または規則で別段の定めがある場合を除き、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および/または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする（電子的手段による注文の受領を含む。）。同意書または注文書と同等の手段を画面として使用するためには、管理会社および/またはU

BSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法（改正済）の条項ならびにC S S Fの関連法規および該当指令を遵守しなければならない。

従って投資家は申込みを受け付ける販売会社または販売代理店に対して、本人であることを証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資家に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。個人に対しては、パスポート／身分証明書の謄本（販売会社または販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）。法人およびその他の法的機関に対しては、基本定款の謄本、商業および法人登記簿の抄本、最新の公表された年次決算書の写し、実質的所有者の姓名。状況に応じ、販売会社または販売代理店は、受益証券の申込人または買戻人に対し追加の本人確認書類および情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続きを厳守することを確実にしなければならない。管理事務代行会社と管理会社は、いつでも、手続きが忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売代理店または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々にある販売代理店や販売会社からのすべての販売および買戻しの申込みに対して、上記規程の厳守を監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融のためのすべての規則に従わなければならない。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、ファンドとの関係を結んだ際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ ）顧客との関係を管理するため、（ ）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（ ）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。受益者から提供されたデータは、（v）ファンドの受益者名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（ ）マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- このデータ保護セクションの前項（ ）号および（ ）号に記載されたデータ処理の目的
- ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という。）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査役および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（E E A）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないE E A外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（E E A外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。ファンドはまた、E E A内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、以下に対する権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止する。）

- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L - 4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他の欧州連合加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

指数提供者

インデックスに使用される算定方法は、指数提供者により定められる。

MSCI

MSCIデータは、内部での使用に限定されている。MSCIデータは、いかなる形においても複製または再配布してはならず、金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCIデータのいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと（もしくは行わないこと）の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCIデータは、「現状のままで」提供され、その使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、そのすべての関連会社およびMSCIデータの編集、計算または作成に関与したまたは関連するその他のすべての個人（総称して、以下「MSCI当事者」という。）は、当該情報に関するすべての保証（創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含む。）を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的（高収益を含むが、これに限られない。）またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。

S&P

S&P 500（以下「本指数」という。）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズ・エル・エル・シーまたはその関連会社（以下「SPDJI」という。）およびあらゆる第三者ライセンサーの商品であり、UBS エー・ジーおよびその関連会社（以下「ライセンサー」という。）による使用が許諾されている。Standard & Poor's®およびS&P®は、スタンダード・プアーズ・フィナンシャル・サービス・エル・エル・シー（以下「S&P」という。）の登録商標であり、Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。第三者ライセンサーの商標は、当該第三者ライセンサーの商標であり、これらの商標は、SPDJIによる使用が許諾されており、一定の目的においてライセンサーによる使用が再許諾されている。ファンドは、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、S&Pおよびこれらの各関連会社（総称して、以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズ」という。）または第三者ライセンサーにより後援、援助、販売または販売促進されていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよび第三者ライセンサーのいずれも、一般的に証券に投資することもしくは特にファンドに投資することの当否に関して、または、指数が一般的な市場動向を追跡する能力に関して、ファンドの受益者または公衆に対し、明示・黙示を問わず、いかなる表明または保証も行っていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびいずれかの第三者ライセンサーが本指数に関してライセンサーとの間に有する唯一の関係は、本指数ならびにS&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマークおよび/または商号の使用

許諾である。本指数は、ライセンシーおよびファンドとは無関係に、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズまたは第三者ライセンサーにより決定され、編集されおよび計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、本指数を決定し、構成しおよび計算する際に、ライセンシーまたはファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、ファンドの価格もしくは規模の決定またはファンドの発行もしくは販売の時期の決定について責任を負っておらず、ファンドの現金への転換、譲渡または買戻し（場合に応じて）を行う際の基準を決定するために用いられる方程式の決定または計算について責任を負っておらず、かつ、これらの決定および計算に関与していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、ファンドの運営、販売または取引に関連していかなる義務または責任も負っていない。本指数に基づく投資商品が本指数を正確に複製しまたはプラスの投資リターンを生み出す保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズ・エル・エル・シーは、投資顧問会社ではない。本指数への証券の組込みは、当該証券を購入し、売却しまたは保有することのS&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズによる推奨ではなく、また、これは投資アドバイスとはみなされない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよび第三者ライセンサーのいずれも、本指数もしくは関連データまたはこれらに関する口頭もしくは書面による通信を含むあらゆる通信（電子通信を含む。）の適切性、正確性、適時性および／または完全性を保証しない。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、これらにおける誤り、脱落または遅延に対する損害賠償または責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびあらゆる第三者ライセンサーは、商品性または特定目的もしくは使用への適合性についても、本指数の使用を通じてまたはこれに関連するあらゆるデータに関してライセンシー、ファンドの受益者またはその他の者もしくは法人が得る結果に関して、明示または黙示のいかなる保証も行わず、すべての保証を明示的に否認する。いかなる場合も、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズまたは第三者ライセンサーは、契約によるか、不法行為によるか、厳格責任によるか、その他によるかを問わず、かかる損害賠償の可能性についてS&Pダウ・ジョーンズが知らされていた場合であっても、あらゆる間接的、特別、付随的、懲罰的または派生的損害賠償（逸失利益、取引の喪失、時間の喪失または営業権の喪失を含む。）について責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズおよびライセンシーの間における何らかの契約または取決めの第三者たる受益者は存在しない。

FTSE Russell

出典：ロンドン証券取引所グループ・ピー・エル・シーおよびそのグループ会社（総称して、以下「LSEグループ」という。）。©2020年LSEグループ。

FTSE Russellは、一部のLSEグループ会社の商号である。「FTSE®」は、関連するLSEグループ会社の商標であり、使用許諾に基づき、LSEグループのその他の各会社により使用されている。FTSE Russellの指数またはデータに対するすべての権利は、当該指数またはデータを所有する各LSEグループ会社に移転されている。LSEグループおよびそのライセンサーのいずれも、当該指数またはデータにおける誤りまたは脱落について責任を負わず、いずれの者も、この通知における指数またはデータに依拠するべきではない。LSEグループからのデータは、各LSEグループ会社の明示的な書面による同意なしに譲渡されてはならない。LSEグループは、この通知の内容につき販売促進、後援または援助を行っていない。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

- () ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークが管理者およびベンチマークのESMA登録簿に記載されているEUおよび第三国の管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/>で入手可能である。
- () ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿(この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。)に記載されている、英国の2019年ベンチマーク(変更および移行規定)(EU離脱)規則(以下「英国ベンチマーク規則」という。)に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。
- () ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録を申請しなければならない期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

5【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各受益証券クラスの１口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、関係する各サブ・ファンドまたは各受益証券クラスの参照通貨で表示され、また各営業日に、各受益証券クラスが指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより決定される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。サブ・ファンドの各受益証券のクラスに配分される純資産価格の割合は、受益証券の発行または買戻しの度に変更する。かかる割合は、かかる受益証券に生じる手数料を考慮の上、各クラスの発行済受益証券とサブ・ファンドの発行済受益証券の総口数との関係により決定される。

各サブ・ファンドの資産は、以下のように評価される。

- a) 流動資産は（現金、預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。
有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品および投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立した価格決定資料を参照して行われる。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が１つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の対象資産の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの会計監査人により許可される評価方法によって証明される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- f) 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場のレートを用いて評価される。
- h) 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- i) スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フローの両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価原則を適用することが認められている。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、() サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および() サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場の

ボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある１口当たり純資産価格の２％を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で１口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、１口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で１口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが１口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、１つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要な場合には、さらなる評価を当該日を通じて行うことができる。かかる新たな評価は、受益証券の追加発行および買戻しにも適用される。

（ ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一または複数の営業日にわたり、一時的に停止する権限を授与されている。

- 純資産の相当部分について評価の基礎となる一もしくは複数の証券取引所もしくはその他の市場が、通常の休日以外に閉鎖されている場合もしくは当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられもしくは一時的に極立った短期的な変動を生じている場合。
- 受益者に重大な不利益をもたらすことなく純資産の通常の処理を行うことを妨げる、管理会社の支配、責任または影響力の及ぶ範囲を超える事由。
- 通信機能の故障または純資産の相当部分の評価額の算出を妨げるその他の事由。

- 当該サブ・ファンドの買戻請求の支払のための本国送金、または投資証券の販売または取得もしくは受益証券の買戻しによる支払に伴う送金が通常の為替レートで行えないと管理会社が判断する場合。
- 受益者の利益を著しく損なうことなくファンドの資産の通常の処分を行うことを妨げる、管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況。
- その他の理由により、サブ・ファンドの保有資産の価格が迅速または正確に決定されない場合。
- ファンドの清算に関する管理会社の決定の公告。
- 受益者の保護のために当該停止が正当であると判断される、一または複数のサブ・ファンドの合併に関する管理会社の決定の公表。
- 為替または資本取引に関する制限により、ファンドが取引を行うことができない場合。

純資産価格の計算、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの停止は、ファンドの公募が承認されている国々のすべての管轄機関に遅滞なく届け出られ、「開示制度の概要」に記載されている方法により公告される。

投資家が受益証券クラスの要件を満たさない場合、管理会社は、さらに当該投資家に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその受益証券を返還すること、
- b) 当該受益証券クラスの取得に関する上記の要件を満たす者に対してその受益証券を譲渡すること、または
- c) その受益証券から、当該投資家が満たすことの可能な受益証券クラスの取得要件を有する関連するサブ・ファンドの他の受益証券クラスに乗り換えること。

さらに、管理会社は以下の権利を付与されている。

- 自己の裁量による受益証券買付申込を拒絶すること。
- 随時、排斥条項を無視して申込まれたまたは買い付けられた受益証券を買い戻すこと。

(2) 【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

ファンドは、存続期間を無制限として設定される。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年11月30日である。

(5) 【その他】

(a) ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算および合併

ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算

受益者、その相続人およびその他の受益権者は、ファンド、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または清算を要求することはできない。一方で、管理会社は、ファンド、各々のサブ・ファンドおよび受益証券クラスを清算する権限を授与されている。ただし、受益者の利益を考慮した上で、かかる清算が管理会社もしくはファンドを保護するため、または投資方針を理由に、妥当または必要であると判断される場合に限る。

一つのサブ・ファンドまたは一つのサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドまたは当該受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な額に達しないまたはそれ以下まで減少した場合、または政治、経済もしくは金融環境に著しい変化があった場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または有効な決定が行われた時点の純資産価額にて（実際の換金価格および換金費用を考慮して）、該当する受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻す旨の決定を行うことができる。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを清算する旨の決定は、「開示制度の概要」に記載されている方法により公告される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、該当サブ・ファンドまたは受益証券クラスへの全ての乗換えは停止される。受益証券の買戻しおよび該当サブ・ファンドまたは受益証券クラスからの乗換えは当該決定後も可能である。清算費用は、サブ・ファンドまたは該当するクラスの受益証券によって考慮され、清算する旨の決定がなされた時点で当該サブ・ファンドまたは該当するクラスの受益証券を保有する受益者が負担することとなる。清算の場合には、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの清算によって生じた純手取金を各々の受益証券数に比例してかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に分配するよう保管受託銀行に指示する。清算を開始する決定をしてから遅くとも9ヵ月以内に、（ ）清算完了後受益者に分配できないまたはできなかった清算手取金は当該請求権の時効までルクセンブルグの「供託機関」に保管され、そして（ ）清算手続きは完了されなければならない。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければならない。かかる清算は、少なくとも2種の日刊新聞（このうち少なくとも一紙はルクセンブルグの日刊新聞とする。）および会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）において公告される。かかる清算手続は、いずれの場合も同様であるが、ファンドの清算の場合には、清算手続終了時に受益者に分配されなかった清算手取金は直ちに「供託機関」に保管される。

サブ・ファンド間またはサブ・ファンドと他の投資信託との合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、全ての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、全ての資産および負債をこれらが設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立した別のUCITS（「吸収UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- c) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、純資産の全てを同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収UCITS」）に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の結果は、2010年法に準拠する。

「ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたは受益証券クラスの資産を、管理会社の他の既存のサブ・ファンドもしくは受益証券クラスまたは2010年法パート に基づく他のルクセンブルグのUCIまたは2010年法

の規定に基づく外国のUCITSに配分することを決定することができる。管理会社はまた、当該サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスを（必要な場合、分割または統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）別のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券として指定変更することを決定することができる。

受益者は、管理会社のかかる決定を「開示制度の概要」に記載されている方法により通知される。管理会社がかかる決定を行った場合、決定が公告された日から30日の期間を経過後、関連するサブ・ファンドの受益者すべてを拘束する。かかる30日の期間中、受益者は、買戻し手数料または管理事務代行手数料を支払わずに買戻請求を行うことができる。買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率の決定に使用された日と同じ日に計算した、関係するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額に基づいて交換される。

（b）約款

約款は、ルクセンブルグの商業および法人登録機関に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、法律規定の遵守の下、保管約款を変更することができる。各変更は、保管通知により「RESA」に、また「開示制度の概要」に記載されている他の方法で公告される。変更された約款は、当該約款に管理会社および保管受託銀行が署名を行った日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、日本の受益者に通知される。

（c）ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

（d）関係法人との契約の更改等に関する手続き

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

本契約は、やむを得ない理由がある場合、一方当事者から相手方当事者への通知により、解約することができる。やむを得ない理由とは、本契約により課される義務に関する故意および重大な過失によるものである。管理会社は、受益者の利益となる場合、本契約の条項を直ちに撤回する権利を付与される。

同契約のいかなる条項も、同契約の両当事者が署名した書面による場合を除き、変更、放棄、解除または無視することはできない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、存続期間を無期限として締結され、また一方当事者が書留郵便による3か月の事前通知を他方当事者に発することによっていつでも解約することができる。前述の通知期間の期日までに、管理会社は、資産の移管先で、またファンドの保管受託銀行業務を継承する後任の保管受託銀行を指名する。

一方の当事者による同契約の義務について重大な不履行がある場合で、かつ不履行当事者に対し発された書面による通知の30日以内に当該不履行が改善されない場合、同契約は、後任の保管受託銀行の指定後即時の効力をもって解約される。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または

投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(e) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行の手続きに関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures

6【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利に基づいてのみ利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的に投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。受益者が仲介業者を通じて申込みを行った場合、ファンドの段階において純資産価額の計算の過誤および/または投資規則の遵守違反および/またはその他の過誤があった際に常に補償を受けることができるとは限らない。受益者は、悪影響を受ける可能性のある自らの権利について助言を求めることが推奨される。

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人および金融庁長官への届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. ファンドの原文の財務書類は、UBS（Lux）エクイティ・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本文に記載している。

- | | |
|---|--|
| - エマージング・マーケット・サステナブル
・リーダーズ（米ドル）
クラスP - a c c 受益証券 | - グレーター・チャイナ（米ドル）
クラスP - a c c 受益証券 |
| - ヨーロピアン・オポチュニティ
・サステナブル（ユーロ）
クラスP - a c c 受益証券 | - USサステナブル（米ドル）
クラスP - a c c 受益証券 |

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

d. ファンドの原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円および1米ドル＝149.67円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

e. 2025年5月20日付で、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）の名称はUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）に変更されている。

（１）【2024年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産計算書

	2024年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	7,794,812,702.62	1,212,872,857
投資有価証券、未実現評価（損）益	(577,068,675.39)	(89,791,886)
投資有価証券合計（注１）	7,217,744,027.23	1,123,080,971
現金預金、要求払預金および預託金勘定	132,948,746.02	20,686,825
有価証券売却未収金（注１）	380,324.23	59,178
受益証券発行未収金	22,100,903.09	3,438,901
流動資産に係る未収利息	271.10	42
未収配当金	4,710,611.94	732,971
その他の資産	111,793.97	17,395
その他の未収金	1,248,729.97	194,302
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	3,837,956.36	597,186
資産合計	7,383,083,363.91	1,148,807,771
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(52,723.54)	(8,204)
当座借越	(57,636.49)	(8,968)
当座借越に係る未払利息	(8,967.72)	(1,395)
有価証券購入未払金（注１）	(5,579,150.59)	(868,116)
受益証券買戻未払金	(11,392,409.40)	(1,772,659)
その他の負債	(1,426,832.58)	(222,015)
定率報酬引当金（注２）	(8,000,516.78)	(1,244,880)
年次税引当金（注３）	(431,943.69)	(67,210)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(412,092.83)	(64,122)
引当金合計	(8,844,553.30)	(1,376,212)
負債合計	(27,362,273.62)	(4,257,570)
期末純資産額	7,355,721,090.29	1,144,550,202

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

連結運用計算書

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	7,241,734.89	1,126,814
配当金	187,711,984.02	29,207,985
貸付証券に係る純収益（注15）	1,852,753.50	288,288
その他の収益（注4）	4,525,377.87	704,149
収益合計	201,331,850.28	31,327,236
費用		
定率報酬（注2）	(105,940,507.13)	(16,484,343)
年次税（注3）	(2,769,814.06)	(430,983)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,591,124.88)	(247,579)
現金および当座借越に係る利息	(228,885.10)	(35,615)
費用合計	(110,530,331.17)	(17,198,520)
投資純（損）益	90,801,519.11	14,128,716
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(304,931,157.81)	(47,447,288)
金融先物に係る実現（損）益	(6,793,230.77)	(1,057,027)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(24,604,129.72)	(3,828,403)
為替差（損）益	3,847,046.50	598,600
実現（損）益合計	(332,481,471.80)	(51,734,117)
当期実現純（損）益	(241,679,952.69)	(37,605,401)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	780,794,437.42	121,491,614
金融先物に係る未実現評価（損）益	2,362,030.00	367,532
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(8,333,286.31)	(1,296,659)
未実現評価（損）益の変動合計	774,823,181.11	120,562,487
運用の結果による純資産の純増（減）	533,143,228.42	82,957,086

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産変動計算書

	自2023年12月1日 至2024年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
期首純資産額	8,150,639,586.84 *	1,268,239,520
受益証券の発行受取額	2,057,285,544.34	320,113,631
受益証券の買戻支払額	(3,381,647,498.54)	(526,184,351)
純発行（買戻）合計	(1,324,361,954.20)	(206,070,720)
配当金支払額	(3,699,770.77)	(575,684)
投資純（損）益	90,801,519.11	14,128,716
実現（損）益合計	(332,481,471.80)	(51,734,117)
未実現評価（損）益の変動合計	774,823,181.11	120,562,487
運用の結果による純資産の純増（減）	533,143,228.42	82,957,086
期末純資産額	7,355,721,090.29	1,144,550,202

*
2024年11月30日の為替レートを使用して計算されている。2023年11月30日の為替レートによる期首連結純資産は、7,926,543,178.12ユーロであった。

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

3 年度比較数値

	ISIN	2024年11月30日	2023年11月30日	2022年11月30日
純資産額（米ドル）		404 549 319.82	396 953 756.13	409 087 179.11
クラス P - a c c	LU0106959298			
発行済受益証券数（口）		267 723.9220	358 693.9880	416 860.2940
1 口当たり純資産価格（米ドル）		143.41	134.18	130.63
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		143.41	134.18	130.33

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2023年 / 2024年	2022年 / 2023年	2021年 / 2022年
クラス P - a c c	米ドル	6.9%	3.0%	-27.8%
ベンチマーク： ²				
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	米ドル	11.9%	4.2%	-17.4%

² サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表
（純資産に対する百分率）

台湾	18.55
インド	17.01
中国	13.05
韓国	9.49
南アフリカ	8.77
香港	7.27
マレーシア	3.43
インドネシア	3.32
シンガポール	3.05
バミューダ	2.56
ウルグアイ	2.03
メキシコ	1.60
ハンガリー	1.41
ポーランド	1.23
ルクセンブルグ	1.13
ギリシャ	0.92
タイ	0.86
ブラジル	0.80
合計	96.48

業種別分布表
（純資産に対する百分率）

銀行・金融機関	21.86
電子機器・半導体	18.51
金融・持株会社	10.30
電子部品・デバイス	9.37
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	6.24
グラフィックデザイン・出版・メディア	6.17
食品・清涼飲料	5.94
通信	4.67
機械工学・産業機器	3.02
医薬品・化粧品・医療品	2.85
自動車	2.50
保険	2.45
その他のサービス業	1.66
コンピュータハードウェア・ネットワーク装置供給業	0.94
合計	96.48

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

純資産計算書

	2024年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	360,026,295.47	53,885,136
投資有価証券、未実現評価（損）益	30,291,868.07	4,533,784
投資有価証券合計（注１）	390,318,163.54	58,418,920
現金預金、要求払預金および預託金勘定	15,116,939.00	2,262,552
受益証券発行未収金	8,515.96	1,275
未収配当金	679,921.35	101,764
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	70,093.51	10,491
資産合計	406,193,633.36	60,795,001
負債		
当座借越に係る未払利息	(3.75)	(1)
受益証券買戻未払金	(31,638.73)	(4,735)
その他の負債	(1,504,675.35)	(225,205)
定率報酬引当金（注２）	(93,733.68)	(14,029)
年次税引当金（注３）	(10,646.47)	(1,593)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(3,615.56)	(541)
引当金合計	(107,995.71)	(16,164)
負債合計	(1,644,313.54)	(246,104)
期末純資産額	404,549,319.82	60,548,897

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

運用計算書

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	649,709.44	97,242
配当金	8,687,183.50	1,300,211
貸付証券に係る純収益（注15）	42,570.76	6,372
その他の収益（注4）	587,760.93	87,970
収益合計	9,967,224.63	1,491,795
費用		
定率報酬（注2）	(1,283,872.63)	(192,157)
年次税（注3）	(69,975.12)	(10,473)
その他の手数料および報酬（注2）	(88,686.34)	(13,274)
現金および当座借越に係る利息	(15,060.21)	(2,254)
費用合計	(1,457,594.30)	(218,158)
投資純（損）益	8,509,630.33	1,273,636
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(14,727,982.18)	(2,204,337)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(384,217.03)	(57,506)
為替差（損）益	(130,201.76)	(19,487)
実現（損）益合計	(15,242,400.97)	(2,281,330)
当期実現純（損）益	(6,732,770.64)	(1,007,694)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	41,436,127.68	6,201,745
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(275,630.93)	(41,254)
未実現評価（損）益の変動合計	41,160,496.75	6,160,492
運用の結果による純資産の純増（減）	34,427,726.11	5,152,798

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

純資産変動計算書

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	396,953,756.13	59,412,069
受益証券の発行受取額	120,755,639.41	18,073,497
受益証券の買戻支払額	(147,587,801.83)	(22,089,466)
純発行（買戻）合計	(26,832,162.42)	(4,015,970)
投資純（損）益	8,509,630.33	1,273,636
実現（損）益合計	(15,242,400.97)	(2,281,330)
未実現評価（損）益の変動合計	41,160,496.75	6,160,492
運用の結果による純資産の純増（減）	34,427,726.11	5,152,798
期末純資産額	404,549,319.82	60,548,897

発行済受益証券数の変動表

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	358,693.9880
期中発行受益証券数	679,193.3440
期中買戻受益証券数	(770,163.4100)
期末現在発行済受益証券数	267,723.9220

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

3 年度比較数値

	ISIN	2024年11月30日	2023年11月30日	2022年11月30日
純資産額（ユーロ）		332 692 326.53	469 120 387.65	487 277 274.01
クラス P - a c c	LU0006391097			
発行済受益証券数（口）		174 781.8580	205 874.8280	234 916.0590
1 口当たり純資産価格（ユーロ）		1 158.69	1 093.95	1 032.41
1 口当たり発行および買戻価格（ユーロ） ¹		1 158.69	1 093.95	1 032.41

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2023年 / 2024年	2022年 / 2023年	2021年 / 2022年
クラス P - a c c	ユーロ	5.9%	6.0%	-11.8%
ベンチマーク： ²				
MSCI Europe (net div. reinv.)	ユーロ	13.2%	7.8%	-1.0%

² サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

イギリス	30.32
スイス	14.93
フランス	13.43
オランダ	11.62
ドイツ	7.84
スペイン	5.70
デンマーク	4.46
アイルランド	2.18
ポルトガル	2.07
オーストリア	1.37
ノルウェー	1.30
ベルギー	1.26
フィンランド	1.25
イタリア	0.93
合計	98.66

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

医薬品・化粧品・医療品	15.21
銀行・金融機関	8.49
電子機器・半導体	8.33
食品・清涼飲料	8.23
機械工学・産業機器	7.62
石油	6.52
保険	5.84
金融・持株会社	5.62
その他のサービス業	5.34
エネルギー・水道	4.50
電子部品・デバイス	3.96
通信	3.19
非鉄金属	2.59
ヘルスケア・社会福祉	2.42
化学	2.15
時計・宝飾品	1.77
小売り・百貨店	1.74
ゴム・タイヤ	1.57
グラフィックデザイン・出版・メディア	1.56
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	1.05
自動車	0.96
合計	98.66

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産計算書

2024年11月30日現在

	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	305,696,216.31	47,566,331
投資有価証券、未実現評価（損）益	22,529,579.78	3,505,603
投資有価証券合計（注１）	328,225,796.09	51,071,934
現金預金、要求払預金および預託金勘定	4,578,370.82	712,394
受益証券発行未収金	34,035.80	5,296
流動資産に係る未収利息	38.57	6
未収配当金	511,654.45	79,613
その他の未収金	127,248.33	19,800
資産合計	333,477,144.06	51,889,044
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(13,826.92)	(2,151)
当座借越に係る未払利息	(3,052.37)	(475)
受益証券買戻未払金	(427,268.62)	(66,483)
定率報酬引当金（注２）	(320,314.37)	(49,841)
年次税引当金（注３）	(20,297.00)	(3,158)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(58.25)	(9)
引当金合計	(340,669.62)	(53,008)
負債合計	(784,817.53)	(122,118)
期末純資産額	332,692,326.53	51,766,926

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

運用計算書

	自2023年12月1日 至2024年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	473,694.14	73,707
配当金	11,976,568.70	1,863,554
貸付証券に係る純収益（注15）	110,240.66	17,153
その他の収益（注4）	98,887.43	15,387
収益合計	12,659,390.93	1,969,801
費用		
定率報酬（注2）	(5,148,320.60)	(801,079)
年次税（注3）	(171,391.05)	(26,668)
その他の手数料および報酬（注2）	(90,654.45)	(14,106)
現金および当座借越に係る利息	(3,052.56)	(475)
費用合計	(5,413,418.66)	(842,328)
投資純（損）益	7,245,972.27	1,127,473
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	54,727,801.99	8,515,646
金融先物に係る実現（損）益	(3,751,791.85)	(583,779)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(1,267,700.50)	(197,254)
為替差（損）益	258,147.97	40,168
実現（損）益合計	49,966,457.61	7,774,781
当期実現純（損）益	57,212,429.88	8,902,254
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(26,323,143.43)	(4,095,881)
金融先物に係る未実現評価（損）益	1,245,380.00	193,781
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(32,020.88)	(4,982)
未実現評価（損）益の変動合計	(25,109,784.31)	(3,907,082)
運用の結果による純資産の純増（減）	32,102,645.57	4,995,172

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産変動計算書

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
期首純資産額	469,120,387.65	72,995,132
受益証券の発行受取額	57,002,028.03	8,869,516
受益証券の買戻支払額	(225,532,734.72)	(35,092,894)
純発行（買戻）合計	(168,530,706.69)	(26,223,378)
投資純（損）益	7,245,972.27	1,127,473
実現（損）益合計	49,966,457.61	7,774,781
未実現評価（損）益の変動合計	(25,109,784.31)	(3,907,082)
運用の結果による純資産の純増（減）	32,102,645.57	4,995,172
期末純資産額	332,692,326.53	51,766,926

発行済受益証券数の変動表

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	205,874.8280
期中発行受益証券数	3,393.1670
期中買戻受益証券数	(34,486.1370)
期末現在発行済受益証券数	174,781.8580

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2024年11月30日	2023年11月30日	2022年11月30日
純資産額（米ドル）		599 708 655.86	781 948 761.11	915 163 520.00
クラスP - a c c	LU0072913022			
発行済受益証券数（口）		688 669.3880	800 194.5740	920 687.2780
1口当たり純資産価格（米ドル）		402.93	389.81	400.55
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		402.93	389.03	400.55

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2023年 / 2024年	2022年 / 2023年	2021年 / 2022年
クラスP - a c c	米ドル	3.6%	-2.9%	-25.9%
ベンチマーク： ¹				
UBS Greater China Index	米ドル	15.3%	-3.4%	-22.6%

¹ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

中国	65.82
香港	22.11
台湾	9.44
合計	97.37

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

インターネット・ソフトウェア・ITサービス	29.35
たばこ・アルコール	15.23
電子機器・半導体	9.62
金融・持株会社	7.13
不動産	6.03
医薬品・化粧品・医療品	5.86
保険	5.81
銀行・金融機関	4.75
その他のサービス業	3.44
電子部品・デバイス	2.59
通信	2.40
ヘルスケア・社会福祉	1.72
宿泊・仕出し・レジャー	1.41
食品・清涼飲料	0.92
交通・運輸	0.83
機械工学・産業機器	0.26
その他の消費財	0.02
合計	97.37

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産計算書

	2024年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	643,165,263.09	96,262,545
投資有価証券、未実現評価（損）益	(59,225,144.25)	(8,864,227)
投資有価証券合計（注１）	583,940,118.84	87,398,318
現金預金、要求払預金および預託金勘定	9,334,122.70	1,397,038
有価証券売却未収金（注１）	87,902.55	13,156
受益証券発行未収金	7,482,875.13	1,119,962
流動資産に係る未収利息	0.03	0
未収配当金	273,532.79	40,940
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	981,489.69	146,900
資産合計	602,100,041.73	90,116,313
負債		
当座借越に係る未払利息	(722.54)	(108)
受益証券買戻未払金	(1,257,408.08)	(188,196)
定率報酬引当金（注２）	(1,054,880.56)	(157,884)
年次税引当金（注３）	(47,283.35)	(7,077)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(31,091.34)	(4,653)
引当金合計	(1,133,255.25)	(169,614)
負債合計	(2,391,385.87)	(357,919)
期末純資産額	599,708,655.86	89,758,395

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

運用計算書

	自2023年12月 1 日	至2024年11月30日
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	867,580.91	129,851
配当金	21,451,925.19	3,210,710
貸付証券に係る純収益（注15）	130,313.85	19,504
その他の収益（注 4）	717,057.00	107,322
収益合計	23,166,876.95	3,467,386
費用		
定率報酬（注 2）	(13,852,409.14)	(2,073,290)
年次税（注 3）	(316,591.99)	(47,384)
その他の手数料および報酬（注 2）	(221,250.87)	(33,115)
現金および当座借越に係る利息	(34,234.03)	(5,124)
費用合計	(14,424,486.03)	(2,158,913)
投資純（損）益	8,742,390.92	1,308,474
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(40,276,209.12)	(6,028,140)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(4,622,386.29)	(691,833)
為替差（損）益	(609,521.79)	(91,227)
実現（損）益合計	(45,508,117.20)	(6,811,200)
当期実現純（損）益	(36,765,726.28)	(5,502,726)
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	50,856,970.33	7,611,763
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(4,156,212.95)	(622,060)
未実現評価（損）益の変動合計	46,700,757.38	6,989,702
運用の結果による純資産の純増（減）	9,935,031.10	1,486,976

注記は当財務書類の一部である。

U B S （Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産変動計算書

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	781,948,761.11	117,034,271
受益証券の発行受取額	188,132,730.29	28,157,826
受益証券の買戻支払額	(380,307,866.64)	(56,920,678)
純発行（買戻）合計	(192,175,136.35)	(28,762,853)
投資純（損）益	8,742,390.92	1,308,474
実現（損）益合計	(45,508,117.20)	(6,811,200)
未実現評価（損）益の変動合計	46,700,757.38	6,989,702
運用の結果による純資産の純増（減）	9,935,031.10	1,486,976
期末純資産額	599,708,655.86	89,758,395

発行済受益証券数の変動表

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	800,194.5740
期中発行受益証券数	364,459.7970
期中買戻受益証券数	(475,984.9830)
期末現在発行済受益証券数	688,669.3880

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

3 年度比較数値

	ISIN	2024年11月30日	2023年11月30日	2022年11月30日
純資産額（米ドル）		70 668 803.35	68 450 050.44	65 393 691.81
クラス P - a c c	LU0098995292			
発行済受益証券数（口）		168 136.5800	184 547.5400	208 248.0410
1 口当たり純資産価格（米ドル）		350.93	290.84	270.13
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル）		350.93	290.84	270.13

1

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2023年 / 2024年	2022年 / 2023年	2021年 / 2022年
クラス P - a c c	米ドル	20.7%	7.7%	-12.3%
ベンチマーク： ¹				
S&P 500 (net div. reinv.)	米ドル	33.3%	13.3%	-9.6%

¹ サブ・ファンドはアクティブに運用されている。指標は、サブ・ファンドのパフォーマンスが測定される参照ポイントである。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

アメリカ合衆国	97.59
アイルランド	1.21
合計	98.80

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

インターネット・ソフトウェア・ITサービス	20.52
電子機器・半導体	12.29
小売り・百貨店	11.54
金融・持株会社	5.77
モーゲージ・資金調達機関	5.40
医薬品・化粧品・医療品	4.76
バイオテクノロジー	4.42
ヘルスケア・社会福祉	4.35
機械工学・産業機器	3.57
保険	3.23
エネルギー・水道	3.22
電子部品・デバイス	3.12
コンピュータハードウェア・ネットワーク装置供給業	2.86
環境サービス・リサイクル	2.28
建築業・資材	2.12
自動車	2.08
不動産	1.56
宿泊・仕出し・レジャー	1.31
通信	1.16
化学	1.15
グラフィックデザイン・出版・メディア	1.06
銀行・金融機関	1.03
合計	98.80

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

純資産計算書

	2024年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	48,408,445.71	7,245,292
投資有価証券、未実現評価（損）益	21,409,607.42	3,204,376
投資有価証券合計（注１）	69,818,053.13	10,449,668
現金預金、要求払預金および預託金勘定	892,667.29	133,606
未収配当金	39,382.89	5,894
その他の資産	9,132.03	1,367
資産合計	70,759,235.34	10,590,535
負債		
受益証券買戻未払金	(25.24)	(4)
定率報酬引当金（注２）	(84,645.68)	(12,669)
年次税引当金（注３）	(5,761.07)	(862)
引当金合計	(90,406.75)	(13,531)
負債合計	(90,431.99)	(13,535)
期末純資産額	70,668,803.35	10,577,000

運用計算書

	自2023年12月１日 至2024年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	36,427.70	5,452
配当金	464,281.95	69,489
貸付証券に係る純収益（注15）	5,167.79	773
その他の収益（注４）	2,017.33	302
収益合計	507,894.77	76,017
費用		
定率報酬（注２）	(1,078,010.48)	(161,346)
年次税（注３）	(35,679.48)	(5,340)
その他の手数料および報酬（注２）	(21,346.46)	(3,195)
現金および当座借越に係る利息	(184.96)	(28)
費用合計	(1,135,221.38)	(169,909)
投資純（損）益	(627,326.61)	(93,892)
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	7,087,733.92	1,060,821
為替差（損）益	(2,548.47)	(381)
実現（損）益合計	7,085,185.45	1,060,440
当期実現純（損）益	6,457,858.84	966,548
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	6,798,175.49	1,017,483
未実現評価（損）益の変動合計	6,798,175.49	1,017,483
運用の結果による純資産の純増（減）	13,256,034.33	1,984,031

注記は当財務書類の一部である。

U B S （Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

純資産変動計算書

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	68,450,050.44	10,244,919
受益証券の発行受取額	394,122.32	58,988
受益証券の買戻支払額	(11,431,403.74)	(1,710,938)
純発行（買戻）合計	(11,037,281.42)	(1,651,950)
投資純（損）益	(627,326.61)	(93,892)
実現（損）益合計	7,085,185.45	1,060,440
未実現評価（損）益の変動合計	6,798,175.49	1,017,483
運用の結果による純資産の純増（減）	13,256,034.33	1,984,031
期末純資産額	70,668,803.35	10,577,000

発行済受益証券数の変動表

	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	184,547.5400
期中発行受益証券数	1,197.0630
期中買戻受益証券数	(17,608.0230)
期末現在発行済受益証券数	168,136.5800

注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2024年11月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類はルクセンブルグにおいて一般に認められた投資信託の会計原則に従って作成されている。

重要な会計方針は以下に要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドのクラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の百分率は、受益証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、サブ・ファンドの発行済受益証券総数に対する各クラス受益証券における発行済受益証券数の比率により決定され、当該クラス受益証券に課せられる費用が考慮される。

b) 評価原則

- 流動資産（現金および預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）は、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立した価格決定資料に基づき評価される。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人により許可される計算モデルを使用して証明される。
- 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および/または投資信託（UCIs）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存

期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートを使用して評価される。
- 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フロー両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供される。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、当該証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価基準を適用することが認められている。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- （a）サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- （b）サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- （c）サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- （d）受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、（ ）見積もり税金費用、（ ）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（ ）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある

受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資者の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、その資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要に応じて、追加的評価は一日を通じて行うことができる。かかる新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用される。

c) 証券売却実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。

公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。

オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現損益の項目において開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建で保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は、運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建証券の取得原価は、取得日の実勢最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類は、EUR（ユーロ）で表示されている。ファンドの2024年11月30日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の各種項目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類上の対応する項目の合計に等しい。

以下の為替レートは、2024年11月30日現在で連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 158.572832日本円

1 ユーロ = 1.056200米ドル

j) 投資有価証券売却未収金、投資有価証券購入未払金

「投資有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「投資有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

ファンドは、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

名称に「P」が付くクラス受益証券	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率）
		名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.920%	1.970%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率）
------------	------------

名称に「ヘッジ」が付く

クラス受益証券

名称に「P」が付くクラス受益証券	1.780%	1.830%
------------------	--------	--------

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率）
------------	------------

名称に「ヘッジ」が付く

クラス受益証券

名称に「P」が付くクラス受益証券	2.340%	2.390%
------------------	--------	--------

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.650%	1.700%

上記の定率報酬は以下のとおり使用される。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

この報酬は、「定率報酬」として運用計算書に表示される。

- 上限定率管理報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。その結果、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - 管理会社、ポートフォリオ・マネージャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。

これらの手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に表示される。

3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

クラス受益証券「F」についての追加報酬もまた、請求される。当該報酬は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーのうち1社との個別契約を通じて決定される。

クラス受益証券「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人のうち1社との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

クラス受益証券「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

資産運用目的で受益証券クラス「K - B」に対して実施された業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社の一社が受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

クラス受益証券に割当てられる費用は、それらのクラス受益証券に請求される。複数またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関連する費用は、当該サブ・ファンド/クラス受益証券に対して、それぞれの純資産額に比例して請求される。

投資方針の規定により、他のUCIsまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除く。）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数を請求されないことがある。

ファンドの運営費用（または運営手数料）の詳細はKIDに記載されている。

注3 - 年次税

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%の年次税を各四半期末にルクセンブルグに支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、 - A 1、 - A 2、 - A 3、 - A 4、 - B、 - XおよびU - X受益証券に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、クラスF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、 - A 4、I - B、I - XおよびU - Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%（年率）の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にスイング・プライシングからの収益で構成される。

注5 - 関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンズに関するSFC規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

a) 証券取引および金融派生商品取引

2023年12月1日から2024年11月30日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドについて、管理会社（オプションを除く）、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通して行われた、有価証券とデリバティブ金融商品の取引数量は以下のとおりであった。

U B S (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引数量	証券取引比率
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	45 693 277.04 米ドル	7.88%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	84 806 531.90 ユーロ	4.49%
- グレーター・チャイナ（米ドル）	151 195 180.51 米ドル	5.79%
U B S (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引の手数料	手数料比率
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	34 867.29 米ドル	0.01%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	2 932.33 ユーロ	0.00%
- グレーター・チャイナ（米ドル）	31 227.45 米ドル	0.00%

注記10「取引費用」に開示されているとおり、固定利付証券、上場先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

U B S (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社とのその他の 証券取引数量 （株式、株式類似証券および デリバティブ金融商品を除く）	証券取引比率
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	- 米ドル	0.00%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	19 010 000.00 ユーロ	1.01%
- グレーター・チャイナ（米ドル）	- 米ドル	0.00%

通常の市場慣行に従って、関連当事者との「その他の証券（株式および株式類似証券を除く）」にかかる取引についてファンドに手数料は請求されない。当該取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

関連当事者との取引量をサブ・ファンド通貨へ転換するため、2024年11月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) ファンドの受益証券取引

サブ・ファンド/受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資を続けることを意図して、関連当事者は、シード・キャピタル（以下「直接投資」という。）を提供する目的で、新しいサブ・ファンド/受益証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引/

マーケットタイミングの防止要件に従う。関連当事者が、いずれのファンドまたは管理会社に対しても管理または支配力行使する目的で投資することはない。

2024年11月30日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港において登録されているサブ・ファンド／受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役会の保有高

管理会社の取締役会の役員およびその関連当事者は、サブ・ファンドの受益証券の申込みおよび買戻しができる。

2024年11月30日現在、管理会社の取締役1名が以下の受益証券を保有している。

保有者	サブ・ファンド	受益証券 口数	総純資産 比率
取締役1	UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）P - a c c	60	0.40%

2024年11月30日現在、その他の取締役による香港において登録されているサブ・ファンドの保有高はなかった。

注6 - 収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うかどうか、および分配の程度を決定する。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注7 - ソフト・コミッションの取決め

ポートフォリオ・マネージャーを規定する法律によって認められている場合、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関係会社は、直接の支払いと引き換えることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品やサービスが受け取られるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッションの取決めを締結することができる。かかる手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引約定が最良の約定基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する約定および／または仲介業務の価値に関連して、仲介手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品やサービスには調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、受領した調査が、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関連会社とそのクライアントまたは運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体としての支援であると考えられているため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。ソフト・コミッションの取決めを締結しているブローカーと約定した取引の金額およびこれらの取引のためにサブ・ファンドが支払った関連手数料は、以下のとおりである。

	ソフト・コミッションの 取決めを実施する ブローカーと 締結した取引金額 (米ドル)	これらの取引に サブ・ファンドが 支払っている 関連手数料 (米ドル)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド		
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	464 599 340.61	169 843.21
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	1 544 290 330.59	-

- グレーター・チャイナ（米ドル）	305 441 927.55	114 594.93
-------------------	----------------	------------

上記の項目を除き、その他のサブ・ファンドについて他の類似契約はない。

注8 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	総費用比率（TER）
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）P - a c c	1.99%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）P - a c c	1.85%
- グレーター・チャイナ（米ドル）P - a c c	2.43%
- USサステナブル（米ドル）P - a c c	1.73%

運用されていたのが12ヶ月未満のクラス受益証券のTERは年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 ポートフォリオ回転率（P T R）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド	ポートフォリオ回転率（P T R）
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	48.21 %
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	265.04 %
- グレーター・チャイナ（米ドル）	-35.50 %
- U S サステナブル（米ドル）	55.70 %

注10 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれる。

2024年11月30日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド	取引費用
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	909 752.39 米ドル
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	1 957 849.23 ユーロ
- グレーター・チャイナ（米ドル）	821 993.16 米ドル
- U S サステナブル（米ドル）	6 269.87 米ドル

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではない。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれる。当該取引費用は、個別に識別することができないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスに反映される。

注11 - デフォルト証券

債券がデフォルト状態（英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）であるが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、その債券はポートフォリオに維持される。

さらに、相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注において別個に表示されている。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - チャイナ・オポチュニティ（米ドル）

株式	通貨	数量
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	香港ドル	124 842 959.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 ' REG S '	香港ドル	4 824 000.00

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

株式	通貨	数量
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	香港ドル	58 882 197.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 ' REG S '	香港ドル	23 052 000.00

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ミッド・キャップス・ヨーロッパ・サステナブル（ユーロ）

株式	通貨	数量
IRISH BK RESOL CP COM EURO.16	ユーロ	73 000.00
LERNOUT HAUSPIE SPEECH - DEFAULT	ユーロ	10 800.00

注12 - 名称変更

以下の名称変更が生じた。

旧名称	新名称	日付
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン（日本円）	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン・サステナブル（日本円）	2024年4月22日

注13 - 後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注14 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、ファンド受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して受益証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らおよびファンドが拘束されるものと認めることができる。

注15 - 店頭派生商品および証券貸付

ファンドが店頭取引を実行する場合、ファンドは店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドは店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。ファンドが適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、ファンドのため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関するファンドの権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、ファンド

は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

ファンドは、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品*

以下のサブ・ファンドの店頭派生商品で担保のないものは、代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領担保
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	71 251.47米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	-1 669.65米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	511.69米ドル	0.00米ドル
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）		
バンク・オブ・アメリカ	-80 080.99 ユーロ	0.00 ユーロ
パークレイズ	85 938.35 ユーロ	0.00 ユーロ
HSBC	3 001.60 ユーロ	0.00 ユーロ
JPモルガン	62.98 ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	-24 163.58 ユーロ	0.00 ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	-1 116.16 ユーロ	0.00 ユーロ
ウエストバック・バンキング・コーポレーション	2 530.88 ユーロ	0.00 ユーロ
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	583 927.95 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	-11 255.07 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	415 972.47 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-7 155.66 米ドル	0.00 米ドル

*

公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付証券

U B S（Lux）エクイティ・ファンド	2024年11月30日現在 貸付証券による取引相手方エクスポージャー*		2024年11月30日現在 担保内訳（比率％）		
	貸付証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
- エマージング・マーケット・サステナブル ・リーダーズ（米ドル）	19 831 142.19米ドル	20 003 358.04米ドル	47.48	52.52	0.00
- ヨーロピアン・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ）	26 727 101.62ユーロ	30 379 341.81ユーロ	47.48	52.52	0.00
- グレーター・チャイナ（米ドル）	65 575 316.23米ドル	69 694 236.12米ドル	47.77	52.23	0.00
- U Sサステナブル（米ドル）	4 825 971.69米ドル	5 051 359.83米ドル	47.48	52.52	0.00

* 取引相手方エクスポージャーについての価格設定および為替レートの情報は、2024年11月30日に有価証券貸付代理人から直接入手しているため、2024年11月30日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なることがある。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド		
	- エマージング・マーケット・ サステナブル・リーダーズ（米ドル）	- ヨーロピアン・オポチュニティ・ サステナブル（ユーロ）
貸付証券収益	70 951.27 米ドル	183 734.43 ユーロ
貸付証券コスト*		
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	21 285.38 米ドル	55 120.33 ユーロ
U B SヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	7 095.13 米ドル	18 373.44 ユーロ
純貸付証券収益	42 570.76 米ドル	110 240.66 ユーロ

U B S（Lux）エクイティ・ファンド		
	- グレーター・チャイナ（米ドル）	- U Sサステナブル（米ドル）
貸付証券収益	217 189.75 米ドル	8 612.98 米ドル
貸付証券コスト*		
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	65 156.93 米ドル	2 583.89 米ドル
U B SヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	21 718.97 米ドル	861.30 米ドル
純貸付証券収益	130 313.85 米ドル	5 167.79 米ドル

* 総収入の30％を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10％を貸付証券機関であるU B SヨーロッパSE ルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

【投資有価証券明細表等】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

2024年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
株式			
バミューダ			
USD CREDICORP COM USD5	54 174.00	10 362 944.46	2.56
バミューダ合計		10 362 944.46	2.56
ブラジル			
BRL COMPANHIA BRASIL COM NPV	3 154 100.00	3 220 074.82	0.80
ブラジル合計		3 220 074.82	0.80
中国			
HKD CHINA MERCHANTS BK 'H' CNY1	1 695 000.00	7 676 038.70	1.90
CNY CONTEMPORARY AMPER A CNY1	195 980.00	7 078 316.23	1.75
HKD LENOVO GROUP LTD HKD0.025	3 239 818.00	3 791 816.60	0.94
HKD NETEASE INC USD0.0001	722 700.00	12 478 594.01	3.08
USD PDD HOLDINGS INC	68 046.00	6 722 944.80	1.66
HKD PING AN INSURANCE 'H' CNY1	1 719 500.00	9 896 657.16	2.45
CNY SHENZHEN INOVANCE 'A' CNY1	618 700.00	5 157 936.14	1.27
中国合計		52 802 303.64	13.05
キプロス			
USD TCS GROUP HLDG PLC GDR EACH REPR 1 A REGS	86 515.00	0.00	0.00
キプロス合計		0.00	0.00
ギリシャ			
EUR PIRAEUS FINANCIAL EUR1.00(POST CONS & WTOF)	1 014 169.00	3 724 278.36	0.92
ギリシャ合計		3 724 278.36	0.92
香港			
HKD CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	6 166 000.00	13 450 844.06	3.32
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	250 500.00	9 326 408.70	2.31
HKD SWIRE PACIFIC 'A' HKD0.60	806 500.00	6 636 389.04	1.64
香港合計		29 413 641.80	7.27
ハンガリー			
HUF OTP BANK HUF100	104 987.00	5 697 238.96	1.41
ハンガリー合計		5 697 238.96	1.41
インド			
INR AXIS BANK INR2	522 873.00	7 031 561.67	1.74
INR CROMPTON GREAVES C INR2	2 802 948.00	13 590 754.63	3.36
INR EICHER MOTORS INR1	176 806.00	10 110 508.75	2.50
INR GODREJ CONSUMER PR INR1	717 981.00	10 576 032.14	2.61
INR HDFC BANK INR1	914 775.00	19 444 432.70	4.81
INR HINDUSTAN UNILEVER INR1	272 875.00	8 061 149.87	1.99
インド合計		68 814 439.76	17.01

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
インドネシア			
IDR BANK CENTRAL ASIA IDR62.5	21 313 000.00	13 450 932.68	3.32
インドネシア合計		13 450 932.68	3.32
ルクセンブルグ			
USD GLOBANT SA USD1.20	19 900.00	4 568 045.00	1.13
ルクセンブルグ合計		4 568 045.00	1.13
マレーシア			
MYR CIMB GROUP HOLDINGS BHD MYR1	7 478 000.00	13 879 302.59	3.43
マレーシア合計		13 879 302.59	3.43
メキシコ			
MXN GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV COM SER 'O' NPV	972 278.00	6 462 335.40	1.60
メキシコ合計		6 462 335.40	1.60
ポーランド			
PLN POWSZECHNA KASA OS PLN1	362 094.00	4 959 607.77	1.23
ポーランド合計		4 959 607.77	1.23
シンガポール			
SGD SINGAPORE TELECOMM NPV	5 343 500.00	12 359 522.48	3.05
シンガポール合計		12 359 522.48	3.05
南アフリカ			
ZAR ABSA GROUP LTD ZAR2	418 959.00	4 005 408.00	0.99
ZAR MTN GROUP LTD ZAR0.0001	1 454 007.00	6 536 896.88	1.61
ZAR NASPERS NPV (POST REV SPLIT)	110 353.00	24 946 952.71	6.17
南アフリカ合計		35 489 257.59	8.77
韓国			
KRW KB FINANCIAL GROUP KRW5000	206 351.00	14 229 573.56	3.52
KRW SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	259 272.00	10 073 146.25	2.49
KRW SK HYNIX INC KRW5000	122 771.00	14 071 956.77	3.48
韓国合計		38 374 676.58	9.49
台湾			
TWD ASE TECHNOLOGY HOL TWD10	2 550 000.00	11 893 144.12	2.94
TWD DELTA ELECTRONIC TWD10	975 000.00	11 435 981.91	2.82
TWD MEDIATEK INC TWD10	333 000.00	12 865 652.82	3.18
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	1 267 500.00	38 864 329.08	9.61
台湾合計		75 059 107.93	18.55
タイ			
THB BANGKOK DUSIT MEDI THB0.1(NVDR)	4 722 700.00	3 476 876.60	0.86
タイ合計		3 476 876.60	0.86
ウルグアイ			
USD MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	4 012.00	8 203 577.12	2.03
ウルグアイ合計		8 203 577.12	2.03
株式合計		390 318 163.54	96.48
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		390 318 163.54	96.48
投資有価証券合計		390 318 163.54	96.48

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

銘柄		株数 / 額面		米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損)益(注1)		純資産 比率 (%)	
先渡為替契約							
購入通貨 / 購入額 / 売却通貨 / 売却額 / 満期日 (日-月-年)							
CHF	6 467 100.00	USD	7 305 187.65	13.1.2025	71 251.47	0.02	
USD	279 148.54	CHF	246 200.00	13.1.2025	-1 669.65	0.00	
USD	20 636.31	CHF	18 200.00	13.1.2025	-122.79	0.00	
CHF	73 300.00	USD	82 972.24	13.1.2025	634.48	0.00	
先渡為替契約合計					70 093.51	0.02	
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産					15 116 939.00	3.74	
その他の資産および負債					-955 876.23	-0.24	
純資産総額					404 549 319.82	100.00	

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

2024年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

銘柄	株数 / 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
株式			
オーストリア			
EUR ANDRITZ AG NPV(BR)	85 916.00	4 544 956.40	1.37
オーストリア合計		4 544 956.40	1.37
ベルギー			
EUR KBC GROUP NV NPV	61 484.00	4 195 668.16	1.26
ベルギー合計		4 195 668.16	1.26
デンマーク			
DKK NOVO NORDISK A/S DKK0.1 B	110 667.00	11 237 603.87	3.38
DKK NOVONESIS B SER ' B ' DKK2	64 961.00	3 603 510.96	1.08
デンマーク合計		14 841 114.83	4.46
フィンランド			
EUR SAMPO PLC NPV A	102 330.00	4 148 458.20	1.25
フィンランド合計		4 148 458.20	1.25
フランス			
EUR DANONE EURO.25	157 065.00	10 155 822.90	3.05
EUR L ' OREAL EURO.20	13 633.00	4 480 485.45	1.35
EUR LEGRAND SA EUR4	47 189.00	4 477 292.32	1.35
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	19 654.00	11 644 995.00	3.50
EUR MICHELIN (CGDE) EURO.50 (POST SUBDIVISION)	169 324.00	5 206 713.00	1.56
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	35 738.00	8 702 203.00	2.62
フランス合計		44 667 511.67	13.43
ドイツ			
EUR DEUTSCHE BOERSE AG NPV(REGD)	31 346.00	6 943 139.00	2.09
EUR HANNOVER RUECKVERS ORD NPV(REGD)	30 680.00	7 581 028.00	2.28
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	215 518.00	6 641 187.17	1.99
EUR KNORR BREMSE AG NPV	68 121.00	4 914 930.15	1.48
ドイツ合計		26 080 284.32	7.84
アイルランド			
EUR AIB GROUP PLC ORD EURO.625	803 819.00	4 139 667.85	1.24
EUR BANK OF IRELAND GR EUR1	376 931.00	3 124 004.13	0.94
アイルランド合計		7 263 671.98	2.18
イタリア			
EUR INFRASTRUTTURE WIR NPV	317 736.00	3 097 926.00	0.93
イタリア合計		3 097 926.00	0.93

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

銘柄		株数 / 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
オランダ				
EUR	AALBERTS NV EURO.25	95 553.00	3 476 218.14	1.05
EUR	ASML HOLDING NV EURO.09	23 477.00	15 457 256.80	4.65
EUR	KON KPN NV EURO.04	1 098 274.00	4 031 763.85	1.21
EUR	KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	146 874.00	3 787 880.46	1.14
EUR	PROSUS N.V. EURO.05	91 020.00	3 508 821.00	1.05
EUR	STELLANTIS N V COM EURO.01	255 208.00	3 199 287.49	0.96
EUR	WOLTERS KLUWER EURO.12	32 882.00	5 193 711.90	1.56
オランダ合計			38 654 939.64	11.62
ノルウェー				
NOK	EQUINOR ASA NOK2.50	189 048.00	4 326 268.33	1.30
ノルウェー合計			4 326 268.33	1.30
ポルトガル				
EUR	GALP ENERGIA EUR1-B	443 893.00	6 895 877.76	2.07
ポルトガル合計			6 895 877.76	2.07
スペイン				
EUR	BCO DE SABADELL EURO.125	1 969 133.00	3 515 886.97	1.06
EUR	IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	595 046.00	8 027 170.54	2.41
EUR	INDITEX EURO.03 (POST SUBD)	110 800.00	5 781 544.00	1.74
EUR	PUIG BRAND SA EUR1	81 863.00	1 630 710.96	0.49
スペイン合計			18 955 312.47	5.70
スイス				
CHF	ALCON AG CHF0.04	95 424.00	8 037 866.80	2.42
EUR	DSM FIRMENICH AG EURO.01	34 148.00	3 549 684.60	1.07
CHF	GALDERMA GROUP AG CHF0.01	45 744.00	4 436 691.96	1.33
CHF	NESTLE SA CHF0.10(REGD)	109 289.00	8 982 604.12	2.70
CHF	NOVARTIS AG CHF0.49 (REGD)	139 103.00	13 943 005.59	4.19
CHF	RICHEMONT(CIE FIN) CHF1.00 (REG) SER 'A'	44 758.00	5 901 917.89	1.77
CHF	SANDOZ GROUP AG CHF0.05	111 468.00	4 808 454.44	1.45
スイス合計			49 660 225.40	14.93
イギリス				
GBP	ANGLO AMERICAN USD0.54945	283 974.00	8 613 541.54	2.59
GBP	ASHTREAD GROUP ORD GBP0.10	164 098.00	12 421 395.94	3.73
GBP	ASTRAZENECA ORD USD0.25	91 690.00	11 709 428.14	3.52
GBP	BT GROUP ORD GBP0.05	1 824 132.00	3 496 942.65	1.05
GBP	HALEON PLC ORD GBP1.25	1 360 587.00	6 128 618.90	1.84
GBP	HSBC HLDGS ORD USD0.50(UK REG)	1 345 145.00	11 860 739.44	3.57
GBP	LEGAL & GENERAL GP ORD GBP0.025	2 886 125.00	7 686 223.75	2.31
GBP	LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	44 078.00	5 978 087.51	1.80
GBP	NATIONAL GRID ORD GBP0.12431289	580 869.00	6 938 553.51	2.09
GBP	NATWEST GROUP PLC ORD GBP1.0769	1 148 046.00	5 563 619.12	1.67
GBP	SHELL PLC ORD EURO.07	343 238.00	10 456 582.45	3.14
GBP	SPECTRIS ORD GBP0.05	59 480.00	1 810 956.23	0.54
GBP	UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	145 457.00	8 228 891.75	2.47
イギリス合計			100 893 580.93	30.32
株式合計			328 225 796.09	98.66
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計			328 225 796.09	98.66
投資有価証券合計			328 225 796.09	98.66

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

銘柄	株数 / 額面	ユーロ建評価額				
		先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)			
先渡為替契約						
購入通貨 / 購入額 / 売却通貨 / 売却額 / 満期日 (日-月-年)						
USD	5 045 800.00	EUR	4 792 565.62	13.1.2025	-24 163.58	-0.01
EUR	120 047.79	USD	127 200.00	13.1.2025	-159.26	0.00
EUR	18 287.93	USD	19 400.00	13.1.2025	-45.54	0.00
EUR	1 420 523.63	NOK	16 590 000.00	17.1.2025	2 530.88	0.00
EUR	22 986 277.64	GBP	19 210 000.00	17.1.2025	-80 080.99	-0.02
SEK	195 110 000.00	EUR	16 845 522.82	17.1.2025	85 938.35	0.03
CHF	695 000.00	EUR	746 467.92	17.1.2025	3 001.60	0.00
DKK	15 980 000.00	EUR	2 143 797.66	17.1.2025	62.98	0.00
USD	124 800.00	EUR	118 850.35	13.1.2025	-911.36	0.00
先渡為替契約合計					-13 826.92	0.00
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産					4 578 370.82	1.38
その他の資産および負債					-98 013.46	-0.04
純資産総額					332 692 326.53	100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

2024年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

		米ドル建評価額		純資産
銘柄		株数 / 額面	先物 / 先渡し為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	比率 (%)
株式				
中国				
HKD	AK MEDICAL HLDGS L HKD0.01	5 186 000.00	3 571 129.78	0.59
USD	ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	288 886.00	25 014 638.74	4.17
HKD	ALIBABA GROUP HLDG USD1	220 700.00	2 371 792.06	0.40
HKD	ANHUI GUJING DISTL ' B ' CNY1	1 961 012.00	28 040 370.47	4.68
HKD	BRONCUS HOLDING CO USD0.000025	549 000.00	33 502.27	0.01
HKD	CHINA MERCHANTS BK ' H ' CNY1	6 285 080.00	28 462 842.06	4.75
HKD	CHINA RESOURCE BEV NPV	3 801 800.00	5 499 661.86	0.92
HKD	CHINASOFT INTL LTD HKD0.05 (POST B/L CHANGE)	14 166 000.00	9 955 037.39	1.66
HKD	HAINAN MEILAN INTL ' H ' CNY1	4 490 100.00	4 978 232.10	0.83
HKD	HORIZON CONSTR DEV USD0.00002	6 283 148.00	1 073 587.05	0.18
USD	KANZHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	236 548.00	2 975 773.84	0.50
CNY	KWEICHOW MOUTAI ' A ' CNY1	271 607.00	57 292 796.83	9.55
HKD	LONGFOR GROUP HLDG HKD0.10	4 336 000.00	6 083 033.99	1.01
HKD	MEITUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	1 041 850.00	22 580 242.95	3.76
HKD	MIDEA GROUP CO LTD CNY1 H	1 744 500.00	15 542 675.17	2.59
USD	NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	427 151.00	36 974 190.56	6.16
HKD	NETEASE INC USD0.0001	1 008 300.00	17 409 943.73	2.90
USD	NEW ORIENTAL EDUCA ADR EACH REPR 10 ORD SHS SP	106 336.00	6 329 118.72	1.05
USD	PDD HOLDINGS INC	144 819.00	14 308 117.20	2.39
HKD	PING AN INSURANCE ' H ' CNY1	3 665 300.00	21 095 793.83	3.52
HKD	POP MART INTL GRP USD0.0001	12 800.00	147 753.03	0.02
HKD	PRECISION TSUGAMI HKD1	292 000.00	459 919.32	0.08
HKD	SUNKING TECHNOLOGY HKD0.10	7 236 000.00	1 069 066.52	0.18
USD	TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	996 334.00	10 302 093.56	1.72
HKD	TENCENT HLDGS LIM HKD0.00002	1 149 200.00	58 760 708.15	9.80
USD	TRIP COM GRP LTD SPON ADS EACH REP 0.125 ORD	54 500.00	3 477 100.00	0.58
CNY	YIBIN WULIANGYE ' A ' CNY1	295 666.00	5 999 529.77	1.00
HKD	YIHAI INTERNATIONA USD0.00001	2 836 000.00	4 947 824.97	0.82
中国合計			394 756 475.92	65.82
香港				
HKD	AIA GROUP LTD NPV	1 838 400.00	13 734 032.22	2.29
HKD	CHINA EVERBRIGHT HKD1	4 334 000.00	2 895 346.75	0.48
HKD	CHINA JINMAO HOLDI NPV	51 462 000.00	7 140 337.62	1.19
HKD	CHINA MOBILE LTD NPV	1 349 500.00	12 534 860.87	2.09
HKD	CHINA O/SEAS LAND HKD0.10	3 770 438.00	6 461 836.50	1.08
HKD	CHINA RES LAND HKD0.10	5 423 500.00	16 025 655.85	2.67
HKD	CSPC PHARMACEUTICA HKD0.10	30 627 760.00	19 949 477.53	3.33
HKD	FAR EAST HORIZON L HKD0.01	33 929 000.00	22 884 355.98	3.82
HKD	ONEWO INC CNY1 H	668 400.00	1 871 980.26	0.31
HKD	SHENZHEN INVESTMEN HKD0.05	4 215 104.00	476 539.93	0.08
HKD	SHN INTL HLDGS HKD1	20 667 409.00	16 993 167.56	2.83
HKD	SSY GROUP LIMITED HKD0.02	25 361 066.00	11 599 141.16	1.94
香港合計			132 566 732.23	22.11
台湾				
TWD	TAIWAN SEMICON MAN TWD10	1 846 473.00	56 616 910.69	9.44
台湾合計			56 616 910.69	9.44
株式合計			583 940 118.84	97.37
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計			583 940 118.84	97.37
投資有価証券合計			583 940 118.84	97.37

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
先渡為替契約			
購入通貨 / 購入額 / 売却通貨 / 売却額 / 満期日 (日-月-年)			
EUR 85 711 600.00	USD 90 240 515.23	13.1.2025	428 367.54 0.07
CHF 52 999 900.00	USD 59 868 289.51	13.1.2025	583 927.95 0.09
USD 664 247.03	EUR 627 500.00	13.1.2025	454.45 0.00
USD 1 234 830.62	EUR 1 166 900.00	13.1.2025	440.88 0.00
USD 857 114.13	CHF 755 200.00	13.1.2025	-4 274.56 0.00
USD 485 459.99	EUR 457 300.00	13.1.2025	1 711.23 0.00
USD 362 980.83	CHF 319 000.00	13.1.2025	-873.77 0.00
USD 636 803.40	EUR 606 200.00	13.1.2025	-4 457.25 0.00
USD 2 177 538.63	EUR 2 070 200.00	13.1.2025	-12 395.07 0.00
USD 1 535 937.72	CHF 1 354 600.00	13.1.2025	-9 132.62 0.00
USD 298 043.53	CHF 263 300.00	13.1.2025	-2 279.09 0.00
先渡為替契約合計			981 489.69 0.16
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産			9 334 122.70 1.56
その他の資産および負債			5 452 924.63 0.91
純資産総額			599 708 655.86 100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

2024年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

銘柄		株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
株式				
アイルランド				
USD	APTIV PLC COM USD0.01	15 441.00	857 438.73	1.21
アイルランド合計			857 438.73	1.21
アメリカ合衆国				
USD	ADVANCED DRAINAGE COM USD0.01	5 320.00	719 742.80	1.02
USD	ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	13 724.00	1 882 589.70	2.66
USD	AECOM TECHNOLOGY C COM STK USD0.01	6 465.00	756 211.05	1.07
USD	AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	6 639.00	909 144.66	1.29
USD	AMERIPRISE FINL INC COM	4 113.00	2 360 738.61	3.34
USD	APOLLO GLOBAL MANA COM USD0.00001	2 952.00	516 688.56	0.73
USD	BIO RAD LABS INC CL A	3 885.00	1 322 959.05	1.87
USD	BLOOM ENERGY CORP COM USD0.0001 CL A	34 262.00	940 491.90	1.33
USD	BROADCOM CORP COM USD1.00	7 817.00	1 266 979.36	1.79
USD	BRUNSWICK CORP COM	11 839.00	953 157.89	1.35
USD	CADENCE DESIGN SYS COM USD0.01	6 192.00	1 899 767.52	2.69
USD	CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	3 787.00	727 141.87	1.03
USD	CMS ENERGY CORP COM	19 564.00	1 363 806.44	1.93
USD	COSTCO WHSL CORP NEW COM	3 064.00	2 977 840.32	4.21
USD	DEXCOM INC COM	5 276.00	411 475.24	0.58
USD	ECOLAB INC COM	3 263.00	811 736.51	1.15
USD	ELI LILLY AND CO COM NPV	2 692.00	2 141 082.20	3.03
USD	EMERSON ELEC CO COM	8 324.00	1 103 762.40	1.56
USD	FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	5 797.00	494 484.10	0.70
USD	GE VERNOVA LLC COM USD0.01 WI	3 300.00	1 102 596.00	1.56
USD	HAYWARD HLDGS INC COM USD0.001	40 165.00	649 066.40	0.92
USD	INTEL CORP COM USD0.001	29 926.00	719 720.30	1.02
USD	INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	13 807.00	1 261 407.52	1.79
USD	MARSH & MCLENNAN COM USD1	9 782.00	2 281 455.86	3.23
USD	MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	10 126.00	991 841.70	1.40
USD	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	12 088.00	5 118 784.48	7.24
USD	MONGODB INC COM USD0.001 CL A	1 664.00	536 623.36	0.76
USD	MONTROSE ENVIRONME COM USD0.000004	22 760.00	428 343.20	0.61
USD	MSA SAFETY INC COM NPV	6 859.00	1 192 162.79	1.69
USD	NVIDIA CORP COM USD0.001	31 444.00	4 347 133.00	6.15
USD	ON SEMICONDUCTOR COM USD0.01	10 443.00	742 706.16	1.05
USD	OPTION CARE HEALTH COM USD0.0001(POST REV SPLT)	15 391.00	366 305.80	0.52
USD	PROLOGIS INC COM USD0.01	9 416.00	1 099 600.48	1.56
USD	REGAL REXNORD CORP COM USD0.01	5 336.00	921 580.56	1.30
USD	RIVIAN AUTOMOTIVE COM USD0.001 CL A	50 323.00	615 450.29	0.87
USD	SALESFORCE, INC.	2 110.00	696 278.90	0.99
USD	SERVICENOW INC COM USD0.001	1 735.00	1 820 778.40	2.58
USD	SPROUTS FMRS MKT I COM USD0.001	12 006.00	1 854 686.88	2.63
USD	STARBUCKS CORP COM USD0.001	9 052.00	927 467.92	1.31
USD	T-MOBILE US INC COM USD0.0001	3 320.00	819 840.80	1.16
USD	TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	13 839.00	2 606 990.82	3.69
USD	TARGET CORP COM STK USD0.0833	3 912.00	517 596.72	0.73
USD	THE AZEK COMPANY I COM USD0.001 CLASS A	28 159.00	1 495 806.08	2.12
USD	TJX COS INC COM USD1	13 849.00	1 740 680.81	2.46

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

銘柄		株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
USD	UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	5 043.00	3 077 238.60	4.36
USD	VERTEX PHARMACEUTI COM USD0.01	2 105.00	985 413.65	1.39
USD	VISA INC COM STK USD0.0001	9 161.00	2 886 447.88	4.08
USD	WALMART INC COM USD0.10	11 486.00	1 062 455.00	1.50
USD	WALT DISNEY CO/THE	6 351.00	746 051.97	1.06
USD	WASTE MGMT INC DEL COM	2 018.00	460 547.96	0.65
USD	ZSCALER INC COM USD0.001	6 427.00	1 327 753.93	1.88
アメリカ合衆国合計			68 960 614.40	97.59
株式合計			69 818 053.13	98.80
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計			69 818 053.13	98.80
投資有価証券合計			69 818 053.13	98.80
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産			892 667.29	1.26
その他の資産および負債			-41 917.07	-0.06
純資産総額			70 668 803.35	100.00

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

UBS (Lux) Equity Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2024
Investments in securities, cost	7 794 812 702.62
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-577 068 675.39
Total investments in securities (Note 1)	7 217 744 027.23
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	132 948 746.02
Receivable on securities sales (Note 1)	380 324.23
Receivable on subscriptions	22 100 903.09
Interest receivable on liquid assets	271.10
Receivable on dividends	4 710 611.94
Other assets	111 793.97
Other receivables	1 248 729.97
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	3 837 956.36
TOTAL Assets	7 383 083 363.91
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-52 723.54
Bank overdraft	-57 636.49
Interest payable on bank overdraft	-8 967.72
Payable on securities purchases (Note 1)	-5 579 150.59
Payable on redemptions	-11 392 409.40
Other liabilities	-1 426 832.58
Provisions for flat fee (Note 2)	-8 000 516.78
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-431 943.69
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-412 092.83
Total provisions	-8 844 553.30
TOTAL Liabilities	-27 362 273.62
Net assets at the end of the financial year	7 355 721 090.29

Combined Statement of Operations

	EUR
	1.12.2023-30.11.2024
Income	
Interest on liquid assets	7 241 734.89
Dividends	187 711 984.02
Net income on securities lending (Note 15)	1 852 753.50
Other income (Note 4)	4 525 377.87
TOTAL income	201 331 850.28
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-105 940 507.13
Taxe d'abonnement (Note 3)	-2 769 814.06
Other commissions and fees (Note 2)	-1 591 124.88
Interest on cash and bank overdraft	-228 885.10
TOTAL expenses	-110 530 331.17
Net income (loss) on investments	90 801 519.11
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-304 931 157.81
Realized gain (loss) on financial futures	-6 793 230.77
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-24 604 129.72
Realized gain (loss) on foreign exchange	3 847 046.50
TOTAL realized gain (loss)	-332 481 471.80
Net realized gain (loss) of the financial year	-241 679 952.69
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	780 794 437.42
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	2 362 030.00
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-8 333 286.31
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	774 823 181.11
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	533 143 228.42

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2023-30.11.2024
Net assets at the beginning of the financial year	8 150 639 586.84*
Subscriptions	2 057 285 544.34
Redemptions	-3 381 647 498.54
Total net subscriptions (redemptions)	-1 324 361 954.20
Dividend paid	-3 699 770.77
Net income (loss) on investments	90 801 519.11
Total realized gain (loss)	-332 481 471.80
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	774 823 181.11
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	533 143 228.42
Net assets at the end of the financial year	7 355 721 090.29

* Calculated using 30 November 2024 exchange rates. Using 30 November 2023 exchange rates, the combined net assets at the beginning of the year was EUR 7 926 543 178.12.

UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2024	30.11.2023	30.11.2022
Net assets in USD ¹		404 549 319.82	396 953 756.13	409 087 179.11
Class I-B-acc	LU0400030887			
Units outstanding		205 945.3590	217 081.3430	458 338.0030
Net asset value per unit in USD		170.25	156.44	149.59
Issue and redemption price per unit in USD ²		170.25	156.44	149.25
Class I-X-acc²	LU2446289824			
Units outstanding		-	33 217.9710	-
Net asset value per unit in USD		-	101.99	-
Issue and redemption price per unit in USD ²		-	101.99	-
Class (CHF) I-X-acc	LU2459597451			
Units outstanding		2 931 073.7740	2 897 077.2720	2 778 885.9050
Net asset value per unit in CHF		91.74	83.59	86.64
Issue and redemption price per unit in CHF ²		91.74	83.59	86.44
Class K-B-acc	LU2340118129			
Units outstanding		77 685.0660	77 685.0660	77 685.0660
Net asset value per unit in USD		75.29	69.21	66.20
Issue and redemption price per unit in USD ²		75.29	69.21	66.05
Class (EUR) N-acc	LU0577512071			
Units outstanding		11 572.7390	14 319.4850	16 100.4700
Net asset value per unit in EUR		183.34	166.33	171.34
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		183.34	166.33	170.95
Class P-acc	LU0106959298			
Units outstanding		267 723.9220	358 693.9880	416 860.2940
Net asset value per unit in USD		143.41	134.18	130.63
Issue and redemption price per unit in USD ²		143.41	134.18	130.33
Class (CHF hedged) P-acc	LU0763732723			
Units outstanding		23 790.4180	34 545.3340	36 151.0860
Net asset value per unit in CHF		104.45	101.66	103.61
Issue and redemption price per unit in CHF ²		104.45	101.66	103.37
Class (SGD) P-acc	LU0443062806			
Units outstanding		12 569.3860	13 744.3170	15 582.8050
Net asset value per unit in SGD		199.87	186.37	185.76
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		199.87	186.37	185.33
Class Q-acc	LU0400029954			
Units outstanding		42 626.2050	54 734.9970	52 678.3850
Net asset value per unit in USD		154.65	143.35	138.25
Issue and redemption price per unit in USD ²		154.65	143.35	137.93
Class (CHF hedged) Q-acc	LU1240778859			
Units outstanding		31 302.7290	65 593.8890	66 811.5590
Net asset value per unit in CHF		122.13	117.76	118.89
Issue and redemption price per unit in CHF ²		122.13	117.76	118.62
Class U-X-acc	LU2505401757			
Units outstanding		198.0000	407.4000	302.0000
Net asset value per unit in USD		10 930.92	10 029.72	9 574.96
Issue and redemption price per unit in USD ²		10 930.92	10 029.72	9 552.94

¹ See note 1

² For the period from 7.7.2023 to 24.1.2024 the unit class I-X-acc was in circulation

Performance

	Currency	2023/2024	2022/2023	2021/2022
Class I-B-acc	USD	8.8%	4.8%	-26.4%
Class I-X-acc ¹	USD	-	-	-
Class (CHF) I-X-acc	CHF	9.7%	-3.3%	-
Class K-B-acc	USD	8.8%	4.8%	-26.6%
Class (EUR) N-acc	EUR	10.2%	-2.7%	-21.1%
Class P-acc	USD	6.9%	3.0%	-27.8%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	2.7%	-1.7%	-30.2%
Class (SGD) P-acc	SGD	7.2%	0.6%	-27.8%
Class Q-acc	USD	7.9%	3.9%	-27.1%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	3.7%	-0.7%	-29.6%
Class U-X-acc	USD	9.0%	5.0%	-
Benchmark ²				
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	USD	11.9%	4.2%	-17.4%
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	EUR	15.6%	-1.7%	-9.7%
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	SGD	12.4%	1.5%	-17.5%
MSCI AC Asia ex Japan Consumer & Healthcare Sectors 10/40	CHF ³	13.3%	-4.9%	-17.4%

¹ For the period from 7.7.2023 to 24.1.2024 the unit class I-X-acc was in circulation. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

³ The benchmark of the (CHF hedged) classes is linked to the USD benchmark.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

During the financial year, 1 year to 30 November 2024, the broader market had a positive return on a rally in tech companies involved in the AI supply chain, India continued to gain favor as its economy produced robust broad-based momentum, the Fed started cutting rates and China announced a “policy pivot” towards stronger policy support amid a moribund economy. Sector-wise, IT and Financials were the best performing.

The subfund posted a positive performance too in the reporting period, albeit slightly behind the broader market. IT and Financials were the key contributors while Health Care detracted. Market-wise, Taiwan, India and Malaysia added most to returns while China detracted most. Key stock contributors were TSMC, CIMB and Naspers while key detractors were Samsung Electronics, PDD and NetEase.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

Taiwan	18.55
India	17.01
China	13.05
South Korea	9.49
South Africa	8.77
Hong Kong	7.27
Malaysia	3.43
Indonesia	3.32
Singapore	3.05
Bermuda	2.56
Uruguay	2.03
Mexico	1.60
Hungary	1.41
Poland	1.23
Luxembourg	1.13
Greece	0.92
Thailand	0.86
Brazil	0.80
TOTAL	96.48

Economic Breakdown as a % of net assets

Banks & credit institutions	21.86
Electronics & semiconductors	18.51
Finance & holding companies	10.30
Electrical devices & components	9.37
Internet, software & IT services	6.24
Graphic design, publishing & media	6.17
Food & soft drinks	5.94
Telecommunications	4.67
Mechanical engineering & industrial equipment	3.02
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	2.85
Vehicles	2.50
Insurance	2.45
Miscellaneous services	1.66
Computer hardware & network equipment providers	0.94
TOTAL	96.48

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2024
Investments in securities, cost	360 026 295.47
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	30 291 868.07
Total investments in securities (Note 1)	390 318 163.54
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	15 116 939.00
Receivable on subscriptions	8 515.96
Receivable on dividends	679 921.35
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	70 093.51
TOTAL Assets	406 193 633.36
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-3.75
Payable on redemptions	-31 638.73
Other liabilities	-1 504 675.35
Provisions for flat fee (Note 2)	-93 733.68
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-10 646.47
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-3 615.56
Total provisions	-107 995.71
TOTAL Liabilities	-1 644 313.54
Net assets at the end of the financial year	404 549 319.82

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2023-30.11.2024
Interest on liquid assets	649 709.44
Dividends	8 687 183.50
Net income on securities lending (Note 15)	42 570.76
Other income (Note 4)	587 760.93
TOTAL income	9 967 224.63
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 283 872.63
Taxe d'abonnement (Note 3)	-69 975.12
Other commissions and fees (Note 2)	-88 686.34
Interest on cash and bank overdraft	-15 060.21
TOTAL expenses	-1 457 594.30
Net income (loss) on investments	8 509 630.33
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-14 727 982.18
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-384 217.03
Realized gain (loss) on foreign exchange	-130 201.76
TOTAL realized gain (loss)	-15 242 400.97
Net realized gain (loss) of the financial year	-6 732 770.64
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	41 436 127.68
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-275 630.93
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	41 160 496.75
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	34 427 726.11

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2023-30.11.2024
Net assets at the beginning of the financial year	396 953 756.13
Subscriptions	120 755 639.41
Redemptions	-147 587 801.83
Total net subscriptions (redemptions)	-26 832 162.42
Net income (loss) on investments	8 509 630.33
Total realized gain (loss)	-15 242 400.97
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	41 160 496.75
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	34 427 726.11
Net assets at the end of the financial year	404 549 319.82

Development of the outstanding units

	1.12.2023-30.11.2024
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	217 081.3430
Number of units issued	12 798.1350
Number of units redeemed	-23 934.1190
Number of units outstanding at the end of the financial year	205 945.3590
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	33 217.9710
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-33 217.9710
Number of units outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(CHF) I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 897 077.2720
Number of units issued	239 539.1800
Number of units redeemed	-205 542.6780
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 931 073.7740
Class	K-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	77 685.0660
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	77 685.0660
Class	(EUR) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	14 319.4850
Number of units issued	627.3210
Number of units redeemed	-3 374.0670
Number of units outstanding at the end of the financial year	11 572.7390
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	358 693.9880
Number of units issued	679 193.3440
Number of units redeemed	-770 163.4100
Number of units outstanding at the end of the financial year	267 723.9220
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	34 545.3340
Number of units issued	911.4000
Number of units redeemed	-11 666.3160
Number of units outstanding at the end of the financial year	23 790.4180

Class	(SGD) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	13 744.3170
Number of units issued	600.5570
Number of units redeemed	-1 775.4880
Number of units outstanding at the end of the financial year	12 569.3860
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	54 734.9970
Number of units issued	1 760.0120
Number of units redeemed	-13 868.8040
Number of units outstanding at the end of the financial year	42 626.2050
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	65 593.8890
Number of units issued	619.0000
Number of units redeemed	-34 910.1600
Number of units outstanding at the end of the financial year	31 302.7290
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	407.4000
Number of units issued	51.0000
Number of units redeemed	-260.4000
Number of units outstanding at the end of the financial year	198.0000

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2024	30.11.2023	30.11.2022
Net assets in EUR		332 692 326.53	469 120 387.65	487 277 274.01
Class I-A1-acc	LU0401336408			
Units outstanding		27 057.4760	30 071.1070	55 461.5020
Net asset value per unit in EUR		304.99	284.76	265.74
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		304.99	284.76	265.74
Class I-A2-acc	LU0401337042			
Units outstanding		59 130.7560	61 911.9410	56 677.9410
Net asset value per unit in EUR		236.12	220.35	205.53
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		236.12	220.35	205.53
Class I-A3-acc	LU1202188246			
Units outstanding		910.0000	75 677.6550	159 959.0720
Net asset value per unit in EUR		322.58	300.87	280.50
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		322.58	300.87	280.50
Class I-X-acc	LU0401338529			
Units outstanding		340 061.8140	274 161.2770	154 000.2410
Net asset value per unit in EUR		144.42	133.89	124.08
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		144.42	133.89	124.08
Class K-B-acc²	LU2282402812			
Units outstanding		-	-	40 085.1300
Net asset value per unit in EUR		-	-	102.83
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		-	-	102.83
Class P-acc	LU0006391097			
Units outstanding		174 781.8580	205 874.8280	234 916.0590
Net asset value per unit in EUR		1 158.69	1 093.95	1 032.41
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		1 158.69	1 093.95	1 032.41
Class (USD hedged) P-acc	LU0964806797			
Units outstanding		20 295.9980	20 822.1970	26 291.8580
Net asset value per unit in USD		230.56	214.33	197.61
Issue and redemption price per unit in USD ²		230.56	214.33	197.61
Class Q-acc	LU0358043668			
Units outstanding		68 929.8600	389 492.8760	386 270.2110
Net asset value per unit in EUR		300.17	281.16	263.26
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		300.17	281.16	263.26
Class (USD hedged) Q-acc	LU1240779741			
Units outstanding		2 092.3950	4 781.3610	8 402.0920
Net asset value per unit in USD		206.15	190.15	173.93
Issue and redemption price per unit in USD ²		206.15	190.15	173.93
Class U-X-acc	LU0401339337			
Units outstanding		859.5660	1 341.4160	1 275.4160
Net asset value per unit in EUR		38 422.90	35 623.64	33 013.59
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		38 422.90	35 623.64	33 013.59

¹ See note 1

² The unit class K-B-acc was in circulation until 24.1.2023

Performance

	Currency	2023/2024	2022/2023	2021/2022
Class I-A1-acc	EUR	7.1%	7.2%	-10.8%
Class I-A2-acc	EUR	7.2%	7.2%	-10.7%
Class I-A3-acc	EUR	7.2%	7.3%	-10.7%
Class I-X-acc	EUR	7.9%	7.9%	-10.2%
Class K-B-acc ¹	EUR	-	-	-10.2%
Class P-acc	EUR	5.9%	6.0%	-11.8%
Class (USD hedged) P-acc	USD	7.6%	8.5%	-9.7%
Class Q-acc	EUR	6.8%	6.8%	-11.1%
Class (USD hedged) Q-acc	USD	8.4%	9.3%	-8.9%
Class U-X-acc	EUR	7.9%	7.9%	-10.2%
Benchmark ²				
MSCI Europe (net div. reinv.)	EUR	13.2%	7.8%	-1.0%
MSCI Europe (net div. reinv.) (hedged USD)	USD	14.1%	10.4%	1.3%

¹ The unit class K-B-acc was in circulation until 24.1.2023. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

The financial year from 1 December 2023 to 30 November 2024 started with lingering geopolitical and economic uncertainties amid the outbreak of war in the Middle East. However, concerns soon faded thanks to mounting confidence in the downward course of inflation, which enabled the global rate cutting cycle to begin and buoyed equity markets.

The subfund posted a positive absolute performance over the financial year. Stock selection in the materials and utilities sectors positively contributed, while financials and consumer staples detracted. Notably, our holding in Nestlé, the world's largest food and beverage company, weighed on performance. Nestlé has faced a series of execution issues over the last year, which ultimately culminated in a CEO change as the board works to address the long period of underperformance. ASML, the leading supplier of lithography equipment to the semiconductor industry, was also a detractor, as the stock fell out of favor with investors over the summer following Intel's second quarter miss and capex cut, and then further disappointed investors by lowering their full-year revenue guidance from EUR 35-40 billion to EUR 30-35 billion. We met with Roger Dassen, ASML's CFO, post profit warning and came away reassured that the long-term structural growth story remains intact, although near-term headwinds and visibility are unusually low. On the other hand, we strongly benefited from our holding in Galderma, a skincare company which launched its initial public offering earlier this year. We also benefited from our position in Anglo American, a diversified metal ore mining company, which rallied following an attempted takeover from BHP in April. While the deal did not materialize, we held the name as we think the business is attractively valued using our baseline long-term commodity price forecasts. Anglo American also recently opted to demerge its South African coal assets following considerable shareholder pressure. This transaction will allow Anglo to focus on the production of metals that will be in demand during the transition away from fossil fuels towards clean energy such as copper and platinum. We recently met with Anglo's CFO, John Heasley, for a progress update on their ongoing transformation which remains on-track.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

United Kingdom	30.32
Switzerland	14.93
France	13.43
The Netherlands	11.62
Germany	7.84
Spain	5.70
Denmark	4.46
Ireland	2.18
Portugal	2.07
Austria	1.37
Norway	1.30
Belgium	1.26
Finland	1.25
Italy	0.93
TOTAL	98.66

Economic Breakdown as a % of net assets

Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	15.21
Banks & credit institutions	8.49
Electronics & semiconductors	8.33
Food & soft drinks	8.23
Mechanical engineering & industrial equipment	7.62
Petroleum	6.52
Insurance	5.84
Finance & holding companies	5.62
Miscellaneous services	5.34
Energy & water supply	4.50
Electrical devices & components	3.96
Telecommunications	3.19
Non-ferrous metals	2.59
Healthcare & social services	2.42
Chemicals	2.15
Watches & jewellery	1.77
Retail trade, department stores	1.74
Rubber & tyres	1.57
Graphic design, publishing & media	1.56
Internet, software & IT services	1.05
Vehicles	0.96
TOTAL	98.66

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2024
Investments in securities, cost	305 696 216.31
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	22 529 579.78
Total investments in securities (Note 1)	328 225 796.09
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	4 578 370.82
Receivable on subscriptions	34 035.80
Interest receivable on liquid assets	38.57
Receivable on dividends	511 654.45
Other receivables	127 248.33
TOTAL Assets	333 477 144.06
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-13 826.92
Interest payable on bank overdraft	-3 052.37
Payable on redemptions	-427 268.62
Provisions for flat fee (Note 2)	-320 314.37
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-20 297.00
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-58.25
Total provisions	-340 669.62
TOTAL Liabilities	-784 817.53
Net assets at the end of the financial year	332 692 326.53

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2023-30.11.2024
Interest on liquid assets	473 694.14
Dividends	11 976 568.70
Net income on securities lending (Note 15)	110 240.66
Other income (Note 4)	98 887.43
TOTAL income	12 659 390.93
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-5 148 320.60
Taxe d'abonnement (Note 3)	-171 391.05
Other commissions and fees (Note 2)	-90 654.45
Interest on cash and bank overdraft	-3 052.56
TOTAL expenses	-5 413 418.66
Net income (loss) on investments	7 245 972.27
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	54 727 801.99
Realized gain (loss) on financial futures	-3 751 791.85
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-1 267 700.50
Realized gain (loss) on foreign exchange	258 147.97
TOTAL realized gain (loss)	49 966 457.61
Net realized gain (loss) of the financial year	57 212 429.88
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-26 323 143.43
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	1 245 380.00
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-32 020.88
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	-25 109 784.31
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	32 102 645.57

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2023-30.11.2024
Net assets at the beginning of the financial year	469 120 387.65
Subscriptions	57 002 028.03
Redemptions	-225 532 734.72
Total net subscriptions (redemptions)	-168 530 706.69
Net income (loss) on investments	7 245 972.27
Total realized gain (loss)	49 966 457.61
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-25 109 784.31
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	32 102 645.57
Net assets at the end of the financial year	332 692 326.53

Development of the outstanding units

	1.12.2023-30.11.2024
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	30 071,1070
Number of units issued	2 852.6510
Number of units redeemed	-5 866.2820
Number of units outstanding at the end of the financial year	27 057.4760
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	61 911.9410
Number of units issued	12 432.8150
Number of units redeemed	-15 214.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	59 130.7560
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	75 677.6550
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-74 767.6550
Number of units outstanding at the end of the financial year	910.0000
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	274 161.2770
Number of units issued	159 466.9100
Number of units redeemed	-93 566.3730
Number of units outstanding at the end of the financial year	340 061.8140
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	205 874.8280
Number of units issued	3 393.1670
Number of units redeemed	-34 486.1370
Number of units outstanding at the end of the financial year	174 781.8580
Class	(USD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	20 822.1970
Number of units issued	54.2230
Number of units redeemed	-580.4220
Number of units outstanding at the end of the financial year	20 295.9980

Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	389 492.8760
Number of units issued	38 948.7100
Number of units redeemed	-359 511.7260
Number of units outstanding at the end of the financial year	68 929.8600
Class	(USD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 781.3610
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-2 688.9660
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 092.3950
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 341.4160
Number of units issued	387.1500
Number of units redeemed	-869.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	859.5660

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2024	30.11.2023	30.11.2022
Net assets in USD		599 708 655.86	781 948 761.11	915 163 520.00
Class F-acc	LU0403290058			
Units outstanding		1 700.0000	2 583.5670	2 400.0000
Net asset value per unit in USD		477.45	455.03	460.62
Issue and redemption price per unit in USD ¹		477.45	454.12	460.62
Class I-A1-acc	LU0403290488			
Units outstanding		39 526.6830	73 200.3640	111 699.6950
Net asset value per unit in USD		232.93	222.37	225.48
Issue and redemption price per unit in USD ¹		232.93	221.93	225.48
Class I-A2-acc	LU0403290645			
Units outstanding		900.0000	5 200.0000	5 200.0000
Net asset value per unit in USD		102.18	97.48	98.78
Issue and redemption price per unit in USD ¹		102.18	97.29	98.78
Class I-A3-acc	LU2059875505			
Units outstanding		89 708.5100	124 570.1490	181 135.0550
Net asset value per unit in USD		85.36	81.35	82.35
Issue and redemption price per unit in USD ¹		85.36	81.19	82.35
Class I-X-acc	LU0403291452			
Units outstanding		24 744.4830	49 845.9080	51 682.0550
Net asset value per unit in USD		277.14	261.82	262.71
Issue and redemption price per unit in USD ¹		277.14	261.30	262.71
Class (EUR) N-acc	LU0577510026			
Units outstanding		392 815.9160	428 068.7210	434 849.6400
Net asset value per unit in EUR		220.45	206.95	225.20
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		220.45	206.54	225.20
Class P-acc	LU0072913022			
Units outstanding		688 669.3880	800 194.5740	920 687.2780
Net asset value per unit in USD		402.93	389.81	400.55
Issue and redemption price per unit in USD ¹		402.93	389.03	400.55
Class (CHF hedged) P-acc	LU0763739066			
Units outstanding		136 444.1120	178 573.8850	201 182.0840
Net asset value per unit in CHF		165.14	166.27	178.68
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		165.14	165.94	178.68
Class (EUR hedged) P-acc	LU0763739140			
Units outstanding		344 028.9380	448 872.2400	542 012.5040
Net asset value per unit in EUR		179.23	176.36	186.39
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		179.23	176.01	186.39
Class (SGD) P-acc	LU0501845795			
Units outstanding		51 647.9110	77 190.1660	101 590.5000
Net asset value per unit in SGD		182.19	175.65	184.78
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		182.19	175.30	184.78
Class Q-acc	LU0403290215			
Units outstanding		237 131.6480	389 285.2900	495 524.6810
Net asset value per unit in USD		228.81	218.85	222.33
Issue and redemption price per unit in USD ¹		228.81	218.41	222.33

ISIN	30.11.2024	30.11.2023	30.11.2022
Class (CHF hedged) Q-acc	LU1240780590		
Units outstanding	188 701.8070	257 335.4210	287 461.1600
Net asset value per unit in CHF	153.83	153.14	162.70
Issue and redemption price per unit in CHF ¹	153.83	152.83	162.70
Class (EUR hedged) Q-acc	LU1240780673		
Units outstanding	122 427.4310	407 808.7750	427 311.3840
Net asset value per unit in EUR	164.44	159.98	167.15
Issue and redemption price per unit in EUR ¹	164.44	159.66	167.15

¹ See note 1

Performance

	Currency	2023/2024	2022/2023	2021/2022
Class F-acc	USD	5.1%	-1.4%	-24.8%
Class I-A1-acc	USD	5.0%	-1.6%	-24.9%
Class I-A2-acc	USD	5.0%	-1.5%	-24.9%
Class I-A3-acc	USD	5.1%	-1.4%	-24.8%
Class I-X-acc	USD	6.1%	-0.5%	-24.1%
Class (EUR) N-acc	EUR	6.7%	-8.3%	-19.1%
Class P-acc	USD	3.6%	-2.9%	-25.9%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	-0.5%	-7.1%	-28.3%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	1.8%	-5.6%	-28.1%
Class (SGD) P-acc	SGD	3.9%	-5.1%	-25.9%
Class Q-acc	USD	4.8%	-1.8%	-25.1%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	0.7%	-6.1%	-27.5%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	3.0%	-4.5%	-27.3%
Benchmark: ¹				
UBS Greater China Index	USD	15.3%	-3.4%	-22.6%
UBS Greater China Index (hedged CHF)	CHF	13.2%	-6.2%	-22.0%
UBS Greater China Index	EUR	19.1%	-8.9%	-15.4%
UBS Greater China Index (hedged EUR)	EUR	15.9%	-4.2%	-21.7%
UBS Greater China Index	SGD	15.8%	-5.9%	-22.6%

¹ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

For the financial year ending 30 November 2024, Greater China markets posted strong gains. The market declined at the beginning of the year as investors were disappointed by the slow economic recovery and the lack of cohesive policy, until September 2024. Chinese equities then rallied after the government announced a package of supportive policy measures including rate cuts, potential fiscal stimulus and a call to stem the decline of the real estate market.

The fund delivered a positive performance in absolute terms on a net of fees basis. Holdings in IT and Financials contributed the most, while holdings in Health Care and Consumer Staples were the main detractors. On a stock level, TSMC, Tencent Holdings and Meituan were the key contributors. On the other hand, Netease, CSPC Pharmaceutical and Kweichow Moutai were the major drags on performance.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

China	65.82
Hong Kong	22.11
Taiwan	9.44
TOTAL	97.37

Economic Breakdown as a % of net assets

Internet, software & IT services	29.35
Tobacco & alcohol	15.23
Electronics & semiconductors	9.62
Finance & holding companies	7.13
Real Estate	6.03
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	5.86
Insurance	5.81
Banks & credit institutions	4.75
Miscellaneous services	3.44
Electrical devices & components	2.59
Telecommunications	2.40
Healthcare & social services	1.72
Lodging, catering & leisure	1.41
Food & soft drinks	0.92
Traffic & transportation	0.83
Mechanical engineering & industrial equipment	0.26
Miscellaneous consumer goods	0.02
TOTAL	97.37

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2024
Investments in securities, cost	643 165 263.09
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-59 225 144.25
Total investments in securities (Note 1)	583 940 118.84
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	9 334 122.70
Receivable on securities sales (Note 1)	87 902.55
Receivable on subscriptions	7 482 875.13
Interest receivable on liquid assets	0.03
Receivable on dividends	273 532.79
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	981 489.69
TOTAL Assets	602 100 041.73
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-722.54
Payable on redemptions	-1 257 408.08
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 054 880.56
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-47 283.35
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-31 091.34
Total provisions	-1 133 255.25
TOTAL Liabilities	-2 391 385.87
Net assets at the end of the financial year	599 708 655.86

Statement of Operations

	USD
	1.12.2023-30.11.2024
Income	
Interest on liquid assets	867 580.91
Dividends	21 451 925.19
Net income on securities lending (Note 15)	130 313.85
Other income (Note 4)	717 057.00
TOTAL income	23 166 876.95
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-13 852 409.14
Taxe d'abonnement (Note 3)	-316 591.99
Other commissions and fees (Note 2)	-221 250.87
Interest on cash and bank overdraft	-34 234.03
TOTAL expenses	-14 424 486.03
Net income (loss) on investments	8 742 390.92
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-40 276 209.12
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-4 622 386.29
Realized gain (loss) on foreign exchange	-609 521.79
TOTAL realized gain (loss)	-45 508 117.20
Net realized gain (loss) of the financial year	-36 765 726.28
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	50 856 970.33
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-4 156 212.95
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	46 700 757.38
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	9 935 031.10

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2023-30.11.2024
Net assets at the beginning of the financial year	781 948 761.11
Subscriptions	188 132 730.29
Redemptions	-380 307 866.64
Total net subscriptions (redemptions)	-192 175 136.35
Net income (loss) on investments	8 742 390.92
Total realized gain (loss)	-45 508 117.20
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	46 700 757.38
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	9 935 031.10
Net assets at the end of the financial year	599 708 655.86

Development of the outstanding units

	1.12.2023-30.11.2024
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 583.5670
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-883.5670
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 700.0000
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	73 200.3640
Number of units issued	3 313.5430
Number of units redeemed	-36 987.2240
Number of units outstanding at the end of the financial year	39 526.6830
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	5 200.0000
Number of units issued	100.0000
Number of units redeemed	-4 400.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	900.0000
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	124 570.1490
Number of units issued	7 084.3750
Number of units redeemed	-41 946.0140
Number of units outstanding at the end of the financial year	89 708.5100
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	49 845.9080
Number of units issued	4 498.5450
Number of units redeemed	-29 599.9700
Number of units outstanding at the end of the financial year	24 744.4830
Class	(EUR) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	428 068.7210
Number of units issued	40 441.6000
Number of units redeemed	-75 694.4050
Number of units outstanding at the end of the financial year	392 815.9160
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	800 194.5740
Number of units issued	364 459.7970
Number of units redeemed	-475 984.9830
Number of units outstanding at the end of the financial year	688 669.3880
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	178 573.8850
Number of units issued	12 992.7630
Number of units redeemed	-55 122.5360
Number of units outstanding at the end of the financial year	136 444.1120
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	448 872.2400
Number of units issued	25 586.0050
Number of units redeemed	-130 429.3070
Number of units outstanding at the end of the financial year	344 028.9380
Class	(SGD) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	77 190.1660
Number of units issued	6 332.3590
Number of units redeemed	-31 874.6140
Number of units outstanding at the end of the financial year	51 647.9110

Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	389 285.2900
Number of units issued	95 326.5380
Number of units redeemed	-247 480.1800
Number of units outstanding at the end of the financial year	237 131.6480
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	257 335.4210
Number of units issued	13 369.2540
Number of units redeemed	-82 002.8680
Number of units outstanding at the end of the financial year	188 701.8070
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	407 808.7750
Number of units issued	23 946.6030
Number of units redeemed	-309 327.9470
Number of units outstanding at the end of the financial year	122 427.4310

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2024	30.11.2023	30.11.2022
Net assets in USD ¹		70 668 803.35	68 450 050.44	65 393 691.81
Class P-acc	LU0098995292			
Units outstanding		168 136,5800	184 547,5400	208 248,0410
Net asset value per unit in USD		350.93	290.84	270.13
Issue and redemption price per unit in USD ¹		350.93	290.84	270.13
Class Q-acc	LU0358044989			
Units outstanding		46 443,0630	71 466,7100	47 899,6790
Net asset value per unit in USD		251.15	206.77	190.79
Issue and redemption price per unit in USD ¹		251.15	206.77	190.79

¹ See note 1

Performance

	Currency	2023/2024	2022/2023	2021/2022
Class P-acc	USD	20.7%	7.7%	-12.3%
Class Q-acc	USD	21.5%	8.4%	-11.7%
Benchmark: ¹				
S&P 500 (net div. reinv.)	USD	33.3%	13.3%	-9.6%

¹ The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

The reporting period, from 1 December 2023 to 30 November 2024, generally saw an equity market rally as recession fears receded and inflation showed signs of cooling, reinforcing the view that markets are approaching the end of the rate hiking cycle. The majority of equity indices were positive over the period, due to ongoing optimism around AI which provided support to growth expectations. Growth stocks outperformed value in a narrowly based market recovery driven by US mega-caps, as the 'flight to safety' and surge in AI drove the share prices of these Mega Cap tech stocks higher. This extreme concentration persisted into 2024, with some of the largest companies composing a higher proportion of the major market indices than at any point in the past few decades.

The subfund had a positive performance during the financial year. Stock selection in Consumer Staples and the lack of Energy exposure contributed positively; while stock selection in Information Technology and Consumer Discretionary detracted the most.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

United States	97.59
Ireland	1.21
TOTAL	98.80

Economic Breakdown as a % of net assets

Internet, software & IT services	20.52
Electronics & semiconductors	12.29
Retail trade, department stores	11.54
Finance & holding companies	5.77
Mortgage & funding institutions	5.40
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	4.76
Biotechnology	4.42
Healthcare & social services	4.35
Mechanical engineering & industrial equipment	3.57
Insurance	3.23
Energy & water supply	3.22
Electrical devices & components	3.12
Computer hardware & network equipment providers	2.86
Environmental services & recycling	2.28
Building industry & materials	2.12
Vehicles	2.08
Real Estate	1.56
Lodging, catering & leisure	1.31
Telecommunications	1.16
Chemicals	1.15
Graphic design, publishing & media	1.06
Banks & credit institutions	1.03
TOTAL	98.80

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2024
Investments in securities, cost	48 408 445.71
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	21 409 607.42
Total investments in securities (Note 1)	69 818 053.13
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	892 667.29
Receivable on dividends	39 382.89
Other assets	9 132.03
TOTAL Assets	70 759 235.34
Liabilities	
Payable on redemptions	-25.24
Provisions for flat fee (Note 2)	-84 645.68
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 761.07
Total provisions	-90 406.75
TOTAL Liabilities	-90 431.99
Net assets at the end of the financial year	70 668 803.35

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2023-30.11.2024
Interest on liquid assets	36 427.70
Dividends	464 281.95
Net income on securities lending (Note 15)	5 167.79
Other income (Note 4)	2 017.33
TOTAL income	507 894.77
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 078 010.48
Taxe d'abonnement (Note 3)	-35 679.48
Other commissions and fees (Note 2)	-21 346.46
Interest on cash and bank overdraft	-184.96
TOTAL expenses	-1 135 221.38
Net income (loss) on investments	-627 326.61
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	7 087 733.92
Realized gain (loss) on foreign exchange	-2 548.47
TOTAL realized gain (loss)	7 085 185.45
Net realized gain (loss) of the financial year	6 457 858.84
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	6 798 175.49
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	6 798 175.49
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	13 256 034.33

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2023-30.11.2024
Net assets at the beginning of the financial year	68 450 050.44
Subscriptions	394 122.32
Redemptions	-11 431 403.74
Total net subscriptions (redemptions)	-11 037 281.42
Net income (loss) on investments	-627 326.61
Total realized gain (loss)	7 085 185.45
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	6 798 175.49
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	13 256 034.33
Net assets at the end of the financial year	70 668 803.35

Development of the outstanding units

	1.12.2023-30.11.2024
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	184 547.5400
Number of units issued	1 197.0630
Number of units redeemed	-17 608.0230
Number of units outstanding at the end of the financial year	168 136.5800
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	71 466.7100
Number of units issued	48.4150
Number of units redeemed	-25 072.0620
Number of units outstanding at the end of the financial year	46 443.0630

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currency of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in this unit class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of subfund units in circulation, taking into account the fees charged to that unit class.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply.
In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.

- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company and the Fund's auditor, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position.

on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended. The net asset value shall be calculated separately for each class of the subfund. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied. If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds.

The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

As some of the Fund's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Management Company may – by way of derogation to the aforementioned provisions – allow the net asset value per unit to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per unit, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the time of valuation are not generally taken into account in the net asset value per unit of the subfund concerned. If, as a result of this, the Management Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per unit to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Management Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all unit classes in the same subfund.

The Management Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Fund whenever it deems this to be appropriate.

Evaluating assets at fair value calls for greater reliability of judgement than evaluating assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Fund will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Fund determines the net asset value per unit. As a consequence, if the Fund sells or redeems units at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing unitholders.

If necessary, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments.

Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents.

The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the currency of account of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies is other than the currency of account of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets as at 30 November 2024 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates,

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 November 2024:

Exchange rates		
EUR 1	= JPY	158.572832
EUR 1	= USD	1.056200

j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases**

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	0.820%	0.870%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "K-1" in their name	1.700%	1.730%
Unit classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "Q" in their name	1.400% ¹	1.450% ²
Unit classes with "QL" in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.200%	1.230%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.130%	1.160%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A4" in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ max 1.400% / eff. 1.350%

² max 1.450% / eff. 1.400%

UBS (Lux) Equity Fund
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	2.250%	2.300%
Unit classes with "K-1" in their name	1.400%	1.430%
Unit classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	0.980%	1.030%
Unit classes with "QL" in their name	0.980%	1.030%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.720%	1.770%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– European Opportunity Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.780%	1.830%
Unit classes with "K-1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with "QL" in their name	0.990%	1.040%

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.740%	1.790%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Improvers (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	0.920%	0.970%
Unit classes with "QL" in their name	0.920%	0.970%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.500%	1.530%
Unit classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Unit classes with "QL" in their name	1.200%	1.250%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.980%	1.010%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Japan Sustainable (JPY)¹

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Sustainable Health Transformation (USD)

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "QL" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.560%	0.590%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.710%	1.760%
Unit classes with "K-1" in their name	0.970%	1.000%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "Q" in their name	0.910%	0.960%
Unit classes with "QL" in their name	0.910%	0.960%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.830%	0.860%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "K-1" in their name	1.090%	1.120%
Unit classes with "K-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "Q" in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with "QL" in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus. The actual maximum rate applied to the flat management fee can be found in the annual and semi-annual reports.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) all other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
 - d) fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KID, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

For unit class F, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the services to be performed for unit classes "K-B" for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Fund's ongoing costs (or ongoing charges) can be found in the KIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

The Fund is subject to Luxembourg law. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Fund is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital gains or wealth taxes. From the total net assets of each subfund, however, a tax of 0.05% p.a. ("taxe d'abonnement") payable to the Grand Duchy of Luxembourg is due at the end of every quarter (reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for unit classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X). This tax is calculated on the total net assets of each subfund at the end of every quarter. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all units in classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X may be taxed at the rate of 0.05%.

Subfunds may benefit from reduced taxe d'abonnement rates ranging from 0.01% to 0.04% p.a. for the portion of net assets that are invested into environmentally sustainable economic activities as defined in Article 3 of EU Regulation 2020/852 of 18 June 2020.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

- a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 December 2023 to 30 November 2024 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	183 730 278.06 USD	5.12%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	45 693 277.04 USD	7.88%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	84 806 531.90 EUR	4.49%
– Greater China (USD)	151 195 180.51 USD	5.79%
– Tech Opportunity (USD)	- USD	0.00%

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security commission
– China Opportunity (USD)	89 188.17 USD	0.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	34 867.29 USD	0.01%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	2 932.33 EUR	0.00%
– Greater China (USD)	31 227.45 USD	0.00%
– Tech Opportunity (USD)	- USD	0.00%

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	- USD	0.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	- USD	0.00%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	19 010 000.00 EUR	1.01%
– Greater China (USD)	- USD	0.00%
– Tech Opportunity (USD)	- USD	0.00%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Fund on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties. Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 November 2024 were used.

b) Transactions in Units of the Fund

Connected persons may invest in a new subfund/unitclass for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund/unitclass has substantial net assets. Such investments are at arm’s length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Management Company.

As of 30 November 2024, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / unit classes registered in Hong Kong.

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The members of the Board of Directors of the Management Company and their affiliated persons may subscribe and redeem units in the subfunds.

As of 30 November 2024, one Director of the Management Company hold units as follows:

Holder	Subfunds	Number of units	% per Total Net Asset Value
Director 1	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD) P-acc	60	0.40%

No other Directors had holdings in the subfunds registered in Hong Kong as of 30 November 2024.

Note 6 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the Fund falling below the minimum amount for Fund’s assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates’ overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and the related

commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place (in USD)	Related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions (in USD)
– China Opportunity (USD)	1 109 334 189.53	275 828.16
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	464 599 340.61	169 843.21
– European Opportunity Sustainable (EUR)	1 544 290 330.59	-
– Greater China (USD)	305 441 927.55	114 594.93
– Tech Opportunity (USD)	428 840 532.28	52 394.23

Except of the above item there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Biotech (USD) P-acc	2.11%
– Biotech (USD) (SEK) P-acc	2.11%
– Biotech (USD) Q-acc	1.09%
– Biotech (USD) (EUR) Q-acc	1.08%
– Biotech (USD) QL-acc	0.89%
– China Opportunity (USD) F-acc	1.03%
– China Opportunity (USD) I-A1-acc	1.23%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A1-acc	1.24%
– China Opportunity (USD) I-A2-acc	1.13%
– China Opportunity (USD) I-A3-acc	1.04%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A3-dist	1.03%
– China Opportunity (USD) I-B-acc	0.18%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-B-acc	0.18%
– China Opportunity (USD) I-X-acc	0.03%
– China Opportunity (USD) K-1-acc	1.77%
– China Opportunity (USD) K-X-acc	0.07%
– China Opportunity (USD) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-acc	2.46%
– China Opportunity (USD) (EUR) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.46%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) P-acc	2.46%
– China Opportunity (USD) (SEK) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) (SGD) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) P-dist	2.41%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-dist	2.46%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– China Opportunity (USD) (HKD) P-dist	2.41%
– China Opportunity (USD) Q-acc	1.48%
– China Opportunity (USD) (EUR) Q-acc	1.47%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.52%
– China Opportunity (USD) (HKD) Q-acc	1.47%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) Q-acc	1.52%
– China Opportunity (USD) (SGD) Q-acc	1.47%
– China Opportunity (USD) U-X-acc	0.03%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) I-B-acc	0.18%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF) I-X-acc	0.03%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) K-B-acc	0.22%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (EUR) N-acc	2.32%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) P-acc	1.99%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF hedged) P-acc	2.04%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (SGD) P-acc	1.99%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) Q-acc	1.05%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.09%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) U-X-acc	0.03%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.71%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.62%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-B-acc	0.09%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-X-acc	0.03%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) P-acc	1.79%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) Q-acc	0.97%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) U-X-acc	0.03%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.73%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A2-acc	0.68%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.67%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-X-acc	0.03%
– European Opportunity Sustainable (EUR) P-acc	1.85%
– European Opportunity Sustainable (EUR) (USD hedged) P-acc	1.90%
– European Opportunity Sustainable (EUR) Q-acc	1.06%
– European Opportunity Sustainable (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.10%
– European Opportunity Sustainable (EUR) U-X-acc	0.03%
– Global Sustainable (USD) (AUD) F-acc	0.63%
– Global Sustainable (USD) (CHF portfolio hedged) F-acc	0.65%
– Global Sustainable (USD) (EUR portfolio hedged) F-acc	0.65%
– Global Sustainable (USD) (GBP portfolio hedged) F-acc	0.65%
– Global Sustainable (USD) (USD portfolio hedged) F-acc	0.65%
– Global Sustainable (USD) I-A1-acc	0.74%
– Global Sustainable (USD) I-A2-acc	0.70%
– Global Sustainable (USD) I-A3-acc	0.62%
– Global Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) (EUR) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) (JPY hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) (CAD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) P-acc	1.80%
– Global Sustainable (USD) (EUR) P-acc	1.77%
– Global Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.85%
– Global Sustainable (USD) (EUR) P-dist	1.80%
– Global Sustainable (USD) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) (EUR) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
– Global Sustainable Improvers (USD) (JPY) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable Improvers (USD) U-X-acc	0.03%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Greater China (USD) F-acc	0.92%
– Greater China (USD) I-A1-acc	1.09%
– Greater China (USD) I-A2-acc	1.03%
– Greater China (USD) I-A3-acc	0.92%
– Greater China (USD) I-X-acc	0.04%
– Greater China (USD) (EUR) N-acc	2.83%
– Greater China (USD) P-acc	2.43%
– Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	2.47%
– Greater China (USD) (EUR hedged) P-acc	2.48%
– Greater China (USD) (SGD) P-acc	2.43%
– Greater China (USD) Q-acc	1.28%
– Greater China (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.34%
– Greater China (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.34%
– Japan Sustainable (JPY) ¹ I-A1-acc	0.73%
– Japan Sustainable (JPY) ¹ I-A3-acc	0.59%
– Japan Sustainable (JPY) ¹ P-acc	1.58%
– Japan Sustainable (JPY) ¹ Q-acc	1.10%
– Japan Sustainable (JPY) ¹ U-X-acc	0.04%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.62%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) I-B-acc	0.11%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) P-acc	1.78%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) Q-acc	1.03%
– Mid Caps USA (USD) I-B-acc	0.10%
– Mid Caps USA (USD) P-acc	1.88%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) P-acc	1.93%
– Mid Caps USA (USD) Q-acc	1.10%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.15%
– Mid Caps USA (USD) U-X-acc	0.04%
– Small Caps USA (USD) I-X-acc	0.04%
– Small Caps USA (USD) P-acc	1.88%
– Small Caps USA (USD) Q-acc	1.09%
– Small Caps USA (USD) U-X-acc	0.04%
– Sustainable Health Transformation (USD) F-acc	0.70%
– Sustainable Health Transformation (USD) P-acc	1.80%
– Sustainable Health Transformation (USD) (CHF hedged) P-acc	1.85%
– Sustainable Health Transformation (USD) (EUR hedged) P-acc	1.85%
– Sustainable Health Transformation (USD) Q-acc	1.00%
– Sustainable Health Transformation (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.05%
– Sustainable Health Transformation (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.05%
– Sustainable Health Transformation (USD) (GBP) Q-acc	1.06%
– Tech Opportunity (USD) P-acc	2.11%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc	2.16%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.16%
– Tech Opportunity (USD) Q-acc	1.10%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.14%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.14%
– US Sustainable (USD) P-acc	1.73%
– US Sustainable (USD) Q-acc	1.07%

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Equity Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Biotech (USD)	75.04%
– China Opportunity (USD)	-36.71%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	48.21%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	197.10%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	265.04%
– Global Sustainable (USD)	36.40%
– Global Sustainable Improvers (USD)	83.33%
– Greater China (USD)	-35.50%
– Japan Sustainable (JPY) ¹	-8.08%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	56.08%
– Mid Caps USA (USD)	177.88%
– Small Caps USA (USD)	-7.98%
– Sustainable Health Transformation (USD)	25.89%
– Tech Opportunity (USD)	177.70%
– US Sustainable (USD)	55.70%

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 November 2024, the Fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Biotech (USD)	210 071.31 USD
– China Opportunity (USD)	2 586 685.00 USD
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	909 752.39 USD
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	1 214 221.80 EUR
– European Opportunity Sustainable (EUR)	1 957 849.23 EUR
– Global Sustainable (USD)	379 368.95 USD
– Global Sustainable Improvers (USD)	346 202.50 USD
– Greater China (USD)	821 993.16 USD
– Japan Sustainable (JPY) ¹	6 722 656 JPY

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	180 807.87 EUR
– Mid Caps USA (USD)	157 315.63 USD
– Small Caps USA (USD)	63 991.24 USD
– Sustainable Health Transformation (USD)	115 192.13 USD
– Tech Opportunity (USD)	204 362.14 USD
– US Sustainable (USD)	6 269.87 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfunds.

Note 11 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/ principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the Fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

Share	Currency	Number
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	HKD	124 842 959.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 'REG S'	HKD	4 824 000.00

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Share	Currency	Number
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	HKD	58 882 197.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 'REG S'	HKD	23 052 000.00

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16	EUR	73 000.00
LERNOUT HAUSPIE SPEECH -DEFAULT	EUR	10 800.00

Note 12 – Name change

The following name change occurred:

Old name	New name	Date
UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)	UBS (Lux) Equity Fund – Japan Sustainable (JPY)	22.4.2024

Note 13 – Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

UBS (Lux) Equity Fund – Annual report and audited financial statements as of 30 November 2024

Note 14 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 15 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)		
Bank of America	-72 287.33 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	47 087.62 USD	0.00 USD
HSBC	-4 476.23 USD	0.00 USD
JP Morgan	-745.77 USD	0.00 USD
State Street	-9 150.10 USD	0.00 USD
UBS AG	-1 510.80 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)		
Bank of America	71 251.47 USD	0.00 USD
State Street	-1 669.65 USD	0.00 USD
UBS AG	511.69 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)		
Bank of America	-80 080.99 EUR	0.00 EUR
Bardays	85 938.35 EUR	0.00 EUR
HSBC	3 001.60 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	62.98 EUR	0.00 EUR
State Street	-24 163.58 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-1 116.16 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	2 530.88 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)		
Bank of America	-985 859.17 USD	0.00 USD
Bardays	-35 319.10 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-193 816.07 USD	0.00 USD
Citibank	-1 200.92 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	-1 470.50 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	29 161.79 USD	0.00 USD
HSBC	21 981.61 USD	0.00 USD
JP Morgan	7 440.71 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-7 967.55 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	1 079 403.59 USD	0.00 USD
State Street	74 775.28 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	215 234.98 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)		
Bank of America	583 927.95 USD	0.00 USD
Bardays	-11 255.07 USD	0.00 USD
State Street	415 972.47 USD	0.00 USD
UBS AG	-7 155.66 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)		
Bank of America	190 149.20 USD	0.00 USD
Citibank	50.81 USD	0.00 USD
HSBC	6 117.98 USD	0.00 USD
JP Morgan	-91.09 USD	0.00 USD
State Street	3 584.43 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)		
Bardays	6 237.60 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	2 113.08 USD	0.00 USD
Citibank	-8 846.46 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	131 444.35 USD	0.00 USD
HSBC	-1 579.91 USD	0.00 USD
State Street	-1 960.32 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-1 184.20 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)		
Bank of America	221 289.61 USD	0.00 USD
Bardays	9 346.58 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-2 973.22 USD	0.00 USD
Citibank	-126.05 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	16.67 USD	0.00 USD
HSBC	6 925.60 USD	0.00 USD
State Street	267 715.55 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-246.89 USD	0.00 USD

Securities Lending

UBS (Lux) Equity Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 November 2024*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 November 2024		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Biotech (USD)	119 343 089.06 USD	127 412 346.53 USD	47.77	52.23	0.00
– China Opportunity (USD)	213 938 735.95 USD	228 681 895.11 USD	47.77	52.23	0.00
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	19 831 142.19 USD	20 003 358.04 USD	47.48	52.52	0.00
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	24 700 407.01 EUR	23 420 583.47 EUR	47.48	52.52	0.00
– European Opportunity Sustainable (EUR)	26 727 101.62 EUR	30 379 341.81 EUR	47.48	52.52	0.00
– Global Sustainable (USD)	88 833 329.43 USD	95 104 514.24 USD	47.48	52.52	0.00
– Global Sustainable Improvers (USD)	38 092 231.79 USD	40 507 954.45 USD	47.48	52.52	0.00
– Greater China (USD)	65 575 316.23 USD	69 694 236.12 USD	47.77	52.23	0.00
– Japan Sustainable (JPY) ¹	360 251 144 JPY	289 278 071 JPY	47.77	52.23	0.00
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	24 693 966.53 EUR	26 260 876.11 EUR	47.48	52.52	0.00
– Mid Caps USA (USD)	27 418 760.25 USD	28 752 337.85 USD	47.77	52.23	0.00
– Small Caps USA (USD)	24 412 751.52 USD	26 778 632.13 USD	47.77	52.23	0.00
– Sustainable Health Transformation (USD)	26 134 081.10 USD	27 599 885.92 USD	47.48	52.52	0.00
– Tech Opportunity (USD)	29 335 429.59 USD	30 524 599.64 USD	47.77	52.23	0.00
– US Sustainable (USD)	4 825 971.69 USD	5 051 359.83 USD	47.48	52.52	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 30 November 2024 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 30 November 2024.

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	133 430.22 USD	1 535 386.48 USD	70 951.27 USD	265 927.13 EUR	183 734.43 EUR
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	40 029.07 USD	460 615.94 USD	21 285.38 USD	79 778.14 EUR	55 120.33 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	13 343.02 USD	153 538.65 USD	7 095.13 USD	26 592.71 EUR	18 373.44 EUR
Net Securities Lending revenues	80 058.13 USD	921 231.89 USD	42 570.76 USD	159 556.28 EUR	110 240.66 EUR

	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Improvers (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Japan Sustainable (JPY) ¹	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	349 368.97 USD	144 497.77 USD	217 189.75 USD	3 564 943 JPY	111 576.35 EUR
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	104 810.69 USD	43 349.33 USD	65 156.93 USD	1 069 483 JPY	33 472.91 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	34 936.90 USD	14 449.78 USD	21 718.97 USD	356 494 JPY	11 157.63 EUR
Net Securities Lending revenues	209 621.38 USD	86 698.66 USD	130 313.85 USD	2 138 966 JPY	66 945.81 EUR

¹ formerly UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	83 395.67 USD	40 550.27 USD	28 402.47 USD	33 153.55 USD	8 612.98 USD
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	25 018.70 USD	12 165.08 USD	8 520.74 USD	9 946.07 USD	2 583.89 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	8 339.57 USD	4 055.03 USD	2 840.25 USD	3 315.35 USD	861.30 USD
Net Securities Lending revenues	50 037.40 USD	24 330.16 USD	17 041.48 USD	19 892.13 USD	5 167.79 USD

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2024

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Equities			
Bermuda			
USD CREDITCORP COM USD	54 174.00	10 382 944.46	2.56
TOTAL Bermuda		10 382 944.46	2.56
Brazil			
BRL COMPANHIA BRASIL COM NPV	3 154 100.00	3 220 074.82	0.80
TOTAL Brazil		3 220 074.82	0.80
China			
HKD CHINA MERCHANTS BK 'H' CNY1	1 695 000.00	7 676 036.70	1.90
CNY CONTEMPORARY AMPER A CNY1	195 980.00	7 078 316.23	1.75
HKD LENOVO GROUP LTD HKD0.025	3 239 818.00	3 791 816.60	0.94
HKD NETEASE INC USD0.0001	722 700.00	12 478 594.01	3.08
USD PDD HOLDINGS INC	68 046.00	6 722 944.60	1.66
HKD PING AN INSURANCE 'H' CNY1	1 719 500.00	9 896 657.16	2.45
CNY SHENZHEN INVANCE 'A' CNY1	618 700.00	5 157 936.14	1.27
TOTAL China		52 802 303.64	13.05
Cyprus			
USD TCS GROUP HDGS PLC GDR EACH REPR 1 A REGS	86 515.00	0.00	0.00
TOTAL Cyprus		0.00	0.00
Greece			
EUR PRAXIS FINANCIAL EUR1.00POST CONS & WTDF	1 014 169.00	3 724 278.36	0.92
TOTAL Greece		3 724 278.36	0.92
Hong Kong			
HKD CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	6 166 000.00	13 450 844.06	3.32
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	250 500.00	9 326 408.70	2.31
HKD SWIRE PACIFIC 'A' HKD0.60	806 500.00	6 636 389.04	1.64
TOTAL Hong Kong		29 413 641.80	7.27
Hungary			
HUF OTP BANK HUF100	104 987.00	5 697 238.96	1.41
TOTAL Hungary		5 697 238.96	1.41
India			
INR AXIS BANK INR2	522 873.00	7 031 561.67	1.74
INR CROMPTON GREAVES C INR2	2 402 948.00	13 590 754.63	3.36
INR Eicher MOTORS INR1	176 806.00	10 110 508.75	2.50
INR GODREJ CONSUMER PR INR1	717 981.00	10 576 032.14	2.61
INR HDFC BANK INR1	914 775.00	19 444 432.70	4.81
INR HINDUSTAN UNILEVER INR1	272 875.00	8 061 149.87	1.99
TOTAL India		68 814 439.76	17.01
Indonesia			
IDR BANK CENTRAL ASIA IDR62.5	21 313 000.00	13 450 932.68	3.32
TOTAL Indonesia		13 450 932.68	3.32
Luxembourg			
USD GLOBANT SA USD1.20	19 900.00	4 568 045.00	1.13
TOTAL Luxembourg		4 568 045.00	1.13
Malaysia			
MYR CIMB GROUP HOLDINGS BHD MYR1	7 478 000.00	13 879 302.59	3.43
TOTAL Malaysia		13 879 302.59	3.43

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Mexico			
MXN GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV COM SER IO NPV	972 378.00	6 462 335.40	1.60
TOTAL Mexico		6 462 335.40	1.60
Poland			
PLN POWSZECHNA KASA OS PLN1	362 094.00	4 959 607.77	1.23
TOTAL Poland		4 959 607.77	1.23
Singapore			
SGD SINGAPORE TELECOMM NPV	5 343 500.00	12 359 522.46	3.05
TOTAL Singapore		12 359 522.46	3.05
South Africa			
ZAR ABSA GROUP LTD ZAR2	416 859.00	4 005 406.00	0.99
ZAR MTN GROUP LTD ZAR0 0001	1 454 007.00	6 536 696.86	1.61
ZAR NASPERS NPV (POST REV SPLIT)	110 353.00	24 946 952.71	6.17
TOTAL South Africa		35 469 257.56	8.77
South Korea			
KRW KB FINANCIAL GROUP KRW5000	206 351.00	14 229 573.56	3.52
KRW SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	259 272.00	10 073 146.25	2.49
KRW SK HYUNIC INC KRW5000	122 371.00	14 071 656.77	3.48
TOTAL South Korea		38 374 676.56	9.49
Taiwan			
TWD ASE TECHNOLOGY HOL TWD10	2 550 000.00	11 893 144.12	2.94
TWD DELTA ELECTRONIC TWD10	975 000.00	11 435 681.91	2.82
TWD MEDIATEK INC TWD10	333 000.00	12 865 652.82	3.18
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	1 267 500.00	38 664 329.06	9.61
TOTAL Taiwan		75 059 107.91	18.55
Thailand			
THB BANGKOK DIGIT MEDIA THB0 1(NVDR)	4 722 700.00	3 476 876.60	0.86
TOTAL Thailand		3 476 876.60	0.86
Uruguay			
USD MERCADOLIBRE INC COM STK USD0 001	4 012.00	6 201 577.12	2.03
TOTAL Uruguay		6 201 577.12	2.03
Total Equities		190 316 163.54	95.46
Total Transferable securities and money market instruments listed on a official stock exchange		190 316 163.54	95.46
Total investments in securities		190 316 163.54	95.46
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
CHF	6 467 100.00	USD	7 305 167.65 13.1.2025 71 251.47 0.02
USD	279 148.54	CHF	246 200.00 13.1.2025 -1 669.65 0.00
USD	20 636.31	CHF	18 200.00 13.1.2025 -122.79 0.00
CHF	73 300.00	USD	82 972.24 13.1.2025 634.46 0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts			70 095.51 0.02
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		15 116 989.00	3.74
Other assets and liabilities		-955 876.28	-0.24
Total net assets		404 549 319.62	100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2024

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Equities			
Austria			
EUR ANDBIZ AG NPV(BR)	85 916.00	4 544 956.40	1.37
TOTAL Austria		4 544 956.40	1.37
Belgium			
EUR KBC GROUP NV NPV	61 484.00	4 195 668.16	1.26
TOTAL Belgium		4 195 668.16	1.26
Denmark			
DKK NOVO NORDISK A/S DKK0.1 B	110 667.00	11 237 603.87	3.38
DKK NOVONIS B SER B DKK2	64 961.00	3 602 510.96	1.08
TOTAL Denmark		14 841 114.83	4.46
Finland			
EUR SAMPD PLC NPV A	102 330.00	4 146 456.20	1.25
TOTAL Finland		4 146 456.20	1.25
France			
EUR DANONE EURO 25	157 065.00	10 155 622.90	3.05
EUR L'OREAL EURO 20	13 633.00	4 460 485.45	1.35
EUR LEGRAND SA EUR4	47 189.00	4 477 292.32	1.35
EUR BVMH MOET HENNESSY EURO 30	19 654.00	11 644 995.00	3.50
EUR MICHELIN (CGD) EURO 50 (POST SUBDIVISION)	169 324.00	5 206 713.00	1.56
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR6	35 736.00	8 702 203.00	2.62
TOTAL France		44 667 511.67	13.43
Germany			
EUR DEUTSCHE BOERSE AG NPV(REGD)	31 346.00	6 943 139.00	2.09
EUR HANNOVER RUECKVERS ORD NPV(REGD)	30 680.00	7 581 026.00	2.28
EUR INTREON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	215 518.00	6 641 187.17	1.99
EUR KNORR BREMSE AG NPV	68 121.00	4 914 930.15	1.48
TOTAL Germany		26 080 264.32	7.84
Ireland			
EUR AIB GROUP PLC ORD EURO 625	803 819.00	4 139 667.65	1.24
EUR BANK OF IRELAND GR EUR1	376 931.00	3 124 004.13	0.94
TOTAL Ireland		7 263 671.78	2.18
Italy			
EUR INFRASTRUTTURE VR NPV	317 776.00	3 097 926.00	0.93
TOTAL Italy		3 097 926.00	0.93
The Netherlands			
EUR AALBERTS NV EURO 25	95 553.00	3 476 216.14	1.05
EUR ASML HOLDING NV EURO 09	23 477.00	15 457 256.80	4.65
EUR KON KPN NV EURO 04	1 096 274.00	4 031 763.85	1.21
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO 20	146 874.00	3 787 680.46	1.14
EUR PROSUS N.V. EURO 05	91 020.00	3 508 821.00	1.05
EUR STELLANTIS N.V. COM EURO 01	255 208.00	3 199 287.49	0.96
EUR WOLTERS KLUWER EURO 12	32 682.00	5 193 711.90	1.56
TOTAL The Netherlands		38 054 959.64	11.62
Norway			
NOK EQUINOR ASA NOK2 50	189 048.00	4 326 266.33	1.30
TOTAL Norway		4 326 266.33	1.30

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets			
Portugal						
EUR GALP ENERGIA EUR1-B	447,893.00	6,695,877.76	2.07			
TOTAL Portugal		6,695,877.76	2.07			
Spain						
EUR BCO DE SABADELL EUR0.125	1,969,133.00	3,515,886.97	1.06			
EUR BORDOLA SA EURO 75 (POST SUBDIVISION)	595,046.00	8,027,170.54	2.41			
EUR INDITEX EURO 03 (POST SUBD)	110,800.00	5,781,544.00	1.74			
EUR PUIG BRAND SA EUR1	81,863.00	1,630,710.96	0.49			
TOTAL Spain		18,955,812.47	5.70			
Switzerland						
CHF ALCON AG CHF0.04	95,424.00	8,037,866.80	2.42			
EUR DSM FIRMENICH AG EUR0.01	34,148.00	3,549,684.60	1.07			
CHF GALDERMA GROUP AG CHF0.01	45,744.00	4,436,691.96	1.33			
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	109,289.00	8,982,604.12	2.70			
CHF NOVARTIS AG CHF0.49 (REGD)	139,103.00	13,943,005.59	4.19			
CHF RICHEMONT(IE FIN) CHF1.00 (REG) SER 'A'	44,758.00	5,901,917.89	1.77			
CHF SANDOZ GROUP AG CHF0.05	111,466.00	4,808,454.44	1.45			
TOTAL Switzerland		49,660,325.40	14.99			
United Kingdom						
GBP ANGLO AMERICAN USD0.54945	283,974.00	8,613,541.54	2.59			
GBP ASHTEAD GROUP ORD GBP0.10	164,098.00	12,421,395.94	3.73			
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	91,890.00	11,709,428.14	3.52			
GBP BT GROUP ORD GBP0.05	1,824,132.00	3,496,942.65	1.05			
GBP HALEON PLC ORD GBP1.25	1,360,587.00	6,128,618.90	1.84			
GBP HSBC HLDGS ORD USD0.50(UK REG)	1,345,145.00	11,860,739.44	3.57			
GBP LEGAL & GENERAL GP ORD GBP0.025	2,886,125.00	7,886,223.75	2.31			
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	44,078.00	5,978,087.51	1.80			
GBP NATIONAL GRID ORD GBP0.12431289	580,869.00	6,938,553.51	2.09			
GBP NATWEST GROUP PLC ORD GBP1.0769	1,148,046.00	5,563,619.12	1.67			
GBP SHELL PLC ORD EURO 07	343,238.00	10,456,582.45	3.14			
GBP SPECTRIS ORD GBP0.05	59,480.00	1,810,956.23	0.54			
GBP UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	145,457.00	8,228,691.75	2.47			
TOTAL United Kingdom		100,899,580.99	30.92			
Total Equities		328,225,796.09	98.66			
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		328,225,796.09	98.66			
Total investments in securities		328,225,796.09	98.66			
Forward Foreign Exchange contracts						
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date						
USD	5,045,800.00	EUR	4,792,585.62	13.1.2025	-24,163.58	-0.01
EUR	120,047.79	USD	127,200.00	13.1.2025	-159.26	0.00
EUR	18,287.93	USD	19,400.00	13.1.2025	-45.54	0.00
EUR	1,420,523.63	NOK	16,590,000.00	17.1.2025	2,530.88	0.00
EUR	22,986,277.64	GBP	19,210,000.00	17.1.2025	-80,080.99	-0.02
SEK	195,110,000.00	EUR	16,845,522.82	17.1.2025	85,936.35	0.03
CHF	695,000.00	EUR	746,467.92	17.1.2025	3,001.60	0.00
DKK	15,980,000.00	EUR	2,143,797.66	17.1.2025	62.98	0.00
USD	124,800.00	EUR	118,850.35	13.1.2025	-911.36	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts					-18,826.92	0.00
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					4,578,970.82	1.38
Other assets and liabilities					-98,019.46	-0.04
Total net assets					332,692,326.59	100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2024

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Equities			
China			
HKD AK MEDICAL HLDGS L HKD0.01	5 186 000.00	3 571 129.78	0.59
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	288 886.00	25 014 638.74	4.17
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	220 700.00	2 371 792.06	0.40
HKD ANHUI GUJING DISTL B CNY1	1 961 012.00	26 040 370.47	4.68
HKD BRONCUS HOLDING CO USD0.000025	549 000.00	33 502.27	0.01
HKD CHINA MERCHANTS BK H CNY1	8 285 080.00	28 482 842.06	4.75
HKD CHINA RESOURCE BEV NPV	3 801 800.00	5 499 661.86	0.92
HKD CHINASOFT INTL LTD HKD0.05 (POST B/L CHANGE)	14 166 000.00	9 955 037.39	1.66
HKD HAINAN MEIJIAN INTL H CNY1	4 490 100.00	4 978 232.10	0.83
HKD HORIZON CONSTR DEV USD0.00002	6 283 148.00	1 073 587.05	0.18
USD KANZHUN LTD SPON EACH ADR REP 2 ORD SHS	236 548.00	2 975 773.84	0.50
CNY KWEECHOW MOUTAI A CNY1	271 607.00	57 292 796.83	9.55
HKD LONGFOR GROUP HLDG HKD0.10	4 336 000.00	6 083 033.99	1.01
HKD METUAN USD0.00001 (A & B CLASS)	1 041 850.00	22 580 242.95	3.76
HKD MIDEA GROUP CO LTD CNY1 H	1 744 500.00	15 542 675.17	2.59
USD NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	427 151.00	36 974 190.58	6.16
HKD NETEASE INC USD0.0001	1 006 300.00	17 409 943.73	2.90
USD NEW ORIENTAL EDUCA ADR EACH REP 10 ORD SHS SP	106 336.00	6 329 118.72	1.05
USD PDD HOLDINGS INC	144 819.00	14 308 117.20	2.39
HKD PING AN INSURANCE H CNY1	3 665 300.00	21 095 793.83	3.52
HKD POP MART INTL GRP USD0.0001	12 800.00	147 753.03	0.02
HKD PRECISION TSUGAMI HKD1	292 000.00	459 919.32	0.08
HKD SUNKING TECHNOLOGY HKD0.10	7 236 000.00	1 069 066.52	0.18
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REP 2 CL A ORD SHS	996 334.00	10 302 093.58	1.72
HKD TENCENT HLDGS LHM HKD0.00002	1 149 200.00	58 780 708.15	9.80
USD TRIP COM GRP LTD SPON ADS EACH REP 0.125 ORD	54 500.00	3 477 100.00	0.58
CNY YIBIN WULIANGYE A CNY1	295 686.00	5 999 529.77	1.00
HKD YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	2 836 000.00	4 947 824.97	0.82
TOTAL China		514 756 475.92	85.82
Hong Kong			
HKD AIA GROUP LTD NPV	1 838 400.00	13 734 032.22	2.29
HKD CHINA EVERBRIGHT HKD1	4 334 000.00	2 895 346.75	0.48
HKD CHINA JINMAO HOLDI NPV	51 462 000.00	7 140 337.62	1.19
HKD CHINA MOBILE LTD NPV	1 349 500.00	12 534 860.87	2.09
HKD CHINA OCEAS LAND HKD0.10	3 770 438.00	6 461 836.50	1.08
HKD CHINA RES LAND HKD0.10	5 423 500.00	16 025 655.85	2.67
HKD CSPEC PHARMACEUTICA HKD0.10	30 627 780.00	19 949 477.53	3.33
HKD FAR EAST HORIZON L HKD0.01	33 929 000.00	22 884 355.98	3.82
HKD ONEPAO INC CNY1 H	668 400.00	1 871 980.26	0.31
HKD SHENZHEN INVESTMEN HKD0.05	4 315 104.00	476 539.93	0.08
HKD SHN INTL HLDGS HKD1	20 667 409.00	16 993 167.56	2.83
HKD SSY GROUP LIMITED HKD0.02	25 361 086.00	11 599 141.16	1.94
TOTAL Hong Kong		182 566 792.28	32.11
Taiwan			
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	1 646 473.00	56 616 910.69	9.44
TOTAL Taiwan		56 616 910.69	9.44
Total Equities		589 940 116.84	97.37
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		589 940 116.84	97.37
Total investments in securities		589 940 116.84	97.37

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
EUR	85 711 600.00	USD 90 240 515.23 13.1.2025	428 367.54 0.07
CHF	52 999 900.00	USD 59 868 289.51 13.1.2025	583 927.95 0.09
USD	664 247.03	EUR 627 500.00 13.1.2025	454.45 0.00
USD	1 234 830.62	EUR 1 168 900.00 13.1.2025	440.68 0.00
USD	857 114.13	CHF 755 200.00 13.1.2025	-4 274.56 0.00
USD	485 459.99	EUR 457 300.00 13.1.2025	1 711.23 0.00
USD	362 980.83	CHF 319 000.00 13.1.2025	-673.77 0.00
USD	676 803.40	EUR 606 200.00 13.1.2025	-4 457.25 0.00
USD	2 177 538.63	EUR 2 070 200.00 13.1.2025	-12 395.07 0.00
USD	1 535 937.72	CHF 1 354 600.00 13.1.2025	-9 132.62 0.00
USD	298 043.53	CHF 263 300.00 13.1.2025	-2 279.09 0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts			981 469.69 0.16
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			9 834 122.70 1.56
Other assets and liabilities			5 452 924.63 0.91
Total net assets			599 706 655.66 100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2024

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Equities			
Ireland			
USD APTN PLC COM USD0.01	15,441.00	857,438.73	1.21
TOTAL Ireland		857,438.73	1.21
United States			
USD ADVANCED DRAINAGE COM USD0.01	5,320.00	719,742.80	1.02
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	13,724.00	1,882,589.70	2.66
USD AECOM TECHNOLOGY C COM STK USD0.01	8,485.00	758,211.05	1.07
USD AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	8,639.00	909,144.66	1.29
USD AMERIPRISE FINL INC COM	4,113.00	2,380,738.61	3.34
USD APOLLO GLOBAL MANA COM USD0.00001	2,952.00	516,688.56	0.73
USD BIO RAD LABS INC CL A	3,885.00	1,322,959.05	1.87
USD BLOOM ENERGY CORP COM USD0.0001 CL A	34,282.00	940,491.90	1.33
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	7,817.00	1,288,979.36	1.79
USD BRUNSWICK CORP COM	11,839.00	953,157.89	1.35
USD CADENCE DESIGN SYS COM USD0.01	6,192.00	1,899,787.52	2.69
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	3,787.00	727,141.87	1.03
USD CMS ENERGY CORP COM	19,564.00	1,383,806.44	1.93
USD COSTCO WHSL CORP NEW COM	3,064.00	2,977,840.32	4.21
USD DEXCOM INC COM	5,278.00	411,475.24	0.58
USD ECOLAB INC COM	2,283.00	811,736.51	1.15
USD ELI LILLY AND CO COM NPV	2,692.00	2,141,082.20	3.03
USD EMERSON ELEC CO COM	8,324.00	1,103,782.40	1.56
USD FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	5,797.00	494,484.10	0.70
USD GE VERNOVA LLC COM USD0.01 WI	3,300.00	1,102,596.00	1.56
USD HAYWARD HLDGS INC COM USD0.001	40,185.00	649,066.40	0.92
USD INTEL CORP COM USD0.001	29,926.00	719,720.30	1.02
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	13,807.00	1,281,407.52	1.79
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	9,782.00	2,281,455.86	3.23
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	10,126.00	991,841.70	1.40
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	12,088.00	5,118,784.48	7.24
USD MORGODB INC COM USD0.001 CL A	1,684.00	536,627.36	0.76
USD MONTROSE ENVIRONME COM USD0.000004	22,780.00	428,343.20	0.61
USD MSA SAFETY INC COM NPV	6,859.00	1,192,162.79	1.69
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	31,444.00	4,347,133.00	6.15
USD ON SEMICONDUCTOR COM USD0.01	10,443.00	742,706.16	1.05
USD OPTICON CARE HEALTH COM USD0.0001(POST REV SPLIT)	15,391.00	386,305.80	0.52
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	9,416.00	1,099,620.48	1.56
USD REGAL REINORD CORP COM USD0.01	5,336.00	921,580.56	1.30
USD RIVIAN AUTOMOTIVE COM USD0.001 CL A	50,323.00	615,450.29	0.87
USD SALESFORCE INC	2,110.00	696,278.90	0.99
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	1,735.00	1,820,778.40	2.58
USD SPROUTS FMRS MKT I COM USD0.001	12,006.00	1,854,686.88	2.63
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	9,052.00	927,467.92	1.31
USD T-MOBILE US INC COM USD0.0001	3,320.00	819,840.80	1.16
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	13,839.00	2,606,990.82	3.69
USD TARGET CORP COM STK USD0.0833	3,912.00	517,596.72	0.73
USD THE AZEK COMPANY LC COM USD0.001 CLASS A	28,159.00	1,495,806.08	2.12
USD TTX COS INC COM USD1	13,849.00	1,740,680.81	2.46
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	5,043.00	3,077,236.60	4.36
USD VERTEX PHARMACEUTI COM USD0.01	2,105.00	985,413.65	1.39
USD VISA INC COM STK USD0.0001	9,161.00	2,886,447.88	4.08
USD WALMART INC COM USD0.10	11,486.00	1,062,455.00	1.50
USD WALT DISNEY CO/TH	6,351.00	746,051.97	1.06
USD WASTE MGMT INC DEL COM	2,018.00	480,547.96	0.65
USD ZSCALER INC COM USD0.001	6,427.00	1,327,753.93	1.88
TOTAL United States		66,960,614.40	97.59
Total Equities		69,818,053.13	98.80
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
		69,818,053.13	98.80
Total investments in securities		69,818,053.13	98.80
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			
		892,667.29	1.26
Other assets and liabilities			
		-41,917.07	-0.06
Total net assets		70,668,803.35	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD) Annual report and audited financial statements as of 30 November 2024

137

The notes are an integral part of the financial statements.

（ 2 ）【2023年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S （Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産計算書

	2023年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	9,058,104,593.13	1,409,441,075
投資有価証券、未実現評価（損）益	(1,309,743,248.68)	(203,796,049)
投資有価証券合計（注１）	7,748,361,344.45	1,205,645,025
現金預金、要求払預金および預託金勘定	162,432,966.22	25,274,570
その他の流動資産（マージン）	5,631,000.91	876,184
有価証券売却未収金（注１）	27,589,355.01	4,292,904
受益証券発行未収金	4,846,639.98	754,137
未収配当金	4,089,294.95	636,294
その他の資産	102,562.73	15,959
その他の未収金	729,299.82	113,479
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	11,731,477.30	1,825,418
資産合計	7,965,513,941.37	1,239,433,969
負債		
金融先物に係る未実現損失（注１）	(2,362,030.00)	(367,532)
当座借越	(1,598,325.14)	(248,699)
当座借越に係る未払利息	(2,205.11)	(343)
有価証券購入未払金（注１）	(7,397,980.26)	(1,151,126)
受益証券買戻未払金	(17,623,414.73)	(2,742,203)
定率報酬引当金（注２）	(9,370,796.27)	(1,458,096)
年次税引当金（注３）	(478,359.13)	(74,433)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(137,652.61)	(21,419)
引当金合計	(9,986,808.01)	(1,553,947)
負債合計	(38,970,763.25)	(6,063,851)
期末純資産額	7,926,543,178.12	1,233,370,119

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

連結運用計算書

	自2022年12月 1 日 至2023年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	11,754,617.85	1,829,019
配当金	175,431,601.74	27,297,157
貸付証券に係る純収益（注15）	2,329,754.70	362,510
その他の収益（注 4）	4,184,824.23	651,159
収益合計	193,700,798.52	30,139,844
費用		
定率報酬（注 2）	(129,679,434.35)	(20,178,120)
年次税（注 3）	(3,236,336.85)	(503,574)
その他の手数料および報酬（注 2）	(1,438,619.25)	(223,849)
現金および当座借越に係る利息	(525,796.04)	(81,814)
費用合計	(134,880,186.49)	(20,987,357)
投資純（損）益	58,820,612.03	9,152,487
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(226,617,743.86)	(35,261,721)
オプションに係る実現（損）益	(1,492.95)	(232)
金融先物に係る実現（損）益	1,736,836.21	270,252
先渡為替契約に係る実現（損）益	5,111,070.20	795,283
為替差（損）益	(11,255,474.63)	(1,751,352)
実現（損）益合計	(231,026,805.03)	(35,947,771)
当期実現純（損）益	(172,206,193.00)	(26,795,284)
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	88,380,816.72	13,752,055
金融先物に係る未実現評価（損）益	(2,362,030.00)	(367,532)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	14,593,177.84	2,270,698
未実現評価（損）益の変動合計	100,611,964.56	15,655,222
運用の結果による純資産の純増（減）	(71,594,228.44)	(11,140,062)

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

純資産計算書

	2023年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	395,106,069.85	59,135,525
投資有価証券、未実現評価（損）益	(11,144,259.61)	(1,667,961)
投資有価証券合計（注１）	383,961,810.24	57,467,564
現金預金、要求払預金および預託金勘定	13,683,400.68	2,047,995
有価証券売却未収金（注１）	499,241.91	74,722
受益証券発行未収金	3,904.64	584
未収配当金	360,647.68	53,978
その他の資産	659.74	99
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	345,724.44	51,745
資産合計	398,855,389.33	59,696,686
負債		
当座借越	(1,244,095.54)	(186,204)
有価証券購入未払金（注１）	(509,584.74)	(76,270)
受益証券買戻未払金	(29,018.25)	(4,343)
定率報酬引当金（注２）	(107,135.63)	(16,035)
年次税引当金（注３）	(11,799.04)	(1,766)
引当金合計	(118,934.67)	(17,801)
負債合計	(1,901,633.20)	(284,617)
期末純資産額	396,953,756.13	59,412,069

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

運用計算書

	自2022年12月 1 日 至2023年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	428,752.79	64,171
配当金	6,511,220.35	974,534
貸付証券に係る純収益（注15）	56,321.87	8,430
その他の収益（注 4）	677,854.85	101,455
収益合計	7,674,149.86	1,148,590
費用		
定率報酬（注 2）	(1,428,790.49)	(213,847)
年次税（注 3）	(71,532.63)	(10,706)
その他の手数料および報酬（注 2）	(120,955.74)	(18,103)
現金および当座借越に係る利息	(14,228.04)	(2,130)
費用合計	(1,635,506.90)	(244,786)
投資純（損）益	6,038,642.96	903,804
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(54,468,451.94)	(8,152,293)
先渡為替契約に係る実現（損）益	379,672.57	56,826
為替差（損）益	(711,196.91)	(106,445)
実現（損）益合計	(54,799,976.28)	(8,201,912)
当期実現純（損）益	(48,761,333.32)	(7,298,109)
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	66,587,817.29	9,966,199
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	482,829.23	72,265
未実現評価（損）益の変動合計	67,070,646.52	10,038,464
運用の結果による純資産の純増（減）	18,309,313.20	2,740,355

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

純資産計算書

	2023年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	403,484,551.30	62,782,196
投資有価証券、未実現評価（損）益	48,852,723.21	7,601,484
投資有価証券合計（注１）	452,337,274.51	70,383,680
現金預金、要求払預金および預託金勘定	13,440,831.42	2,091,393
その他の流動資産（マージン）	2,865,259.06	445,834
有価証券売却未収金（注１）	2,342,789.36	364,538
受益証券発行未収金	15,981.60	2,487
その他の資産	778.30	121
その他の未収金	100,530.44	15,643
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	18,193.96	2,831
資産合計	471,121,638.65	73,306,527
負債		
金融先物に係る未実現損失（注１）	(1,245,380.00)	(193,781)
受益証券買戻未払金	(282,189.30)	(43,909)
定率報酬引当金（注２）	(443,385.09)	(68,991)
年次税引当金（注３）	(30,296.61)	(4,714)
引当金合計	(473,681.70)	(73,705)
負債合計	(2,001,251.00)	(311,395)
期末純資産額	469,120,387.65	72,995,132

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

運用計算書

	自2022年12月 1 日 至2023年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	795,575.18	123,791
配当金	10,428,412.75	1,622,661
貸付証券に係る純収益（注15）	163,648.11	25,464
その他の収益（注 4）	148,798.18	23,153
収益合計	11,536,434.22	1,795,069
費用		
定率報酬（注 2）	(5,578,172.88)	(867,964)
年次税（注 3）	(178,114.46)	(27,715)
その他の手数料および報酬（注 2）	(122,851.83)	(19,116)
費用合計	(5,879,139.17)	(914,794)
投資純（損）益	5,657,295.05	880,275
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	23,206,045.93	3,610,861
金融先物に係る実現（損）益	551,178.06	85,763
先渡為替契約に係る実現（損）益	(317,607.12)	(49,420)
為替差（損）益	(39,601.46)	(6,162)
実現（損）益合計	23,400,015.41	3,641,042
当期実現純（損）益	29,057,310.46	4,521,318
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	1,324,664.92	206,118
金融先物に係る未実現評価（損）益	(1,245,380.00)	(193,781)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	24,769.25	3,854
未実現評価（損）益の変動合計	104,054.17	16,191
運用の結果による純資産の純増（減）	29,161,364.63	4,537,508

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産計算書

	2023年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	874,891,786.57	130,945,054
投資有価証券、未実現評価（損）益	(110,082,114.58)	(16,475,990)
投資有価証券合計（注１）	764,809,671.99	114,469,064
現金預金、要求払預金および預託金勘定	14,299,414.25	2,140,193
有価証券売却未収金（注１）	2,861,641.41	428,302
受益証券発行未収金	236,702.37	35,427
未収配当金	333,550.31	49,922
その他の資産	66,663.87	9,978
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	5,137,702.64	768,960
資産合計	787,745,346.84	117,901,846
負債		
当座借越に係る未払利息	(917.92)	(137)
有価証券購入未払金（注１）	(875.99)	(131)
受益証券買戻未払金	(4,402,697.54)	(658,952)
定率報酬引当金（注２）	(1,330,013.98)	(199,063)
年次税引当金（注３）	(62,080.30)	(9,292)
引当金合計	(1,392,094.28)	(208,355)
負債合計	(5,796,585.73)	(867,575)
期末純資産額	781,948,761.11	117,034,271

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

運用計算書

	自2022年12月 1 日	至2023年11月30日
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	1,546,999.55	231,539
配当金	20,274,272.44	3,034,450
貸付証券に係る純収益（注15）	76,546.94	11,457
その他の収益（注 4）	805,216.13	120,517
収益合計	22,703,035.06	3,397,963
費用		
定率報酬（注 2）	(18,519,112.79)	(2,771,756)
年次税（注 3）	(429,986.18)	(64,356)
その他の手数料および報酬（注 2）	(146,810.99)	(21,973)
現金および当座借越に係る利息	(40,569.44)	(6,072)
費用合計	(19,136,479.40)	(2,864,157)
投資純（損）益	3,566,555.66	533,806
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(35,446,409.81)	(5,305,264)
先渡為替契約に係る実現（損）益	6,188,059.68	926,167
為替差（損）益	(5,096,040.03)	(762,724)
実現（損）益合計	(34,354,390.16)	(5,141,822)
当期実現純（損）益	(30,787,834.50)	(4,608,015)
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	8,379,781.06	1,254,202
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	7,270,277.37	1,088,142
未実現評価（損）益の変動合計	15,650,058.43	2,342,344
運用の結果による純資産の純増（減）	(15,137,776.07)	(2,265,671)

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

純資産計算書

	2023年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	53,607,443.94	8,023,426
投資有価証券、未実現評価（損）益	14,611,431.93	2,186,893
投資有価証券合計（注１）	68,218,875.87	10,210,319
現金預金、要求払預金および預託金勘定	404,089.85	60,480
受益証券発行未収金	5,413.84	810
未収配当金	49,203.79	7,364
その他の資産	114.53	17
その他の未収金	5,275.98	790
資産合計	68,682,973.86	10,279,781
負債		
受益証券買戻未払金	(144,597.41)	(21,642)
定率報酬引当金（注２）	(82,652.82)	(12,371)
年次税引当金（注３）	(5,673.19)	(849)
引当金合計	(88,326.01)	(13,220)
負債合計	(232,923.42)	(34,862)
期末純資産額	68,450,050.44	10,244,919

運用計算書

	自2022年12月１日 至2023年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	46,067.36	6,895
配当金	452,156.62	67,674
貸付証券に係る純収益（注15）	15,143.40	2,267
その他の収益（注４）	3,057.66	458
収益合計	516,425.04	77,293
費用		
定率報酬（注２）	(996,071.09)	(149,082)
年次税（注３）	(32,928.85)	(4,928)
その他の手数料および報酬（注２）	(19,753.54)	(2,957)
費用合計	(1,048,753.48)	(156,967)
投資純（損）益	(532,328.44)	(79,674)
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(208,317.18)	(31,179)
為替差（損）益	3,330.87	499
実現（損）益合計	(204,986.31)	(30,680)
当期実現純（損）益	(737,314.75)	(110,354)
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	5,692,499.40	851,996
未実現評価（損）益の変動合計	5,692,499.40	851,996
運用の結果による純資産の純増（減）	4,955,184.65	741,642

注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2023年11月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類はルクセンブルグにおいて一般に認められた投資信託の会計原則に従って作成されている。

重要な会計方針は以下に要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドのクラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の百分率は、受益証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、サブ・ファンドの発行済受益証券総数に対する各クラス受益証券における発行済受益証券数の比率により決定され、当該クラス受益証券に課せられる費用が考慮される。

b) 評価原則

- 流動資産（現金および預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）は、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立した価格決定資料に基づき評価される。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人により許可される計算モデルを使用して証明される。
- 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および/または投資信託（UCIs）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存

期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートを使用して評価される。
- 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フロー両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供される。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、当該証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価基準を適用することが認められている。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会は、どのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- （a）サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- （b）サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- （c）サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- （d）受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、（ ）見積もり税金費用、（ ）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（ ）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある

受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資者の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、その資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要に応じて、追加的評価は一日を通じて行うことができる。かかる新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用される。

c) 証券売却実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。

公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。

オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現損益の項目において開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は、運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の実勢最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類は、EUR（ユーロ）で表示されている。ファンドの2023年11月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種項目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類上の対応する項目の合計に等しい。

以下の為替レートは、2023年11月30日現在で連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 161.107423日本円

1 ユーロ = 1.091100米ドル

j) 投資有価証券売却未収金、投資有価証券購入未払金

「投資有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「投資有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

ファンドは、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド

- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.920%	1.970%

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

上限定率報酬（年率）

上限定率報酬（年率）

名称に「ヘッジ」が付く

クラス受益証券

名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040% ¹	2.090% ²
------------------	---------------------	---------------------

¹ 上限2.040%、実効1.780%

² 上限2.090%、実効1.830%

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

上限定率報酬（年率）

上限定率報酬（年率）

名称に「ヘッジ」が付く

クラス受益証券

名称に「P」が付くクラス受益証券	2.340%	2.390%
------------------	--------	--------

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - U.S.サステナブル（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.650%	1.700%

上記の定率報酬は以下のとおり使用される。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

この報酬は、「定率報酬」として運用計算書に表示される。

- 上限定率管理報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。その結果、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・ブライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - 管理会社、ポートフォリオ・マネージャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を請求することができる。さらに、管理

会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（TER）において説明される。これらの手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書のに表示される。

3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

クラス受益証券「F」についての追加報酬もまた、請求される。当該報酬は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーのうち1社との個別契約を通じて決定される。

クラス受益証券「I-B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人のうち1社との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

クラス受益証券「I-X」「K-X」および「U-X」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

資産運用目的で受益証券クラス「K-B」に対して実施された業務に関連する費用は、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社の一社が受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

クラス受益証券に割当てられる費用は、それらのクラス受益証券に請求される。複数またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関連する費用は、当該サブ・ファンド/クラス受益証券に対して、それぞれの純資産額に比例して請求される。

投資方針の規定により、他のUCIsまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除く。）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

KIDには、ファンドの現行の手数料に関する詳細が記載されている。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、ファンドは、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課されているが、幾つかのクラス受益証券に関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定規則に準拠して既に年次税を支払っているその他の投資信託の受益証券または株式へ投資されたファンド資産の部分に関して、年次税は適用されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にスイング・プライシングからの収益で構成される。

注5 - 関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンズに関する S F C 規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

a) 証券取引および金融派生商品取引

2022年12月1日から2023年11月30日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドについて、管理会社（オプションを除く）、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通して行われた、有価証券とデリバティブ金融商品の取引数量は以下のとおりであった。

U B S (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引数量	証券取引比率
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	43 372 152.45 米ドル	6.99%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	112 028 677.01 ユーロ	10.32%
- グレーター・チャイナ（米ドル）	157 588 719.58 米ドル	4.14%

U B S (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社との株式および 株式類似証券の取引の手数料	手数料比率
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	42 372.52 米ドル	0.01%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	5 555.90 ユーロ	0.00%
- グレーター・チャイナ（米ドル）	49 069.72 米ドル	0.00%

注記11「取引費用」に開示されているとおり、固定利付証券、上場先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

U B S (Lux) エクイティ・ファンド	関連会社とのその他の 証券取引数量 （株式、株式類似証券および デリバティブ金融商品を除く）	証券取引比率
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	- 米ドル	-
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	19 010 000.00 ユーロ	1.75%
- グレーター・チャイナ（米ドル）	- 米ドル	-

通常の市場慣行に従って、関連当事者との「その他の証券（株式および株式類似証券を除く）」にかかる取引についてファンドに手数料は請求されない。当該取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

関連当事者との取引量をサブ・ファンド通貨へ転換するため、2023年11月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) ファンドの受益証券取引

サブ・ファンド / 受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資を続けることを意図して、関連当事者は、シード・キャピタル（以下「直接投資」という。）を提供する目的で、新しいサブ・ファンド / 受益証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引 / マーケットタイミングの防止要件に従う。関連当事者が、いずれのファンドまたは投資法人に対しても管理または支配力行使する目的で投資することはない。

2023年11月30日現在、管理会社およびその関連会社 / 関連当事者は、香港において登録されているサブ・ファンド / 受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役会の保有高

管理会社の取締役会の役員およびその関連当事者は、サブ・ファンドの受益証券の申込みおよび買戻しができる。

2023年11月30日現在、管理会社の取締役2名が以下の受益証券を保有している。

保有者	サブ・ファンド	受益証券	総純資産
		口数	比率
取締役1	UBS (Lux) エクイティ・ファンド		
	- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル) P - a c c	22	0.13%
	UBS (Lux) エクイティ・ファンド		
	- グレーター・チャイナ (米ドル) P - a c c	3 809	0.19%
取締役2	UBS (Lux) エクイティ・ファンド		
	- グレーター・チャイナ (米ドル) P - a c c	60	0.00%

2023年11月30日現在、その他の取締役による香港において登録されているサブ・ファンドの保有高はなかった。

注6 - 収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うかどうか、および分配の程度を決定する。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注7 - ソフト・コミッションの取決め

ポートフォリオ・マネージャーを規定する法律によって認められている場合、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関係会社は、直接の支払いと引き換えることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品やサービスが受け取られるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッションの取決めを締結することができる。かかる手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引約定が最良の約定基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する約定および/または仲介業務の価値に関連して、仲介手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品やサービスには調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、受領した調査が、ポートフォリオ・マネージャーおよびその関連会社とそのクライアントまたは運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体としての支援であると考えられているため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。ソフト・コミッションの取決めを締結しているブローカーと約定した取引の金額およびこれらの取引のためにサブ・ファンドが支払った関連手数料は、以下のとおりである。

	ソフト・コミッションの 取決めを実施する ブローカーと 締結した取引金額 (米ドル)	これらの取引に サブ・ファンドが 支払っている 関連手数料 (米ドル)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド		
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル)	464 628 657.70	197 725.77
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ)	872 616 005.08	-
- グレーター・チャイナ (米ドル)	302 966 338.12	83 972.02

上記の項目を除き、その他のサブ・ファンドについて他の類似契約はない。

注8 - 金融先物契約

2023年11月30日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約および各通貨は、以下のように要約される。

金融先物

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	指数に係る金融先物	
	（購入）	（売却）
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	- ユーロ	24 370 050.00 ユーロ

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

注9 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として逆及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	総費用比率（TER）
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）P - a c c	2.00%
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）P - a c c	1.86%
- グレーター・チャイナ（米ドル）P - a c c	2.41%
- USサステナブル（米ドル）P - a c c	1.73%

運用されていたのが12ヶ月未満のクラス受益証券のTERは年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注10 ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{（購入合計 + 売却合計） - （発行合計 + 買戻合計）}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	ポートフォリオ回転率（PTR）
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	38.80 %
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	132.93 %
- グレーター・チャイナ（米ドル）	-40.31 %
- USサステナブル（米ドル）	49.08 %

注11 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれる。

2023年11月30日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	取引費用
- エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）	932 540.09 米ドル
- ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）	873 099.24 ユーロ

- グレーター・チャイナ（米ドル）	632 415.84 米ドル
- USサステナブル（米ドル）	15 979.24 米ドル

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではない。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれる。当該取引費用は、個別に識別することができないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスに反映される。

注12 - デフォルト証券

期末現在、デフォルト状態にある多くの証券が存在する。これらの証券は投資有価証券明細表に開示されている。

さらに、相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中表示されず、この注において別個に表示されている。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - チャイナ・オポチュニティ（米ドル）

株式	通貨	数量
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	香港ドル	117 178 911.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 ' REG S '	香港ドル	4 824 000.00

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

株式	通貨	数量
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	香港ドル	58 882 197.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 ' REG S '	香港ドル	23 052 000.00

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ミッド・キャップス・ヨーロッパ・サステナブル（ユーロ）

株式	通貨	数量
IRISH BK RESOL CP COM EURO.16	ユーロ	73 000.00
LERNOUT HAUSPIE SPEECH - DEFAULT	ユーロ	10 800.00

注13 - 後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注14 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、ファンド受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して受益証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らおよびファンドが拘束されるものと認めることができる。

注15 - 店頭派生商品および証券貸付

ファンドが店頭取引を実行する場合、ファンドは店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドは店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。ファンドが適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、ファンドのため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関するファンドの権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、ファンドは、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

ファンドは、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領担保
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）		
シティバンク	4 389.40米ドル	0.00米ドル
ゴールドマン・サックス	341 335.04米ドル	0.00米ドル
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）		
シティバンク	-81 193.07ユーロ	0.00 ユーロ
ノムラ	-54 868.19ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	154 135.43ユーロ	0.00 ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	119.79ユーロ	0.00 ユーロ
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）		
シティバンク	2 922 549.50米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	2 240 482.88米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-25 329.74米ドル	0.00 米ドル

貸付証券

U B S（Lux）エクイティ・ファンド	2023年11月30日現在 貸付証券による取引相手方エクスポージャー*		2023年11月30日現在 担保内訳（比率％）		
	貸付証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
- エマージング・マーケット・サステナブル ・リーダーズ（米ドル）	23 645 355.64米ドル	22 788 904.80米ドル	49.21	50.79	0.00
- ヨーロピアン・オポチュニティ ・サステナブル（ユーロ）	9 265 540.58ユーロ	18 288 957.13ユーロ	49.21	50.79	0.00
- グレーター・チャイナ（米ドル）	61 860 236.01米ドル	64 827 751.37米ドル	67.81	32.19	0.00
- U S サステナブル（米ドル）	7 012 239.08米ドル	7 338 882.89米ドル	49.21	50.79	0.00

* 取引相手方エクスポージャーについての価格設定および為替レートの情報、2023年11月30日に有価証券貸付代理人から直接入手しているため、2023年11月30日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なることがある。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

	- エマージング・マーケット・ サステナブル・リーダーズ（米ドル）	- ヨーロピアン・オポチュニティ・ サステナブル（ユーロ）
貸付証券収益	93 869.78 米ドル	272 746.85 ユーロ
貸付証券コスト*		
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	28 160.93 米ドル	81 824.06 ユーロ
U B S ヨーロッパ S E	9 386.98 米ドル	27 274.68 ユーロ
ルクセンブルグ支店		
純貸付証券収益	56 321.87 米ドル	163 648.11 ユーロ

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

	- グレーター・チャイナ（米ドル）	- U S サステナブル（米ドル）
貸付証券収益	127 578.23 米ドル	25 239.00 米ドル
貸付証券コスト*		
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	38 273.47 米ドル	7 571.70 米ドル
U B S ヨーロッパ S E	12 757.82 米ドル	2 523.90 米ドル
ルクセンブルグ支店		
純貸付証券収益	76 546.94 米ドル	15 143.40 米ドル

* 2022年 6月1日より、総収入の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を貸付証券機関であるU B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

[次へ](#)

UBS (Lux) Equity Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2023
Investments in securities, cost	9 058 104 593.13
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-1 309 743 248.68
Total investments in securities (Note 1)	7 748 361 344.45
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	162 432 966.22
Other liquid assets (Margins)	5 631 000.91
Receivable on securities sales (Note 1)	27 589 355.01
Receivable on subscriptions	4 846 639.98
Receivable on dividends	4 089 294.95
Other assets	102 562.73
Other receivables	729 299.82
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	11 731 477.30
TOTAL Assets	7 965 513 941.37
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-2 362 030.00
Bank overdraft	-1 598 325.14
Interest payable on bank overdraft	-2 205.11
Payable on securities purchases (Note 1)	-7 397 980.26
Payable on redemptions	-17 623 414.73
Provisions for flat fee (Note 2)	-9 370 796.27
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-478 359.13
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-137 652.61
Total provisions	-9 986 808.01
TOTAL Liabilities	-38 970 763.25
Net assets at the end of the financial year	7 926 543 178.12

Combined Statement of Operations

	EUR
	1.12.2022-30.11.2023
Income	
Interest on liquid assets	11 754 617.85
Dividends	175 431 601.74
Net income on securities lending (Note 15)	2 329 754.70
Other income (Note 4)	4 184 824.23
TOTAL income	193 700 798.52
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-129 679 434.35
Taxe d'abonnement (Note 3)	-3 236 336.85
Other commissions and fees (Note 2)	-1 438 619.25
Interest on cash and bank overdraft	-525 796.04
TOTAL expenses	-134 880 186.49
Net income (loss) on investments	58 820 612.03
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-226 617 743.86
Realized gain (loss) on options	-1 492.95
Realized gain (loss) on financial futures	1 736 836.21
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	5 111 070.20
Realized gain (loss) on foreign exchange	-11 255 474.63
TOTAL realized gain (loss)	-231 026 805.03
Net realized gain (loss) of the financial year	-172 206 193.00
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	88 380 816.72
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-2 362 030.00
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	14 593 177.84
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	100 611 964.56
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-71 594 228.44

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2022-30.11.2023
Net assets at the beginning of the financial year	8 860 752 213.91*
Subscriptions	2 372 367 944.56
Redemptions	-3 230 230 604.98
Total net subscriptions (redemptions)	-857 862 660.42
Dividend paid	-4 752 146.93
Net income (loss) on investments	58 820 612.03
Total realized gain (loss)	-231 026 805.03
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	100 611 964.56
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-71 594 228.44
Net assets at the end of the financial year	7 926 543 178.12

* Calculated using 30 November 2023 exchange rates. Using 30 November 2022 exchange rates, the combined net assets at the beginning of the year was EUR 9 317 526 972.98.

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2023
Investments in securities, cost	395 106 069.85
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-11 144 259.61
Total investments in securities (Note 1)	383 961 810.24
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	13 683 400.68
Receivable on securities sales (Note 1)	499 241.91
Receivable on subscriptions	3 904.64
Receivable on dividends	360 647.68
Other assets	659.74
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	345 724.44
TOTAL Assets	398 855 389.33
Liabilities	
Bank overdraft	-1 244 095.54
Payable on securities purchases (Note 1)	-509 584.74
Payable on redemptions	-29 018.25
Provisions for flat fee (Note 2)	-107 135.63
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-11 799.04
Total provisions	-118 934.67
TOTAL Liabilities	-1 901 633.20
Net assets at the end of the financial year	396 953 756.13

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2022-30.11.2023
Interest on liquid assets	428 752.79
Dividends	6 511 220.35
Net income on securities lending (Note 15)	56 321.87
Other income (Note 4)	677 854.85
TOTAL income	7 674 149.86
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 428 790.49
Taxe d'abonnement (Note 3)	-71 532.63
Other commissions and fees (Note 2)	-120 955.74
Interest on cash and bank overdraft	-14 228.04
TOTAL expenses	-1 635 506.90
Net income (loss) on investments	6 038 642.96
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-54 468 451.94
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	379 672.57
Realized gain (loss) on foreign exchange	-711 196.91
TOTAL realized gain (loss)	-54 799 976.28
Net realized gain (loss) of the financial year	-48 761 333.32
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	66 587 817.29
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	482 829.23
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	67 070 646.52
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	18 309 313.20

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2023
Investments in securities, cost	403 484 551.30
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	48 852 723.21
Total investments in securities (Note 1)	452 337 274.51
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	13 440 831.42
Other liquid assets (Margins)	2 865 259.06
Receivable on securities sales (Note 1)	2 342 789.36
Receivable on subscriptions	15 981.60
Other assets	778.30
Other receivables	100 530.44
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	18 193.96
TOTAL Assets	471 121 638.65
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-1 245 380.00
Payable on redemptions	-282 189.30
Provisions for flat fee (Note 2)	-443 385.09
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-30 296.61
Total provisions	-473 681.70
TOTAL Liabilities	-2 001 251.00
Net assets at the end of the financial year	469 120 387.65

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2022-30.11.2023
Interest on liquid assets	795 575.18
Dividends	10 428 412.75
Net income on securities lending (Note 15)	163 648.11
Other income (Note 4)	148 798.18
TOTAL income	11 536 434.22
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-5 578 172.88
Taxe d'abonnement (Note 3)	-178 114.46
Other commissions and fees (Note 2)	-122 851.83
TOTAL expenses	-5 879 139.17
Net income (loss) on investments	5 657 295.05
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	23 206 045.93
Realized gain (loss) on financial futures	551 178.06
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-317 607.12
Realized gain (loss) on foreign exchange	-39 601.46
TOTAL realized gain (loss)	23 400 015.41
Net realized gain (loss) of the financial year	29 057 310.46
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	1 324 664.92
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-1 245 380.00
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	24 769.25
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	104 054.17
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	29 161 364.63

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2023
Investments in securities, cost	874 891 786.57
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-110 082 114.58
Total investments in securities (Note 1)	764 809 671.99
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	14 299 414.25
Receivable on securities sales (Note 1)	2 861 641.41
Receivable on subscriptions	236 702.37
Receivable on dividends	333 550.31
Other assets	66 663.87
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	5 137 702.64
TOTAL Assets	787 745 346.84
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-917.92
Payable on securities purchases (Note 1)	-875.99
Payable on redemptions	-4 402 697.54
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 330 013.98
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-62 080.30
Total provisions	-1 392 094.28
TOTAL Liabilities	-5 796 585.73
Net assets at the end of the financial year	781 948 761.11

Statement of Operations

	USD
	1.12.2022-30.11.2023
Income	
Interest on liquid assets	1 546 999.55
Dividends	20 274 272.44
Net income on securities lending (Note 15)	76 546.94
Other income (Note 4)	805 216.13
TOTAL income	22 703 035.06
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-18 519 112.79
Taxe d'abonnement (Note 3)	-429 986.18
Other commissions and fees (Note 2)	-146 810.99
Interest on cash and bank overdraft	-40 569.44
TOTAL expenses	-19 136 479.40
Net income (loss) on investments	3 566 555.66
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-35 446 409.81
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	6 188 059.68
Realized gain (loss) on foreign exchange	-5 096 040.03
TOTAL realized gain (loss)	-34 354 390.16
Net realized gain (loss) of the financial year	-30 787 834.50
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	8 379 781.06
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	7 270 277.37
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	15 650 058.43
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-15 137 776.07

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2022-30.11.2023
Net assets at the beginning of the financial year	915 163 520.00
Subscriptions	280 535 610.53
Redemptions	-398 612 593.35
Total net subscriptions (redemptions)	-118 076 982.82
Net income (loss) on investments	3 566 555.66
Total realized gain (loss)	-34 354 390.16
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	15 650 058.43
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-15 137 776.07
Net assets at the end of the financial year	781 948 761.11

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2023
Investments in securities, cost	53 607 443.94
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	14 611 431.93
Total investments in securities (Note 1)	68 218 875.87
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	404 089.85
Receivable on subscriptions	5 413.84
Receivable on dividends	49 203.79
Other assets	114.53
Other receivables	5 275.98
TOTAL Assets	68 682 973.86
Liabilities	
Payable on redemptions	-144 597.41
Provisions for flat fee (Note 2)	-82 652.82
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 673.19
Total provisions	-88 326.01
TOTAL Liabilities	-232 923.42
Net assets at the end of the financial year	68 450 050.44

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2022-30.11.2023
Interest on liquid assets	46 067.36
Dividends	452 156.62
Net income on securities lending (Note 15)	15 143.40
Other income (Note 4)	3 057.66
TOTAL Income	516 425.04
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-996 071.09
Taxe d'abonnement (Note 3)	-32 928.85
Other commissions and fees (Note 2)	-19 753.54
TOTAL expenses	-1 048 753.48
Net income (loss) on investments	-532 328.44
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-208 317.18
Realized gain (loss) on foreign exchange	3 330.87
TOTAL realized gain (loss)	-204 986.31
Net realized gain (loss) of the financial year	-737 314.75
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	5 692 499.40
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	5 692 499.40
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	4 955 184.65

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currency of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in this unit class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of subfund units in circulation, taking into account the fees charged to that unit class.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply.
In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.

- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company and the Fund's auditor, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position.

on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended. The net asset value shall be calculated separately for each class of the subfund. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the year, this can be seen from the Three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

As some of the Fund's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Management Company may – by way of derogation to the aforementioned provisions – allow the net asset value per unit to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per unit, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the time of valuation are not generally taken into account in the net asset value per unit of the subfund concerned. If, as a result of this, the Management Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per unit to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Management Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all unit classes in the same subfund.

The Management Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Fund whenever it deems this to be appropriate.

Evaluating assets at fair value calls for greater reliability of judgement than evaluating assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Fund will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Fund determines the net asset value per unit. As a consequence, if the Fund sells or redeems units at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing unitholders.

If necessary, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments.

Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents.

The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the currency of account of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies is other than the currency of account of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as at 30 November 2023 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 November 2023:

Exchange rates

EUR 1	=	JPY	161.107423
EUR 1	=	USD	1.091100

j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases**

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "OL" in their name	0.820%	0.870%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

	Maximum flat fee p.a. ¹	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.700%	1.730%
Unit classes with "K-B" in their name	0.160%	0.160%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "Q" in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.200%	1.230%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.130%	1.160%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-B" in their name	0.160%	0.160%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund

– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)

	Maximum flat fee p.a. ¹	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	2.250%	2.300%
Unit classes with "K-1" in their name	1.400%	1.430%
Unit classes with "K-B" in their name	0.160%	0.160%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	0.980%	1.030%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.160%	0.160%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund

– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a. ¹	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.720%	1.770%
Unit classes with "N" in their name	2.200%	2.250%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.590%	0.620%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund

– European Opportunity Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a. ¹	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040% ¹	2.090% ²
Unit classes with "N" in their name	2.310%	2.360%
Unit classes with "K-1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020% ³	1.070% ⁴
Unit classes with "I-A1" in their name	1.000% ⁵	0.730%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.940% ⁶	0.680%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820% ⁷	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

¹ max 2.040% / eff. 1.780%² max 2.090% / eff. 1.830%³ max 1.020% / eff. 0.990%⁴ max 1.070% / eff. 1.040%⁵ max 1.000% / eff. 0.700%⁶ max 0.940% / eff. 0.650%⁷ max 0.820% / eff. 0.600%

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.740%	1.790%
Unit classes with "N" in their name	2.260%	2.310%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Improvers (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	0.920%	0.970%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.500%	1.530%
Unit classes with "K-B" in their name	0.160%	0.160%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.980%	1.010%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-B" in their name	0.160%	0.160%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%

	Maximum flat fee p.a. in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged"
Unit classes with "I-A3" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a. in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged"
Unit classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Unit classes with "N" in their name	2.200%	2.250%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.560%	0.590%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.530%	0.560%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)

	Maximum flat fee p.a. in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged"
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%

	Maximum flat fee p.a. in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged"
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

	Maximum flat fee p.a. in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged"
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Sustainable Health Transformation (USD)

	Maximum flat fee p.a. in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged"
Unit classes with "P" in their name	1.710%	1.760%
Unit classes with "N" in their name	2.250%	2.300%
Unit classes with "K-1" in their name	0.970%	1.000%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "Q" in their name	0.910%	0.960%

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A1" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.830%	0.860%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-I" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "N" in their name	2.130%	2.180%
Unit classes with "K-I" in their name	1.090%	1.120%
Unit classes with "K-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.700%	0.730%

	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "Q" in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

- In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus. The actual maximum rate applied to the flat management fee can be found in the annual and semi-annual reports.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

- The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - all other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other

- fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
- d) fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KID, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

For unit class F, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are

covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the services to be performed for share classes "K-8" for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Fund's ongoing charges can be found in the KID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for some unit classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the Fund assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "taxe d'abonnement" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 December 2022 to 30 November 2023 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	360 523 611.83 USD	7.83%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	43 372 152.45 USD	6.99%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	31 514 818.56 EUR	4.36%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	112 028 677.01 EUR	10.32%
– Greater China (USD)	157 588 719.58 USD	4.14%
– Tech Opportunity (USD)	639 775.33 USD	0.05%

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a % of the total of security commission
– China Opportunity (USD)	202 277.05 USD	0.00%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	42 372.52 USD	0.01%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	9 499.15 EUR	0.00%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	5 555.90 EUR	0.00%
– Greater China (USD)	49 069.72 USD	0.00%
– Tech Opportunity (USD)	374.44 USD	0.00%

As disclosed in Note 11 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Opportunity (USD)	- USD	-
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	- USD	-
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	25 010 000.00 EUR	3.46%

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– European Opportunity Sustainable (EUR)	19 010 000.00 EUR	1.75%
– Greater China (USD)	- USD	-
– Tech Opportunity (USD)	- USD	-

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Fund on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties. Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 November 2023 were used.

b) Transactions in Units of the Fund

Connected persons may invest in a new subfund/shareclass for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm’s length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 30 November 2023, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / share classes registered in Hong Kong.

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The members of the Board of Directors of the Management Company and their affiliated persons may subscribe and redeem units in the subfunds.

As of 30 November 2023, two Directors of the Management Company hold units as follows:

Holder	Subfunds	Number of units	% per Total Net Asset Value
Director 1	UBS (Lux) Equity Fund		
	– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) P-acc	22	0.13%
	UBS (Lux) Equity Fund		
Director 2	– Greater China (USD) P-acc	3 809	0.19%
	UBS (Lux) Equity Fund		
Director 2	– Greater China (USD) P-acc	60	0.00%

No other Directors had holdings in the subfunds registered in Hong Kong as of 30 November 2023.

Note 6 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the Fund falling below the minimum amount for Fund's assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and the related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place (in USD)	Related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions (in USD)
– China Opportunity (USD)	1 186 764 455.86	250 572.06
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	464 628 657.70	197 725.77
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	742 574 346.63	-
– European Opportunity Sustainable (EUR)	872 616 005.08	-
– Greater China (USD)	302 966 338.12	83 972.02
– Tech Opportunity (USD)	403 992 529.16	82 617.84

Except of the above item there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 8 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 30 November 2023 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Equity Fund	Financial Futures on Indices (bought)	Financial Futures on Indices (sold)
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	- EUR	24 809 150.00 EUR
– European Opportunity Sustainable (EUR)	- EUR	24 370 050.00 EUR

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Biotech (USD) P-acc	2.10%
– Biotech (USD) (SEK) P-acc	2.10%
– Biotech (USD) Q-acc	1.08%
– Biotech (USD) (EUR) Q-acc	1.07%
– Biotech (USD) QL-acc	0.88%
– China Opportunity (USD) F-acc	1.02%
– China Opportunity (USD) I-A1-acc	1.22%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A1-acc	1.22%
– China Opportunity (USD) I-A2-acc	1.14%
– China Opportunity (USD) I-A3-acc	1.02%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-A3-dist	1.02%
– China Opportunity (USD) I-B-acc	0.18%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-B-acc	0.18%
– China Opportunity (USD) I-X-acc	0.02%
– China Opportunity (USD) K-1-acc	1.76%
– China Opportunity (USD) (HKD) K-1-acc	1.77%
– China Opportunity (USD) K-X-acc	0.06%
– China Opportunity (USD) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-acc	2.45%
– China Opportunity (USD) (EUR) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.45%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-acc	2.40%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)	UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) P-acc	2.45%	– Global Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.86%
– China Opportunity (USD) (SEK) P-acc	2.41%	– Global Sustainable (USD) (EUR) P-dist	1.81%
– China Opportunity (USD) (SGD) P-acc	2.40%	– Global Sustainable (USD) Q-acc	1.09%
– China Opportunity (USD) P-dist	2.40%	– Global Sustainable (USD) (EUR) Q-acc	1.09%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-dist	2.45%	– Global Sustainable (USD) U-X-acc	0.03%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-dist	2.40%	– Global Sustainable Improvers (USD) (JPY) I-B-acc	0.09%
– China Opportunity (USD) Q-acc	1.46%	– Global Sustainable Improvers (USD) P-acc	1.69%
– China Opportunity (USD) (EUR) Q-acc	1.46%	– Global Sustainable Improvers (USD) Q-acc	0.96%
– China Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.50%	– Global Sustainable Improvers (USD) U-X-acc	0.03%
– China Opportunity (USD) (HKD) Q-acc	1.46%	– Greater China (USD) F-acc	0.91%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) Q-acc	1.51%	– Greater China (USD) I-A1-acc	1.08%
– China Opportunity (USD) (SGD) Q-acc	1.46%	– Greater China (USD) I-A2-acc	1.01%
– China Opportunity (USD) U-X-acc	0.02%	– Greater China (USD) I-A3-acc	0.91%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) I-B-acc	0.19%	– Greater China (USD) I-X-acc	0.03%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) I-X-acc	0.06%	– Greater China (USD) (EUR) N-acc	2.82%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF) I-X-acc	0.04%	– Greater China (USD) P-acc	2.41%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) K-B-acc	0.24%	– Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	2.46%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (EUR) N-acc	2.33%	– Greater China (USD) (EUR hedged) P-acc	2.46%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) P-acc	2.00%	– Greater China (USD) (SGD) P-acc	2.40%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF hedged) P-acc	2.05%	– Greater China (USD) Q-acc	1.27%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (SGD) P-acc	2.00%	– Greater China (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.32%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) Q-acc	1.06%	– Greater China (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.32%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.11%	– Japan (JPY) I-A1-acc	0.72%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD) U-X-acc	0.04%	– Japan (JPY) P-acc	1.58%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.71%	– Japan (JPY) Q-acc	1.10%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.63%	– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) I-B-acc	0.11%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-B-acc	0.10%	– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) P-acc	1.78%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) I-X-acc	0.04%	– Mid Caps Europe Sustainable (EUR) Q-acc	1.03%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) P-acc	1.80%	– Mid Caps USA (USD) I-B-acc	0.10%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) Q-acc	0.98%	– Mid Caps USA (USD) P-acc	1.88%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR) U-X-acc	0.04%	– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) P-acc	1.93%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.73%	– Mid Caps USA (USD) Q-acc	1.10%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A2-acc	0.69%	– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.15%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.63%	– Mid Caps USA (USD) U-X-acc	0.04%
– European Opportunity Sustainable (EUR) I-X-acc	0.04%	– Small Caps USA (USD) P-acc	1.88%
– European Opportunity Sustainable (EUR) P-acc	1.86%	– Small Caps USA (USD) Q-acc	1.10%
– European Opportunity Sustainable (EUR) (USD hedged) P-acc	1.91%	– Small Caps USA (USD) U-X-acc	0.06%
– European Opportunity Sustainable (EUR) Q-acc	1.06%	– Sustainable Health Transformation (USD) F-acc	0.69%
– European Opportunity Sustainable (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.11%	– Sustainable Health Transformation (USD) P-acc	1.79%
– European Opportunity Sustainable (EUR) U-X-acc	0.04%	– Sustainable Health Transformation (USD) (CHF hedged) P-acc	1.84%
– Global Sustainable (USD) (CHF portfolio hedged) F-acc	0.66%	– Sustainable Health Transformation (USD) (EUR hedged) P-acc	1.84%
– Global Sustainable (USD) (EUR portfolio hedged) F-acc	0.66%	– Sustainable Health Transformation (USD) Q-acc	0.99%
– Global Sustainable (USD) (GBP portfolio hedged) F-acc	0.66%	– Sustainable Health Transformation (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
– Global Sustainable (USD) (USD portfolio hedged) F-acc	0.66%	– Sustainable Health Transformation (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.05%
– Global Sustainable (USD) I-A1-acc	0.75%	– Tech Opportunity (USD) P-acc	2.12%
– Global Sustainable (USD) I-A2-acc	0.71%	– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc	2.17%
– Global Sustainable (USD) I-A3-acc	0.66%	– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.17%
– Global Sustainable (USD) I-B-acc	0.10%	– Tech Opportunity (USD) Q-acc	1.10%
– Global Sustainable (USD) (EUR) I-B-acc	0.10%	– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.15%
– Global Sustainable (USD) (JPY hedged) I-B-acc	0.09%	– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.15%
– Global Sustainable (USD) I-X-acc	0.03%	– US Sustainable (USD) P-acc	1.73%
– Global Sustainable (USD) (CAD) I-X-acc	0.03%	– US Sustainable (USD) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) P-acc	1.81%		

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 10 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Equity Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Biotech (USD)	58.03%
– China Opportunity (USD)	40.95%
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	38.80%
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	108.47%
– European Opportunity Sustainable (EUR)	132.93%
– Global Sustainable (USD)	35.86%
– Global Sustainable Improvers (USD)	54.55%
– Greater China (USD)	40.31%
– Japan (JPY)	13.66%
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	50.10%
– Mid Caps USA (USD)	169.98%
– Small Caps USA (USD)	60.75%
– Sustainable Health Transformation (USD)	24.30%
– Tech Opportunity (USD)	185.73%
– US Sustainable (USD)	49.08%

Note 11 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 November 2023, the Fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Biotech (USD)	153 137.52 USD
– China Opportunity (USD)	2 099 509.30 USD
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	932 540.09 USD
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	651 209.89 EUR
– European Opportunity Sustainable (EUR)	873 099.24 EUR
– Global Sustainable (USD)	725 541.58 USD

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Global Sustainable Improvers (USD)	226 125.11 USD
– Greater China (USD)	632 415.84 USD
– Japan (JPY)	2 300 871 JPY
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	160 035.46 EUR
– Mid Caps USA (USD)	150 202.82 USD
– Small Caps USA (USD)	42 478.19 USD
– Sustainable Health Transformation (USD)	62 707.30 USD
– Tech Opportunity (USD)	206 066.57 USD
– US Sustainable (USD)	15 979.24 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfunds.

Note 12 – Defaulted securities

There are a number of securities that - at the year end - are in default. These securities are disclosed in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the Fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

Share	Currency	Number
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	HKD	117 178 911.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 'REG S'	HKD	4 824 000.00

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Share	Currency	Number
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	HKD	58 882 197.00
CHINA FORESTRY HOL USD0.001 'REG S'	HKD	23 052 000.00

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16	EUR	73 000.00
LERNOU HAUSPIE SPEECH -DEFAULT	EUR	10 800.00

Note 13 – Subsequent event

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 14 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 15 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)		
Bank of America	3 578.47 USD	0.00 USD
Barclays	1 167.17 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	448 169.04 USD	0.00 USD
HSBC	20 196.47 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	1 587 245.87 USD	0.00 USD
Nomura	74 592.44 USD	0.00 USD
UBS AG	-5 172.92 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)		
Citibank	4 389.40 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	341 335.04 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)		
Citibank	-81 193.07 EUR	0.00 EUR
Nomura	-54 868.19 EUR	0.00 EUR
State Street	154 135.43 EUR	0.00 EUR
UBS AG	119.79 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)		
Barclays	-32.90 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-131 352.09 USD	0.00 USD
Citibank	404 974.32 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	3 296 658.68 USD	0.00 USD
JP Morgan	7 295.42 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-709 958.72 USD	0.00 USD
Nomura	-40.25 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-12 370.25 USD	0.00 USD
State Street	546.25 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	808.05 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)		
Citibank	2 922 549.50 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	2 240 482.88 USD	0.00 USD
UBS AG	-25 329.74 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)		
Barclays	11 506.73 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	3 895.02 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	560 012.99 USD	0.00 USD

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)		
Barclays	-1 163.67 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	335 980.47 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	19 111.48 USD	0.00 USD
State Street	0.39 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)		
Barclays	332.36 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	209.74 USD	0.00 USD
Citibank	761 835.76 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	608 233.17 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	9 177.18 USD	0.00 USD
Nomura	1 499.70 USD	0.00 USD

Securities Lending

UBS (Lux) Equity Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 November 2023*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 November 2023		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Biotech (USD)	97 806 289.45 USD	104 476 232.75 USD	67.81	32.19	0.00
– China Opportunity (USD)	243 045 206.62 USD	255 267 969.01 USD	67.81	32.19	0.00
– Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	23 645 355.64 USD	22 788 904.80 USD	49.21	50.79	0.00
– Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	44 537 490.11 EUR	47 641 376.30 EUR	49.21	50.79	0.00
– European Opportunity Sustainable (EUR)	9 265 540.58 EUR	18 288 957.13 EUR	49.21	50.79	0.00
– Global Sustainable (USD)	87 200 594.41 USD	92 447 061.62 USD	49.21	50.79	0.00
– Global Sustainable Improvers (USD)	40 299 602.20 USD	42 294 328.90 USD	49.21	50.79	0.00
– Greater China (USD)	61 860 236.01 USD	64 827 751.37 USD	67.81	32.19	0.00
– Japan (JPY)	268 272 158 JPY	286 053 006 JPY	67.81	32.19	0.00
– Mid Caps Europe Sustainable (EUR)	23 747 144.25 EUR	27 821 469.60 EUR	49.21	50.79	0.00
– Mid Caps USA (USD)	28 857 288.16 USD	30 298 613.16 USD	67.81	32.19	0.00
– Small Caps USA (USD)	18 698 146.00 USD	19 566 619.43 USD	67.81	32.19	0.00
– Sustainable Health Transformation (USD)	19 279 254.73 USD	20 716 675.67 USD	49.21	50.79	0.00
– Tech Opportunity (USD)	30 395 006.88 USD	31 533 587.72 USD	67.81	32.19	0.00
– US Sustainable (USD)	7 012 239.08 USD	7 338 882.89 USD	49.21	50.79	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 30 November 2023 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 30 November 2023.

	UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Emerging Markets Sustainable Leaders (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Euro Countries Opportunity Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	345 029.18	2 008 819.42	93 869.78	308 999.43	272 746.85
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	103 508.75 USD	602 645.83 USD	28 160.93 USD	92 699.83 EUR	81 824.06 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	34 502.92 USD	200 881.94 USD	9 386.98 USD	30 899.94 EUR	27 274.68 EUR
Net Securities Lending revenues	207 017.51 USD	1 205 291.65 USD	56 321.87 USD	185 399.66 EUR	163 648.11 EUR

	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Improvers (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	457 566.92	176 700.18	127 578.23	2 098 408	118 550.53
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	137 270.08 USD	53 010.05 USD	38 273.47 USD	629 522 JPY	35 565.16 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	45 756.69 USD	17 670.02 USD	12 757.82 USD	209 841 JPY	11 855.05 EUR
Net Securities Lending revenues	274 540.15 USD	106 020.11 USD	76 546.94 USD	1 259 045 JPY	71 130.32 EUR

	UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Sustainable Health Transformation (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)	UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	93 623.03	32 526.22	49 253.52	48 148.12	25 239.00
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	28 086.91 USD	9 757.87 USD	14 776.06 USD	14 444.44 USD	7 571.70 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	9 362.30 USD	3 252.62 USD	4 925.35 USD	4 814.81 USD	2 523.90 USD
Net Securities Lending revenues	56 173.82 USD	19 515.73 USD	29 552.11 USD	28 888.87 USD	15 143.40 USD

* Effective 1 June 2022, 30 % of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10 % are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)) (2025年2月末日現在)

資産総額	299,088,952.63米ドル	44,764,644千円
負債総額	1,704,919.84米ドル	255,175千円
純資産総額(-)	297,384,032.79米ドル	44,509,468千円
発行済口数	278,429.504口	
1口当たりの純資産価格	147.40米ドル	22,061円

(注)「発行済口数」および「1口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)) (2025年2月末日現在)

資産総額	353,620,752.58ユーロ	55,023,389千円
負債総額	641,265.52ユーロ	99,781千円
純資産総額(-)	352,979,487.06ユーロ	54,923,608千円
発行済口数	171,305.738口	
1口当たりの純資産価格	1,245.70ユーロ	193,831円

(グレーター・チャイナ(米ドル)) (2025年2月末日現在)

資産総額	631,478,342.36米ドル	94,513,364千円
負債総額	1,995,035.60米ドル	298,597千円
純資産総額(-)	629,483,306.76米ドル	94,214,767千円
発行済口数	677,498.354口	
1口当たりの純資産価格	440.58米ドル	65,942円

(USサステナブル(米ドル)) (2025年2月末日現在)

資産総額	64,164,833.66米ドル	9,603,551千円
負債総額	73,713.69米ドル	11,033千円
純資産総額(-)	64,091,119.97米ドル	9,592,518千円
発行済口数	157,130.453口	
1口当たりの純資産価格	337.19米ドル	50,467円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルードランジュL - 3364、シャトー・ド通り10番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドの受益証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- （ ）1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- （ ）1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- （ ）米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条）
- （ ）1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- （ ）米国人がファンドに投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第三部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ）資本金の額

株式資本の13,742,000ユーロ（約21億3,826万円）は、1株2,000ユーロ（31万1,200円）の株式6,871株によって表章される。2025年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2020年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2021年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2022年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2023年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2024年2月末日現在	13,738,000ユーロ
2024年10月1日現在	13,742,000ユーロ
2025年2月末日現在	13,742,000ユーロ

（ 2 ）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）から成る取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または、会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役会の全構成員により合意された全ての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIまたはAIFの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

管理会社は、投資信託に関する2010年法第15条に規定する制限の範囲内において、直接または間接的に、当該目的に関連する取引を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーおよびUBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託している。

2025年2月末日現在、管理会社は以下のとおり、468本のサブファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	468	640,058,061.82オーストラリア・ドル
			2,270,693,535.73カナダ・ドル
			18,163,664,586.44スイス・フラン
			2,201,085,797.23中国元
			4,374,612,514.06デンマーク・クローネ
			73,301,634,704.94ユーロ
			3,534,176,073.77英ポンド
			179,204,043.96香港ドル
			952,915,091,346.16日本円
			56,602,938.32シンガポール・ドル
			131,952,531,872.16米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則および法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d . 管理会社の名称は、2024年10月1日付で「UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に変更されている。

（１）【貸借対照表】

U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2023年12月31日および2022年12月31日現在

	注記	2023年12月31日		2022年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A．未払込資本		0.00	0	0.00	0
B．創業費		0.00	0	0.00	0
C．固定資産		22,494,861.26	3,500,200	5,842.90	909
．無形資産		22,459,045.89	3,494,628	0.00	0
1．開発費		0.00	0	0.00	0
2．譲許、特許、認可、登録商標 ならびに類似する権利および 資産、以下に該当する場合：		0.00	0	0.00	0
a）有価約因として取得し、かつ、 C．I．3により表示が不要な 場合		0.00	0	0.00	0
b）関連会社自身による創出		0.00	0	0.00	0
3．有価約因として取得された 範囲内ののれん	3	22,459,045.89	3,494,628	0.00	0
．有形資産	4	23,067.47	3,589	0.00	0
1．土地および建物		0.00	0	0.00	0
2．工場および機械		0.00	0	0.00	0
3．その他の什器・備品、器具 および機器		23,067.47	3,589	0.00	0
．金融資産	5	12,747.90	1,984	5,842.90	909
1．関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2．関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
3．参加持分		0.00	0	0.00	0
4．参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
5．固定資産として保有の投資		0.00	0	0.00	0
6．その他の債権		12,747.90	1,984	5,842.90	909
D．流動資産		158,597,265.39	24,677,734	193,740,578.81	30,146,034
．棚卸資産		0.00	0	0.00	0
．債権		108,336,736.32	16,857,196	113,836,616.11	17,712,977
1．売掛金	6	74,278,091.26	11,557,671	91,825,282.30	14,288,014
a）1年以内に期限到来		74,278,091.26	11,557,671	91,825,282.30	14,288,014
b）1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2．関連会社に対する債権	7	10,911,071.05	1,697,763	6,397,579.65	995,463
a）1年以内に期限到来		10,911,071.05	1,697,763	6,397,579.65	995,463
b）1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3．参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
4．その他の債権		23,147,574.01	3,601,763	15,613,754.16	2,429,500
a）1年以内に期限到来		16,173.48	2,517	0.00	0
b）1年を超えて期限到来	13	23,131,400.53	3,599,246	15,613,754.16	2,429,500
．投資	8	151,653.36	23,597	140,722.53	21,896
1．関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2．自己株式		0.00	0	0.00	0
3．その他の投資		151,653.36	23,597	140,722.53	21,896
．銀行預金および手元現金	9	50,108,875.71	7,796,941	79,763,240.17	12,411,160

E . 前払金	<u>1,441,644.37</u>	<u>224,320</u>	<u>1,389,523.17</u>	<u>216,210</u>
資産合計	<u>182,533,771.02</u>	<u>28,402,255</u>	<u>195,135,944.88</u>	<u>30,363,153</u>

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2023年12月31日		2022年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A．資本金および準備金		69,079,437.44	10,748,760	54,692,758.30	8,510,193
．払込資本金	10	13,738,000.00	2,137,633	13,000,000.00	2,022,800
．資本剰余金	11	22,636,000.00	3,522,162	0.00	0
．再評価積立金		0.00	0	0.00	0
．準備金	12	8,668,625.00	1,348,838	8,617,625.00	1,340,902
1．法定準備金		1,300,000.00	202,280	1,300,000.00	202,280
2．自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3．定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4．公正価値準備金を含む その他の準備金		7,368,625.00	1,146,558	7,317,625.00	1,138,622
a) その他の分配可能準備金		150,000.00	23,340	150,000.00	23,340
b) その他の分配不能準備金		7,218,625.00	1,123,218	7,167,625.00	1,115,282
．繰越損益		24,133.30	3,755	66,743.77	10,385
．当期損益		24,012,679.14	3,736,373	33,008,389.53	5,136,105
．中間配当金		0.00	0	0.00	0
．資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B．引当金		21,183,815.51	3,296,202	29,438,322.28	4,580,603
1．年金および類似の債務に対する 引当金		0.00	0	0.00	0
2．納税引当金	13	21,183,815.51	3,296,202	29,438,322.28	4,580,603
3．その他の引当金		0.00	0	0.00	0
C．債務		92,270,518.07	14,357,293	111,004,864.30	17,272,357
1．社債		0.00	0	0.00	0
2．金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
3．支払額		0.00	0	0.00	0
4．買掛金		0.00	0	0.00	0
5．未払為替手形		0.00	0	0.00	0
6．関連会社に対する債務	14	69,684,494.73	10,842,907	82,579,547.05	12,849,378
a) 1年以内に期限到来		69,684,494.73	10,842,907	82,579,547.05	12,849,378
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
8．その他の債務	15	22,586,023.34	3,514,385	28,425,317.25	4,422,979
a) 税金債務		1,415,943.20	220,321	1,373,718.13	213,751
b) 社会保障債務		591,480.08	92,034	280,546.94	43,653
c) その他の債務		20,578,600.06	3,202,030	26,771,052.18	4,165,576
) 1年以内に期限到来		20,578,600.06	3,202,030	26,771,052.18	4,165,576
) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
D．繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		182,533,771.02	28,402,255	195,135,944.88	30,363,153

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2023年12月31日および2022年12月31日に終了した年度

	注記	2023年 1 月 1 日から 2023年12月31日まで		2022年 1 月 1 日から 2022年12月31日まで	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 . 純取引高	16	786,338,511.80	122,354,272	930,589,584.41	144,799,739
4 . その他の営業収益	17	8,658,578.57	1,347,275	3,884,289.68	604,395
5 . 原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	18	720,501,724.99	112,110,068	854,401,326.56	132,944,846
a) 原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用		720,501,724.99	112,110,068	854,401,326.56	132,944,846
6 . 人件費	19	17,496,587.50	2,722,469	12,560,559.82	1,954,423
a) 賃金および給与		14,985,495.20	2,331,743	10,908,572.79	1,697,374
b) 社会保障費		2,240,347.58	348,598	1,535,110.66	238,863
) 年金に関連するもの		1,545,672.85	240,507	1,100,619.59	171,256
) その他の社会保障費		694,674.73	108,091	434,491.07	67,607
c) その他の人件費		270,744.72	42,128	116,876.37	18,186
7 . 評価額調整	3, 4	2,070,898.85	322,232	0.00	0
a) 創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの		2,070,898.85	322,232	0.00	0
b) 流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
8 . その他の営業費用	17	25,118,851.15	3,908,493	23,485,724.50	3,654,379
11 . 受取利息および類似収益		1,565,365.16	243,571	242,755.95	37,773
a) 関連会社に関連するもの		1,175,599.77	182,923	210,075.90	32,688
b) その他の受取利息および類似収益		389,765.39	60,647	32,680.05	5,085
14 . 支払利息および類似費用		2,466.51	384	267,667.61	41,649
a) 関連会社に関連するもの		0.01	0	202,310.82	31,480
b) その他の支払利息および類似費用		2,466.50	384	65,356.79	10,170
15 . 損益にかかる税金	13	7,359,247.39	1,145,099	10,992,962.02	1,710,505
16 . 税引後損益		24,012,679.14	3,736,373	33,008,389.53	5,136,105
17 . 前科目に含まれないその他の税金		0.00	0	0.00	0
18 . 当期損益		24,012,679.14	3,736,373	33,008,389.53	5,136,105

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記 - 2023年12月31日

注1 - 概要

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。当社は、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。当社は当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

当社の登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L - 1855、J . F . ケネディ通り33A番です。

当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、当社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、当社はまた、ポートフォリオ任運用業務の認可を受けています。2022年10月26日以降、当社の認可は、M i F I D投資助言 / R T O業務に拡張されています。

当社は、2016年4月28日以降、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ C H - 8098、UBSグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

当社は、オーストリア支店（2021年7月1日）およびオランダ支店（2021年12月1日）を設立しましたが、後者は2023年3月1日から営業しています。当社の年次財務書類には、オーストリア支店およびオランダ支店の営業が含まれています。これらの支店の営業をルクセンブルグで適用される会計原則に適合させるために必要な調整が行われました。

注2 - 重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

2023年および2022年の会計年度間においてより高い比較可能性を確保するために、過年度の「その他の債権」（流動資産D.4.b）および「納税引当金」（引当金B.2）の一部の数値が純額から総額に再分類されました（注記13）。この再分類は、2023年および2022年の会計年度の当社の業績に影響を与えるものではありません。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これに当たって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注3 - 無形資産

2023年3月1日、当社はUBSヨーロッパSEのオランダ支店からUBSの資産管理業務の移管を完了しました。この移管は、1株当たり名目価額2,000.00ユーロの株式369株の現物出資取引で実行され、総額22,636,000.00ユーロの関連株式プレミアム（注記11）が発行されました。関連する無形資産は、10年間にわたって償却されます。

	<u>2023年12月31日</u>	<u>2022年12月31日</u>
	ユーロ	ユーロ
<u>購入費用</u>		
期首残高	0.00	0.00
追加	24,500,777.39	0.00
減損	0.00	0.00
期末残高	24,500,777.39	0.00
<u>減価償却累計額</u>		
期首残高	0.00	0.00
減価償却費	(2,041,731.50)	0.00
期末残高	(2,041,731.50)	0.00
簿価純額	22,459,045.89	0.00

注4 - 有形資産

	什器および その他の 有形資産 ユーロ	IT機器 ユーロ	合計 ユーロ
<u>購入費用</u>			
2023年1月1日現在	0.00	0.00	0.00
追加	5,803.15	46,431.67	52,234.82
売却	0.00	0.00	0.00
2023年12月31日現在	5,803.15	46,431.67	52,234.82
<u>減価償却累計額</u>			
2023年1月1日現在	0.00	0.00	0.00
追加	5,803.15	23,364.20	29,167.35
売却	0.00	0.00	0.00
2023年12月31日現在	5,803.15	23,364.20	29,167.35
2023年12月31日現在簿価純額	0.00	23,067.47	23,067.47
2022年12月31日現在簿価純額	0.00	0.00	0.00

有形資産は、28か月間または36か月間の経済的耐用年数にわたって償却されます。

注5 - 金融資産

その他の債権は、ウィーンの事務所に対するオーストリア支店の賃料保証金を表示しています。

注6 - 売掛金

当該債権は、2023年12月分にかかるUBSが出資するルクセンブルグ籍の大口の投資信託、UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド、UBS（Lux）インスティテューショナルSICAV、UBS（Lux）インベストメントSICAVおよびUBS（Lux）ファンド・ソリューションズSICAVの管理投資信託からの未収報酬です。

さらに、当該項目にはその他の管理投資信託（主に不動産プライベート・マーケット・ファンド、サード・パーティー・ファンド、ポートフォリオ任運用業務およびスイス・ファンド・オーダーデスク運用業務）からの未収報酬が含まれます。

注 7 - 関連会社に対する債権

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当該債権は、その他のU B S の事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。

注 8 - 投資

2023年12月31日および2022年12月31日現在、その他の投資残高は、運用目的の投資信託のために管理されU B S が出資する事業体が保有する金融資産の評価を表しています。

注 9 - 銀行預金および手元現金

現金には、U B S グループに帰属する事業体に預託された33,226,735.33ユーロ（2022年：63,250,156.82ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2023年12月31日	2022年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	3,652,986.98	10,723,651.44
U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店	29,573,748.35	52,526,505.38
残高	33,226,735.33	63,250,156.82

注10 - 発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。2023年3月1日現在、臨時株主総会は、1株当たり2,000.00ユーロの株式369株の発行による738,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2023年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,738,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式6,869株に表章されています。

注11 - 株式プレミアム

株式プレミアムの発行は、オランダ支店（注記3）の営業開始に関連しています。

注12 - 準備金

損益の配分は、2023年4月26日現在の株主の決定に基づいています：

ユーロ	発行済資本金	株式プレミアム	法定準備金	その他の 準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2022年12月31日現在	13,000,000.00	0.00	13,000,000.00	7,317,625.00	66,743.77	33,008,389.53	54,692,758.30
2022年の利益配分				(1,344,000.00)	(42,610.47)	(8,389.53)	(1,395,000.00)
				1,395,000.00			1,395,000.00
配当分配金						(33,000,000.00)	(33,000,000.00)
株式プレミアム		22,636,000.00					22,636,000.00
資本注入	738,000.00						738,000.00
当期利益						24,012,679.14	24,012,679.14
2023年12月31日現在	13,738,000.00	22,636,000.00	13,000,000.00	7,368,625.00	24,133.30	24,012,679.14	69,079,437.44

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する分類不能な特別準備金が5年間にわたって設定されていることを条件に、富裕税を減額することを規定しています。当該準備金は、「その他の準備金」に含められます。2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降の富裕税の減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることにしました。

株主は、2023年4月26日の総会において、2022年の収益から1,395,000.00ユーロを当該特別準備金に割り当てることを決定しました。2023年12月31日現在、特別準備金の総額は、2018年度の1,344,000.00ユーロの解除を考慮に入れた上で、7,218,625.00ユーロとなります。

<u>富裕税準備金</u>	<u>ユーロ</u>
2019年度の特別準備金	1,300,000.00
2020年度の特別準備金	1,103,000.00
2021年度の特別準備金	1,456,000.00
2022年度の特別準備金	1,964,625.00
2023年度の特別準備金	1,395,000.00
合計	7,218,625.00

注13 - 課税

当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

2023年12月31日現在、23,131,400.53ユーロのその他の債権（D.4.b）には、2022年および2023年のC I T / M B Tに関する前払税金が反映されています（2022：2022年および2021年のC I T / M B Tに関する15,613,754.16ユーロ）。

同日において、21,183,815.51ユーロの納税引当金（B.2）には、2022年および2023年のC I T / M B Tに関する未決済の引当金が反映されています（2022：2022年および2021年のC I T / M B Tに関する29,438,322.28ユーロ）。

ユーロ	C I T / M B T	N W T	合計
2021年12月31日現在の納税引当金	18,445,360.26	-	18,445,360.26
2022年の税金費用	10,992,962.02	-	10,992,962.02
2022年12月31日現在の納税引当金	29,438,322.28	-	29,438,322.28
課税評価額の支払い	4,908,662.16	-	4,908,662.16
2022年前払金	10,705,092.00	-	10,705,092.00
2022年12月31日現在の前払税金	15,613,754.16	-	15,613,754.16

ユーロ	C I T / M B T	N W T	合計
2022年12月31日現在の納税引当金	29,438,322.28	-	29,438,322.28
2022年12月31日現在の前払税金	(15,613,754.16)	-	(15,613,754.16)
2023年の税金費用	7,359,247.39	-	7,359,247.39
2023年12月31日現在の納税引当金	21,183,815.51	-	21,183,815.51
課税評価額の支払い	13,082,051.53	-	13,082,051.53
2023年前払金	10,049,349.00	-	10,049,349.00
2023年12月31日現在の前払税金	23,131,400.53	-	23,131,400.53

注14 - 関連会社に対する債務

2023年12月31日および2022年12月31日現在、関連会社に対する債務には、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドおよびUBSグローバル・アセット・マネジメント（米州）アイ・エヌ・シーに対する、12月分の未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬UBSが含まれます。

さらに、当該項目には2023年および2022年第4四半期についての管理投資信託（不動産ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、上場投資信託、ポートフォリオ任運用業務およびスイス・ファンド・オーダーデスク運用業務）からの未収報酬が含まれます。

注15 - その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2023年12月31日	2022年12月31日
給与に係る源泉徴収税	136,932.83	155,246.55
付加価値税	1,279,010.37	1,218,471.58
税金合計	1,415,943.20	1,373,718.13
社会保障費	591,480.08	280,546.94
給与およびボーナス引当金	3,015,990.51	1,961,781.04
専門家報酬	614,294.10	700,431.53
キャップ費用 [*]	841,493.68	2,965,323.65
集団訴訟	3,577,064.26	4,331,195.31
委託された役割からの業務	10,407,915.96	11,565,845.48
その他 ^{**}	2,121,841.55	5,246,475.17
その他合計	20,578,600.06	26,771,052.18
その他の債務合計	22,586,023.34	28,425,317.25

^{*} 特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

^{**} 「その他」には、ファンド・プラットフォームの未決済報酬に関する追加の見越額が反映されています。

注16 - 純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記18「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2023年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、786,338,511.80ユーロ（2022年：930,589,584.41ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
Alpinum SICAV - SIF	x	インベストメント・アクセス SICAV SIF	x
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオA S.C.S., SICAV - FIS	x	インベストメント・アクセス SICAV RAIF	x
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオS.C.A., SICAV - FIS	x	ユスケSICAV	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV - RAIF	x	Kersio Lux	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	x
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV - RAIF	x	メディオバンカ/UBS (Lux) グローバル・リアル・エステート・コインベストメント・オポチュニティーズSCA SICAV - RAIF	x/*
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	ミグロス・バンク (Lux) Fonds	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV - RAIF	x	マルチ・マネージャー・アクセス	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	マルチ・マネージャー・アクセス	
APPIAインフラストラクチャー・コインベストSCSp SICAV - RAIF	x/*	ニュー・スタイルS.à r.l., SICAV - RAIF	x
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp SICAV - RAIF	x/*	OnCapital SICAV	
Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム, SCA - SICAV SIF	x	プライベート・エクイティ (Lux) エバグリーン・セカンダリー・ファンド	x
Archmore インターナショナル・インフラストラクチャー・ファンド - ファンドB (USD) SCSp	x	SDGアウトカムズ・ファンドSCSp, SICAV - SIF	x
Archmore インターナショナル・インフラストラクチャー・ファンド - ファンドC (EUR) SCSp	x	SF (Lux) SICAV 2	
Archmore SCSp, SICAV - SIF	x	SF (Lux) SICAV 3	x
BCB&パートナーズ・ファンドSICAV - SIF	x	Steli (Lux) Sicav	
BCCインベストメント・パートナーズSICAV		タクティカル・リアル・エステート・オポチュニティーズ・フィーダー・パートナーシップSCSp SICAV - RAIF	x/*
BOSインターナショナル・ファンド		タクティカル・リアル・エステート・オポチュニティーズ・マスター・パートナーシップSCSp SICAV - RAIF	x/*
BPERインターナショナルSICAV		UBS (Lux) Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォームS.C.A., SICAV - RAIF	x/*
クローバー・プライベート・クレジット・オポチュニティーズ (Lux) SCSP SICAV - RAIF	x/*	UBS (Lux) ボンドSicav	
エナジー・ストレージ (Lux) インベストメント・ファンドSCSp SICAV - RAIF	x/*	UBS (Lux) エクイティSicav	
ヨーロッパ・インフラストラクチャー・パラレル・ファンドSCSp SICAV - RAIF	x	UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ	
フォーカストSicav		UBS (Lux) グローバル・リビング・ファンド・エス・エイSICAV - RAIF	x
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス		UBS (Lux) インスティテュショナルSICAV	
グローバル・プライベート・エクイティ・グロースSCSp - SICAV - RAIF	x	UBS (Lux) インベストメントSicav	
エスぺランジュ・ファンドSCSp, SICAV - RAIF	x	UBS (Lux) キー・セレクションSicav	
		UBS (Lux) マネー・マーケットSicav	
		UBS (Lux) プライベート・クレジット・エス・エイSICAV - RAIF	x/*
		UBS (Lux) プライベート・エクイティ・グロースSCSp SICAV - RAIF	x
		UBS (Lux) プライベート・マーケット	x/*

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
UBS (Lux) リアル・エステート・ファンド・セレクション	x
UBS (Lux) Sicav 1	
UBS (Lux) ストラテジーSicav	
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラSicav	x

UBSグローバル・プライベート・エクイティ・ グロウス フィーダーSCA, SICAV-SIF	x
UBSグローバル・プライベート・エクイティ・ グロウス SLP-SIF	x
VALORI SICAV	

契約ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	契約ストラクチャー（フランス籍）	A I F
A & Q (Lux) セレクトFCP RAIF	x	Archmoreインフラストラクチャー・デット・ プラットフォーム - ハイ・イールド・クレジット	x
A e K W i e n S I F	x	インフラストラクチャー・デット・プラットフォーム フォンドウ・プロフェッショナル・スペシャリゼ	x
ボンド・ストラテジーFCP - RAIF	x		
コンスタンス・ロング・ターム・ボンド	x		
フォーカスト・ファンド			
ルクセンブルグ・プレイスメント・ファンド			
UBS (Lux) ボンド・ファンド			
UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド			
UBS (Lux) エクイティ・ファンド			
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド			
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド			
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド			
ヴィクトリア ファンド	x		
Z i l u x F C P - S I F	x		

「x」はAIFを表します

「*」はまだ設定されていないAIF / UCITSまたは資産なしで設定されたものを表します

注17 - その他の営業収益および費用

その他の営業収益には、主に、リスク管理および運用のために他のUBS事業体に提供されたサービスのグループ間相互請求が反映されています。

グループ費用には、主に、管理およびインフラ関連業務のために他のUBS事業体から受領したサービスのグループ間相互請求の増加が反映されています。

関連する付加価値税は、その他の営業費用 - その他に計上されます。

ユーロ	2023年度	2022年度
グループ費用	18,099,092.08	17,435,372.52
専門家報酬	2,177,788.48	1,085,227.16
その他の営業費用 - その他	4,841,970.59	4,965,124.82
その他の営業費用合計	25,118,851.15	23,485,724.50

注18 - 原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

720,501,724.99ユーロ（2022年：854,401,326.56ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務または販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表しています。前年比での減少は、純取引高の推移（注記16を参照のこと。）と同様のものです。

注19 - 人件費

当社は、当事業年度中に平均100名（2022年：82名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2023年末現在、87名の従業員が雇用されており、そのうち女性が43名および男性が57名（2022年12月31日：女性37名／男性50名）、ルクセンブルグ大公国民が5名および他国民が95名（2022年12月31日：ルクセンブルグ国民7名／他国民80名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は694,674.73ユーロ（2022年：666,943.73ユーロ）です。

注20 - 取締役会および理事会に関する情報

2023年12月31日現在、理事会は10名の構成員から成り立ちます（2022年：11名）。

UBS関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役には、報酬が支払われました。

2023年度中、社外取締役を含む理事会は、職務への報酬として2,614,221.17ユーロ（2022年：3,133,369.47ユーロ）を受領しました。

注21 - 後発事象

2024年2月1日、取締役会は、スウェーデン支店およびスペイン支店に関するCSFSの届出書類を承認しました。

クレディ・スイス現地法人のUBS FMLへの統合は、2024年の第4四半期に予定されています。必要な関連ライセンスの延長については、現在評価中です。

[次へ](#)



Balance Sheet – Assets

	Notes	<u>31.12.2023</u>	<u>31.12.2022</u>
A. Subscribed capital unpaid		0.00	0.00
B. Formation expenses		0.00	0.00
C. Fixed assets		22,494,861.26	5,842.90
I. Intangible assets		22,459,045.89	0.00
1. Costs of development		0.00	0.00
2. Concessions, patents, licences, trade marks and similar rights and assets, if they were		0.00	0.00
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		0.00	0.00
b) created by the undertaking itself		0.00	0.00
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3	22,459,045.89	0.00
II. Tangible assets	4	23,067.47	0.00
1. Land and buildings		0.00	0.00
2. Plant and machinery		0.00	0.00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		23,067.47	0.00
III. Financial assets	5	12,747.90	5,842.90
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Loans to affiliated undertakings		0.00	0.00
3. Participating interests		0.00	0.00
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
5. Investments held as fixed assets		0.00	0.00
6. Other loans		12,747.90	5,842.90
D. Current assets		158,597,265.39	193,740,578.81
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		108,336,736.32	113,836,616.11
1. Trade debtors	6	74,278,091.26	91,825,282.30
a) becoming due and payable within one year		74,278,091.26	91,825,282.30
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	7	10,911,071.05	6,397,579.65
a) becoming due and payable within one year		10,911,071.05	6,397,579.65
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
4. Other debtors		23,147,574.01	15,613,754.16
a) becoming due and payable within one year		16,173.48	0.00
b) becoming due and payable after more than one year	13	23,131,400.53	15,613,754.16
III. Investments	8	151,653.36	140,722.53
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		151,653.36	140,722.53
IV. Cash at bank and in hand	9	50,108,875.71	79,763,240.17
E. Prepayments		1,441,644.37	1,389,523.17
TOTAL ASSETS		182,533,771.02	195,135,944.88

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2023	31.12.2022
A. Capital and reserves		69,079,437.44	54,692,758.30
I. Subscribed capital	10	13,738,000.00	13,000,000.00
II. Share premium account	11	22,636,000.00	0.00
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	12	8,668,625.00	8,617,625.00
1. Legal reserve		1,300,000.00	1,300,000.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		7,368,625.00	7,317,625.00
a) other available reserves		150,000.00	150,000.00
b) other non available reserves		7,218,625.00	7,167,625.00
V. Profit or loss brought forward		24,133.30	66,743.77
VI. Profit or loss for the financial year		24,012,679.14	33,008,389.53
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		21,183,815.51	29,438,322.28
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	13	21,183,815.51	29,438,322.28
3. Other provisions		0.00	0.00
C. Creditors		92,270,518.07	111,004,864.30
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings	14	69,684,494.73	82,579,547.05
a) becoming due and payable within one year		69,684,494.73	82,579,547.05
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
8. Other creditors	15	22,586,023.34	28,425,317.25
a) Tax authorities		1,415,943.20	1,373,718.13
b) Social security authorities		591,480.08	280,546.94
c) Other creditors		20,578,600.06	26,771,052.18
i) becoming due and payable within one year		20,578,600.06	26,771,052.18
ii) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
D. Deferred income		0.00	0.00
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		182,533,771.02	195,135,944.88

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2023	1.1.2022
		-31.12.2023	-31.12.2022
1. Netturnover	16	786,338,511.80	930,589,584.41
4. Other operating income	17	8,658,578.57	3,884,289.68
5. Raw materials and consumables and other external expenses	18	720,501,724.99	854,401,326.56
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		720,501,724.99	854,401,326.56
6. Staff costs	19	17,496,587.50	12,560,559.82
a) Wages and salaries		14,985,495.20	10,908,572.79
b) Social security costs		2,240,347.58	1,535,110.66
i) relating to pensions		1,545,672.85	1,100,619.59
ii) other social security costs		694,674.73	434,491.07
c) Other staff costs		270,744.72	116,876.37
7. Value adjustments	3,4	2,070,898.85	0.00
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		2,070,898.85	0.00
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	17	25,118,851.15	23,485,724.50
11. Other interest receivable and similar income		1,565,365.16	242,755.95
a) derived from affiliated undertakings		1,175,599.77	210,075.90
b) other interest and similar income		389,765.39	32,680.05
14. Interest payable and similar expenses		2,466.51	267,667.61
a) concerning affiliated undertakings		0.01	202,310.82
b) other interest and similar expenses		2,466.50	65,356.79
15. Tax on profit or loss	13	7,359,247.39	10,992,962.02
16. Profit or loss after taxation		24,012,679.14	33,008,389.53
17. Other taxes not shown under above items		0.00	0.00
18. Profit or loss for the financial year		24,012,679.14	33,008,389.53

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as the “Company”, was created on July 1, 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. The Company is registered in Luxembourg and began operating on August 1, 2010. The company was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered Office of the Company is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of the Company is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”).

Since October 30, 2013, the purpose of the Company is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated July 12, 2013 relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since December 19, 2018, the Company is also licensed for discretionary portfolio mandates. Since October 26, 2022, the Company license has been extended to MiFID Investment Advisor/RTO services.

The Company since April 28, 2016, is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group’s consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

The Company established a Branch in Austria (July 01, 2021) and a Branch in the Netherlands (December 01, 2021); the latter is operational since March 01, 2023. The Company’s financial statements include the operations of Austria and Netherlands Branches. The necessary adjustments have been made to adapt the Branches operations into the accounting principles applicable in Luxembourg.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

To ensure better comparability between 2023 and 2022, certain prior year balances of Other Debtors (Current Assets D.4.b) and Provisions for taxation (Provisions B.2.) were reclassified from net to gross amount (Note 13). The reclassification does not have any impact on the result for financial years 2023 nor 2022.

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.



Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.

The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivables are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.



Note 3 – Intangible assets

On March 1st, 2023, the Company completed the transfer of the UBS Asset Management Business from the Netherlands Branch of UBS Europe SE. The transfer was done through a contribution in kind of 369 shares with nominal value of EUR 2,000.00 each, issued with total related share premium of EUR 22,636,000.00 (Note 11). The associated intangible assets are being depreciated over 10 years.

	31.12.2023	31.12.2022
<u>Purchase cost</u>		
Opening balance	0.00	0.00
Additions	24,500,777.39	0.00
Impairment	0.00	0.00
Closing balance	24,500,777.39	0.00
<u>Accumulated depreciation</u>		
Opening balance	0.00	0.00
Depreciation	-2,041,731.50	0.00
Closing balance	-2,041,731.50	0.00
Net book value	22,459,045.89	0.00

Note 4 – Tangible assets

	Furniture and other tangible assets	IT Equipment	Total
<u>Purchase cost</u>			
At 01.01.2023	0.00	0.00	0.00
Additions	5,803.15	46,431.67	52,234.82
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2023	5,803.15	46,431.67	52,234.82
<u>Accumulated depreciation</u>			
At 01.01.2023	0.00	0.00	0.00
Additions	5,803.15	23,364.20	29,167.35
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2023	5,803.15	23,364.20	29,167.35
Net book value at 31.12.2023	0.00	23,067.47	23,067.47
Net book value at 31.12.2022	0.00	0.00	0.00

Tangible assets are depreciated over their useful economic lives, either 28 or 36 months.



Note 5 – Financial assets

The other loans represent the Austrian branch rent guarantee deposit for the offices in Vienna.

Note 6 – Trade debtors

The debtors represent accrued fee receivables from the UBS sponsored Luxembourg based wholesale Funds, UBS (Lux) Institutional Fund, UBS (Lux) Institutional SICAV, UBS (Lux) Investment SICAV and UBS (Lux) Fund Solutions SICAV for the month of December 2023.

In addition, this position includes the accrued fee receivable of other managed Funds (mainly Real Estate Private Markets funds, Third Party Funds, Discretionary Portfolio Mandates and Swiss Fund Order Desk Mandates).

Note 7 – Amounts owed by affiliated undertakings

As at 31 December 2023 and 2022, the receivable represents the recoverable of some costs for services provided to other UBS entities.

Note 8 – Investments

As at December 31, 2023 and 2022, the other investments balance represent the valuation of financial assets held in managed and UBS sponsored undertakings for collective investments for operational purposes.

Note 9 – Cash at bank and in hand

Cash includes an amount of EUR 33,226,735.33 (2022: EUR 63,250,156.82) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	<u>31.12.2023</u>	<u>31.12.2022</u>
UBS AG	3,652,986.98	10,723,651.44
UBS Europe SE, Luxembourg branch	29,573,748.35	52,526,505.38
Balance	33,226,735.33	63,250,156.82

Note 10 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid-up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

As of October 30, 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00. As of March 1, 2023 the extraordinary general meeting decided to increase the capital of EUR 738,000.00 through the issuance of 369 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

As of December 31, 2023 the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,738,000.00 divided into 6,869 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.



Note 11 – Share premium

The issuance of the share premium relates to the operational set-up of the Netherlands Branch (Note 3).

Note 12 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the shareholders as of April 26, 2023:

EUR	Subscribed capital	Share premium	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit of the financial year	Total Equity
31.12.22	13,000,000.00	0.00	1,300,000.00	7,317,625.00	66,743.77	33,008,389.53	54,692,758.30
Allocation of 2022 profit				-1,344,000.00 1,395,000.00	-42,610.47	-8,389.53	-1,395,000.00 1,395,000.00
Dividend paid						-33,000,000.00	-33,000,000.00
Share premium		22,636,000.00					22,636,000.00
Capital injection	738,000.00						738,000.00
Profit of the financial year						24,012,679.14	24,012,679.14
31.12.23	13,738,000.00	22,636,000.00	1,300,000.00	7,368,625.00	24,133.30	24,012,679.14	69,079,437.44

Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the net worth tax on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. This reserve is included under "Other reserves". On November 19, 2015, the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the Net Wealth Tax is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).

The shareholder decided on the General Assembly of April 26, 2023, to allocate EUR 1,395,000.00 to this special reserve out of the 2022 profit. Considering the release for 2018 EUR 1,344,000.00, the special reserve amounts to EUR 7,218,625.00 as of December 31, 2023.

<u>Net Wealth Tax Reserve</u>	EUR
Special reserve 2019	1,300,000.00
Special reserve 2020	1,103,000.00
Special reserve 2021	1,456,000.00
Special reserve 2022	1,964,625.00
Special reserve 2023	1,395,000.00
Total	7,218,625.00



Note 13 – Taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.

All Branches of the Company are considered as permanent establishments for tax purposes in their local countries and follow the tax regulation and tax rates enacted in their respective regulatory territory.

As of December 31, 2023, Other debtors (D.4.b) amounting to EUR 23,131,400.53 reflects tax advances for CIT/MBT 2022 and 2023 (2022: EUR 15,613,754.16 for CIT/MBT 2022 and 2021).

On the same date, Provision for taxation (B.2) amounting to EUR 21,183,815.51 reflects open provisions for CIT/MBT 2022 and 2023 (2022: EUR 29,438,322.28 for CIT/MBT 2023 and 2021).

	CIT/MBT	NWT	Total
Tax Provision as of 31.12.2021	18,445,360.26		18,445,360.26
Tax expense for 2022	10,992,962.02		10,992,962.02
Tax Provision as of 31.12.2022	29,438,322.28		29,438,322.28
Tax assessment payment	4,908,662.16		4,908,662.16
Advance payments 2022	10,705,092.00		10,705,092.00
Tax Advances as of 31.12.2022	15,613,754.16		15,613,754.16

	CIT/MBT	NWT	Total
Tax Provision as of 31.12.2022	29,438,322.28		29,438,322.28
Tax Advances as of 31.12.2022	(15,613,754.16)		(15,613,754.16)
Tax expense for 2023	7,359,247.39		7,359,247.39
Tax Provision as of 31.12.2023	21,183,815.51		21,183,815.51
Tax assessment payment	13,082,051.53		13,082,051.53
Advance payments 2023	10,049,349.00		10,049,349.00
Tax Advances as of 31.12.2023	23,131,400.53		23,131,400.53



Note 14 – Amounts owed to affiliated undertakings

As of December 31, 2023 and 2022, amounts due to affiliated undertakings include accruals for the portfolio management and distributions fees for the month of December, mainly payable to UBS Asset Management Switzerland AG, UBS Asset Management (UK) Ltd and UBS Asset Management (Americas) Inc.

In addition, this position includes the accrued fee payable for managed funds for the 4th quarter 2023 and 2022: Real Estate, Private Equity, Exchange Traded funds, Discretionary Portfolio Mandates and Swiss Fund Order Desk Mandates.

Note 15 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

EUR	<u>31.12.2023</u>	<u>31.12.2022</u>
Withholding tax on salaries	136,932.83	155,246.55
VAT	1,279,010.37	1,218,471.58
Total Tax authorities	1,415,943.20	1,373,718.13
Social Security authorities	591,480.08	280,546.94
Salary and bonus provisions	3,015,990.51	1,961,781.04
Professional services	614,294.10	700,431.53
Capping fees*	841,493.68	2,965,323.65
Class action	3,577,064.26	4,331,195.31
Services from delegated functions	10,407,915.96	11,565,845.48
Others **	2,121,841.55	5,246,475.17
Total Other creditors	20,578,600.06	26,771,052.18
Total Other creditors	22,586,023.34	28,425,317.25

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.

**Others reflect additional accruals for outstanding fees due to fund platforms.



Note 16 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 18, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending December 31, 2023, the Company earned gross revenues of EUR 786,338,511.80 (2022: EUR 930,589,584.41) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures - Luxembourg based	AIF	Corporate Structures - Luxembourg based Continued	AIF
Alpinum SICAV-SIF	x	Migros Bank (Lux) Fonds	
APPIA Global Infrastructure Portfolio A S.C.S., SICAF-RIS	x	Multi Manager Access	
APPIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A., SICAV-RIS	x	Multi Manager Access II	
APPIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	New Style S a r l, SICAV-RAIF	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio SC Sp	x	On Capital SICAV	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Private Equity (Lux) Evergreen Secondary Fund	x
APPIA III Global Infrastructure Portfolio SC Sp	x	SDG Outcomes Fund SC Sp, SICAV-RAIF	x
APPIA Infrastructure Co-Invest SC Sp SICAV-RAIF	x*	SF (Lux) SICAV 2	
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio SC Sp SICAV-RAIF	x*	SF (Lux) SICAV 3	x
Archmore Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV SIF	x	Steli (Lux) Sicav	
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund B (USD) SC Sp	x	Tactical Real Estate Opportunities Feeder Partnership SC Sp SICAV-RAIF	x*
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund C (EUR) SC Sp	x	Tactical Real Estate Opportunities Master Partnership SC Sp SICAV-RAIF	x*
Archmore SC Sp, SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Archmore Infrastructure Debt Platform S.C.A., SICAV-RAIF	x*
BCB & Partners Fund SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Bond Sicav	
BCC Investment Partners SICAV		UBS (Lux) Equity Sicav	
BDS International Fund		UBS (Lux) Fund Solutions	
BPER International SICAV		UBS (Lux) Global Living Fund S.A. SICAV-RAIF	x
Clover Private Credit Opportunities (Lux) III SC Sp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Institutional SICAV	
Energy Storage (Lux) Investment Fund I SC Sp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Investment Sicav	
European Infrastructure Parallel Fund SC Sp SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) Key Selection Sicav	
Focused Sicav		UBS (Lux) Money Market Sicav	
Global Opportunities Access		UBS (Lux) Private Credit S.A. SICAV-RAIF	x*
Global Private Equity Growth IV SC Sp SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Private Equity Growth V SC Sp SICAV-SIF	x
HESPERANGE FUND SC Sp, SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) Private Markets	x*
Investment Access I SICAV SIF	x	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x
Investment Access II SICAV RAIF	x	UBS (Lux) Sicav 1	
Jycke SICAV		UBS (Lux) Strategy Sicav	
Kersio Lux		UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav	x
Manager Opportunities Access	x	UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x
Mediobanca/UBS (Lux) Global Real Estate Co-Investment		UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x
Opportunities SCA SICAV-RAIF	x*	VALORI SICAV	
Contractual Structures - Luxembourg based	AIF	Contractual Structures - France based	AIF
ABQ (Lux) Select FCP RAIF	x	Archmore Infrastructure Debt Platform - High Yield Credit	x
Aek Wien SIF	x	Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x
Bond Strategy FCP-RAIF	x		
Constance Long Term Fund	x		
Focused Fund			
Luxembourg Placement Fund			
UBS (Lux) Bond Fund			
UBS (Lux) Emerging Economies Fund			
UBS (Lux) Equity Fund			
UBS (Lux) Institutional Fund			
UBS (Lux) Money Market Fund			
UBS (Lux) Strategy Fund			
Victoria II Fund	x		
Zilux FCP-SIF	x		

x stands for AIFs

* stands for not yet launched AIFs / UCITS or launched without Assets



Note 17 – Other operating income and expenses

Other operating income reflects mainly intergroup cross charges for services provided to other UBS entities for risk management and operations.

Group charges reflects mainly the increase in intergroup cross charges for services received from other UBS entities for management and infrastructure.

Related VAT is recorded under Other operating expenses - Other.

EUR	<u>FY 2023</u>	<u>FY 2022</u>
Group charges	18,099,092.08	17,435,372.52
Professional fees	2,177,788.48	1,085,227.16
Other operating expenses - Other	4,841,970.59	4,965,124.82
Total other operating expenses	25,118,851.15	23,485,724.50

Note 18 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 720,501,724.99 (2022: EUR 854,401,326.56) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration, or distribution. The decrease year over year is congruent to the net turnover development (see Note 16).

Note 19 – Staff costs

The Company employed an average of 100 (2022: 82) staff during the business year. As at end of 2023, 100 staff were employed, whereof 43 women and 57 men (31.12.2022: 37 women / 50 men); 5 are citizens of G.D. of Luxembourg, 95 are from abroad (31.12.2022: 7 Luxembourg / 80 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 694,674.73 (2022: EUR 666,943.73).

Note 20 – Information concerning the Board of Directors and the Executive Management

The Board of Directors and the Executive Management consisted as at December 31, 2023 of 10 members (2022: 11 members)

No specific remuneration was paid to the members of the Board of Directors employed by UBS entities in respect of their duties. The independent director is remunerated.

The Executive Management including the independent director received in 2023 a remuneration amounting to EUR 2,614,221.17 (2022: EUR 3,133,369.47) in respect of their duties.

**Note 21 – Subsequent events**

On 1 February 2024 the Board of Directors approved the CSSF notification file of branches in Sweden and Spain.

Local Credit Suisse legal entity integration into UBS FML is foreseen in 4Q2024. Related license extensions needed are currently assessed.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d . 管理会社の名称は、2024年10月1日付で「UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に変更されている。

（１）資産及び負債の状況

U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2024年 6 月30日現在

	2024年 6 月30日		2023年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
A．未払込資本	0.00	0	0.00	0
B．創業費	0.00	0	0.00	0
C．固定資産	21,262,934.03	3,308,513	22,494,861.26	3,500,200
．無形資産	21,234,006.99	3,304,011	22,459,045.89	3,494,628
1．開発費	0.00	0	0.00	0
2．譲許、特許、認可、登録商標 ならびに類似する権利および資産、 以下に該当する場合：	0.00	0	0.00	0
a）有価約因として取得し、かつ、 C．I．3により表示が不要な場 合	0.00	0	0.00	0
b）関連会社自身による創出	0.00	0	0.00	0
3．有価約因として取得された 範囲内ののれん	21,234,006.99	3,304,011	22,459,045.89	3,494,628
．有形資産	16,179.14	2,517	23,067.47	3,589
1．土地および建物	0.00	0	0.00	0
2．工場および機械	0.00	0	0.00	0
3．その他の什器・備品、器具および 機器	16,179.14	2,517	23,067.47	3,589
．金融資産	12,747.90	1,984	12,747.90	1,984
1．関連会社持分	0.00	0	0.00	0
2．関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
3．参加持分	0.00	0	0.00	0
4．参加持分に連動する 関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
5．固定資産として保有の投資	0.00	0	0.00	0
6．その他の債権	12,747.90	1,984	12,747.90	1,984
D．流動資産	133,574,493.23	20,784,191	158,597,265.39	24,677,734
．棚卸資産	0.00	0	0.00	0
．債権	98,964,044.39	15,398,805	108,336,736.32	16,857,196
1．売掛金	74,593,782.27	11,606,793	74,278,091.26	11,557,671
a）1年以内に期限到来	74,593,782.27	11,606,793	74,278,091.26	11,557,671
b）1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
2．関連会社に対する債権	10,038,487.05	1,561,989	10,911,071.05	1,697,763
a）1年以内に期限到来	10,038,487.05	1,561,989	10,911,071.05	1,697,763
b）1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
3．参加持分に連動する 関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
4．その他の債権	14,331,775.07	2,230,024	23,147,574.01	3,601,763
a）1年以内に期限到来	47,231.99	7,349	16,173.48	2,517
b）1年を超えて期限到来	14,284,543.08	2,222,675	23,131,400.53	3,599,246
．投資	168,700.88	26,250	151,653.36	23,597
1．関連会社持分	0.00	0	0.00	0
2．自己株式	0.00	0	0.00	0
3．その他の投資	168,700.88	26,250	151,653.36	23,597
．銀行預金および手元現金	34,441,747.96	5,359,136	50,108,875.71	7,796,941
E．前払金	2,501,891.58	389,294	1,441,644.37	224,320
資産合計	157,339,318.84	24,481,998	182,533,771.02	28,402,255

	2024年6月30日		2023年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
A．資本金および準備金	58,140,142.31	9,046,606	69,079,437.44	10,748,760
．払込資本金	13,738,000.00	2,137,633	13,738,000.00	2,137,633
．資本剰余金	22,636,000.00	3,522,162	22,636,000.00	3,522,162
．再評価積立金	0.00	0	0.00	0
．準備金	8,491,175.00	1,321,227	8,668,625.00	1,348,838
1．法定準備金	1,373,800.00	213,763	1,300,000.00	202,280
2．自己株式に対する準備金	0.00	0	0.00	0
3．定款に規定された準備金	0.00	0	0.00	0
4．公正価値準備金を含む その他の準備金	7,117,375.00	1,107,464	7,368,625.00	1,146,558
a) その他の分配可能準備金	150,000.00	23,340	150,000.00	23,340
b) その他の分配不能準備金	6,967,375.00	1,084,124	7,218,625.00	1,123,218
．繰越損益	1,604,973.44	249,734	24,133.30	3,755
．当期損益	11,669,993.87	1,815,851	24,012,679.14	3,736,373
．中間配当金	0.00	0	0.00	0
．資本投資助成金	0.00	0	0.00	0
B．引当金	11,596,975.81	1,804,489	21,183,815.51	3,296,202
1．年金および類似の債務に対する 引当金	0.00	0	0.00	0
2．納税引当金	11,596,975.81	1,804,489	21,183,815.51	3,296,202
3．その他の引当金	0.00	0	0.00	0
C．債務	87,602,200.72	13,630,902	92,270,518.07	14,357,293
1．社債	0.00	0	0.00	0
2．金融機関に対する債務	0.00	0	0.00	0
3．支払額	0.00	0	0.00	0
4．買掛金	0.00	0	0.00	0
5．未払為替手形	0.00	0	0.00	0
6．関連会社に対する債務	68,993,277.73	10,735,354	69,684,494.73	10,842,907
a) 1年以内に期限到来	68,993,277.73	10,735,354	69,684,494.73	10,842,907
b) 1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
8．その他の債務	18,608,922.99	2,895,548	22,586,023.34	3,514,385
a) 税金債務	1,506,397.54	234,395	1,415,943.20	220,321
b) 社会保障債務	483,986.29	75,308	591,480.08	92,034
c) その他の債務	16,618,539.16	2,585,845	20,578,600.06	3,202,030
) 1年以内に期限到来	16,616,523.94	2,585,531	20,578,600.06	3,202,030
) 1年を超えて期限到来	2,015.22	314	0.00	0
D．繰延収益	0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計	157,339,318.84	24,481,998	182,533,771.02	28,402,255

（２）損益の状況

U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2024年６月30日に終了した期間および2023年12月31日に終了した年度

	2024年１月１日から 2024年６月30日まで		2023年１月１日から 2023年12月31日まで	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
１．純取引高	368,232,021.67	57,296,903	786,338,511.80	122,354,272
４．その他の営業収益	4,619,205.14	718,748	8,658,578.57	1,347,275
５．原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	336,964,000.98	52,431,599	720,501,724.99	112,110,068
a) 原材料および消耗品	0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用	336,964,000.98	52,431,599	720,501,724.99	112,110,068
６．人件費	9,044,283.10	1,407,290	17,496,587.50	2,722,469
a) 賃金および給与	7,942,510.05	1,235,855	14,985,495.20	2,331,743
b) 社会保障費	980,434.97	152,556	2,240,347.58	348,598
) 年金に関連するもの	794,207.09	123,579	1,545,672.85	240,507
) その他の社会保障費	186,227.88	28,977	694,674.73	108,091
c) その他の人件費	121,338.08	18,880	270,744.72	42,128
７．評価額調整	1,231,927.23	191,688	2,070,898.85	322,232
a) 創業費ならびに有形固定資産 および無形固定資産に関連するもの	1,231,927.23	191,688	2,070,898.85	322,232
b) 流動資産に関連するもの	0.00	0	0.00	0
８．その他の営業費用	10,812,033.74	1,682,352	25,118,851.15	3,908,493
11．その他の受取利息および類似収益	759,673.69	118,205	1,565,365.16	243,571
a) 関連会社に関連するもの	470,457.29	73,203	1,175,599.77	182,923
b) その他の受取利息および類似収益	289,216.40	45,002	389,765.39	60,647
14．支払利息および類似費用	8,431.40	1,312	2,466.51	384
a) 関連会社に関連するもの	821.35	128	0.01	0
b) その他の支払利息および類似費用	7,610.05	1,184	2,466.50	384
15．損益にかかる税金	3,880,230.18	603,764	7,359,247.39	1,145,099
16．税引後損益	11,669,993.87	1,815,851	24,012,679.14	3,736,373
17．前科目に含まれないその他の税金	0.00	0	0.00	0
18．当期損益	11,669,993.87	1,815,851	24,012,679.14	3,736,373

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他のファンドのサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、関係者、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反に関する方針を採用し、実施している。また、管理会社らは、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、また、利益相反が避けられない場合はファンドの受益者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャー、主たる販売会社、証券貸付代行会社および証券貸付業務提供会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要なプレイヤーでもある。そのため、関係者は、様々な事業活動に従事しており、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、ファンドと締結される金融デリバティブ契約の取引相手方として行為することができる。保管受託銀行はファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者から法的に独立している法人と密接に関係している場合、利益相反が生じる潜在的可能性もある。

関係者は、事業の遂行にあたり、関係者の様々な事業活動とファンドまたは受益者との間の利益相反に繋がる可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努めるものとする。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的のため、関係者は、ファンドまたはその受益者の利益を害するおそれのある利益相反を引き起こす事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するための手続きを実施している。受益者は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／またはファンドの方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による最善の努力および相当な注意にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもってファンドまたはその受益者の利益が害されるすべてのリスクの排除を確保するために十分ではない可能性があるというリスクがある。この場合、これに関連する一切の軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて受益者に通知される。

www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures

この情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、これらの法人は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ ）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託されたすべての保管業務の概要ならびに保管受託銀行のすべての委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これに関する最新情報は、請求により受益者に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

利害関係人の取引制限

管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するファンドまたはサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年8月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了するものとする。

管理会社の存続期間は無期限である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（UBS Asset Management（UK）Ltd.，London）（「投資運用会社」）

資本金の額

2025年2月末日現在、172,000,000英ポンド（約324億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝188.66円）による。

事業の内容

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において登録し、金融行為監督機構（FCA）の許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

（2）UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

（UBS Asset Management（Singapore）Ltd.，Singapore）（「投資運用会社」）

資本金の額

2025年2月末日現在、3,999,998シンガポール・ドル（約4億4,416万円）

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝111.04円）による。

事業の内容

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、シンガポールに設立されたユービーエス・エー・ジーの子会社であり、シンガポール金融管理庁の認可を受けている。

同社は、1993年より集団投資スキームおよび一任勘定による資金の管理を行っている。

（3）UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー

（UBS Asset Management（Americas）LLC）（「投資運用会社」）

資本金の額

該当事項なし

事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人などの機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

（4）UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

（UBS Asset Management（Hong Kong）Limited，Hong Kong）（「投資運用会社」）

資本金の額

2025年2月末日現在、153,761,570香港ドル（約30億円）

（注）香港ドルの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝19.25円）による。

事業の内容

アジアにおいて、機関投資家向けの資産運用を行っている。

（５）UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」「支払事務代行会社」）

資本金（株主資本）の額（UBSヨーロッパSE）

2025年2月末日現在、446,001,086ユーロ（約694億円）

事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイツ・チェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

（６）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

（Northern Trust Global Services SE）（「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行会社」）

資本金の額

2025年2月末日現在、393,067,791ユーロ（約612億円）

事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157 / 2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

（７）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「元引受会社」）

資本金の額

2025年2月末日現在、500,000スイスフラン（約8,321万円）

（注）スイスフランの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝166.41円）による。

事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

（８）UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2025年２月末日現在、5,165百万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

2【関係業務の概要】

（１）UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（UBS Asset Management（UK）Ltd., London）（「投資運用会社」）

ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（２）UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

（UBS Asset Management（Singapore）Ltd., Singapore）（「投資運用会社」）

エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（３）UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー

（UBS Asset Management（Americas）LLC）（「投資運用会社」）

USサステナブル（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（４）UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

（UBS Asset Management（Hong Kong）Limited, Hong Kong）（「投資運用会社」）

グレーター・チャイナ（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（５）UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務および支払事務を行う。

（６）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズＳＥ

（Northern Trust Global Services SE）（「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行会社」）

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズＳＥは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に１口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、ファンドの登録・名義書換事務代行者として、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズＳＥは、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関し必要な情報を収集し確認を行う責任も負う。また、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズＳＥは、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客コミュニケーション・サービスを提供する。

（７）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「元引受会社」）

ファンド資産について元引受会社として、ファンド証券の販売に必要な業務を行う。

（８）UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本における代行業務および販売業務を行う。

3【資本関係】

UBSヨーロッパSEは、ユービーエス・エイ・ジーに100%所有されている。UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ユービーエス・エイ・ジーが100%所有するUBSアセット・マネジメント・エイ・ジーに、100%所有されている。各投資運用会社は、最終的にはユービーエス・エイ・ジーに100%所有されている。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

（2025年3月付）

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（とりわけ、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（指令2009/65/ECをルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2025年1月31日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,124、その純資産総額は1兆318億4,400万ユーロ（160兆5,549億円）に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2025年1月31日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型およびSICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数はそれぞれ1,785および178で、その純資産総額は、それぞれ4兆7,767億1,800万ユーロ（743兆2,573億円）および835億4,900万ユーロ（13兆2億円）に達している³。

2025年1月31日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆9,293億1,700万ユーロ（922兆6,017億円）に達している⁴。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円）による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパート、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト（<https://www.cssf.lu/en/2025/02/net-assets-of-ucis/>）を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

．ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（CSSF）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

．ルクセンブルクの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、指令85 / 611 / EEC（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001 / 107 / ECおよび指令2001 / 108 / ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009 / 65 / EC（以下「UCITS IV指令」という。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パート ファンドは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014 / 91 / EU（以下「UCITS V指令」という。）をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。）により改正された。

2010年法はさらに、2021年7月26日付メモリアルA 561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令（EU）2019 / 1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA 845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令（EU）2021 / 2261を置き換える2022年メモリアルA 82号に公告された2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2024年12月24日付メモリアルA 2024第589号に公告された2010年法の直近の改正は、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して2024年12月20日法により導入された。⁶

⁶ 2024年12月20日法はフランス語で公表されている。2010年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下、この法律の統合版を「2007年法」という。）（2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって改正された。2023年7月24日付メモリアルA 2023第442号に公告された2007年法の直近の改正は、2023年7月21日法（以下「2023年法」という。）により導入された。⁷

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正および補足済）（以下「RAIF法」という。）は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、RAIF法は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（European Venture Capital fund、以下「EuVECA」）規則、欧州社会起業家ファンド（European Social Entrepreneurship Funds、以下「EuSEF」）規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド（European long-term investment fund、以下「ELTIF」）規則および証券化STS規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

⁷ 2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法および2016年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS(以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI(以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI(以下「パート 」という。)
- パート 管理会社(以下「パート 」という。)
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート ファンドは2013年法に定義されるAIFとしての資格を有しているのに対し、UCITSは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド(以下「パート ファンド」という。)は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- (a) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)
- (b) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定し、または、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、この点においてC S S F規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託（「fonds commun de placement」）

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート が適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート が適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - （a）F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - （b）提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - （c）分配方針
 - （d）管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計期間
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート に基づくFCPに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、FCPの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

FCPに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のUCIに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV指令の要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02号において公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは以下の基準を遵守しなければならない。

- () その他のUCIは、UCITS指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
- () その他のUCIは、UCITS指令第50条第(1)項(e)()に従い、UCITS指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

- () ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第(1)項(e)() 条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済）を發布した。CSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済）は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月20日付CSSF規則10-4（2022年7月27日付CSSF規則22-05により改正済）をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済）は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略（金融デリバティブ商品の取扱いを含む。）に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品

4) C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。

ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITS は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITS は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITS は、付随的流動資産を保有することもできる。⁸

⁸ かかる付随的流動資産の保有は、UCITS の純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

(9) (a) UCITS は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITS はまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITS は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、UCITS は、UCITS の約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

(b) UCITS は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITS は、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITS は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITS が指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10) (a) UCITS は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対するO T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記（3）に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- （b）U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T C デリバティブ取引には適用されない。

上記（a）に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および／または
- その資産の20%を超える同一発行体とのO T C デリバティブ取引において発生するエクスポージャー

- （c）上記（a）の第1文に記載される制限は、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- （d）上記（a）の第1文に記載される制限は、指令2009 / 65 / E C および指令2014 / 59 / E U を改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令（E U）2019 / 2162（以下「指令（E U）2019 / 2162」という。）の第3条（1）に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がE U 加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

U C I T S がその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該U C I T S の資産価額の80%を超過してはならない。

C S S F は、本（10）に定める基準を遵守した債券の発行に関する本（10）（d）の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（d）の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「E S M A」という。）に送付するものとする。

- （e）上記（c）および（d）に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

（a）、（b）、（c）および（d）に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記（a）、（b）、（c）および（d）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該U C I T S の資産の35%を超えてはならない。

指令2013 / 34 / E U または公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる

その他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行

体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

(17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。⁹

(b)(a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

⁹ 本項は、2010年法第50条(17)a)の記載を反映したものである。2010年法(改正済)に関するCSSFのFAQでは、CSSFはローンをUCITSの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a) は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

(21) UCISのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCIS(以下「ターゲット・ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。

- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CE（以下「指令2007/16」という。）を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCIも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（これ自体もCSSF通達18/698により改正済）によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- CSSF通達08/380が2008年11月26日に発行され、これによりUCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインが規定され、UCITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339（CSSF通達08/380により改正済）を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、UCITS指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレボまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月20日付CSSF規則No.10-4

2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 4は、2022年7月27日付C S S F 規則No.22 - 05により改正された。

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009 / 65 / E Cを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 44 / E Uを置き換える、2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 5（改正済）
- C S S F 規則10 - 4およびE S M Aによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S Fに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512。

C S S F 通達11 / 512は、C S S F 通達18 / 698によって改正された。

- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014 / 937（改定済）に言及する2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592（同通達は、C S S F 通達13 / 559により実施された、2012年公告の関連するE S M Aガイドライン（E S M A / 2012 / 832）を置き換えた。）。

C S S F 通達14 / 592は、主に、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レボ契約および逆レボ契約などの担保を利用するU C I T Sに関するものである。この点に関して、E U規則2015 / 2365（改正済）も考慮されなければならない。

- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン（C E S R / 10 - 049）のレビューに関するE S M Aの意見に関する2014年12月2日付のC S S F 通達14 / 598
 - 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
 - 新たなC S S Fへの月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
 - C S S F 通達15 / 627は、C S S F 通達25 / 871によって改正された。
 - 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631
 - 投資信託に関する2010年法パート の適用対象となるU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。
 - C S S F 通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697によって改正された。
 - ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698
 - 証券（E S M A）および銀行（E B A）セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F 通達19 / 718
 - 資産担保コマーシャル・ペーパー（A B C P）証券化および非A B C P証券化のためのS T S（簡素で、透明性が高く、標準化された）基準に関する欧州銀行監督局（E B A）ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付C S S F 通達19 / 719
- C S S F 通達19 / 719は、C S S F 通達24 / 868によって改正された。
- オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構（I O S C O）の提言に関する2019年12月20日付C S S F 通達19 / 733

- COVID-19パンデミック時の金融犯罪およびAML / CFTの影響に関する2020年4月10日付CSSF通達20 / 740
- 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法（改正済）およびAML / CTF法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するCSSF通達17 / 650（CSSF通達20 / 744により改正済）を補完する2020年7月3日付CSSF通達20 / 744
- UCITSの成功報酬およびAIFの一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付CSSF通達20 / 764
- MiFID のコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）のガイドライン（ESMA 35 - 36 - 1952）の採択に関する2021年7月30日付CSSF通達21 / 779
- CSSF AML / CTF外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付CSSF通達21 / 788
- ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付CSSF通達21 / 789。ルクセンブルクの投資信託のréviseurs d'entreprises agréés（承認された法定監査人）の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則
- CSSF通達21 / 789は、2023年7月26日付CSSF通達23 / 839によって改正された。
- 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則（EU）345 / 2013、（EU）346 / 2013および（EU）1286 / 2014の変更にに関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2010 / 1156（以下「CBDF規則」という。）に基づくマーケティングコミュニケーションにおけるESMAのガイドライン（ESMA 34 - 45 - 1272）の適用に関する2022年1月31日付CSSF通達22 / 795
- 外注の取決めについてのEBAガイドライン（改正済）に関する2022年4月22日付CSSF通達22 / 805
- 外注の取決めに関する2022年4月22日付CSSF通達22 / 806

本通達の主な目的は、外注の取決めについてのEBAガイドライン（EBA / GL / 2019 / 02）の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。

- ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年5月12日付CSSF通達22 / 810
- UCIの管理事務代行会社に関する2022年5月16日付CSSF通達22 / 811
デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域（1）ならびにFATFの監視が強化されている法域（2）についてのFATF声明に関する2022年10月27日付CSSF通達22 / 822。CSSF通達22 / 822は、デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域ならびにFATFの監視が強化されている法域を列挙する2025年2月25日に最新版が公表された別紙により完成された。
- CSSFへの各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年5月16日付CSSF通達23 / 833
- 欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）に基づく報告に欧州証券市場監督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月1日付CSSF通達23 / 846

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびUCIの段階での他の過誤に関する、2025年1月1日付でCSSF通達02/77を置き換える2024年3月29日付CSSF通達24/856
- マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのESMAガイドラインに関する2024年4月24日付CSSF通達24/857
- ESGまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンドの名称についてのガイドラインに関する2024年10月21日付CSSF通達24/863

（注1）上記のCSSF通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

（注2）法律行為でなくとも、2010年法に関するCSSFのFAQは考慮されなければならない。2010年法に関するCSSFのFAQの直近の改正は、CSSF通達24/856との関連で2025年1月2日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSSF通達11/512（CSSF通達16/698により改正済）に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
 - 予想されるレバレッジ・レベル、および（VaRアプローチを用いるUCITSについて）より高いレバレッジ・レベルの可能性
 - レラティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報
- また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

（注）かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75（CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済）およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パート ファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

（１）2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本（１）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

（a）指令2011 / 61 / EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

（b）指令2011 / 61 / EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88 - 2条第2項a）に従い外部AIFMを任命しなければならない。

（c）自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a）に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011 / 61 / EUに規定するAIFs以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記（b）または（c）に記載される業務を遂行することなく、上記（a）に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- （a）管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- （b）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。
- （c）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- （d）当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- （e）（c）または（d）の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後のみ、効力を有することができる。
- （f）投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本（1）の範囲内に該当し、本（1）第4段落目（b）において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- （a）C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- （b）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- （a）申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは（該当する場合は）C S S F 規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、C S S F は、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）現在はいかかる規則は存在しない。

- （b）上記（a）記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならない、また、投機的ポジションを含んではならない。

（ｃ）管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- 公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の実効取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（会社を実質的に経営する者と異なる場合）
- その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

（ｄ）管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がＣＳＳＦに提供されなければならない。ＣＳＳＦは株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する／適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

（ｅ）申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。完全な申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、ＣＳＳＦが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてＣＳＳＦに通知を行う義務を負うこととなる。

ＣＳＳＦは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- （ａ）管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。
- （ｂ）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- （ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- （ｄ）2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- （ｅ）2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するＵＣＩの資産を使用してはならない。

管理するＵＣＩの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

（２）2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / E Uに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、ＣＳＳＦによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙 に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A．業務を行うための条件

（1）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

（2）管理会社は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のU C Iの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

（3）上記（2）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（a）ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む。）

（b）付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書のセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（a）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

（4）上記（2）からの一部修正として、指令2011 / 61 / E Uに規定するA I FのA I F Mとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項（7）に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこ

- ともできる。本（４）に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。
- （５）金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第１ - １条、第37 - １条および第37 - 3条は、管理会社による上記（３）の業務提供に準用される。
- 上記（３）（a）で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575 / 2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年６月26日付欧州議会および理事会指令2013 / 36 / EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。
- （６）管理会社が支払不能となった場合、上記（２）（３）の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- （７）CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。
- （a）管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - （ ）管理会社が運用するFCP（管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - （ ）管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - （ ）管理会社が運用するUCI（管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、EU規則575 / 2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- （b）（a）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではならない。
- （c）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- （d）認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- （e）中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。
- （f）管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- () 公開有限責任会社 (*sociétés anonymes*) については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員 ((c) に記載の者と異なる場合)
- () その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、上記 (7) (f) に記載の管理会社の経営陣は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または 6 か月以上活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記 (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令 2013 / 36 / E U の施行の結果である金融セクターに関する 1993 年 4 月 5 日法 (改正済) に適合しない場合。
- (e) 2010 年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010 年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010 年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S F は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー (直接か間接か、自然人か法人かを問わない。) の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する 1993 年 4 月 5 日法 (改正済) 第18条の規定と同様の規定に服する。
- C S S F は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社

- (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条 - 15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B．ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、C S S Fの責任とする。ただ

し、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法(改正済)第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS IV指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(規則(EC) 1060 / 2009、(EU) 648 / 2012、(EU) 600 / 2014、(EU) 909 / 2014および(EU) 2016 / 2011を改正する、金融業界のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2022 / 2554に従って設定および運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- 2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。
- UCITSの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
 - 関連するUCITSに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
 - UCITSの最善の利益のために行動するUCITS管理会社の義務の遵守を妨げないもの
- 報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。
- 報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。
- (6) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

- （c）報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- （d）報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内レビューの対象とされる。
- （e）内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- （f）リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- （g）報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- （h）業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- （i）保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- （j）報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- （k）満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- （l）変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- （m）UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下（n）に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- （n）変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整

される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクロバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009/65/EC第14a条第(4)項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS 指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS 指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「IFM」という。）（すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125 - 1条または第125 - 2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人（SIAG）、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項（b）に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド（FIAAG））の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12/546（改正済）を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18/698は、IFMがルクセンブルクおよび/または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、認可に係る特定の要件（特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託

契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律または約款（U C I T Sのみ）に従って計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

U C I T S V 指令（以下に定義される。）に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。U C I T Sの場合（後者の場合）、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法（改正済）に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するU C I T Sに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / E Cを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、C S S Fは、U C I T Sの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたC S S F通達14 / 587を2014年7月11日に公表した（以下「通達14 / 587」という。）¹⁰。C S S Fは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、U C I T Sの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587の結果、I M L通達91 / 75（C S S F通達05 / 177、18 / 697、21 / 790および22 / 811により改正済）の第E章はもはやU C I T Sには適用されなくなったが、A I F M Dの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在U C I T Sの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、C S S Fの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなかった。

¹⁰ C S S F通達14 / 587は、以下に詳述されるとおりC S S F通達16 / 644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS指令の最終文を正式に採択した。UCITS指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITSのレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITSレベル2の措置と矛盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITSレベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況（UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パートの適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ（該当する場合）に適用される組織的取決めに係るCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、投資信託に関連する2010年法パートに従いUCITSの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に関するCSSF通達16/644および投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体に従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75（CSSF通達05/177により改正済）を改定する。

（A）預託機関は、FCPのパートファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a）に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

U C I T S 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（ i ）一般的な保管受託義務、（ ）保管、（ ）デュー・ディリジェンス、（ ）支払不能保証および（ v ）独立性に係るものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたC S S F通達16 / 644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

C S S F通達16 / 644は、上記でさらに記載されるとおり、C S S F通達18 / 697により改定された。

（ B ）預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P（パート ファンド）に関しては、F C Pの資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパート ファンドの預託機関にはA I F Mの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(「sociétés anonymes」)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（「société d'investissement à capital variable」または「S I C A V」）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、S I C A Vの株主総会の議事録を記録した公正証書またはS I C A Vに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

S I C A Vは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。

- 通常の期間内にSICA Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICA Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICA Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、（ ）SICA Vに預託がない間、または（ ）預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手段の対象となった場合は禁止されること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にSICA Vが負担する費用の性質を規定すること。
- SICA Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）SICA Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- SICA Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICA Vの定款に従って執行されるようにすること。
- SICA Vの株式の価額が法律およびSICA Vの定款に従って計算されるようにすること。

- 法律およびS I C A Vの定款に反しない限りにおいて、S I C A VまたはS I C A Vに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- S I C A V資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、S I C A Vのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に係るものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるA I F Mが管理するS I C A Vには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S I V指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を停止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」を「S I C A V」と読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2018年8月23日付C S S F通達18/698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（「société anonyme」）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420の1条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ ）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

（ ）会社の形態および名称

（ ）登録事務所の所在地

（ ）会社の目的

（ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

（ ）当初払込済の発行済資本の額

（ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

（ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ ）現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

（ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（ ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

（ ）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（ ）会社の存続期間

（ ）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これを R C S に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420の19（2）条および第420の23（2）条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルクの C S S F から正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他の E U加盟国で設立・設定された U C I T S でないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条（5）の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法 A I F の受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルクで設立された A I F M により行われる場合、または2011 / 61 / E U 指令の第 V I 章および第 V I I 章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立された A I F M により行われる場合、除外される。

- () 認可を受けた U C I は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及される U C I については、設立から 1 か月以内にかかるリストへの記入の申請書を C S S F に提出しなければならない。
- () ルクセンブルク法、規則および C S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から 1 か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官または C S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルクの U C I の解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（「fonds d'investissement」）の定義は、1991年1月21日付 I M L 通達91 / 75（C S S F 通達05 / 177、18 / 697、21 / 790および22 / 811により改正済）の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法

人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、FCPの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「KII」という。）を作成するものとする（2010年法の第159条を参照のこと）。

KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロフィール。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（PRIIP）の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（EU）第1286／2014号（以下「規則（EU）1286／2014」という。）に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条

ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす（2010年法第163 - 1条を参照のこと。）。)

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則（EU）1286 / 2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- UCISはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ4か月以内および2か月以内にCSSFに送付されるものとする。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パート ファンドに服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

（ ）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05 / 177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（ ）誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めていたCSSF通達02/81は、CSSF通達21/790により置き換えられた。CSSF通達21/790は一方で、UCIにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各UCIの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にUCIからCSSFに送付される情報の詳細を記載した。同通達は他方で、UCIの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各UCIの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。CSSFが承認された法定監査人に対して、UCIの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正済）およびCSSF通達15/627（CSSF通達25/871により改正済）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託（「fonds d'investissement」）の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20営業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にするため、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場

合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない。かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。

- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

- 2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

- 2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書（1915年法第1100 - 14条）、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書（清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。）、清算期間の延長要請（清算期間が9か月を超える見込みの場合）、清算後の情報（Caisse de Consignation¹¹への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等）などの非財務報告書その他場合にに応じて必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、CSSFを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation” にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

¹¹ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務

は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税（droit d'apport）

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パートIのUCITSまたはパートIIのUCIのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各暦年の四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「規則（EU）2017/1131」という。）に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント（2010年法第175条（b）の利益を損なわない）
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852（規則（EU）2019/2088を改正する。）（以下「規則（EU）2020/852」という。）第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に対する当該投資割合に応じて、0.04%から0.01%の範囲における軽減税率が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合（規則（EU）2020/852に従い開示される。）は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第（b）項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコン

パートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、その年次税の定期申告において個別に開示されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税（taxe d'abonnement）の初回申告のために、ルクセンブルクのVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA）に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則（EU）2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合（当該規則に従い開示される。）に適用される税率を決定する基準となる。

上記第2および第3段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各UCIは、当該UCIがルクセンブルクのVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- （a）他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはRAIF法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- （b）以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- （i）その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

- （ ）規制（EU）2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

- （ ）公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- （c）その証券が、（ ）従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび（ ）従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および（ ）汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本（c）の（ ）、（ ）および（ ）で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- （d）主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- （e）以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- （i）その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

- （ ）一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、（i）の条件を満たすクラスにのみ適用される。

（f）欧州長期投資ファンド（European long-term investment funds）に関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則（EU）2015/760（以下「規則2015/760」という。）に定めるELTIFとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各UCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

（g）その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するUCITSおよび複数のコンパートメントを有するUCITSの個々のコンパートメント。

UCITSまたはコンパートメント内に複数の受益証券または株式クラスが存在する場合、当該免除は、本書に言及される受益証券または株式クラスにのみ適用されるものとする。

2024年12月30日、AEDは、ルクセンブルクの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する課税の枠組みの改善およびアクティブ運用されるUCITS ETFの年次税の免除に関する通達824を発行した。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

現在のルクセンブルク税法では、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していた場合、その株式または受益証券は、相続税の目的において当該受益者の課税対象に含まれる。反対に、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していなかった場合、当該受益者の死亡に際して行われる株式または受益証券の譲渡には相続税が課せられない。

株式または受益証券の贈与または寄付について、当該贈与がルクセンブルクの公正証書に記録されまたはその他ルクセンブルクにおいて登録されている場合は、贈与税を課せられることがある。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）を通じて、ルクセンブルク籍企業（SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、（ ）当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または（ ）当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

ルクセンブルクの居住者である受益者およびルクセンブルクに株式または受益証券が帰属する恒久的施設または常駐者を有する非居住者である受益者は、かかる株式または受益証券に対してルクセンブルクの富裕税を課せられる。ただし、当該受益者が（i）個人、（ ）2004年3月22日法（改正済）に服する証券化のためのピークル、（ ）2004年6月15日法（改正済）に服するベンチャー・キャピタル会社、（ ）2005年7月13日法（改正済）に服する専門年金機関、（v）2007年2月13日法（改正済）に服する専門投資信託、（ ）2007年5月11日法（改正済）に服するファミリー・ウェ

ルス・マネジメント会社、（ ）2010年12月17日法（改正済）に服するUCI、または（ ）2016年7月23日法（改正済）に服するリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ただし、（ i ）2004年3月22日法（改正済）に服する証券化会社、（ ）2004年6月15日付法（改正済）に服する税務上不透明なベンチャー・キャピタル会社、（ ）2005年7月13日法（改正済）に服する専門年金機関、および（ ）ルクセンブルクの税務上の目的においてベンチャー・キャピタル・ピークルとして扱われる、2016年7月23日法（改正済）に服する税務上不透明なリザーブド・オルタナティブ投資ファンドは、引き続きルクセンブルクの最低富裕税の課税対象となる。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.3. 付加価値税

通達723および723bisに従い、ルクセンブルク付加価値税法（以下「LVL」という。）第44条第1項d）に記載される投資信託（以下「投資信託」という。）で、その運用がLVL第44条第1項d）に基づき付加価値税を免除されるものは、ルクセンブルクにおいて仕入れに係る付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者として適格であるものとする。

現在のルクセンブルクの法制は、法人型の投資信託（すなわち、SICAV、SICAF、SICAR）および契約型の投資信託（すなわち、FCP）の双方を含む、第44条第1項d）に基づくすべてのAIFに対して区別することなく適用されることに留意すべきである。

その課税対象者としての適格性により、ルクセンブルク以外のサービス提供者（EUおよび非EUの双方を含む。）から受けるサービスは、原則として、一般的な「企業間取引」の供給地ルールに基づき、付加価値税の目的においてルクセンブルクに所在し、またその付加価値税の取扱いは、ルクセンブルク付加価値税法の規定の適用を受ける。

ルクセンブルクでは、投資信託の運用は、LVL第44条第1項d）に基づき付加価値税を免除される。付加価値税の免除は、特に（ i ）ファンド管理（ファンド会計サービス、顧客対応、評価および価格設定、規制コンプライアンスの監視、受益者名簿の維持、収益の分配、受益証券の発行および買戻し、契約決済（証書の送付を含む。）または記録保持など）、（ ）ポートフォリオ運用、（ ）リスク管理、および（ ）ファンド関連の投資助言に適用される。

運用サービスの一部が再委託される場合、CJEUは、ファンドの管理運用に関して第三者管理者が履行するサービスについて、当該サービスが、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものである場合は、「特別投資信託の運用」の概念の範囲内におけるものであると決定している。かかる文脈において、かつ、CJEU判例法に基づき、本免除は、第三者に委託される投資顧問サービスにも適用されるべきである。

結果として、ジェネラル・パートナー、AIFMおよびポートフォリオ・マネジャーに委託されたポートフォリオ運用機能により当該投資信託に提供されるファンド運用サービスは、付加価値税を免除される。

ファンド運用における付加価値税の免除の範囲は、CJEU判例法に照らして継続的に変化することにも留意すべきである。CJEUは、近年、税務コンプライアンスまたはソフトウェア・サービスなどの業務について（その全部が外注されていない場合でも）、一定の状況において、当該サービスがCJEUの設定する基準（当該サービスは、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものでなければならない。）を充足する範囲で、付加価値税の免除対象とみなされる可能性がある」と決定した。

当該投資信託（またはFCPの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービス（設立費用、法律/弁護士サービス、外部監査サービス、IT/技術サービス、翻訳および印刷の費用など）は、付

加価値税の免除の適用について適格ではなく、そのため、いかなる場合においても引き続きルクセンブルクの付加価値税（通常は、17%の標準税率）を課せられる。

投資信託／その管理会社は、支払うべきルクセンブルク付加価値税を自己申告する責任を負う外国供給業者からの課税対象費用を受領する場合においてのみ、付加価値税の目的において（付加価値税の簡易年次申告の提出を伴う）簡易課税制度に基づく登録を義務付けられる。現地で発生したまたはリバース・チャージ方式に基づき自己申告された仕入れに係る付加価値税は回収不能であり、そのため、投資信託／その管理会社の最終的な費用を構成する。外国の付加価値税の適用（即ち、二重課税）を回避するために、付加価値税の登録は、外国から課税対象サービスに対する請求書を受領する前に行われる必要がある。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

従前の制度（ルクセンブルクVAT当局により発行された2016年9月30日付通達781）では、取締役の報酬は、一般に、付加価値税の課税対象とみなされていた。投資信託に関しては、取締役の報酬は付加価値税を免除されていた。ジェネラル・パートナーおよび管理会社の取締役の報酬については、一般に、付加価値税の課税対象部分（会社運用自体）と付加価値税の免除対象部分（ファンド運用）に分割されていた。

2024年11月22日、地方裁判所は、ルクセンブルクの会社の取締役が受領する報酬（ *tantième* ）に関するルクセンブルクの付加価値税の取扱いについて決定を下し、当該決定により、取締役は特にその独立性の欠如から付加価値税の課税対象者として適格でないとする2023年12月21日付のCJEUの予備判決を適用し、承認した。

また、取締役の報酬に対して付加価値税を適用すべきでないこと認めた2024年11月22日付通達781-2により、本事項はさらに明確となった。同通達において、取締役が上記判決に定める条件の観点から自身の状況を評価すべきである旨の記載はないが、一定の取締役が付加価値税の範囲内または範囲外のいずれに該当するかを判断するための上記の条件または検証に関する具体的な分析もなされていない。代わりに、現時点では、すべての取締役報酬は、一般に（特定の場合を除いて）付加価値税の範囲外であるとみなすアプローチが取られている。したがって、現在、独立取締役が提供する取締役サービスは、付加価値税の対象外であると考えられている（即ち、独立性および経済リスク要件は付加価値税の目的において充足されていないが、個々のケースに応じた具体的な分析はなされていない。）。本通達は、付加価値税の免除を、公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）の取締役のほか、その他の法的形態の会社（例：SàrlおよびSCA）の取締役／管理者まで拡張するものである。

また、かかる決定は、自然人または法人である取締役に適用する。ただし、通達において明示的に取り扱われていないが、通達では当該取締役サービスについて個人的に報酬を受領する取締役に言及しているため、本VAT制度の利益は、従業員が取締役を務める会社には拡張されるべきでないと考えられる。

過去に適用された付加価値税の正規化を促進するために、VAT当局は、2024年12月16日から利用可能な専用ツールをMyGuichet.luに設置している。正規化のプロセスは、取締役がルクセンブルクに設立されているか否かによって異なる。VAT当局は、2025年7月1日までに請求が行われることを条件に、2018年および2019年について時効を放棄していることに留意すべきである。

2.6.4. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「CRS法」という。）に定められる共通報告基準（以下「CRS」という。）の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1

月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTAに対し、（ ）CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および（ ）CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報（以下「本情報」という。）には、CRS法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、CRS法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者（該当する場合）に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はLTAに伝達されたデータにアクセスし、当該データを（必要な場合に）修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、CRS法に定められる目的のために毎年LTAに開示される。LTAは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてLTAに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、CRS法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがCRS法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

投資家は、CRS法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.5. FATCA

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、FATCA法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるFATCA規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。FATCAの実施プロセスの一環として、米国政府

は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されFATCAの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

FATCAの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「FATCA法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をLTAに報告することを義務付けている。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的な非金融機関外国事業体（以下「受動NFFE」という。）の場合、当該NFFEのコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法は、FATCA法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をLTAに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

受動NFFEとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託（「SIF」）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するSIFになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特にEU規則2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」。）等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの別紙（以下「指令2014/65/EU」という。）に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、SIFに100,000ユーロ以上の投資を行うか、またはSIFへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則（EU）648/2012を改正する、2013年6月26日付欧州議会および理事会規則（EU）575/2013に定める金融機関、指令2014/65/EUに定める投資会社、UCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/ECに定める管理会社、もしくはオルタナティブ投資ファンド運用者に関する、指令2003/41/ECおよび同2009/65/ECならびに規則（EC）1060/2009ならびに同（EU）1095/2010を改正する、2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかの一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I F の最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、UCITSについては6か月以内、パート ファンドについては12か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I F は会社型の形態において、一部払込済の株式 / 受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I F を設立することができる。さらに、S I F は、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I F は、（例えば、S I F が発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I F の場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I F は会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I F が投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CS SFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I F はリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CS SFは特に、CS SF 通達07 / 309を、S I F におけるリスク分散に関して発行し、そこでS I F がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I F のコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および / または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I F がかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I F の純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実により、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C I について、C S S F は、S I F の設立文書、S I F の取締役 / マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S F の承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I F は、C S S F による規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I F は、2013年法が適用される範囲のA I F の資格を自動的に得るわけではない。S I F は、A I F の定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F M が管理するS I F に対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルクに登記上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法（改正済）の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A V のうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）第26 - 1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I F の資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

S I F の年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I F は、事業のより効率的な遂行のため、S I F を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fとして適格でないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fとして適格でないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014/65/EUの別紙 に定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。)およびS I Fが2018年1月1日までにU C I T S - K I Iに類似する文書の発行を選択済みであった場合(その場合、当該S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免除される。)はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

（a）他のU C Iが保有する受益証券／投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がR A I Fに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはR A I F法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のU C Iにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するU C Iは、登録税、不動産、V A T当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

（b）以下のS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

（i）マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規制（E U）2017 / 1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

（ ）公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

（c）その証券またはパートナーシップ持分が、（i）従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび（ ）従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

（d）主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

（e）E L T I Fに関する規則2015 / 760に定めるE L T I Fとして認可される、S I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、S I Fは、V A T当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4．リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I Fであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）を導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で認可されたA I F Mにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

R A I F制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。R A I Fは変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、R A I Fが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、S I Fに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。R A I Fは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いか

なる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。

- 適格投資家： R A I F は、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014 / 65 / E U の別紙 に定めるプロフェッショナル投資家および最低金額（100,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- R A I F は、C S S F の監督対象とならない。S I F または S I C A R と異なり、R A I F は、C S S F による事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。R A I F は、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- 承認された A I F M を任命しなければならないこと： R A I F は自動的に A I F の資格を取得し、ルクセンブルク、他の E U 加盟国または場合によっては第三国（ただし A I F M D 運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立された A I F M を任命しなければならない。
- 税制： R A I F は、0.01% の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）または S I C A R に適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。A I F 運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換：既存の S I F 、 S I C A R および規制されない A I F は、投資家および（該当する場合）C S S F から適切な承認を得ることを条件に、R A I F 制度を選択することができる。

第4【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- 図案を採用することがある。

（２）投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・「投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- ・「ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。」との趣旨を示す記載
- ・「投資信託は元本保証のない金融商品です。」との趣旨を示す記載

（３）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

外国投資信託受益証券の様式

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1．表面

- a．ファンドの名称
- b．表象される口数
- c．署名（管理会社および保管受託銀行）
- d．管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
- e．約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2．裏面

記載なし。

別紙 - S F D R 関連情報

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンド
—エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）
法人識別番号：5493005EFKKJE4105D54

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 50% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSブレンデッドESGスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいてUBSブレンデッドESGスコアの最小値はない。

特性2)：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さと、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- － 無煙炭および褐炭の調査、採掘、抽出、販売または精製から1%を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 石油燃料の調査、抽出、販売または精製から10%を超える収益を得る企業は、除外される。
- － ガス燃料の調査、抽出、製造または販売から50%を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- － 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- － UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- － ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 無煙炭および褐炭の調査、採掘、抽出、販売または精製から1%を超える収益を得る企業は、除外される。
- 石油燃料の調査、抽出、販売または精製から10%を超える収益を得る企業は、除外される。
- ガス燃料の調査、抽出、製造または販売から50%を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスクルージション」

- UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」1.13 「取締役会のジェンダー多様性」1.15 「GHG原単位」1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリ

スタが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、EUバリエーション協定整合ベンチマーク除外基準（CDR（EU）2020/1818 の第 12 条（1）（a）から（g））の対象となる企業への投資を除外する。国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当該企業にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。

サステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクススクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクススクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSブレンデッドESGスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）

特性2）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

環境的および／または社会的特性を満たすために利用される、一または複数の特性ならびに持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率は、四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、EUバリエーション協定整合ベンチマーク除外基準（CDR（EU）2020/1818 の第 12 条（1）（a）から（g））の対象となる企業への投資を除外する。国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当該企業

にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



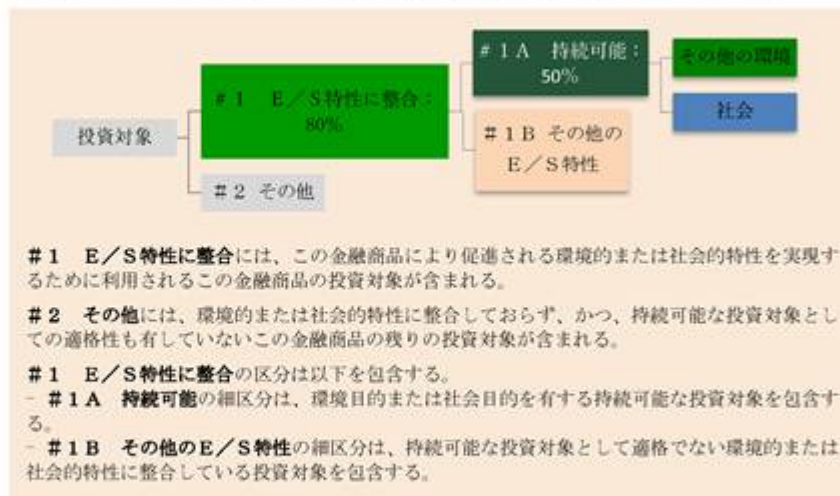
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は80%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は50%である。



- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

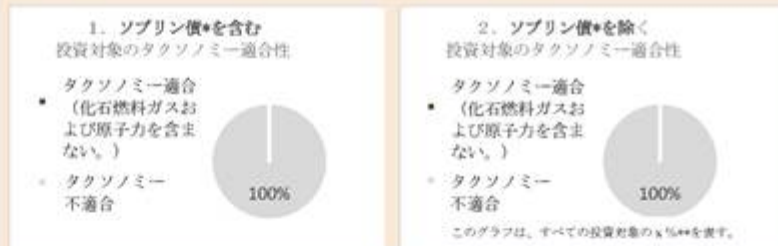
☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.ubs.com/funds）で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンダーヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）
法人識別番号：549300P3QHSRY6MML75

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 30% の比率で以下の持続可能な投資を行う

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいてUBSブレンデッドESGスコアの最小値はない。

サブ・ファンドの投資ユニバースは、(i)ヨーロッパ以外に所在し、またはヨーロッパ以外で主な活動を行っている企業の株式により補完される(ii)ヨーロッパに所在し、またはヨーロッパで主な活動を行っている企業の株式で主に構成される。投資ユニバースのこの2つの部分は分離されており、それぞれ少なくとも20%減少させることにより、UBSブレンデッドESGスコアが最も低い発行体が除外される。

ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオに組み入れられている有価証券（現金、現金等価物およびヘッジ目的のデリバティブを除く。）の少なくとも90%についてUBSブレンデッドESGスコア評価を適用するものとする。

特性2)：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- － 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- － 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- － UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- － ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのスチュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



主要な悪影響と
は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。
主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の探掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの探掘から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのスチュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企

業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

重大なサステナビリティ／E S Gに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、E S Gリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクリージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（W A C I）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

環境的および／または社会的特性を満たすために利用される、一または複数の特性ならびに持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率は、四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、E S Gリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクリージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー」の項に記載されている。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は30%である。



この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

● この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

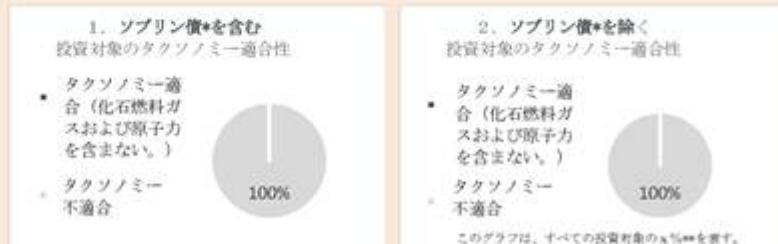
☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンデド・グレーター・チャイナ（米ドル）
法人識別番号：54930048UKNCZHHK6C44

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性1)：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

特性2)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいてUBSブレンデッドESGスコアの最小値はない。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも(i)「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および(ii)（ベンチマークを参照することにより）「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

主要な悪影響と

は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？



考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- － ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2)：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

環境的および／または社会的特性を満たすために利用される、一または複数の特性ならびに持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率は、四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて計算される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



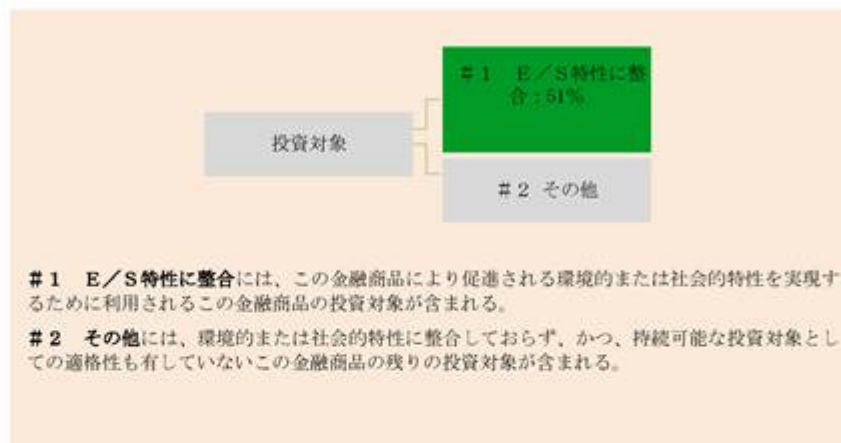
この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

EUタクソミーを遵守するために、**化石燃料ガス**に関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

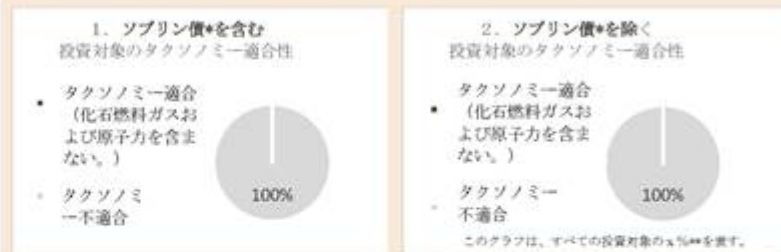
原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか?**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか?**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか?**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか?

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS（Lux）エクイティ・ファンダーUSサステナブル（米ドル）
法人識別番号：5493007HGBIH15NYM56

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 50% の比率で以下の持続可能な投資を行う

- ☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- ☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSブレンデッドESGスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいてUBSブレンデッドESGスコアの最小値はない。

特性2)：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- － 無煙炭および褐炭の調査、探掘、抽出、販売または精製から1%を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 石油燃料の調査、抽出、販売または精製から10%を超える収益を得る企業は、除外される。
- － ガス燃料の調査、抽出、製造または販売から50%を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 一般炭の探掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの探掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- － 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- － UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- － ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのスチュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が作らる。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。
主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 無煙炭および褐炭の調査、採掘、抽出、販売または精製から1%を超える収益を得る企業は、除外される。
- 石油燃料の調査、抽出、販売または精製から10%を超える収益を得る企業は、除外される。
- ガス燃料の調査、抽出、製造または販売から50%を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのスチュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスクルージション」

- UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」1.13 「取締役会のジェンダー多様性」1.15 「GHG原単位」1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリ

リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、EUバリエーション整合ベンチマーク除外基準（CDR（EU）2020/1818 の第 12 条（1）（a）から（g））の対象となる企業への投資を除外する。国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当該企業にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSブレンデッドESGスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）

特性2）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

環境的および／または社会的特性を満たすために利用される、一または複数の特性ならびに持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率は、四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、EUバリエーション整合ベンチマーク除外基準（CDR（EU）2020/1818 の第 12 条（1）（a）から（g））の対象となる企業への投資を除外する。国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当該企業

にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。



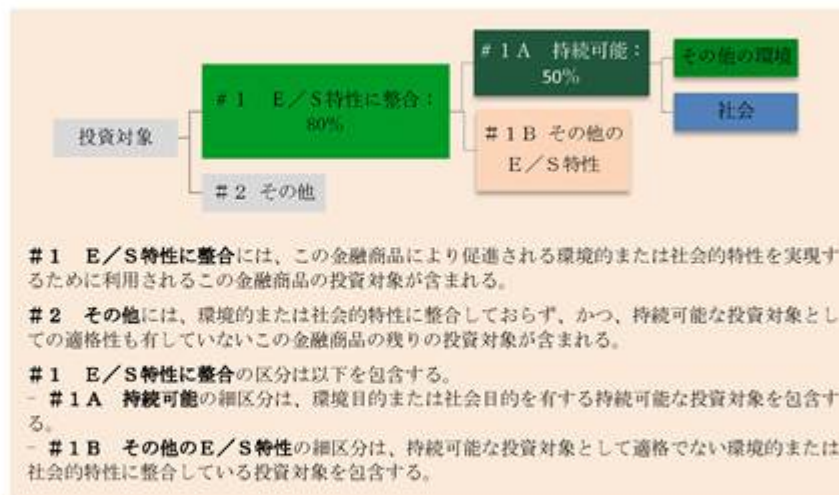
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出**（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費**（OpEx）

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は80%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は50%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

● この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

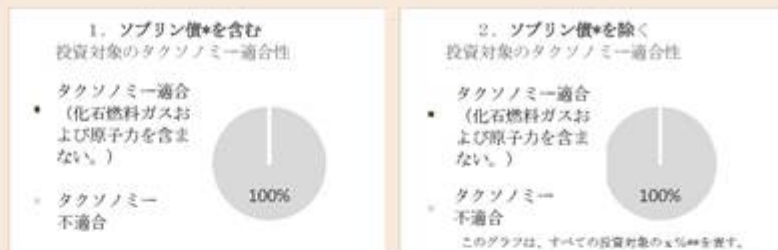
☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびボートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すれば
よいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

監査報告書

UBS（Lux）エクイティ・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2024年11月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2024年11月30日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・2024年11月30日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表され、CSSFがルクセンブルグについて採用した国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）、および財務書類の監査に関する倫理上の要件に従い、ファンドから独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算またはサブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ 2025年3月19日

ピエール・マリー・ボシュロー

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Equity Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 30 November 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2024;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments in securities and other net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2024; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 19 March 2025

Pierre-Marie Bochereau

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り33A番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2023年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2023年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの（金融監督委員会）（以下「C S S F」といいます。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行いました。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した職業会計士の国際倫理規程（国際会計士倫理基準審議会が発行した国際独立性基準を含みます。）（以下「I E S B A規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される規制の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2024年3月22日

ピエール＝マリー・ブール

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS fund Management (Luxembourg) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

Luxembourg, 22 March 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

U B S（Lux）エクイティ・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、U B S（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2023年11月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2023年11月30日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・2023年11月30日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「C S S F」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d' entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表され、C S S Fがルクセンブルグについて採用した国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）、および財務書類の監査に関する倫理上の要件に従い、ファンドから独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算またはサブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ 2024年3月22日

アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Equity Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 30 November 2023, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2023;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the statement of investments in securities and other net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2023; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 22 March 2024

Alain Maechling

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。